

平成 2 3 年 第 7 回

# 佐伯市議会定例会会議録

自 平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日  
至 平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日

佐 伯 市 議 会

平成23年 第7回

# 佐伯市議会定例会会議録

第1号	11月29日
第2号	12月5日
第3号	12月6日
第4号	12月7日
第5号	12月8日
第6号	12月16日

## 平成23年第7回佐伯市議会定例会会議録目次

平成23年11月29日(火曜日)(第1号)

開会.....	14
1 日程第1 会期の決定.....	14
1 日程第2 委員長の報告(質疑、討論、採決).....	14
1 決算特別委員長(井上清三)の報告.....	14
1 26番(高司政文)の反対討論(認定第3号).....	17
1 審議結果.....	19
1 日程第3 議案の上程.....	19
1 上程議案等一覧表.....	19
1 日程第4 提案理由の説明.....	21
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	21
散会.....	26

平成23年12月5日(月曜日)(第2号)

開議.....	29
1 日程第1 議案質疑.....	29
1 8番(佐藤元)の質疑(議案第148号).....	29
1 22番(玉田茂)の質疑(議案第130号).....	37
1 13番(矢野哲丸)の質疑(議案第120号).....	40
1 日程第2 議案等の委員会付託.....	45
1 議案等付託表.....	45
1 日程第3 一般質問.....	47
1 11番(兒玉輝彦)の一般質問.....	47
1 10番(井野上準)の一般質問.....	56
1 22番(玉田茂)の一般質問.....	66
1 6番(江藤茂)の一般質問.....	72
散会.....	80

平成23年12月6日(火曜日)(第3号)

開議.....	83
1 日程第1 一般質問.....	83
1 8番(佐藤元)の一般質問.....	83
1 1番(後藤幸吉)の一般質問.....	94
1 30番(清家儀太郎)の一般質問.....	105
1 2番(後藤勇人)の一般質問.....	111
1 27番(吉良栄三)の一般質問.....	120
1 12番(宮脇保芳)の一般質問.....	133

散会.....	144
平成23年12月7日(水曜日)(第4号)	
開議.....	147
1 日程第1 一般質問.....	147
1 4番(清田哲也)の一般質問.....	147
1 5番(河原修仁)の一般質問.....	160
1 19番(芦刈紀生)の一般質問.....	171
1 13番(矢野哲丸)の一般質問.....	182
1 23番(柘田穂積)の一般質問.....	190
1 17番(井上清三)の一般質問.....	196
散会.....	208
平成23年12月8日(木曜日)(第5号)	
開議.....	211
1 日程第1 一般質問.....	211
1 16番(三浦涉)の一般質問.....	211
1 7番(河野豊)の一般質問.....	223
1 25番(清家好文)の一般質問.....	235
1 26番(高司政文)の一般質問.....	246
1 3番(浅利美知子)の一般質問.....	261
1 日程第2 委員会提出議案の上程(提案理由説明、質疑).....	271
1 議会改革等調査特別委員長(宮脇保芳)の説明(委員会提出議案第9号).....	271
1 追加上程議案等一覧表.....	273
散会.....	273
平成23年12月16日(金曜日)(第6号)	
開議.....	276
1 日程第1 委員長報告(質疑).....	276
1 総務常任委員長(後藤幸吉)の報告.....	276
1 建設常任委員長(井上清三)の報告.....	281
1 教育民生常任委員長(矢野哲丸)の報告.....	283
1 経済産業常任委員長(井野上準)の報告.....	289
1 日程第2 討論、採決.....	295
1 22番(玉田茂)の反対討論(議案第130号).....	296
1 17番(井上清三)の反対討論(議案第130号).....	297
1 15番(矢野精幸)の賛成討論(議案第148号).....	299
1 8番(佐藤元)の反対討論(議案第148号).....	300
1 3番(浅利美知子)の反対討論(請願第12号).....	305
1 26番(高司政文)の賛成討論(請願第12号).....	306
1 26番(高司政文)の反対討論(委員会提出議案第9号).....	308

1	27番（吉良栄三）の賛成討論（委員会提出議案第9号）	309
1	審議結果	311
1	日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）	313
1	14番（日高嘉己）の説明（意見書案第24号）	313
1	24番（渡邊一晴）の説明（意見書案第25号・第26号）	314
1	1番（後藤幸吉）の説明（意見書案第27号）	316
1	追加上程議案等一覧表	318
1	審議結果	319
1	日程第4 農業委員会委員の推薦の件	319
1	日程第5 会議録署名議員の指名	320
	閉会	320

一般質問一覧表  
(質問者順)

平成23年12月5日(月)・6日(火)  
7日(水)・8日(木)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	1. 大手前開発事業について ア. 再開発準備組合について イ. 商業棟への入居状況について ウ. 説明責任について	市長 建設部長	兒玉輝彦	47
2	1. 市営住宅について ア. 市営住宅の戸数と入居状況について イ. 空き室の有効利用について ウ. 年間の維持管理費について エ. 滞納状況と不納欠損処理について オ. 滞納者の徴収について 2. 振興局の出張所について ア. 職員配置について イ. 今後の出張所の扱いについて	総務部長 建設部長	井野上 準	56
3	1. 佐伯市水道ビジョンについて ア. 統合計画について イ. 堅田第2配水池について ウ. 施設の耐震性について エ. 遠隔監視システムの整備について 2. 鶴見地区の水不足対策について ア. 吹灘ふれあいトンネルの水道管設置について イ. 吹浦地区の水源地探査について ウ. 鶴見地区全域の一体化について	上下水道部長 水道工務課長	玉田 茂	66
4	1. 西上浦と八幡地区のこれからについて ア. 総合計画について イ. 国土調査について ウ. 西上浦小学校と八幡小学校の統合について エ. 太平洋セメントの跡地について オ. 八幡地区公民館について	市長 企画商工観光部長 建設部長 教育部長	江藤 茂	72

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
5	1．佐伯市全域の緊急対策について ア．緊急対策について イ．各振興局の役割について 2．新佐伯警察署周辺整備について 3．佐伯豊南高校と佐伯鶴岡高校の統合について ア．通学路の安全確保について イ．区画整理について	市長 建設部長 消防長	佐藤元	83
6	1．歴史資料館建設事業について ア．規模について イ．毛利家の意向について ウ．毛利家の遺品について 2．文化会館敷地賃貸借契約について ア．これまでの交渉経過について イ．交渉窓口について ウ．契約金額の推移について エ．契約の考え方について オ．新文化会館建設について 3．大手前開発事業について ア．商業・住宅棟について イ．商工会議所について ウ．公共棟について エ．問題点について	市長 企画商工観光部長 建設部長 教育部長	後藤幸吉	94
7	1．番匠川ゴルフクラブ（佐伯ゴルフクラブ）の 存続問題について ア．「財団法人番匠川親水環境整備協会」の設 立目的とゴルフ事業の経過について イ．今後の運営について 2．大分県ドクターヘリ導入計画について ア．ドクターヘリ導入により救急救命医療に及 ぼす影響について イ．防災ヘリ「とよかぜ」との関係について	市長 塩月副市長 教育部長 消防長	清家儀太郎	105

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
8	1．災害に強いまちづくりについて ア．「地域避難訓練」について イ．防災相互応援協定について ウ．災害時ホームページ代理掲載について 2．「脳脊髄液減少症」について ア．現状について イ．教育委員会の対応について ウ．市の対応について	教 育 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 長	後藤 勇人	111
9	1．合併特例債の発行延長について 2．災害に強いまちづくりについて ア．湧水対策について イ．急傾斜地崩壊防止対策について ウ．防災訓練について エ．消防団活動について	市 長 総 務 部 長 財 務 部 長 建 設 部 長 上 下 水 道 部 長 農 林 水 産 部 長 消 防 長	吉良 栄三	120
10	1．第1次佐伯市総合計画前期基本計画の検証結果について ア．検証方法について イ．検証結果の公表について 2．検証結果と総合計画重点プロジェクト事業との整合性について ア．企業誘致について イ．佐伯港の利用促進について ウ．スポーツによる交流の推進について エ．地域医療体制の充実について	市 長 塩 月 副 市 長 企画商工観光部長 福 祉 保 健 部 長 教 育 部 長 消 防 長	宮脇 保芳	133



番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
11	1．中学校教育について ア．中1ギャップ解消のための小・中連携施策について イ．部活動の充実施策について 2．給食費の未納問題について ア．給食費未納問題に関する取組について イ．公会計への移行について 3．市役所新庁舎建設事業について 4．公共事業における市内業者への優遇措置について	市 長 教 育 長 財 務 部 長	清田哲也	147
12	1．地震・津波による防災対策について ア．避難対策について イ．情報の収集、伝達及び広報について ウ．生活関連施設の対応について エ．防災における「自助」「共助」「公助」について	市 長 山 本 副 市 長 塩 月 副 市 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 長 上 下 水 道 部 長 消 防 長	河原修仁	160
13	1．パワーアップ事業の継続について 2．振興局の社会教育担当職員の配置について 3．公園の管理について	市 長 教 育 長 総 務 部 長 企 画 商 工 観 光 部 長 建 設 部 長 農 林 水 産 部 長 教 育 部 長	芦刈紀生	171
14	1．周辺部における買物弱者等の救済対策について 2．社会体育・社会教育の推進について	企 画 商 工 観 光 部 長 教 育 部 長 次 長 兼 企 画 課 長 ス ポー ツ 振 興 課 長	矢野哲丸	182
15	1．廃屋対策について 2．エコセンター蒲江について 3．蒲江振興局及び消防署蒲江分署の建替えについて	総 務 部 長 財 務 部 長 市 民 生 活 部 長 次 長 兼 総 務 課 長	榊田穂積	190

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
16	1．第5期介護保険事業計画策定について 2．水産振興策について	市 長 福 祉 保 健 部 長 農 林 水 産 部 長 保 険 課 長	井 上 清 三	196
17	1．因尾診療所の老朽化等について ア．診療所の老朽化について イ．診療所の支援等について 2．大手前開発事業について ア．PPPの導入について イ．公共棟の建設について 3．TPP（環太平洋経済連携協定）について ア．TPPの参加について イ．TPPを実施するとなった場合の対応について	市 長 山 本 副 市 長 企 画 商 工 観 光 部 長 福 祉 保 健 部 長 建 設 部 長 農 林 水 産 部 長 大 手 前 開 発 推 進 室 長	三 浦 涉	211
18	1．学校給食について ア．市内の幼稚園・小・中学校の給食費について イ．給食費の無料化について 2．野球キャンプの誘致について ア．昨年の状況と現況について イ．誘致活動について ウ．施設の充実について	市 長 教 育 長 教 育 部 長	河 野 豊	223
19	1．地域医療について ア．地域医療の現状について イ．医師確保の取組について ウ．今後の地域医療体制について 2．離島等へき地地域の救急搬送について ア．救急搬送の現状と課題について イ．今後の取組と地域住民の行政に対する信頼度について	市 長 塩 月 副 市 長 総 務 部 長 財 務 部 長 福 祉 保 健 部 長 消 防 長 次 長 兼 消 防 署 長	清 家 好 文	235

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
20	<p>1．教職員の広域異動及び臨時・嘱託教員の状況について</p> <p>ア．教職員の広域異動について</p> <p>イ．臨時・嘱託教員の状況について</p> <p>2．子どもたちのインフルエンザ予防接種への補助を</p> <p>3．佐伯市地域避難訓練を受けて</p> <p>ア．避難路にかかる橋の耐震性について</p> <p>イ．要援護者の避難対策について</p> <p>ウ．避難タワーの建設について</p> <p>エ．古文書や地質調査の活用について</p> <p>4．大手前開発事業の見通しについて</p>	<p>市 長</p> <p>教 育 長</p> <p>総 務 部 長</p> <p>財 務 部 長</p> <p>福 祉 保 健 部 長</p> <p>建 設 部 長</p>	高 司 政 文	246
21	<p>1．不育症への支援について</p> <p>ア．不育症の周知と相談体制について</p> <p>イ．検査、治療の助成について</p> <p>2．女性の視点を生かした防災対策について</p> <p>ア．地域防災計画委員について</p> <p>イ．防災危機管理課への女性職員の配置について</p> <p>3．教育現場の暑さ対策について</p>	<p>市 長</p> <p>総 務 部 長</p> <p>福 祉 保 健 部 長</p> <p>教 育 部 長</p>	浅 利 美 知 子	261

平成23年 第7回

# 佐伯市議会定例会会議録

第1号 11月29日

# 第7回 佐伯市議会定例会会議録（第1号）

平成23年11月29日（火曜日） 午前10時00分 開 会

## 出席議員の氏名

1番	後藤 幸吉	2番	後藤 勇人
3番	浅利 美知子	4番	清田 哲也
5番	河原 修仁	6番	江藤 茂
7番	河野 豊	8番	佐藤 元
10番	井野上 準	11番	兒玉 輝彦
12番	宮脇 保芳	13番	矢野 哲丸
14番	日高 嘉己	15番	矢野 精幸
16番	三浦 涉	17番	井上 清三
18番	小野 宗司	19番	芦刈 紀生
20番	下川 芳夫	21番	高橋 香一郎
22番	玉田 茂	23番	榭田 穂積
24番	渡邊 一晴	25番	清家 好文
26番	高司 政文	27番	吉良 栄三
29番	御手洗 秀光	30番	清家 儀太郎

## 欠席議員の氏名

28番 上田 徹

## 説明のため出席した者の職氏名

市長	西嶋 泰義	副市長	塩月 厚信
教育長	分藤 高嗣	総務部長	内田 昇二
財務部長	井上 勇	企画商工観光部長	浜野 芳弘
市民生活部長	染矢 隆則	福祉保健部長	清家 保賀
建設部長	高瀬 精市	上下水道部長	笠村 由喜
農林水産部長	坪根 大吉	教育部長	福泉 慶一郎
消防長	平井 栄治	総務部次長兼上浦振興局長	川野 好明
総務部次長兼弥生振興局長	山野内 真人	総務部次長兼本匠振興局長	高野 隆正
総務部次長兼宇目振興局長	柴田 勝徳	総務部次長兼直川振興局長	矢野 幸正
総務部次長兼鶴見振興局長	清家 文明	総務部次長兼米水津振興局長	箕河原 司
総務部次長兼蒲江振興局長	渡邊 熊義		

## 出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正博

## 議事日程第1号

平成23年11月29日（火曜日） 午前10時00分 開 会

- 第1 会期の決定
- 第2 委員長の報告（質疑、討論、採決）
- 第3 議案の上程
- 第4 提案理由の説明

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 委員長の報告（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案の上程
- 日程第4 提案理由の説明

午前10時00分 開 会

議長（小野宗司） 皆さん、おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。ただいまから、平成23年第7回佐伯市議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

### 日程第1 会期の決定

議長（小野宗司） 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月16日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決定いたしました。

### 日程第2 委員長の報告（質疑、討論、採決）

議長（小野宗司） 日程第2、委員長報告を行います。

閉会中継続審査として、決算特別委員会に付託されました認定第3号、平成22年度佐伯市各会計決算の認定についてを議題とし、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、井上清三君。

決算特別委員長（井上清三） 決算特別委員長の井上清三でございます。

本委員会に付託され、閉会中継続審査となっております認定第3号、平成22年度佐伯市各会計決算の認定について、去る11月9日から11日までの3日間にわたり委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず初日は、委員2名欠席のもと委員会が開会され、冒頭の正副委員長互選の結果、不肖私が委員長に、副委員長に佐藤元委員が選任されました。

市長のあいさつに続き、執行部から平成22年度普通会計の概要及び主要施策の成果等に関

する報告書並びに健全化判断比率及び資金不足比率について説明を受けましたので、その概要を申し上げます。

決算の規模については、歳入総額456億767万1,000円、歳出総額446億6,869万2,000円となり、歳入歳出ともに平成17年度以降で最大規模の決算額となりました。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は9億3,897万9,000円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源1億2,185万6,000円を除いた実質収支は8億1,712万3,000円の黒字となり、前年度に比べ5,112万7,000円の増となりました。平成22年度地方債残高は650億2,931万2,000円となり、前年度比26億5,753万5,000円の減となった。一方、財政調整・減債両基金は、前年度同様22年度も取り崩しをすることなく財政運営ができたことから、22億3,378万6,000円の増となり、合計95億7,390万2,000円の保有額となっている。

決算の特徴については、歳入が前年度比で1.4%、6億3,751万5,000円の増加となった。その主な要因は、市税が景気低迷等の影響により、前年度に比べ4,437万8,000円の減収となったが、普通交付税や県支出金、繰越金が増加したことによる。

歳出は前年度比で1.6%、6億9,387万9,000円の増加となった。これは義務的経費のうち、人件費は職員数の削減や退職者が少なかったことなどにより、前年度に比べ6億6,943万円減少する一方、子ども手当の支給が開始されたことなどにより、扶助費が22.8%、12億1,230万1,000円の増、その他繰り上げ償還の実施など、義務的経費全体で前年度比3.5%、7億8,975万円の増となっている。投資的経費については、宇目統合小学校整備事業や消防庁舎建設事業などの大型の事業が終了したことなどにより、前年度比18.1%、15億8,943万6,000円の減となった。

歳入歳出の状況分析については、歳入のうち地方交付税の占める割合が41.9%と最も大きく、一方、市税や使用料などの自主財源は22.8%と歳入総額の4分の1を下回る状況になっている。歳出においては、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費の構成比が52.7%と高く、歳出の2分の1を超える状況となっているとの報告がありました。

引き続き、決算等の状況カード及び健全化判断比率及び資金不足比率の報告に基づいて、歳入及び性質別の状況、公債費の動向、基金残高の状況など詳細な説明がありましたが、省略させていただきます。

なお、決算カードに示された各種指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率13.2%及び将来負担比率59.8%は、いずれも早期健全化計画の判断基準を下回る値となっております。

若干の質疑に引き続き、監査委員から平成22年度決算に対する総括的意見を求めましたが、決算に係る数値・各種財政指標など財政分析の結果は、審査意見書記載のとおりでありますので、ここでは監査委員の執行部に対する最終的な指摘・要望事項についてその要旨を申し上げます。

本年度の財政状況は、一定の改善が見受けられるものの、地方交付税に依存した脆弱な財政基盤に変わりないことから、増大を続ける社会保障費や医療費、景気低迷の長期化、さらには少子高齢化が財政運営にもたらす影響ははかり知れない。今後は予算の縮小を図りながら、行財政改革の積極的な推進と各種事業の改廃を含む抜本的な見直しを行い、費用対効果を念頭に置いた効率的な事業の見直しと財政の健全化に一層努めることを要望するとともに、偏りのない持続可能な市民サービスの観点に立ち、滞納整理の強化、補助金の見直し、施設

のあり方に関する抜本的検討、排水事業に係る接続率の向上と事業実施時の努力など、職員が一丸となって、危機意識を持った財政運営に当たることを強く要望すると、監査委員の意見が述べられました。

質疑では、審査意見書のむすびについて、利用実績が少なく多額の維持管理費を要している施設の考え方、また監査のあり方等に関して意見が交わされた後、決算事項別明細書のページを追って審査いたしました。各款の各種事業に関連して、決算の目的である行政効果や改善・工夫されるべき点について質疑、答弁が交わされたわけですが、事前にお断りしておりますとおり、審査の内容は皆様御承知のとおりでありますので、詳細な報告は省略させていただきます。

主な質疑として、一般会計歳入においては、第1款市税に関し、滞納処分の手続のあり方、不納欠損処分の状況、市たばこ税の収入年度誤りの指摘、収入未済額の具体的な理由など質疑が出されました。また、第9款地方交付税においては、今後の見通しについて、第12款使用料及び手数料においては、ごみ袋の品質に関して、第20款市債においては、合併特例債の使用状況等、歳入の各款にわたり活発な質疑、答弁が交わされ、一般会計歳入の質疑を終了して、9日は散会いたしました。

翌10日は、委員全員出席のもと委員会を再開し、一般会計歳出から質疑を続行いたしました。

第2款総務費においては、ソフト事業における過疎債充当の妥当性、自治委員報酬の格差の状況と自治委員の権限、自主防災組織への補助金の考え方、ケーブルテレビの視聴率把握への改善策、第3款民生費では、緊急通報システムの運営状況と待機者の現状、第4款衛生費では、災害廃棄物の受け入れアンケートの経緯、エコセンター蒲江中間処理施設の閉鎖に向けた考え方、第6款農林水産業費では、農業振興に関する担い手確保の基本的な方針、農林水産業を市の基幹産業に据えた考え方、蒲江栽培漁業センター紫外線殺菌装置の事業効果、フィレ加工場の有効活用、不法投棄事業のあり方など、第7款商工費では、今後の宅配事業の方針、アンテナショップ経営の行方、第8款土木費では、東九州自動車道の進捗状況、大手前開発事業の費用対効果及び事業活用調査に係る随意契約の法的妥当性、第9款消防費では、臨時交付金で整備した消火器材の充足状況、急傾斜地崩壊対策事業の要望に対する実施状況、第10款教育費では、奨学金貸付事業から給付制移行への考え方、文化会館独自事業に係る事業内容の提言、体育振興事業補助金制度創設に向けた予算化の方針、給食費滞納問題に関する考え方など、歳出各款の各事業に関し、活発な質疑、答弁が交わされ、一般会計の質疑を終了し、10日は散会いたしました。

最終日11日は、委員全員出席のもとに委員会を再開し、一般会計に続き16会計にわたる各特別会計の審査を行いました。

国民健康保険特別会計（事業勘定）においては、一部負担金減免制度周知の必要性、同特別会計（直診勘定）では、効果的な医師派遣の手法、後期高齢者医療特別会計では、保険料還付方法の改善策、介護保険特別会計では、保険料抑制への基本的な考え方、土地区画整理事業特別会計では、関連して今後の大手前開発事業に係る特別会計設置への考え方などについて、質疑、答弁が交わされました。

引き続き、財産に関する調書の質疑を経て、3日間にわたる委員会審査を踏まえて総括質疑を行いました。



一委員から、今回の決算は地方債残高を約26億6,000万円減らし、基金を約22億8,000万円積み立てている。このことは財政再建の観点から必要ではあるが、現在の市民の暮らし、経済状況のバランスを考えたとき、その財源の一部を市経済の活性化施策等に使うことが今後において重要ではないかとただしたのに対し、市長から、平成27年度から普通交付税が徐々に減額されるのは確実で、そのために十分な体制をとらなければならない。現在は、基金で債務を相殺できるだけの余力がない状況で、将来的な介護保険料高騰の問題など、市で負担する部分も出てくる可能性があり、今は健全財政に努めたい。指摘の事項は、状況を満たした上で考える必要があるとの財政規律に関する考え方が示されました。

そのほか、第一次総合計画に基づいた実施計画の達成度、まちづくりに対する市長の基本的な方針、自主財源確保の施策、企業誘致の取り組み、大手前開発の事業活用調査に係る随意契約の法的妥当性などについて質疑、答弁が交わされました。

委員相互の自由討議はなく、討論に入り、一委員から、まちづくりの観点で、農林水産業を重点に置いた予算配分を行い、地域経済の活性化や市民の負担軽減に予算を充てるべきであり、さらに大手前開発事業や新庁舎建設事業が含まれた本決算には賛同できないとの反対意見が述べられました。

また一委員から、地方債現在高の推移など財政規律を基本とした決算となっており、大型事業も順調に進み、総体的にすばらしい決算であるとの賛成意見が述べられました。

また一委員から、教育予算の構成率が年々減少していること、大手前開発事業が大きくかわった予算であること、これらの理由から予算そのものに反対した経緯があるので、この決算には賛同できないとの反対意見が述べられました。

また一委員から、議会が議決した予算を適正に執行している。その内容は投資的経費が減少したとはいえ、依然として高い水準を保った上で、債務の繰り上げ償還を行ったことにより、一般会計・特別会計を合わせた市債残高は約28億6,400万円減少しており、決算を認定することに何ら問題ないとの賛成意見が述べられました。

また一委員から、随意契約の問題に関して決算特別委員会で十分な議論が尽くせると考えていたが、チェックできていないので賛同できないとの反対意見が述べられました。

討論終結後、挙手採決の結果、認定第3号、平成22年度佐伯市各会計決算の認定については、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、高司政文君。

26番（高司政文） 26番議員、日本共産党の高司政文です。私は、認定第3号、平成22年度佐伯市各会計決算の認定に反対の立場で意見を述べたいと思います。

反対理由の第1は、予算・決算というお金の使い方を通して、どういう佐伯市、どういうまちづくりをするのかが見えてこないということです。市長はいつも行財政改革を推進する中で、債務残高を減らし、基金を積み立ててきたことを成果として強調し、目的別でも性質別でも公債費が歳出のトップになりました。しかし、このことで佐伯市をどういうまちにして、市民にどういう暮らしをしてもらうつもりでしょうか。

総括質疑で市長から答えていただいたように、事業一つ一つについては評価できる施策も数多くありますが、結局全体として新庁舎建設や大手前開発など、中心市街地関連の大型事業を展開する方向でまちづくりを目指していると思われます。これでは市民の将来への展望が見えてきません。私は、佐伯市の海・山・川に恵まれた特徴を考えれば、農林水産業を基幹産業として位置づけ、農林水産業を生かした特徴あるまちづくりを行い、そのことで市民の所得向上、雇用対策、周辺部の活性化、企業誘致、消防・防災対策、健康福祉、食育、子どもたちの教育、商工観光など、あらゆる分野に正の連関をさせていく。こういうまちづくりを進めるべきだと思います。

農林水産業については、一般会計の決算総額がそう変わらない中で、平成20年度の47億6,000万円から、平成22年度は36億1,000万円と減少、全体の構成比でも10.8%から8.1%と減少しています。これでは農林水産業振興には不十分です。

反対の理由の第2は、債務を減らし、基金を積み立てることは必要ですが、市民生活、地域経済の活性化と財政収支とのバランスを考えて、適切であるかという点です。単年度で26億6,000万円の債務を減らし、22億8,000万円の基金を積み立てたという、つまり50億近い黒字が出せるのであれば、その一部を使い、農林水産業の支援策をふやしたり、身近な公共事業をふやしたりして、景気や雇用対策、市税の増収になるような積極的な施策を打つことや、国保税の引き下げ、介護保険料・利用料の減免など、市民負担の軽減につながる独自施策に使うべきだと考えます。

債務残高の削減と基金積み立てを急ぐのは、交付税の一本算定終了前に、新庁舎建設や大手前開発など、大型事業による公債費の増加が見込まれるからであります。その影響が国保税の値上げ、母子手当の削減、敬老年金の廃止など、市民向け事業の後退、指定管理者制度導入による非正規雇用の拡大、給食センターや火葬場などの施設の統廃合、職員数や給与の削減、本庁集約などによる周辺部のサービス低下など、市民生活に大きな影響が出ています。大型事業をやめれば市民向けの施策がもっと打てるのではないのでしょうか。

反対理由の第3は、市民の多くが反対している大手前開発が始まっていることです。私は歴史と文学の道から大手前・船頭町へと続く城下町らしい統一された町並みによるまちの魅力と佐伯市の特産物集積場、食育の発信基地としての役割を果たすことで市民全体のメリットになる大手前開発を提案していますが、現在計画されている区画整理を伴う再開発では、まち自体を壊してしまうことになる上、保留床処分の見通しもなく、権利者の参加が不透明で、事業自体が破綻する可能性がある中で事業を進めることは許されません。市民の多くが反対や疑問の声を上げているにもかかわらず、ごり押しする理由がわかりません。執行部自身も確固とした根拠のある展望を示さないでいるではありませんか。

この事業では、一部の業者、それも大手ゼネコンが一時的に潤うだけで、佐伯市全体の景

気浮揚や市民の暮らし向上には余りつながらないと考えます。

最後になりますが、東日本大震災は、今生きているこの時代が千年に一度の大災害が起こる時代に入ったことを示しており、市民同士の助け合い、きずな、地域のコミュニティが改めて求められています。どんな時代になっても市民を守れるよう、佐伯市が食糧自給率100%、エネルギー自給率100%のまちを目指して、来年度予算の編成については、農林水産業の振興と防災まちづくりを柱に組み立てていただきますようお願いして討論を終わります。  
議長（小野宗司） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

決算特別委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

審議結果

認定

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 3 号	平成22年度佐伯市各会計決算の認定について	決算特別	原案認定

### 日程第3 議案の上程

議長（小野宗司） 日程第3、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第120号から第166号まで、諮問第4号から第7号まで及び専決処分の報告第19号、以上の計52件でございます。

### 平成23年第7回佐伯市議会定例会上程議案等一覧表

議 案

番 号	件 名
第120号	平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）
第121号	平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第122号	平成23年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第123号	平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）
第124号	平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
第125号	平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第2号）
第126号	平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第127号	平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第128号	平成23年度佐伯市水道事業会計補正予算（第1号）
第129号	平成23年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
第130号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について
第131号	佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について

第132号	佐伯市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
第133号	佐伯市税条例の一部改正について
第134号	佐伯ヘリポートの指定管理者の指定について
第135号	佐伯市特定環境保全公共下水道事業条例の一部改正について
第136号	市道路線の認定及び廃止について
第137号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第138号	佐伯市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
第139号	佐伯市さいきっ子医療費の助成に関する条例の一部改正について
第140号	佐伯市国民健康保険条例の一部改正について
第141号	佐伯市立学校施設の開放に関する条例の一部改正について
第142号	佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について
第143号	ひがしなかよしクラブの指定管理者の指定について
第144号	星の児童クラブの指定管理者の指定について
第145号	下堅田児童クラブの指定管理者の指定について
第146号	佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（介護老人福祉施設）及び佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（地域密着型介護老人福祉施設）を併せて管理する指定管理者の指定について
第147号	佐伯市国民健康保険西野浦診療所及び佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所を併せて管理する指定管理者の指定について
第148号	工事請負契約の締結について（社会資本整備総合交付金事業 駅前・港地域交流センター新築（建築主体）工事）
第149号	佐伯市営第2駐車場の指定管理者の指定について
第150号	佐伯市宇目商業団地関連施設の指定管理者の指定について
第151号	佐伯市木浦地区ふれあい施設（木浦名水館）の指定管理者の指定について
第152号	佐伯市小半ふれあい広場及び佐伯市小半森林公園キャンプ場を併せて管理する指定管理者の指定について
第153号	佐伯市藤河内溪谷観光施設等の指定管理者の指定について
第154号	佐伯市高平キャンプ場の指定管理者の指定について
第155号	大入島食彩館の指定管理者の指定について
第156号	佐伯市上浦活性化センター「しおさいの里」及び佐伯市上浦農村公園を併せて管理する指定管理者の指定について
第157号	佐伯市本匠農林産物直売所の指定管理者の指定について
第158号	佐伯市本匠農産加工施設の指定管理者の指定について
第159号	佐伯市本匠釜茶加工施設の指定管理者の指定について
第160号	佐伯市本匠堆肥化施設の指定管理者の指定について
第161号	佐伯市重岡ライスセンターの指定管理者の指定について
第162号	佐伯市宇目農林産物等直売所の指定管理者の指定について
第163号	佐伯市直川農林産物加工直売所の指定管理者の指定について

第164号	佐伯市本匠三股人工ほだ場、佐伯市本匠小川人工ほだ場、佐伯市本匠因尾人工ほだ場及び佐伯市本匠山部人工ほだ場を併せて管理する指定管理者の指定について
第165号	佐伯市本匠林産物加工施設の指定管理者の指定について
第166号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（上浦大字最勝海浦）

諮 問

番 号	件 名
第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者谷口ふく子）
第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者山田豊和）
第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者上木奏徳）
第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者矢野静司）

専決処分の報告

番 号	件 名
第 19 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

日程第4 提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆さん、おはようございます。

平成23年第7回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第1 市政諸般の報告

1 防災対策について

災害に対する備えや体制づくりを推進するため、8月31日から11月8日までの間に、津波時における一時避難施設としての使用に関する協定を市内の企業・医療機関など15棟の所有者13者と締結したほか、10月13日には、災害時における物資等の輸送に関する協定を運送業者3者1組合と締結いたしました。

また、市民の皆様の防災意識の向上を目的に、10月22日に防災・日本再生シンポジウム「大分の防災を考える」を開催したほか、11月13日には、今回で3回目となる地域避難訓練を実施いたしました。訓練当日は、市内177地区、約1万1,700人に御参加いただき、地区ごとの実情に応じた訓練を実施していただきました。

津波避難施設につきましては、現在、地域と連携し、その整備に向けて取り組んでいるところです。

今後も、災害に対する備えや災害時の迅速な対応に向けた体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

2 新庁舎建設について

本市の新庁舎の建設につきましては、9月末に実施設計が完成いたしました。また、建設工事に着手するための周辺整備として、10月から第2庁舎及び車庫棟の解体工事に着手しており、来年1月には解体が完了する予定となっております。

現在、建設工事の発注準備を行っているところですが、今後は、本年度内に新庁舎建設工

事の契約を締結し、工事に着手する予定です。

なお、現在、新庁舎の完成予想模型を市役所本庁舎東玄関ロビーに展示しておりますので、市民の皆様にご覧いただきたいと考えております。

### 3 観光施策について

去る11月19日及び20日の2日間、福岡市役所庁舎前ふれあい広場で、「九州一佐伯市食と観光のまつりin福岡」を開催いたしました。これは、本市の食と観光を大都市である福岡圏域で広くPRすることを目的としたもので、今年で4回目となります。会場では、本市の山海の特産品や加工品の販売、炭火焼きコーナーなどのほか、東日本大震災の被災者へのチャリティーを目的とした海鮮鍋とシシ汁の販売などもあり、多くの人出でにぎわいました。

なお、福岡市内では、10月15日から12月31日までの間、中央区天神の西鉄グランドホテル及びソラリア西鉄ホテルで、「佐伯フェア」を開催しております。このフェアでは、鮮魚類や干物のほか、肉、果物、野菜など、本市特産の食材が豊富に使用され、お客様から好評を博しているとお聞きしています。

フェア期間中の11月15日には、西鉄グランドホテルで、同ホテルの磯山俊二総料理長による「グラングルメ～大分・佐伯海と山の恵み」が開催されました。私も同イベントに参加し、ホテル関係者や参加者に対し、観光客誘致や特産品の紹介などを行ってまいりました。

これらのイベントを通じ、本市の豊かな食と観光を福岡圏域で広くPRできたのではないかと考えております。

また、11月12日及び13日の2日間、兵庫県姫路市で開催されました「第6回B級ご当地グルメの祭典！B-1グランプリ in H I M E J I」に、佐伯ごまだしの会が出展いたしました。B-1グランプリは、B級グルメブームを背景に、今や国民的イベントとなっており、同会が出展するのは今回で3回目となります。期間中は、ボランティアを含むスタッフ約30人が現地で奮闘し、郷土料理であるごまだしを通じて本市を全国にアピールしていただきました。

また、11月22日から25日までの4日間、成田空港国際線JALファーストクラスラウンジで、佐伯寿司の実演と試食を行いました。これは、日本航空が地域貢献などを目的に自治体と連携して実施しているジャパンプロジェクトの一環として、佐伯寿司を広くPRする目的で行ったものです。いわゆるVIPクラスの方々が多く利用するファーストクラスラウンジで、寿司の実演・試食が行われるのは今回が初めてのことであり、JALの機内誌やマスコミで紹介されるなど、佐伯寿司を強力にアピールすることができました。

### 4 「第5回全国水源の里シンポジウム」の開催について

去る10月26日、本市において「第5回全国水源の里シンポジウム」を開催し、全国水源の里連絡協議会会員を初め全国各地から約350人の参加をいただきました。今回は、「水資源の保全～森林の相続と売買～」をテーマに、基調講演や森林と関係の深いパネリストによる「水資源を守る」と題したパネルディスカッションなどを行いました。また、交流会では、参加された皆様に佐伯の「食」を堪能していただいたほか、翌27日には、本市の地域振興の取り組み事例を視察していただくなど、シンポジウムを通じて本市の魅力を全国に発信できたと考えております。

### 5 国際交流について

11月7日から11日までの5日間、オーストラリア、グラッドストーン市からゲイル・セラー

ズ市長を初めとする公式訪問団 8 人が本市を訪問されました。今回の訪問は、平成 8 年 9 月 4 日に両市が姉妹都市を締結して、ことしで 15 周年を迎えたことを記念してのものです。

滞在中、訪問団の皆さんは大入島地区のカンガルー広場で、本市の市花であるヤマザクラの植樹を行ったほか、市内の施設、企業などを見学しました。

また、11月18日から20日までの3日間、三余館で「第10回佐伯・邯鄲美術交流秀作展」を開催いたしました。本市と中国邯鄲市は、平成6年4月3日に友好都市を締結いたしました。本秀作展は、両市の交流事業の一環として毎年交互に開催しており、ことしで19回目の開催となります。今回は、邯鄲市の絵画・書道・写真を約70点展示いたしました。今後も、グラッドストーン市及び邯鄲市との交流を推進してまいりたいと考えております。

## 6 東九州自動車道の進捗状況について

東九州自動車道佐伯 - 県境間の平成23年10月現在の整備状況につきましては、全体用地取得率は約96%で、工事の進捗率は、佐伯 - 蒲江間が約40%、蒲江 - 県境間が約87%となっております。平成24年度末に供用開始予定の蒲江 - 県境間につきましては、去る7月15日に本貫通した陣が峰トンネルの貫通報告会を8月29日に開催したほか、9月29日には延長2,778メートルと、同区間最長となる葛原トンネルが本貫通するなど、順調に工事が進捗しております。

なお、7月21日には、小野佐伯市議会議長と谷川佐伯商工会議所会頭とともに、東九州自動車道の早期整備、佐伯南インターチェンジ（仮称）の設置、佐伯港女島地区水深14メートル岸壁の早期供用開始などに関し、国に対し要望活動を行ってまいりました。

また、10月3日には、東京都で開催されました東九州自動車道建設促進中央大会に参加し、広瀬大分県知事とともに前田国土交通大臣に高速道路の必要性を訴え、東九州自動車道の整備促進を強く要望いたしました。

今後も、蒲江 - 県境間の早期供用開始と佐伯 - 蒲江間の平成26年度供用開始を国及び関係機関に要望してまいりたいと考えております。

## 第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算議案10件、予算外議案37件、諮問4件及び専決処分の報告1件であります。

以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

### 1 予算議案について

議案第120号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ16億6,304万6,000円を追加計上いたしております。

今回の補正は、主として市営住宅のアスベスト対策に要する経費、職員の早期退職者に支給する退職手当、市債の繰り上げ償還に要する経費等を計上いたしております。このほか、障害福祉サービス費等給付事業、さいきっ子医療費助成事業等の支出見込額の増加に伴い、所要の額を計上しております。

また歳入につきましては、普通交付税の確定に伴い所要額を追加計上したほか、国県支出金、繰入金について所要の補正を行っております。

このほか、第2表繰越明許費を設定したほか、第3表債務負担行為補正及び第4表地方債補正につきましても所要の補正を行っております。

以下、歳出について、その主なものを御説明いたします。

まず、総務費につきましては、6億5,953万円を増額いたしております。その主なものは、職員の早期退職者に支給する退職手当について所要の額を計上したものであります。

次に民生費につきましては、2億8,305万9,000円を増額いたしております。その主なものは、障害者自立支援法の改正及びサービス体系の移行に伴い、事業費の増加が見込まれる障害福祉サービス費等給付事業及び障害者自立支援対策臨時特例交付金事業について、それぞれその必要額を計上いたしたものであります。このほか、緊急通報システム機器や緊急医療情報キット等を購入する高齢者等地域支え合い体制づくり支援事業について所要の額を計上いたしております。

衛生費につきましては、1,370万1,000円を減額いたしております。その主なものは、さいきょう医療費助成事業について増額したほか、職員給与費を減額いたしたものであります。

農林水産業費につきましては、2,774万6,000円を減額いたしております。その主なものは、再造林地の鳥獣防護柵設置事業に要する経費を計上したほか、職員給与費を減額いたしたものであります。

商工費につきましては、5,293万5,000円を増額いたしております。その主なものは、小半森林公園キャンプ場駐車場の法面保護工事に要する経費を計上いたしたものであります。

土木費につきましては、1億551万2,000円を増額いたしております。その主なものは、アスベストに係る規制基準が強化されたことに伴う市営住宅のアスベスト対策として、気中石綿濃度検査、住民健康診断、住宅の借り上げ等に要する経費を計上いたしたものであります。

消防費につきましては、4,717万4,000円を増額いたしております。その主なものは、指定寄附金を活用した消防団員用のライフジャケット等の購入に要する経費を計上したほか、消防団員の公務災害補償責任共済契約負担金について必要額を追加計上いたしたものであります。

教育費につきましては、1,429万円を減額いたしております。その主なものは、自転車通学する中学生に対する補助金について、その必要額を追加計上いたしたほか、職員給与費を減額いたしたものであります。

災害復旧費につきましては、5,397万7,000円を増額いたしております。その主なものは、現年発生林道災害復旧事業に要する経費について計上いたしたものであります。

公債費につきましては、5億1,732万8,000円を増額いたしております。これは、後年度における市債の償還の軽減を図るために、市内の金融機関等から借り入れた市債の一部を繰り上げ償還するための経費を計上いたしたものであります。

以上が歳出予算についての説明であります。この財源といたしましては、各事業に伴う国県支出金、起債等を充当するほか、財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金により財源調整を行っております。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は444億9,371万円となります。

また、特別会計補正予算といたしまして、国民健康保険特別会計外6特別会計について、また、公営企業会計補正予算といたしまして、水道事業会計及び公共下水道事業会計についてそれぞれ提案いたしておりますが、いずれも説明については省略させていただきます。

## 2 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付してあります



ので、そのすべてについての説明は省略させていただき、主なものについて申し上げます。

議案第130号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正につきましては、佐伯市つるみ山荘の利用者数の減少により、当該施設に恒常的な収支不足が見込まれることから、平成24年4月1日をもって当該施設を廃止することに伴い、佐伯市つるみ山荘条例を廃止しようとするものであります。

議案第131号、佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、平成23年11月2日に行われた大分県人事委員会の勧告にかんがみ、職員の給料月額を改定しようとするものであります。

議案第132号、佐伯市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定につきましては、地方自治法施行令第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約を定めることに関し、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第133号、佐伯市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例措置及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例措置を講じようとするものであります。

議案第134号、議案第143号、議案第144号、議案第146号及び議案第149号から第165号までの各公の施設の指定管理者の指定につきましては、各公の施設において管理を行っている現指定管理者の管理指定期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定することについて、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第135号、佐伯市特定環境保全公共下水道事業条例の一部改正につきましては、蒲江特定環境保全公共下水道事業の供用開始に伴い、当該下水道の名称、区域並びに終末処理施設の名称及び位置を新たに定めるとともに、下水道法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第137号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定につきましては、平成22年11月23日に鶴見大字地松浦の市道地松浦大西東線において発生した自転車転倒事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定することに関し、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第138号、佐伯市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金を支給する遺族の範囲を拡大しようとするものであります。

議案第139号、佐伯市さいきっ子医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、現在、小学生までの子どもを対象としている通院に係る医療費の助成について、平成24年4月からその対象を中学生まで拡大しようとするものであります。

議案第140号、佐伯市国民健康保険条例の一部改正につきましては、生活習慣病の早期発見の機会の向上及び被保険者の健康の保持増進を図る観点から、健康世帯の表彰に係る保健事業を行わないこととするほか、所要の整備をしようとするものであります。

議案第142号、佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正につきましては、平成24年1月1日に下堅田児童クラブを新たに設置することに伴い、その名称及び位置を定めようとするものであります。

議案第145号、下堅田児童クラブの指定管理者の指定につきましては、平成24年1月から、下堅田児童クラブの管理について指定管理者制度を導入することに伴い、当該児童クラブの

管理を行う指定管理者を指定することについて、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第147号、佐伯市国民健康保険西野浦診療所及び佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所を併せて管理する指定管理者の指定につきましては、平成24年4月から、佐伯市国民健康保険西野浦診療所及び佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所の管理について指定管理者制度を導入することに伴い、当該診療所及び当該出張診療所をあわせて管理する指定管理者を指定することについて、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第148号、工事請負契約の締結につきましては、平成23年度社会資本整備総合交付金事業 駅前・港地域交流センター新築（建築主体）工事に関し、菅政・佐々木特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結しようとするものであります。

### 3 諮問について

諮問第4号から第7号までの人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員である中野保恵氏、谷口泰重氏、河野廣由氏及び軸丸國典氏の任期が平成24年3月31日で満了するため、新たに谷口ふく子氏及び山田豊和氏を中野保恵氏及び谷口泰重氏の後任委員として、上木奏徳氏を河野廣由氏の後任委員として、並びに矢野静司氏を軸丸國典氏の後任委員としてそれぞれ推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

### 4 専決処分の報告について

報告第19号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定につきましては、平成23年8月3日に長島町の市道長島角石線で発生した車両後部ガラス破損事故について相手方と和解し、損害賠償の額を決定することに関し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。何とぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめまして、5日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前10時51分 散会

平成23年 第7回

# 佐伯市議会定例会会議録

第2号 12月5日

# 第7回 佐伯市議会定例会会議録（第2号）

平成23年12月5日（月曜日） 午前10時00分 開 議

## 出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榊田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
29番	御手洗秀光	30番	清家儀太郎

## 欠席議員の氏名

28番 上田 徹

## 説明のため出席した者の職氏名

市 長	西嶋泰義	副 市 長	山本清一郎
副 市 長	塩月厚信	教 育 長	分藤高嗣
総 務 部 長	内田昇二	財 務 部 長	井上勇
企画商工観光部長	浜野芳弘	市 民 生 活 部 長	染矢隆則
福祉保健部長	清家保賀	建 設 部 長	高瀬精市
上下水道部長	笠村由喜	農 林 水 産 部 長	坪根大吉
教 育 部 長	福泉慶一郎	消 防 長	平井栄治
総務部次長兼本匠振興局長	高野隆正	総務部次長兼鶴見振興局長	清家文明
総務部次長兼蒲江振興局長	渡邊熊義	次 長 兼 総 務 課 長	田村智
次 長 兼 財 政 課 長	岡本英二	次 長 兼 企 画 課 長	飛高彌一郎
工 事 検 査 課 長	坂本学	建 築 住 宅 課 長	山内一成
大手前開発推進室長	亀山伸太	用 地 ・ 管 理 課 長	浜田源治
営 業 課 長	狩生早己	施 設 管 理 課 長	川井博文
水道工務課長	小川哲弘	教 育 総 務 課 長	丸山初彦
生涯学習課長	福嶋裕子		

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第 2 号

平成23年12月 5 日（月曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 議案等の委員会付託
- 第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
- 日程第 2 議案等の委員会付託
- 日程第 3 一般質問

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） おはようございます。本日の平成23年第 7 回佐伯市議会定例会第 7 日目は  
成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第 1、議案質疑を行います。

まず、議案第120号から第156号まで、以上37件を一括して議題といたします。

まず、議案第148号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許します。

8 番、佐藤元君。

8 番（佐藤元） おはようございます。8 番議員の佐藤元であります。

議案第148号について、質問いたします。よろしくお願いを申し上げます。

まず、配置予定技術者の資格条件の中で、各構成員が出されました要件設定の中の 1 から 3 のすべての要件を満たす主任監理技術者を専任で配置することとありますが、その要件を満たしていないその他の構成員がいたため、建設工事共同企業体が組めない旨の代表構成員 4 社が事前に執行部に相談を行ったと思われそうですが、そのことは受け入れられなかったのかお聞きをいたします。

二つ目として、佐伯市の要件設定型一般競争入札、事後審査型の公表の中で、建築一式工事は設計金額は 2 億円以上のこととなっておりますが、この工事について設計金額は 2 億円を下回っておるのに、なぜ要件設定型建設工事共同企業体を組まなければならなかったのかお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） おはようございます。財務部長の井上勇でございます。

まず初めに、この工事の共同企業体の構成員の要件を市内業者同士とした理由を説明いたします。

これまでの代表構成員は、県外の大手または県内大手の業者とし、その他構成員を市内の建築一式工事の格付がA等級の業者といたしておりました。基本的にこの方針に基づき要件設定を行いました。今回この工事の設計金額は約2億500万円となっており、市が一般競争入札で発注する場合の建築一式工事の設計金額の2億円を少しだけ上回っていることから、市外業者と市内業者のJVの組み合わせより市内業者同士のJVの組み合わせのほうが市内業者の受注の確保につながることから、このような要件を設定いたしました。これが今回の設定の理由であります。

それでは、平成23年度社会資本整備総合交付金事業 駅前・港地域交流センター新築工事の共同企業体の構成員の要件についての質問にお答えいたします。

建築一式工事の代表構成員の要件は、市内に本店があり、建築一式工事の格付がA等級の業者で、公告日現在6社が要件を満たしております。その他構成員は、市内に本店があり、建築一式工事の格付がB等級またはC等級の業者で、開札日現在7社が要件を満たすことができると考えています。したがって、最大6組の共同企業体の結成が見込めることから、要件の設定は適切であると考えております。

また、公告期間中に業者から相談がありましたが、公告の要件に対しましては既にその時点で2JVから協定書の提出があり、競争性、公平性は確保されていることから公告どおりの入札を執行いたしました。

以上であります。

済みません。次に、設計金額の取り扱いについてですが、工事等を発注する際は起工伺いを起案しますが、この起工伺いに記載する設計金額は消費税等の税込み価格となっております。したがって、この工事の設計金額は約2億500万円です。この工事に限らず、すべての工事等を起工する際の設計金額は税込み価格としております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、お聞きいたします。

この社会資本整備総合交付金事業 駅前・港地域交流センター新築工事につきましては、議員の皆様にお配りしております別紙1の参考資料といたしまして皆様の手元に配付しておりますとおり、要件設定型一般競争入札で公表されました。

皆さん御確認をお願いしたいと思いますが、今回のこの工事は、別紙1の要件からA級とB級、A級とC級の共同企業体での入札ということでありまして、その中で、3の配置予定技術者の資格条件の中で、各構成員が1から3のすべての要件を満たす主任技術者を専任で配置できることとありますが、建設業者は建設業法における技術者、別紙2の参考資料をごらんください、が必要となります。この入札公告が出たとき、この要件に既に2社が該当しておらず、別紙1の1、1の2、1の3、この技術者不足や繁忙期で他の工事現場に技術者を配置していたため技術者が不足していたことなど、共同企業体を組むこと自体とても困難ではなかったのでしょうか。

詳しく申し上げます。別紙1の1をごらんください。

別紙1と2の中、別紙2であります。この技術者制度におきましては、真ん中、今回この佐伯市が発注したのは一般建設業で入札を発注しております。この中に一般建設業の営業所に必要な技術者の資格要件、1級国家資格者、2級国家資格者、実務経験者とあります。この実務経験者におきましては、下の注1のところをごらんいただきたいと思っております。

建築一式工事の場合では4,500万と書かれております。このとおり注1自体では3,000万以上は契約できませんということが建設業法で決まっております。

別紙1の1をごらんいただきますと、各B級、C級等級のその他の構成員の名前を羅列しております。この中で、1級が上から2、2、1、1、飛んで1、下2社がゼロであります。2級が上から5、2、1、2、2、飛んで1であります。その他の技術者がC級が上から1、そして一番下から2番目が2となっております。このため、ここに社名を載せておりますが、実務経験者では、その他のところが実務経験者となります。実務経験者は3,000万以上の請負になることができない。国土交通大臣の認定ではなく大分県知事の認定なので技術者としては不適格である。

その次の2番の会社に対しましては、技術者1人のため専任技術者になれないので不適格である。このことは当初発注時期にわかっておると思います。市役所が発注前に聞き取り調査をしていない以上、この経営事項審査結果、これに基づいて発注をされたと思いますので、これの中だけでは絶対に把握できない。聞き取りで4,500万以上の2年以上の実務がありますよという証明書をこれはつけて出さないと実務経験では4,500万以上の契約はできない。したがって、A等級6社に対してB、C等級7社を選んでおりますが、この時点で2社が契約できない状況にあります。これは書面上でもそのとおりのたわれておると思います。

続いて、1の2をごらんください。1の2が、これが1社のほうであります。1級が1名、2級はありません。その他の実務経験が2名であります。これは4,500万以上の工事が契約できないということでもありますので、その他の技術者として構成員として不適格であります。

それから2枚目、1の3をごらんください。これは2級が1名、そのほかにありません。各会社に専任技術者が要りますので、専任技術者を除いたほかの技術者がいないということで、これもまたその他の構成員に不適格、失格であろうかと思えます。

このことから、発注当初から既に組めないことが確認ができたと思えます。技術者の要件に足りないということで共同企業体を組む代表構成員がその他の構成員と組めない、この旨を発注側に申し出ておると思えます。この工事の要件が公表された時点で要件に満たしていないその他の構成員がいたため、B等級、またはC等級の業者になりますが、建設工事共同企業体が組めない旨を代表構成員A等級4社が事前に執行部に相談を行ったと思えます。

それは別紙3をごらんいただきたいと思います。

別紙3に詳しく記述しております。平成23年10月18日に発注をされました。10月21日の時点で2社以外の業者は技術者の不足や忙しさを理由に企業体を組めないことを確認をいたしております。ということは、残り4社が企業体を組めないということで、このことを21日から26日の間、工事検査課に出向き、B級、C級がJVを組む意思がないことを伝え、公告の変更または条件の緩和をお願いをした。その後、市役所から何の返答がないため、10月31日午前11時から代表構成員4社にて市役所にて山本副市長、坂本課長、係長の3名と4名で副市長室にて次のことを要望しております。

B級、C級は技術者が不足しているため2社での入札になるので、条件の緩和、変更をお願いしたい。現時点では2社しか組めないため、入札の延期、中止をお願いしたい。

また、次回から同じ内容の入札があるのなら、各社の調査をした上で発注をお願いできんだろうかということをお願いしたら、後日検討するというので10月31日の午後3時に今

回の条件の変更を緩和できない。このまま入札執行するという返事があったそうであります。そこで、これにプラス1社が組めまして、JV3社、共同企業体3社が応札をされたということであります。

ここでお聞きをしたいんですが、なぜ入札要件の見直しが行われず要件の緩和ができなかったのか。それから、なぜ入札期日の延期ができず、入札が今行わなければいけなかったのか。入札自体の中止がなぜできなかったのか。これは補助金とかいろんな意味があるんだろうと思いますが、中止がなぜできなかったのか、このことをお伺いします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） それでは、佐藤議員の質問にお答えいたします。

まず、業者が雇用している技術者数については入札参加資格を申請したときのものであり、開札日現在の技術者とは必ずしも一致しないと考えております。

また、指名競争入札及び一般競争入札を公告する際、その対象となる業者の技術者数を把握する必要はないと考えております。これは大分県も同様の考え方であります。

入札参加資格を申請したときの技術者数に増減がなかったとしたとき、その他の構成員のうち1社につきましては公告日現在、技術者が1人しかおりません。競争入札参加資格確認申請書等を申請するまでに要件を満たす技術者を雇用すれば、その他の構成員の要件をこれは満たすことができると判断しております。

また、工事の受注状況の把握の件でありますけれども、指名入札及び一般競争入札を執行する上で指名通知及び入札公告をする前に国・県その他の自治体、それと民間工事の受注状況を把握することはしておりません。しないということであります。

先ほど言いましたように、なぜこういう形をとったかということ、あくまでも市外業者と市内業者の組み合わせによるJVとすることではなく、市内業者同士のJVのほうが、より市内業者の発注ができるという考えに基づき今回こういうような発注形態をとったところであります。それと、先ほど言いましたように、民間とか国・県の状況を把握しておりませんので、こういうやり方をする以外ないと思っております。

また、この時点での競争性は確保されているという認識であります。既に相談があったときに、相談があったのが10月31日と思っておりますけれども、既に2社のJVの協議書が出ておりました。この点を勘案したときにも既に競争性は確保されているということであります。

また、公告の構成員の要件の変更、公告の変更もしくは取り下げにつきましては、結果的に組まないことであって、その他の事情はクリアできるということでありますので、この点につきましても公平性であるということを判断しました。そういうことを、るる判断した中で、最終的に3JVの応札がありましたので適切な入札の執行があったと認識しております。以上であります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 営業所もしくは本社に専任技術者がいることは発注者は御存じのことだと思っております。会社に専任技術者がおりますと、この専任技術者は現場の主任技術者、または監理技術者になることができない、このことも発注者は把握しておることと思っております。

これから見たときに、この2社がその要件を満たしていないのは当初からであります。当初、代表構成員が6社、その他の構成員が7社出ておりますが、その中の2社がもう要件を満たしていないことについて、これは5社しかJVが組めない、このことをわかっていなが



らやったということを今お聞きしたわけであります。

それと、もう一つお聞きをいたしますが、それでは、建築一式工事の中に、なぜ土木工事の造成工事が組まれているのかお聞きをしたいと思えます。

この工事の建築工事部分は補助対象工事で約1億5,500万、建築A等級の単独入札でできるのではないんですか。建築工事をA等級の単独入札で造成工事C級単独工事にしたら、これは別工事発注できます。なお、外部から入れることもありません。

皆さん方、別紙4をごらんください。交流センター新築工事で、こちらで計算をしてみました。造成工事が一番下にそれぞれ数量と全部の設計書に対しての計算をしております。これが造成工事直接工事費といいまして、経費を含まない工事だけでも1,240万ほどかかる。この工事がなぜこれに含まれたのか。この工事を含まずに建築一式工事でやったら市内A級業者6社の単独発注ができたはずで、2億円を切りますので。なぜわざわざこれだけをひったけたのか。これに何か考えるところがあるのか。そして、業者がA級同士の共同企業体を組み合わせることも考えられた。それはその質問を業者から伺ったときに、A級同士では3企業体しかできないので、3企業体では入札ができない旨を業者に説明をしております。

では、なぜ代表構成員とその他の構成員が三つしか出さなかったのに、どうして入札ができたのですか。まず、この造成工事をどうしてこの建築一式工事に含ませたのか。それから、なぜこれを含ませたのなら、この別紙4の3に書いてあります駐車場、フェンス、門扉等は、これをなぜ別発注にしたんですか。なぜこれは造成工事に係るものであるが、なぜ一緒にしなかったのか。ただJVを組ませるためにこれをやったのではないかなと。だから、JVを組ませるのであればC等級、B等級の全員を聞き取り調査するなり、そして、完全に共同企業体というものが組める時点で発注するべきではなかったのかなと考えるが、その点について。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 3点ほど質問があったと認識しております。

1点につきましては、先ほども質問にお答えしたように、指名競争入札及び一般競争入札を公告する際、その対象となる業者の技術者数は私どもは必要ないと考えておりますし、先ほど申しましたが、大分県も同様の考えでありますので、これはそれでいきたいと思っております。

それと、AとAの組み合わせということでもありますけれども、当然先ほど議員がおっしゃったように、AとAの組み合わせであれば最初3組ということでもありますので、これは一般競争入札の要件の点からいきまして、競争性が確保できないというような判断をしているところであります。通常、御案内のとおり指名入札の場合は5社以上が原則ですけれども、以上の確保が必要だと私ども考えておりますので、よって、競争性が確保されないということでもあります。

それと、土木工事が分割発注できなかったという件につきましては、工事検査課長が答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

議長（小野宗司） 坂本工事検査課長。

工事検査課長（坂本学） 工事検査課の坂本です。よろしくお願いたします。

分割発注の件なんですけど、議員の提出された資料の中の補助対象外工事と造成工事という二つの部分なんですけど、補助対象外工事は主に備品関係でありましてカーテン、ステージ幕、

傘立て等の本体部と密接に関係がある部分でありまして、そういう形で本体工事と一緒に発注という形態をとっております。

また、造成工事のほうですけど、造成工事の中にL型擁壁があります。そのL型擁壁が建物本体部分と非常に接近しているため、同一業者での施工のほうが工程管理等スムーズに行えると判断して今回一緒に発注した次第でございます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 部長が大変重要なことを発言しましたが、このことは発言取り消しはするの  
かしないのかをお聞きをしたいと思います。

B等級、その他の構成員について技術者がいるかないかは該当しない。いなくてもいいという発言がありましたが、技術者がいない業者に発注をするという考えでいいのか、本当に技術者がいないところに発注ができるのか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

それと、今、課長から御答弁いただきましたけれども、密接に土木工事が必要であると言いますが、一千五、六百万の工事になるかと思いますが、造成工事。それから、駐車場の舗装から全部含めたフェンス、門扉等の工事になったら、それ以上の工事になるかと思いません。やはり建築主体を別におき、土木は土木の工事をやって、そして、C級、B級なりの小さい業者に発注してあげるべきであって、無理やりこれを建築にひっつけてやるということに少し違和感を覚えるものであります。今、部長が申し上げたとおり、本当にその他の業者には技術者は要らない、その言葉は覆されないものかお聞きをいたします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 私は、要らないという表現というより、その技術者を把握する必要はないというように言っておるわけでありまして、この考え方は県と同じ考えであります。

以上であります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 部長の答弁によりますと、技術者を把握する必要がないということは指名競争願いに技術者を書いて出す必要がないということになるかと思いますが、それでよろしいのか。

いいですか。ここに経審、経営審査事項を添付し、出すんですね。この中に技術者を1級が何人、何が何人と、その他の技術者があるということ、これはその要件で経審の点数がついております。そうですね。この要件の中の技術者が必要ないと。これを見て指名をするんじゃないと。これ、もう曲げないでほしいんですよ。そうすることによって業者は大変楽になると思います。いいですか。

ということは、あなた方は、法律は守らなくていいということを言いよることなんですよ。ここにね、業法には営業所の、もしくは本社にこういう大きい工事をする場合は専任技術者を置きなさいと。会社に専任技術者が要るんですよ。その専任技術者は現場の主任技術者、または監理技術者になることができないんですよと、こういうことが法律で決められておるんですよ。これは県はそのようなことはしないでいいということはありません。私は確認をしております。県も国もこの法律に基づいてやっていただきたいということは言っております。そして、なおかつその他の技術者、これについては4,500万以上は2年以上の、ここに書いてあるとおりであります。2年以上の経験を有した者、それを2年以上、4,500万円以上の工事を行った経験を有した者、実務に限られると、このように法律で決まっておるんで

すよ。これを無視した佐伯市は、ほかに建設業法というのは市長がつくられておるとい  
ことで理解していいんですか。あなた方が発注する工事においては、自分たちが考えたこと  
で、この法律に基づかんでやりよるんだという理解でよろしいんですか。

議長（小野宗司） 井上財務部長、まず部長、あなたが答弁に立ちなさい。

財務部長（井上勇） お答えいたします。

技術者を要しないと私は先ほどから言っているわけではありません。先ほどから言っ  
ているのは、技術者の指名に関しましては、市としては、その時点においての技術者の数を把握  
する必要はないと言っているわけでありませう。

議長（小野宗司） 坂本工事検査課長。

工事検査課長（坂本学） 入札当時の技術者数ですけど、一番最初の部長の答弁でもありませ  
うように、資格審査の段階での技術者数は把握しております。

当然そのB等級、C等級において、その等級に合った技術者数はあると思ひますが、年度  
途中、また、緊急の場合等考へて技術者数が足りない部分が出てきます。そうした部分を考  
慮して要件の設定の中で資格審査提出日に技術者を確保すればという形での要件の緩和を  
図っております。大変厳しい要件だとは思ひますが、そういう形で要件を組んでおります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 技術者の数は考へていないと。じゃあ、1人しかいない技術者もいいとい  
って最初入れて、これは要件に満たないという後での発言はどうなるんですか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 一つの業者が技術者1人がいないというようなこれは現実問題、議員の  
御指摘のとおりでありますけれども、先ほど私が答弁いたしましたように、競争入札参加資  
格確認申請書等を提出するまでに大変厳しいと思ひますけれども、要件を満たす技術者を雇  
用すればいいということによってその要件はクリアできるんじゃないかと。大変厳しいと思  
ひますけれども、この現実の中ではですね、条件的にはそういうことではあります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 私が聞いたこととあなたが答へていることは違ふと思うんですが、あなた  
は、先ほど要件の中に技術者の数は入れなくていいと、考へなくていいと考へておると答  
弁をしたばかりですよ。それなのに、その前に1社は1人しかいないからだめであるとい  
うことを思ったということをおっしゃるし、まして、ここに2名のその他の技術者、これは  
いわゆるここで法律で書かれておる実務経験者、これは実務経験者は4,500万円を2年  
以内にやって、その実務を報告しなさいよとなつておる。それでないと4,500万円以上  
の契約には当たりませうよと法律で決まつておるんですよ。ここはじゃあ、佐伯市は  
日本国の佐伯市じゃないんですね。法律を守らなくてもいいということは、これは別だ  
ということなんですね。そうとしか受け取れませうので、そういう私は解釈を  
したいと思ひます。

これですね、ちゃんと業法を読むと建設工事における技術者制度というのは、これは  
もうちゃんと決まつておりますし、これに基づいて業者も発注元、いわゆる行政に審査  
を行つて指名競争入札の資格を得ている、そのように考へております。

ただ、これの人数が関係ないとかですね、そういうふうなことはないと思ひます。こ  
のように決まつておるんですから。だから、これについて6共同企業体を組まなければ  
いけない代表構成員があるのに、7の構成員を出したその他の構成員を出したうちに2社  
がだめであ

ったということについて、また、代表構成員が指名されたその他の構成員に言っても発注後二、三日のうちに組めませんと。それは組めようが組めまいが、もう発注したんだから構わんのや、組めなければ5社以上出したんだから2社でもやるんだというところはあなたの言い分であろうと思うが、これでは公正、公平性、透明性はなし得られないのではないか。

それと、なぜ造成工事を入れて2億500万これまでもっていかなければいけなかったのか。これは造成工事を入れずに消費税を入れても2億を切れる。その金額でA等級6社が単独で応札できたのではないかということをお聞きしとるんです。

これは反対討論でも詳しく言いますけれども、このことについては、やはり少し考え直すべきところはあるのではないかと思って質問をしておるところであります。詳しく申し述べてください。本当にこの法律を守らんでいいのか。その他の人数とかいうのをね、これを正規に出さなくていいのか。この答弁でこの次の審査事項が変わっていくと思いますよ、この佐伯市は。いいんですか。

議長（小野宗司） 坂本工事検査課長。

工事検査課長（坂本学） 技術者数でございますけど、先ほども答弁しましたように、B等級、C等級に合う技術者の人数は把握しております、資格審査の段階で。

当然先ほども言ったんですけど、足りない場合が出てきますので、要件の雇用の中で、その他の構成員の技術者は申請等提出日以前に雇用された者であることということで緩和を図っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） そのことは、よく読んで把握しております。ですが、ここで問題は、市がこれは緩和しておるつもりであろうけれども、すぐに雇えるかというたら雇えない。いないんです。と同時に、それは何を意味するかというと、県・国は3カ月以上前に雇用したそういう技術者を提出してこの検査を受けなさいと、審査事項を受けなさいということになっとるんです。この特記仕様書の配置予定技術者のこれは雇用関係等については佐伯市だけなんですよ、これは。ほかにはないですよ、こういうことは。契約する前の人に雇って出せばいいと。入札日の前の日に雇って出せばいいと。ですが、その際に法律はどうするんですか。3カ月前から雇用した技術者でないとだめですよ。それがこの皆さん方の中に出してある点数に反映されておるんですよ。これはじゃあ、いいということなんですね。こういうことはもう把握しとるから私、聞きよるんですよ。経営審査事項の中にね、きのう雇った人を入れてたって点数にはならないんですよ。

それと同時に、明日雇って契約をあさって出したいというけれども、そういう人たちが4社いなかったと。7社のうちに2社しかいなかったということを事前に相談に行っとるんだから、なぜその相談には乗れなかったのか、何かそこらにおかしいものがあったのではないかなと推測されるんです。もう一回だけお聞きします。それで終わります。

議長（小野宗司） 坂本工事検査課長。

工事検査課長（坂本学） 要件につきましては、以前から一般競争入札において、市内業者はこの場合に、この要件としてその他構成員の技術者は申請書等提出日以前に雇用された者という要件で設定してきました。

これは時期によって市内業者の技術者の確保が厳しかったり、やむを得ない事情等緊急雇用等を考慮して利便性を考慮して市独自で判断して要件を設定したものです。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、佐伯市は国で決まった業法、県が指導する建設業法等については全く関知しない、そういう考え方でよろしいか、それを聞いて終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

規則は、部長言われたように、3カ月前の雇用ということですが、佐伯市はその前の日雇用でもいいということで、その抵触はどうかと。

財務部長（井上勇） その3カ月につきましては、工事検査課長が申しあげましたように、やむを得ない事情だということで認識しておりますし、その議員から言われております最終的な考え方につきましては、先ほども私が言いましたけれども、この時点において競争性、公平性が確保されてると思っておりますので、今回の工事の入札につきましては、適切な入札の執行であったと考えております。

以上であります。

8番（佐藤元） 終わります。

議長（小野宗司） 以上で、佐藤議員の質疑を終わります。

次に、議案第130号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許します。

22番、玉田茂君。

22番（玉田茂） 皆さん、おはようございます。22番議員、玉田茂です。

私は、議案第130号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、要するに、佐伯市つるみ山荘条例の廃止について議案質疑を行います。議員皆さんには、お手元に執行部から作成の資料を配付してあると思いますので、参考にさせていただきたいというふうに思っています。

まず、アとして施設の概要についてお伺いをいたします。

土地の面積、建物の構造、床面積、建築年月日、取得金額、現在の評価額、また、起債残はあるのかどうかということをお伺いいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） おはようございます。総務部長、内田です。よろしく申し上げます。

まず、つるみ山荘の概要ですが、土地につきましては建物の敷地及びテニスコート等の敷地を含め6,762.07平方メートルです。建物については鉄筋コンクリートづくり2階建てで、延べ床面積は678.31平方メートル、建築年月日は平成3年3月25日であります。取得価格につきましては、土地購入費が1億4,753万6,640円、建物本体工事が1億4,996万8,000円、その他外溝工事、緑化工事等が5,069万5,360円となっており、総事業費は3億4,820万円あります。評価額につきましては、現時点では鑑定評価を行っておりませんが、平成15年11月に行った鑑定評価によりますと、土地が1億9万2,000円、建物が4,590万5,000円、合計1億4,599万7,000円となっております。

なお、本事業は地域活性化事業債を活用し、1億円の借入れを行いましたが、既に償還済みであり、償還残はありません。

以上です。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） 実は、資料をいただいておりますから明細はそのとおりになっております。

ただですね、当初、総務常任委員会か何かに提出された資料の中で同じような資料が出て

おるんですが、それによりますと、敷地面積は6,755.91と建物の床面積が672.28平米になっております。この資料を執行部から出していただいておりますが、どちらが正しいのか、まずその点をお伺いします。

議長（小野宗司） 田村総務課長。

次長兼総務課長（田村智） 総務課長の田村です。

敷地面積については、9月のときの総務常任委員会の提出した資料のほうが、私のほうが間違っておりまして、敷地面積は6,762.07平方メートルというのが正しい数字です。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） はい、わかりました。それでは、今回出した資料が正しいということで認識しておきます。

それと、その施設の中に温泉掘削という項目があります。これは敷地内に源泉というか、要するに源泉を探そうということで掘ったということと思いますが、これは今、源泉ありませんかね、お答えください。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 今現在、源泉はありません。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） ということは、どこから温泉を引いておるということで理解をしておきます。

それと、評価の件なんですけど1億4,599万7,000円、平成15年の11月に評価をしたということになっておりますが、評価額は大変その建築年月日からすると下がっております。2億2,000万の減額ということになっておりますが、今話を聞いてみますと、現在の評価額はわからないということではありますが、建物の評価は年々下がってくるでしょう。しかし、土地の単価といいますが、こういうものはどういうふうに認識をしておりますか。今現在、評価してから8年たっています。8年たった今の現在の中で、土地自体どのように、概算で結構ですが、上がってるか下がってるか、その点、もう一度お願いします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） はっきりした答えはできませんが、今現在、日本の状況、佐伯の状況を見ましても土地は下がっておりますので、当然下がっておるのではないかと思います。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） 次にいきたいと思えます。

イとして、施設廃止の理由が今回あげられております。まず、利用者数の減少とあります。過去5年間の利用者数、また、収入額を教えてください。

2点目として、恒常的な収支不足が見込まれる内容、過去5年間の経費を教えてくださいたいと思えます。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） それでは、近年の利用者数と収入額についてお答えいたします。

平成18年度は利用者数1,973人、利用料収入511万9,200円、平成19年度は利用者数2,774人、利用料収入707万2,700円、平成20年度は利用者数2,197人、利用料収入585万800円、平成21年度は利用者数2,045人、利用料収入557万6,230円、平成22年度は利用者数1,659人、利用料収入477万8,860円と、ここ数年は年々減少しております。

また、市が負担しています経費の推移を見ますと、平成18年度、591万8,371円、平成19年度、666万2,396円、平成20年度、702万8,027円、平成21年度、576万3,404円、平成22年度、551万7,412円となっております。施設の修繕等の有無によって若干の変動はありますが、今後、施設の老朽化も進んでいきますので、年間に500万から600万程度の経費がかかるものと思われます。

以上です。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） ちょっと伺いますが、今、経費のほうなんですけど、20年度幾らと言いましたか。再確認を。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 20年度が702万8,027円です。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） いただいた資料と20円そこは違います。それは違いますが、こちらの報告には702万8,047円ということで記載されております。27円が正しいということですね。

それでは、今の20年度、私も実は決算書を全部広げてみました、5年間。20年度は私が決算書を見た中では703万8,227円、これになってるようにあります。要するに1万200円ですか、この差額は何でしょうかね。どちらが正しいのか。その点もちょっと確認したいと思います。

議長（小野宗司） 田村総務課長。

次長兼総務課長（田村智） 決算書では先ほど議員さんの言われたとおりなんですけど、今回の資料のほうは、報償費9,000円と旅費1,200円というのがあるんですけど、その分は今回の資料の中では外しております。外したものを資料として出しました。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） それでは、提出された資料20円の差というだけで了解をしておきたいと思えます。

次に、ここの資料の中にもありますが、平成21年度から設備の保守点検、光熱費と燃料代、これ指定管理者が負担するようになっております。指定管理料100万円だったものを450万円に変更したということなんですけど、これから考えると指定管理料というのは、実際450万払ってますけども、維持管理を差し引くと大まかに100万ぐらいという形でそれでよろしいかどうかお聞かせください。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 指定管理料450万でしておりますので、その考え方でよろしいかと思えます。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） 次にいきたいと思えます。指定管理についてお伺いたします。

現在は、指定管理者制度でやっております。管理者に平成24年4月1日、施設の廃止をするということをもう現在通知をしておるのかどうか、また、指定管理者の意向等は聞いておるのか、その点をお伺いします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 現在の指定管理者に対しましては、本年4月に施設を訪問いたしまし

て、平成24年4月1日をもって廃止をしたいということをお伝えいたしました。その際、施設に関するさまざまな問題等について意見を交わしておりますが、施設の廃止については了承をしていただきました。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） 了解をしておるといことでありますが、実は私も心配になって、ちょっと行ってきました。通知はしておるけども了解というところまではいってないようなそういう話のようにありました。というのは、まだやりたいなというような話は私は受けてきました。それはどちらか判断が本人の意向ですから、それはそれなりにまた調査もしてみたいというふうに思います。

次にいきます。

エとして条例廃止をしてですね、4月1日に廃止になります。なったとしてその施設の管理、これは以後どのように考えておるのか、また、土地、建物、これは賃貸するのか売買するのか、売却先、そういうものは現在決まっておるのかどうか、その点をお伺いします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） それでは、廃止後ということですのでお答えいたします。

土地及び建物の売却に向けて事務を進めていきたいと思っております。現時点で売却先が決まっているわけではありませんけど、施設の廃止後は普通財産への変更、鑑定評価等必要な手続を踏んだ後に公売を実施することになると考えております。

以上です。

22番（玉田茂） これで終わります。

議長（小野宗司） 以上で、玉田議員の質疑を終わります。

次に、議案第120号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番、矢野哲丸君。

13番（矢野哲丸） 13番、矢野です。

議案第120号の平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）の中で、ストック総合改善事業費の市営住宅アスベスト対策に係る予算6,833万9,000円の予算計上されております。その具体的内容について、まずお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず、矢野議員のアスベストに係る予算の具体的内容ということから答弁いたしたいと思っております。

ちょっと数字が入って長いので、数字のところをゆっくり言ったほうがよろしいですね。

13番（矢野哲丸） 大きい分だけでいいです。

建設部長（高瀬精市） アスベスト分析調査の結果を受けまして、アスベストの含有が確認されました16棟178戸に対しまして、気中石綿濃度測定検査を実施し、全棟から飛散が確認された場合を想定しての補正予算を作成しております。

入居者の健康等につきましては、当該16棟の入居者全員を対象としまして健康診断を予定しております。単価は1人当たり4,305円で該当入居者全員を対象としています。また、精密検査の1人当たり1万円を加えまして、総額で562万2,000円を計上しております。

健康診断に際しましては、住民負担軽減のため巡回車を予定しております。この経費が1台当たり4万2,000円で14回予定しております。おおむね1回当たり30人規模の検査になり、



総額で58万8,000円を計上しております。

旅費につきましては、都合により受診できなかった方、また、精密検査の受診に際しての実費により算定をしております。遠方の宇目により算定を行いまして、小野市から旧市内、市内から病院までの額で算定をしております。これは1人当たり佐伯まで1,290円、佐伯から病院まで140円で想定して計算しまして総額で111万8,000円でございます。

委託料につきましては、建設工事にかかわります委託料としまして、アスベスト改修に伴う実施設計書の業務委託が100万円、地松浦団地の台風による漏水に伴い改修工事計画による設計委託料50万で合わせて150万円を計上しております。

さらに、アスベスト気中石綿濃度測定の検査委託料としまして611万1,000円を計上しております。単価は3万1,500円で178戸全戸及び該当住宅の屋外測定検査を合わせまして194カ所予定しました。補償補てん及び賠償金につきましては、飛散が確認されたことによります住みかえ等を設定しております。公営住宅による住みかえを検討しましたが、対象戸数が多く、公営住宅での対応は困難と判断するに至っております。予算では一時滞在等含めまして民間住宅での借り上げによります住宅料、敷金・礼金による算定としております。民間住宅料の6万円により算定してありまして、総額で5,340万円となります。

歳入につきましては、アスベスト気中石綿濃度測定の検査委託料、アスベスト改修工事に伴います実施設計書の業務委託、地松浦団地の改修工事にかかります設計委託料が公営住宅ストック総合改善事業の補助対象事業に当たります。アスベスト気中石綿濃度測定の検査委託料の611万1,000円につきましては100%の補助事業でありまして、その他建設工事にかかわる委託料の150万円が45%の補助となっております。総額678万6,000円を国庫補助ということで計上しております。

議長（小野宗司） 矢野哲丸議員。

13番（矢野哲丸） 中身は検査はした結果、飛散はないというような報道になっておるんですけど、市長の記者会見の中でもそういうように言われておりますけど、今、飛散してるかどうか検査するというような答弁があったようにあるんですが、それはいいです。

16棟178戸の住民に対して健康診断をするということですけど、その検診の費用が大きいようにありますけど、178戸に入ってる入居者のみの検診か、その答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど申し上げましたように、その棟及び外での外中の飛散は確認されておられません。私もちょっと言い方があれでしたが、それで今回の予算にあげております医療費に係る部分につきましても入居者、入居されている方のみということ。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） わかりました。この予算に組まれている部分は、現在該当している16棟178戸のその中に入っている住民の分だけということであるということでもあります。

それでは、次のイのほうに入ります。

来年度のこの工事の改修に向けて今回3億4,176万円の債務負担行為の補正があがっております。この工事を今後工事はいつからどのように行うのか、また、期間はどのぐらいかかるのか、また、アスベストは飛散していないというけど付近住民への説明、隣接の住宅に住んでる公営住宅に住んでる方、また、民間の方でもいいんですが、その辺の説明、また、この工事に対する理解は得られているのかという部分、あと、 とありますので、その部

分も一緒にお尋ねしますが、工事期間中、入居者の住宅対策はということで、先ほど答弁では公営住宅だけでは足りないの民間の住宅等も考えているという予算措置をしてるというようにありますが、その部分はもういいです。2番はもう聞きましたので。それは何かあれば、補足があればお願いします。

それと3番目に、住宅に入っておる人の中で、公営住宅に一時移るのはいいんですけど、もうここに住みたくない、転居希望者があった場合、どのように対応するのか、その辺のところをお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 工法につきましては、分析調査でアスベストの含有0.1%を超えて確認されておりますけども、先ほど申し上げましたように、気中石綿濃度測定の結果では室内及び屋外においてもアスベストの飛散は確認されておられません。

ただ、しかしながら、住宅の老朽化等に伴う飛散防止のために国土交通大臣の認定を受けました固化剤によりアスベストを吹きつけをしている天井等を被膜して固定化を図り、粉じんが何らかのショック等で飛散しないようにする封じ込め工法を予定しております。

この工法につきましては、1日に1戸を施工するものでありまして、入居者の負担が最小限に図られることにより選定しております。付近の住民の理解に関しましては、先ほど述べたとおり、屋外においてもアスベストの飛散は確認されておられませんことから、直接の対象者にはならないと判断をしております。

11月29日からの調査結果に基づきまして、分析調査でアスベストの含有が確認されました棟を対象に入居者説明会を開催しまして、調査結果及び改修工事の概略・スケジュール等を報告して協力依頼をしております。

説明会の中でも報告しておりますけども、アスベスト気中石綿濃度測定検査結果から測定した棟、屋外からも大気中に石綿は確認されていません。1日1戸施工の屋内工事でありまして、アスベスト工事用負圧集塵機を使つての換気、気中濃度測定を実施しながらの施工でありまして、環境に十分配慮した工法となっているため、周知等の必要性が考えておりませんけれども、12月15日に行われます自治委員会理事会におきまして報告し、周知はお願いすることとしております。

次に、工事期間中の入居者の居住対策についてですが、工事は1日1戸の施工を予定しておりますけども、実際工事の施工は4月以降になる見通しを立てています。当初予算による対応となりますけども、入居されてる方、障がい者、要介護者等の入居者もいることも推察されますことから、その対応について検討をしているところでございます。

転居希望者の対応につきましては、アスベスト分析調査では天井等の吹きつけ材からアスベストの含有が0.1%を超えて確認されておりますけども、何度も申し上げまして申しわけありませんが、大気中の石綿濃度測定では室内及び住宅周辺の屋外においても飛散は確認されていないことから、転居希望者に対する対応は考えておりません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 工事は1日で済むと。1日に1戸当たりで、1日で済むということですが、その他の該当しない住宅に住んでいる人等については説明もしていないということですが、他の棟に隣接する棟ですね、該当していないところの住んでいる人に対しては該当していませんよと、そのアスベストに飛散等もない、アスベストも使われておりませ

んという文書通知をしているというふうに聞いているんですが、それは当時、建設年度が同じ近所の近くの隣接している住宅に入っている人に通知をしたのか、その辺のところ、通知は受けたが何のことかわからないというような人もおるわけです。

それと、転居希望者は今のところ飛散はないので封じ込めておけばいいということですが、今、転居希望者の対応等については考えてないということでありまして、実際、今の段階で転居希望者はないのか、あっても取り合わないということか、その辺のところ。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず最初の通知の件でございますけども、今回16棟178戸ということですけども、その16棟につきましては、主に昭和50年代、中間ぐらいに建てられたそこらがその当時は、いわゆる国庫補助でつくったときにもその配管とか防音防湿、主に空調関係だと思っておりますけども、補助要綱の中にそのアスベストの使用がうたわれておったと伺っております。

今回は、その基準がもうほとんど0.1%ですから含んでおたらいけないというような国の基準が段階的に下がって、今一番厳しくなったと受けとめております。その通知につきまして、とりあえずといいますか、市長の記者会見、11月22日だったと思うんですけども、新聞報道されて、それを見て住民の方はどのようにとられるかというのが一番心配されたものですから、その対象の方には16棟178戸の方につきましては、順次これは11月29日から12月7日まで近隣の公民館を借り上げて住民説明会をしておりますけれども、そこらの通知を差し上げ、その他の方についてはそういった新聞を見てですね、新聞十分読んでいただいたらわかると思うんですけど、往々にして拾い読み等々をして間違った理解をされても困るなというふうなことで対応したという経過がございます。

ただ、議員が御指摘のように、そういった文面だけですので、そこらが十分周知されてないというふうなこともございましょうから、この説明会済んだ後、また、それと、先ほど申し上げました、区長さんの理事会があるからそこらで説明というのもその分も若干含んでおりますけれども、その他また周知を図りたいと思います。

それと、説明会をしておりますけど、まだ途中でございまして、転居希望者はないようです。実際、新聞報道、テレビにも出ましたけども、その後、心配になって云々という電話が我々としては相当来るかなと想定しておったんですけども、数件、一、二件あったというのは私は聞いております。

それで、実際アスベストの除去を封じ込めという1日ですけども部屋をあけてくださいということを集まってくる主に奥様というか、主婦の方が多いらしいんですけど、もう飛散しなればしなくて、そういった中をあたらないでくださいと、逆にそういった要望といいますか、希望が多いというふうに聞いております。

いずれにしても、12月7日に最終の説明会が終わりますので、その中で178戸の方の要望を聞く中で、対応については若干のまた検討が必要と、そういうふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 終わります。

議長（小野宗司） 以上で、矢野議員の質疑を終わります。

ほかに質疑の通告がありませんので、以上、37件につきましては、質疑を終わります。

次に、議案第157号から第160号まで、以上4件を一括して議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、16番、三浦渉君の退席を求めます。

(三浦渉議員退席)

議長(小野宗司) 質疑の通告がありませんので、議案第157号から第160号まで、以上4件につきましては、質疑を終わります。

16番、三浦渉君の復席を求めます。

(三浦渉議員復席)

議長(小野宗司) 次に、議案第161号及び第162号、以上2件を一括して議題といたします。

ここで副市長、塩月厚信君から退席願いの申し出がありますので、これを許可いたします。

(塩月厚信副市長退席)

議長(小野宗司) 質疑の通告がありませんので、議案第161号及び第162号、以上2件につきましては、質疑を終わります。

副市長、塩月厚信君の復席を求めます。

(塩月厚信副市長復席)

議長(小野宗司) 次に、議案第163号を議題といたします。

質疑の通告がありませんので、議案第163号につきましては、質疑を終わります。

次に、議案第164号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、16番、三浦渉君の退席を求めます。

(三浦渉議員退席)

議長(小野宗司) 質疑の通告がありませんので、議案第164号につきましては、質疑を終わります。

16番、三浦渉君の復席を求めます。

(三浦渉議員復席)

議長(小野宗司) 次に、議案第165号及び第166号、諮問第4号から第7号まで並びに専決処分の報告第19号、以上7件を一括して議題といたします。

質疑の通告がありませんので、以上7件につきましては、質疑を終わります。

以上で通告により質疑を終わります。

これにて議案質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者谷口ふく子)、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者山田豊和)、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者上木奏徳)及び諮問第7号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者矢野静司)、以上4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、諮問第4号から第7号まで、以上4件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案等の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第2、議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配付いたしております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成23年第7回佐伯市議会定例会議案等付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第120号	平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）	分 割
第121号	平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	教育民生
第122号	平成23年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	教育民生
第123号	平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）	教育民生
第124号	平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第125号	平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第2号）	総 務
第126号	平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第127号	平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第128号	平成23年度佐伯市水道事業会計補正予算（第1号）	建 設
第129号	平成23年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	建 設
第130号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	総 務
第131号	佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について	総 務
第132号	佐伯市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	総 務
第133号	佐伯市税条例の一部改正について	総 務
第134号	佐伯ヘリポートの指定管理者の指定について	総 務
第135号	佐伯市特定環境保全公共下水道事業条例の一部改正について	建 設
第136号	市道路線の認定及び廃止について	建 設
第137号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	建 設
第138号	佐伯市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	教育民生
第139号	佐伯市さいきっ子医療費の助成に関する条例の一部改正について	教育民生
第140号	佐伯市国民健康保険条例の一部改正について	教育民生
第141号	佐伯市立学校施設の開放に関する条例の一部改正について	教育民生

第142号	佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について	教育民生
第143号	ひがしなかよしくラブの指定管理者の指定について	教育民生
第144号	星の子児童クラブの指定管理者の指定について	教育民生
第145号	下堅田児童クラブの指定管理者の指定について	教育民生
第146号	佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（介護老人福祉施設）及び佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（地域密着型介護老人福祉施設）を併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生
第147号	佐伯市国民健康保険西野浦診療所及び佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所を併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生
第148号	工事請負契約の締結について（社会資本整備総合交付金事業駅前・港地域交流センター新築（建築主体）工事）	教育民生
第149号	佐伯市営第2駐車場の指定管理者の指定について	経済産業
第150号	佐伯市宇目商業団地関連施設の指定管理者の指定について	経済産業
第151号	佐伯市木浦地区ふれあい施設（木浦名水館）の指定管理者の指定について	経済産業
第152号	佐伯市小半ふれあい広場及び佐伯市小半森林公園キャンプ場を併せて管理する指定管理者の指定について	経済産業
第153号	佐伯市藤河内溪谷観光施設等の指定管理者の指定について	経済産業
第154号	佐伯市高平キャンプ場の指定管理者の指定について	経済産業
第155号	大入島食彩館の指定管理者の指定について	経済産業
第156号	佐伯市上浦活性化センター「しおさいの里」及び佐伯市上浦農村公園を併せて管理する指定管理者の指定について	経済産業
第157号	佐伯市本匠農林産物直売所の指定管理者の指定について	経済産業
第158号	佐伯市本匠農産加工施設の指定管理者の指定について	経済産業
第159号	佐伯市本匠釜茶加工施設の指定管理者の指定について	経済産業
第160号	佐伯市本匠堆肥化施設の指定管理者の指定について	経済産業
第161号	佐伯市重岡ライスセンターの指定管理者の指定について	経済産業
第162号	佐伯市宇目農林産物等直売所の指定管理者の指定について	経済産業
第163号	佐伯市直川農林産物加工直売所の指定管理者の指定について	経済産業
第164号	佐伯市本匠三股人工ほだ場、佐伯市本匠小川人工ほだ場、佐伯市本匠因尾人工ほだ場及び佐伯市本匠山部人工ほだ場を併せて管理する指定管理者の指定について	経済産業
第165号	佐伯市本匠林産物加工施設の指定管理者の指定について	経済産業
第166号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（上浦大字最勝海浦）	経済産業

専決処分報告

番号	件名	付託委員会
第19号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	建設

請 願

番 号	件 名	付託委員会
第 1 2 号	国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願	総 務

議長（小野宗司） これより昼食のため休憩いたします。

午後は1時から会議を開きます。

午前11時25分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 一般質問

議長（小野宗司） 日程第3、一般質問を行います。

通告により質問者の順序を発表いたします。

1番、兒玉輝彦君、2番、井野上準君、3番、玉田茂君、4番、江藤茂君、5番、佐藤元君、6番、後藤幸吉君、7番、清家儀太郎君、8番、後藤勇人君、9番、吉良栄三君、10番、宮脇保芳君、11番、清田哲也君、12番、河原修仁君、13番、芦刈紀生君、14番、矢野哲丸君、15番、榎田穂積君、16番、井上清三君、17番、三浦涉君、18番、河野豊君、19番、清家好文君、20番、高司政文君、21番、浅利美知子さん、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は、4番までといたします。

11番、兒玉輝彦君。

11番（兒玉輝彦） 皆さん、こんにちは。早いもので、平成23年12月定例会、ことしもあと残り26日となりました。11番、開政会、兒玉輝彦でございます。通告に従い、一般質問、一問一答で質問させていただきます。

議会では、ことしに入って議会改革をやり、また、その中で今回、議会報告会、やはり市民の意見を聞き、市民の声を聞くといった開かれた議会をという方針でことしからやっております。その中で、今回5月17日から19日、3日間の間、報告会をやりました。その中で、やはり問題点、意見、また要望等数多く市民の皆さんから意見がありました。その中で、やはり今回、東日本大震災の中で、こういった震災が本当のあったのかというような未曾有と言われる大震災、また大津波が発生し、犠牲者が2万人近く、いまだに復興していない状態、その中で、これから復興に当たる政府、まだまだ復興にはほど遠いその中でも今回福島原発事故、そういった中で、これから私たち何をしたらいいのかというような問題が課題が山積している中でございます。

また、佐伯市にとっても今回、地震津波対策として避難路、避難地の問題が数多く意見として出されました。その中でも、現在市民が一番の問題点といえば、この大手前開発が出たと思っております。そしてまた、2回目の報告会がなされた。その中でも、津波対策、避難路、避難地の問題、また、この大手前の問題が出された。その中で、私は今回、大手前開発事業について質問をさせていただきます。

まずは、アに入ります。

再開発準備組合についてでございますが、私たち地域開発調査特別委員会でこのたび意見

交換をしました。その中で、やはりまだまだ疑問点が今回あると思ひまして、私は、この準備組合についての今後のスケジュールを聞かせていただきたいと思ひます。まず一番初め、その問題についてお伺ひいたします。

議長（小野宗司） 兒玉議員、 まで。

11番（兒玉輝彦） ですが、その中で、組合員の中で、若い人たちがおられない、そういった問題をどういうふうにとらえているのか。そしてまた、今後、年齢構成についてどういうふうな取り組みになるのかお伺ひいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず1点目の今後のスケジュールにつきましてお答えいたしたいと思ひます。

今年度は施設建築物の基本設計、事業費や床価格算出などの資金計画を作成します。平成24年度につきましては、準備組合が設計概要や資金計画などの事業計画を作成しまして、県の認可を受けて市街地再開発組合を設立し、施設建築物の実施設計を作成いたします。

平成25年度につきましては、施工地区におきます従前の権利を新しく建設される建物と、その敷地に関する権利に変換する権利変換計画を作成しまして、県の認可を受けてその後、建物工事に着手し、平成26年度に竣工を予定しております。

点目の年齢構成につきましては、特に年齢確認は行っていませんから不明でございますけれども、ほぼ40代以上で構成されていると、そのような状況でございます。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 一応計画そのものはわかりましたが、今、年齢構成が40代以上で構成されているって言ってましたよね。その40代で構成されるその40代の人、今この地権者の中で26名ある中で、この商業地に入って商売する、そして、その中でといたら執行部のほうからは10地権者って聞いておるんですけど、その中の構成の中で、その若い人たち40代の人たちはおりますか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今、議員の質問の中で、要するに入居希望ということで商業及び住宅という両方でよろしいですかね。

11番（兒玉輝彦） 一応商業すると。

建設部長（高瀬精市） 商業のほう。若手というか40歳以上で、ごく若い方といたしますか、おります。

11番（兒玉輝彦） 確実に入ると。

建設部長（高瀬精市） 確実と申されますとなかなかで。といたしますのが、これ、もう今までの委員会等で説明してますように、区画整理そのものは、都合8回の全員同意をとります。今とれてる全員同意につきましては2回目、あとこれから先ほど申しました換地計画、補償等々の入っていきますので、その時点で場合によってはということも考えられますので、今、我々が推定してる方は、現在商売される方が入るといふ部分の話は伺っておりますけれども、それが確約かということになると、ちょっと答弁が致しかねる部分。

（「それは契約書を結んでるの」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御静粛に。

建設部長（高瀬精市） となりますので、そういったことは御理解。



(「契約書結んでないの」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御静粛に。傍聴人に申し上げます。傍聴人は傍聴いただいてありがとうございます。

この後も引き続き傍聴していただきたいという議長としての希望がございますが、ただ、傍聴していただくためには一つ決まりがございます。それは御静粛に傍聴していただくということでもあります。これ以上、傍聴に支障を来すようなことがありますと、大変遺憾ながら、地方自治法第130条の第1項の規定により、この議場から退場をお願いすることになりますので、よろしく。

(「議長、わかりますけど、高瀬部長の言葉というのは重要ですよ。」と呼ぶ声あり)

議長(小野宗司) 傍聴人には先ほども申し上げましたが、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

(「大事なことやから言ってる。あやふやなことを聞きに来てるわけじゃないんですよ、私は。52億円使うんですよ。だれがやったかわからんような」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 地方自治法第130条第1項の規定により、議場からの退場を命じます。暫時休憩いたします。

午後1時11分 休憩

午後1時13分 開議

議長(小野宗司) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番(兒玉輝彦) 今先ほども部長も言われたんですけど、やはりもうあと残りタイムリミットが少なくなりましたよね。それでこの前、私たちは、その準備組合と話し合いをした中で、もう少し準備組合の人たちが、あの場で若い人たちが出席して意見を述べる。これから私たちはこういうことをしたいんですよといったような意見が出ればいい。それが全く出ない。これに私は今回この質問をしたのに、それが一番疑問を感じたんです。本当にこの計画を進めていっていいかな。まだ今ならいろいろな面で考えられることができると思います。その考えをこれからどういうふうにするかといえば、やはり準備組合もしっかりして立ち上げなければいけない。今までこれだけ時間をかけて、この前の話しかできなかった。その話の中で、本当にこれでいいのかな。そこを私は疑問に思っております。それで、そこに若い人たちが一人もいなかった。それで意見を言う人たちがいない。ただ一人、高橋会長さんが言われただけで、ほかの人たちは一言も何も出なかった。それが私は今回この先に不安を感じたから、この大手前開発の問題をあげました。

それを執行部がこれからどういうふうなことをしていくか。やはりこの問題は、簡単な問題ではないと思います。これだけ私たち報告会をした中で、毎回出る問題です。それで真剣に取り組んでいかなければいけない問題ではないかと。その中で、若い人たちがなぜいないのか。あそこ今、商業しよる人って若い人たちがおる中で、その若い人たちが、なぜその場に来ないのか。議会のほうも地域開発のほうも真剣でみんな取り組んでます。その取り組んだる人の中に、その若い人が一人もいない、そういう状況でこの計画を進めていっていいかというような私、今回疑問を感じましたので、そのところを今回、執行部としてどのような取り組みをするのか。

議長(小野宗司) 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先般、地域開発調査特別委員会のメンバーと大手前準備組合の役員が会議を開いたということだと思います。その中で、確かに役員の方には若いといいますか、副会長に40代、比較的若い方は入ってると思います。固有名詞ちょっとここで出していいものかわからないですけど、商売されてる方で若い人は入っていると思います。

あと、副会長2人ございまして、もう一人の副会長は高齢ということでございます。その方も息子さんが商売されておりますけども、そういった議員さんたちとの会議というか、それには役職ということで役員されてるお父さんのほうが出てるといふうなことだと思います。

あと、実際、若手のそこに入ってくる部分も含めて、確かに先ほどありましたように、商業棟と住居、主に商業のほうだと思いますけども、現在、商売をされてる方が引き続きという部分が一番、全員が行くのが一番よろしいんですけど、そう行ったことではないということの中で、あとはその商業棟にどういった職種、どういった方々、どういった年齢層が入るかというふうな問題になってくると思います。これにつきましては、これもまだ今、確定とかそういうあれではありませんけども、市のほうとしましても、商業計画をあそこでつくる中で、今、戸田建設さんが入って代行されてる部分がございますけども、そういった部分等々で援助といいますか、準備組合のほうはそちらの援助といいますか、サポートも受けておりますので、そういったことで若者が活躍できるような職種とか、そういった部分を何とかこちらに引っ張ってきたいと、そういったことは常々思っております。

あと、実際にはそういった引き合いも大手前準備組合のほうにあるらしいんですけども、これも毎回同じような答弁で大変申しわけないんですけども、床単価がまだ確定しておりませんので、そういったこちらからこれこれこういった建物ができて幾らですからどうぞという部分がまだ活発化されてないという現状がございますので、そこらも含めまして、先ほど答弁しました26年末の開設に向けまして、そういった部分さらに来年度が一番そういった意味でも私は思うんですけども、勝負の年になるのかなというふうな認識でございます。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 重々それはわかるんですよ。だけどね、やはり準備組合そのものが基本的に考えを変えないと、私はこの計画はうまくいかないだろうなと。やはり今のような答弁、準備組合がする答弁の中で、まだこの中にどれだけの商業をする人たちがおるんですか。それまではっきり言えません。まだ相談中です。本当なれば、もうこの時点で24施設商業施設がある中で、最低でも私は20件はもう確実に確定に決まっていって、それで初めてこの計画は成り立つんじゃないかと思っております。それなのに、まだわかりません、まだ話し中です、相談中だと、そういった準備組合を立ち上げとって、この計画を本当にこれでいいのかなと。私は、この前行かれた議員さんたちは、それ以上で私は思っておるのではないかと思います。

執行部の人もおりました。そこで聞いていたと思いますけど、だれが聞いてもその不安はあると思いますよ。そやけん、もう少し執行部のほうも真剣になっておるのはわかるんですけどね、今の時点で80%ぐらいの計画は前に立つような計画じゃないと、もう少し真剣に取り組まないと準備組合のほうは真剣に私は取り組んでいただきたいと思っております。そのところを高瀬部長、準備組合に対してどのような考え方があるかということ。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 準備組合への強力な指導という部分で言いますと、確かに都市計画決定されていよいよと、来年度、私先ほど申しましたように勝負の年というふうにお答えしたんですけど、それに向けて今年度あと残された期間、議員の御指摘のありました準備組合、来年は一応法定の組織にならないとまたこれ次に進めないステップでございますので、そういった意味も含めまして、指導ということにはならないんですけど、いわゆる地権者の方があそこに少なくとも今まで以上残るようお願いもし、そういった資料ができるだけ早いうちにそろそろ我々も頑張っていきたいと、そういう所存でございます。

ただ、あと大手前の準備組合にしましては、戸田建設さんが入りまして、いよいよ今年度、今、地下の埋設物の調査とか入るようにしてるんですけども、来年度は、次の質問にありますけども、区画整理のほうがかんできます。そうなりますと、いよいよ現場で作業が当たるといふふうになりますので、言葉は悪いですけども、大手前の地権者の方が今まで漠然ととった部分につきましては、もう実際そういう今でも遅いという御指摘で、私もそこらは理解してる部分がございますけども、そういったことも含めて、今まで以上に肝を据えてもらうというんですか、そういったことでの指導をしていきたいと現時点では考えておりません。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） いえいえ、答弁が一緒でございますけど、これを今、経緯をここに書いてるんですけど、平成12年度から旧中心市街地活性化事業基本計画の核事業としての位置づけをしております。年数は1年、2年、3年、4年、7年、8年、その中でまだそういったような答弁しかできないと。それは、なぜそういった答弁しかできないと。もうこの計画に入ってからどんどんどんどん前に進みよる中で、だから今、市民が声が大になって消えていかない、払拭できない。やはり執行部の説明責任が果たされていない。この計画の内容もまだまだ決まってないような状況の中で、そういった中で、この工事を、それは私もこの工事を聞いた時点から、いろいろな面では、この佐伯市が活性化していかなければならない。どこの市町村でも一緒と思います。やはりこれだけの事業をする中で、少しでも市がよくなればと思ってみんなが協力してやってやらねばならないそういった事業だと思っております。だから賛成して今までやってきてきたんですけど、この問題が今はやはり山場ではないかと思っております。

そういった中で、もう少し真剣に取り組んでもらいたい。準備組合、執行部はこれだけ今まで手続を経て、やっとこの中心市街地活性化事業を国から認可させてもらった、認可してもらいました。その努力は買います。だけど、まだまだこれでは私は努力が足りないと思います。今、答弁がもうなされていますけど、この問題は、まだ何人かの議員さんかがやりますけど、やはりもう少し真剣に取り組まないいけないと思っておりますので、もう今の問題はいいです。

イに移りますけど、イの商業棟への入居者について、現在、商業棟への入居者の確定、もしくは予定している、もう店舗数は今聞きました。入居者の年齢についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 商業棟へ入居を予定している店舗数についてお答えをいたします。

市は準備組合とともに組合員に対しますヒアリングを行って意向の把握に努めております。組合員のうち、現在、大手前に店舗を有している者は10名でございます。が、そのうちこれ

までのヒアリングで床所有の意向、もしくは床所有を前向きに検討したいと意向を示しているのは7名でございます。

準備組合は、現在策定中の基本設計に合わせまして概算レベルにある事業費の見直しも行っております。これができれば今よりも精度の高い床価格が算出できるものと思っております。

また、市が行います土地区画整理事業では、補償費算出のための建物詳細調査を実施することにしております。組合員の意向は前向きに検討したいというレベルを出ていませんが、事業が進むにつれて財政的なものも含めて床所有に関します判断材料が多くなりますので、それによって組合員の意向も固まっていくものと考えております。

また、組合員以外の床購入希望者につきましては、床価格や管理費などが決定しておりますので、対外的に希望者を募る段階には至ってないものと考えていますけども、基本設計や資金計画の作成が進むことで、そうした段階に近づいていくと、そのような考えでございます。

としまして、入居者の年代の件でございますけども、組合員の年齢構成や商業床所有を前向きに検討している人数につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。

しかし、実際にだれが入居してどのように使うかについては、さまざまなケースが考えられると思います。具体的には組合員自身が新しい大手前で引き続き営業を続けるケースはもちろんのこと、それ以外にも後継者に店を引き継ぐケースやテナントへ賃貸するケースなどが考えられます。さらに組合員以外の床購入者が店舗を開くこともあるでしょうし、その方が床を取得してテナントに賃貸すると、そのようなこともあると思います。そうしたことから、現時点で御質問の入居者の年代につきましては答弁することは非常に難しいものと考えております。

準備組合につきましては、現在、基本設計の作成中でありまして、来年度には実施設計に取りかかることとしております。店舗運営形態は設計に直接かかわる部分ですので、準備組合は今後もヒアリングを重ねて意向把握に努めていくと、そのように考えております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

11番（児玉輝彦） まだまだほとんど何もはっきりしてないじゃないですか。その中で、このままこの計画を前に進めていくんですか。進めていかれるんですか。どうでしょう。

議長（小野宗司） 部長、これもう3の質問にもかかわってることですが、高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 区画整理と再開発の一体的施行という流れの中で、スケジュールにつきましては、委員会等でカラーのお示ししていると思いますけども、中活の事業の中で大手前が核事業であることからいきましても、これを平成27年度中に完成にもっていくべきものと私は認識しております。そのために確かに今までのスタートから考えますと、言葉は適切でないかもしれませんが、いろいろな問題、諸問題がある中で、一つ一つ片づけていく中で、ややおくれをとった感はあるやに私も思います。

ただ、先ほど申しましたように、今、区画整理のほうにつきましても区画整理が先行し、再開発が後を追っていく組み立ての中で、区画整理につきましては8回の同意の中、今2回目目が皆さんいただいておりますので、この下半期に向けて仮換地の指定の同意書等もとります。その時点で、まだ今の答弁よりクリアな答弁といえますか、把握ができると思っておりますし、繰り返しになりますけども、この事業は成功させないといけないと私自身考えてお

ります。

済みません。私、今27年度中と申しましたが、27年の春ですので26年度中ということで御理解いただきたいと思います。済みません。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 本当この問題は重要な問題でございます。いろいろ地域、地域によっていろいろな考え方があってから一応してはありますが、なかなかこれだけの51億の金をかけて佐伯市が元気になるのか。都会の人が大手前に来て喜ぶだけのものができるのかとか。これをつくって税収は上がるのかとか。いろいろな意見が今あります。なぜこういう意見が出るかといえば、やはりこの大手前中心市街地活性化事業の核となる大手前、これをもう少し執行部のほうで真剣に考えてこれを出すべきじゃなかったか。もう今になってそういうことを言うても遅いんですけど、それだけ市民が真剣に考えておる。とらえとる。それが一番私たちは気になるところで、そこをまだまだ今、答弁で言われたような答弁では納得いかないですよ。今のような答弁で、部長、納得しますか。どうですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今の御質問は、私自身がということだと。

11番（兒玉輝彦） もう一市民になっての立場です。

建設部長（高瀬精市） 答弁即答でできるというものでないので困るんですけども、先ほど議員おっしゃった外部から人を呼んでという部分につきましては、当初からその部分も多少ありますけども、現状の中心市街地がこのまま疲弊したままではいけないというようなことから商業機能の充実、都市機能の分散化、コミュニティの弱体化等々で今みたいになっている、そういった魅力をまた再度大手前に時代に合った魅力を創出して暮らしやすさ、交通利便性の向上、にぎわいの創出、まちへの魅力づけを行おうというようなことで中心市街地の活性化を図るということのスタートというふうに認識しております。

そういったことの中で、できたあとどのくらい云々というようなことも今まで言われてきておりますけども、私はここで答弁するとしたら一市民としての答弁はちょっとできないというようなことで御理解をいただきたい。済みません。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） それでは、部長は一市民としてはできないということですので、次に移ります。

次はウですが、説明責任について、市民への事業に対する説明不足が感じられる。またこれから見直しが必要だと思える声も聞かれています。規模の見直しなど事業に対する市長の考え方を伺いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さん、こんにちは。ただいま兒玉議員より説明責任ということですが、この大手前再開発についての考え方について、いろんな中で言われております。これにつきましては、議員皆さん御存じのとおり、平成22年の第1回佐伯市議会の定例会において予算委員会でのこうした事業を取り入れることに非常に有利な状態になるということを説明させていただきました。

この事業は、御存じのとおり中心市街地活性化基本計画、この活性化基本計画というのはまちづくり会社をつくり、そして、その中で民間が主体となった中心市街地への基本計画を

行政と引き継ぐことによって、現在80における事業の実施ということであります。この一つの基礎的な一番位置づけになっておりますのが大手前開発事業ということになっております。この中には公園整備、また道路整備等のいろんな事業が入っております。また、中心市街地には大手前地区から港地区まで全部立ち上げておるということで、こうしたことで内閣府から45%の社会資本整備総合交付金事業としての交付対象事業となっております。特にまたこれにプラスアルファ合併特例債を活用するということが、非常に市としての負担の少ない中での中心市街地の事業であるということも御認識いただいていると思っております。

私どもにとりましては、非常に厳しい行財政の中で、やはり市の単独事業を補助金なしでするということが非常に難しいということで、こうした国の補助や合併特例債等を使いながら、少しでも市内における活性化に取り組んでおります。

これについては、22年度から事業に着手しておりますが、こうした詳細部分については予算等で御説明をしておりますので、全体的な中での考え方をさせていただきたいと思っております。社会資本整備総合交付金制度、現在、予定されている事業の中には大手前関連事業、また、都市計画道路、港、また高空間という形で駅前地区の東校区の建物の歴史資料館等が入っております。

こうした事業が全体的となって私どもにしておりますと、国のほうで社会資本整備交付金事業というのを私どもも出させていただいております。これは約70億6,000万ということで認定を受けておりますが、その中のうちに大手前関連事業を除いた部分が約30億7,000万円になっております。30億7,000万円がこの認定事業を受けない場合、合併特例債等で事業実施すると約14億円の事業費が一応捻出するようになります。大手前開発を入れますと、それに30億7,000万に先般委員の皆さんに配付をいたしましたように50億近い事業になりますが、合計で8億を超した事業になります。この事業でこの交付金を受け、合併特例債を併用することにより市の負担が約15億円となるということで、この事業を入れて50億ふえても1億円の市の負担で済むということがこの事業の大きな特例であります。こうした特例を見て、市民負担が非常に少ない、市の負担が少ないということになりますので、これは一つは30億7,000万でした場合に、概算しますと合併特例債等を入れて約10億1,000万近くになりますが、この事業については、皆さんも御存じのとおり合併前に壽屋の用地を購入しております。これが約3億7,000万円あります。合計すると約14億円近い事業が大手前のこの事業をしない場合に市民負担となりますが、先ほど申し上げましたように、この中心市街地の中で大手前再開発事業を入れると、そうした公園駐車場の用地も対象となり、道路、公園等の整備が付加されてできるということで一概に市がこの事業をすることによって大きな負担をするということの方向にはなっていないと思っております。個別の事業ですので、実質的には現在の概算では約1億円の負担ということでお考えいただきたいと思います。

また、議員が先ほどから、大手前再開発の民間部分の事業をどうするのかということですが、基本的にこの再開発事業の場合は公益部分、要するに行政が必要とする建物部分と民間が行う建物部分の二つの事業に大きく分かれていますけど、この交付金、また合併特例債等については私どもの公共部分は全部対象になるわけですが、民間部分については公益な部分とか共通部分とか一部しか対象になりません。

また、民間が今の店舗の数、また、家屋部分等の居住部分等の変更があった場合は、それに見合った補助金が出てきます。これは現在、区画整理事業においても地域における補助体

制の事業費というのはほとんど一つの基準がありますので、その基準に基づいて出すわけですので、民間の建物、また、商業棟についての直接的な補助はこの中から対象外という形で考えていただきたいと思います。

そうした中で、公共的な部分については、そうした事業を進めることによって平成26年度末までにこれは何とかやっていきたいと。また、民間部分についても同じようにぜひともこれをやっていきたいが、規模を縮小するのかというのは、多分議員も民間部分のことだと思っております。民間部分については、現在、民間が行っているいろんな調査の中で、そして、その規模を考え、それが身の丈に合った状態をつくっていかなければ過大な形をつくって大きな形が大きく市民の皆さんがやられてるのが市がそれを負担を伴うのではないかということをおっしゃってありますが、市とすれば、あくまでも民間事業のことでございますので、民間は民間としてそうした対応をするために戸田建設という会社がバックにつき、そうした責任会社となって民間に対する事業推進をやっていくということで私も考えております。

そういうことで、全体的な事業の中で、私も周知ということでもありますので、先ほどのお話をしながら市長とふれあいトークということで多くの住民にお話をさせていただきましたところ、市に負担が非常に少ないということ、そうした部分では大手前の開発地地区が非常にそうした中で整備ができるということで多くの人との意見交換をして極端な形で50億を突っ込んだから市の税金はどうするんだというようなそういう税金を突っ込むのではなくて、そういう負担の少ない事業として私はやっていけると思っておりますので、市民負担にもまたある意味では夕張市の話も出ますが、そうしたことは現状の中では考えておらずに、この事業を推進することによって、その環境美化、また、その地域の整備ができると思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 市長が言われた答弁で言われたとおりではあると思いますが、やはり今、何を市民が心配しているか。やはりその商業地、商業地がそこにあって活力が出る。商業地がなかったら活力出ないですね。その活力を生むための商業地が今、問題じゃないかと思っております。

公共の施設をどうのこうのじゃない。やはりそこを活性化するため、大手前を活性化するためには、やはり商業が活性化せねば活性化できない。その活性化するためには準備組合がちゃんとした準備組合を設立せないけない。その設立しとる準備組合が、まだまだ今のような考え方では不十分。それを私は言いよるんです。それを執行部、行政のほうで協力し合っていないと、今のままでは私はこの商業地にしたからといたって、本当に1回行ったら2回行きますか、そういう声が市民から聞こえよるんですよ。そこをもう少し、やっぱり組合の人たち、本当私、聞いとると思いますよ。その中で、ああいった話し合いしたときに、いろいろな答弁が出ない。回答も出ない。そういったことで行政のほうは、きょう亀山室長そこにおられますけど、本当に今のような準備組合でこれが前に進みますか。進めていいんですか。私はそこを聞きたい。執行部のほうとして、どのようにそれを今からやっていく。やはりこの問題は、市のほうの執行部のほうとしても責任が大にあると思う。ただ準備組合が今のような状況、それをどういうふうにしていくかというのが一番大事じゃないんだろうかと思っております。どうでしょうか、そのところを部長。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 準備組合につきましては、来年度法定組合になるといいますが、その予定でございます。それに向けて、市も現在でもそういった大手前の勉強会、いろいろな会合等々にも出向いて一緒にというスタンスはとっておりますけども、今まで以上にそういった部分での協力といいますが、サポートをして来年度に法定組合に移行して、これが先ほどの私が申しました年度内にそういった再開発の姿ができるよう、今まで以上の努力をしたいと思いますと考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員のほうから再開発組合に対してどうするのかということですので、私も来年度にこうした人員をふやして、もう少し徹底的にしりをたたいてやっていきたいと思っておりますし、現在、建物を基本構想という形で3階とか4階とかいろいろあるんですけど、いろんな中で、民間の建物ですので行政が制約を少し縛り過ぎてるところもあると思うんです。そうしたことも民間がどう運用できるかということをもう一回話しながら、そして、その店舗、また、その住居がどういう形であっても運営ができるような状態に詰めて、そして、それが民間としてそのビルができて本当によかったと。

ただ、私ども税金を出す、投入ということをこれは余り建物を予定をしておりますが、市とすれば、こうした計画の中に公園とかいろいろできると。あくまでも区画整理となるように区画整理の民有地が買った土地、建物についてそうした中での計画が民有地の計画ですので、これについてのそうした人員を補強してでもそれが活性化する、また、いろんな窓口としてやっていきたいように現況では非常におくれていますので、そうしたしりをたたきながらやらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 最後となりましたけど、やはりこの問題、やる以上は成功せねばならない。そこに成功するには、やはりこの問題は私は準備組合にもかかっていると思います。準備組合の皆さん、そして、この中にやはり今から将来やっていく若者が参加していくのは一番じゃないかと思っております。その若者を参加させるにそれだけの魅力あるまちづくりをやっていかなければ、私はこれは成功しないと思います。それをするためには、やはり一番が準備組合の取り組みじゃないかと思っておりますので、行政のほうも準備組合と協力しながらこの計画を進めていく。私、今が正念場と思っております。それを真剣に取り組んで、市民に納得いくような計画を立てていってもらいたいと思っております。そのところをやはりもう少し準備組合の人たちは真剣に考えてもらいたいと思っております。

それでは、この問題はこれで終わりますけど、今度は上浦では12月11日に大しめ縄の張りかえがあります。できたら皆さん、来年度、24年の年がますます佐伯市が発展しますよう念願いたしまして、大しめ縄を私たちもつくっていきたく思いますので、人員が少ないので協力のほどをよろしく願いまして私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 以上で、兒玉議員の一般質問を終わります。

次に、10番、井野上準君。

10番（井野上準） 10番議員の井野上準でございます。通告に従いまして、一問一答で一般質問を行いたいと思っております。



今回、大きく2点について質問をするわけなんですけど、まず大きな1点目としまして、市営住宅についてお伺いをいたします。

市営住宅とは市が運営する賃貸住宅、普通の賃貸住宅より家賃はかなり安いですが、入居するためには所得の審査があり、だれでも応募できるわけではありません。倍率も場所によっては非常に高く、何度も抽せんに外れる人も多くいます。逆に人気のない場所も多く、現在は空き家もふえ、家賃滞納者も数多くいるわけですが、市では市営住宅家賃の滞納整理の取り組み強化を図っていると思いますが、大変疑問になる点が多々あります。

そこでまず、アの市営住宅の戸数と入居状況についてお伺いをいたします。

小さな1点目としまして、過去3年間の戸数、入居者数、入居率の状況についてお伺いをいたします。

小さな2点目としまして、入居者減少の原因をどのように考えるのかお伺いをいたします。  
議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず、市営住宅の管理戸数からお答えいたしたいと思います。

現在、佐伯市が事業主体となります市営住宅は1,715戸でございます。このうち、経年劣化によって老朽化した理由等から入居の募集を停止しております政策空き家30戸を除きました1,685戸が入居の対象住宅となっております。

また、政策空き家を除いた空き室の多い地域につきましては、過去3年における年度末の数値の累計から、鶴見地域、佐伯地域、蒲江地域の順でございます。

さらに、空き室の多い地域における管理戸数につきましては、鶴見地域が215戸で、佐伯地域が776戸、蒲江地域が246戸の管理戸数でございます。

次に、入居率の最も低い地域につきましては、本匠地域、次に鶴見地域、次いで上浦地域の順となっております。

また、3カ年の入居率につきましては、平成20年度が92.83%、平成21年度が94.36%、平成22年度が93.83%となっております。

続きまして、の御質問の入居者の減少の原因につきましては、人口の減少や事業所が最も多く集中する市街地への人口集中と密接な関係があると推測いたしております。

以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 戸数と入居者状況、また、入居率については、今説明がありましたので、よくわかりました。

ちょっと1番目の で聞きたいんですけど、人気のある市営住宅と人気のない市営住宅がありまして、人気のある市営住宅あたりは1回の抽せんが城西団地あたりは15倍から16倍ぐらいあるということで、ちょっと例外なんですけど、旧佐伯市も野口団地や来島あたりも非常に人気が高くて、抽せんも聞くところによりますと、大体平均年2回の抽せんがあるわけなんですけど、その2回に外れて、また次の年に公募しまして、また外れてというようなことで、極端に言うと6回も7回も外れている方が多いわけなんですよ。その辺、例えば2年で4回、5回目の抽せんするときには、例えば優先的に入れることができるとか、抽せんをするのに続けて2回引かれるとかいうふうなですね、抽せん方法の見直しというふうなことを考えたことはあるのでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず、抽せん会における競争率でございますけども、確かに議員がおっしゃったようなところが常に高い倍率を保っております。ただ、ここ過去3カ年を見ますと、その同地域でもだんだん年々下がってはおります。

それから、そこから市営住宅の立地条件とか建設年度、また、バリアフリー住宅など入る方の条件によってもそこらはいろいろ集中するというふうに我々は思っております。

それから、後段の部分で今年度の8月に県下14市の住宅の対応につきまして、いわゆる抽せん会における落選者への優遇措置につきまして調査を実施しております。落選者に対する優遇措置を講じておられない市が本市を含めて10市で、落選回数に応じて抽せん方法に優遇措置を講じる市が4市の結果でございました。佐伯につきましては、そうは申しまして佐伯市につきましては、他市にない落選者への配慮の取り組みとしまして、抽せん会で落選した方の優先順位を設けて、おおむね3カ月から4カ月の間に退居者が出た場合には順位の高い落選者から順に入居の案内をして入っていただくと、そういった手法をとっておりますので、県下の状況、それと、佐伯市独自のこういった手法をとってるといようなことで、今のところ見直しの必要はないものと認識はしております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 佐伯の場合は、聞くところによりますと今言うように、3カ月間優先的に補欠で入るといふような形だと思うんですけど、これを例えば平均1年間に2回の抽せん会であれば、その3カ月間をもう少し延ばしてですね、5カ月ないし半年にするとか、そういうことも検討していただきたいし、また、他市4市ではそういった優遇措置をとってやっているというのでも検討課題に入れて、今後どこまでが平等かということを私もちょっとわからないんですけど、今後の課題として検討する余地はあるのか考えてるのか、どうですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど申しました他市の4市につきましては、状況を伺いますと、うちと同じ状況で、例えば3度、4度抽せん外れた場合につきましては優先的にといふようなこともしてる市もあるやに思っておりますけども、先ほど後段で申しました補欠的にといふ部分で、3カ月から4カ月の退居者と言いましても、なかなか一度引っ越しをして入って、よほどのことがない限りそういったことは余り現実的にはそう起こり得ないかなといふような気がします。この部分を半年とか、できればまた1年なり延ばせるかどうか、そこらが需要と供給と申しますか、集中するところだけやるとか、そういったいろいろ区別をしながらというのも一つの手法だとは思いますが、そういったことの検討はしていけるものと私は思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

それから、点目の入居者の減少の原因ということで、人口の減少当然考えられますし、また、中央の方に寄って行くというのが人間の心情ではないかなと思っておりますけど、合併する前は話を聞きますと、市営住宅の空き家は少なかったと聞いておるわけなんですけど、平成17年に広い佐伯市になりまして、ほかの地区から入居する方が多くなったために、人間関係が市営住宅の中で大変難しくなっているという地域があります。佐伯や弥生や本匠でだめなんで、うちの地区に全部来とるんぞといふような状況も聞いております。その辺の人間関係、そしてまた、市営住宅も当然年数がたてば、周りを見てもわかるように老朽化してい

るところが多いと思いますけど、そういったところも入居者減少の原因ではないかなと思いますけど、見解があればお願いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 入居者のこの減少のことにつきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、人口の減少と事業所が最も集中する市街地への人口の集中と密接な関係があるのではないかと推測しておりますけれども、確かに新市が発足する以前の市町村の地域ごとの施策によって各地域の世帯に対する市営住宅の建設の割合に相違があるといったようなこともあり、入居希望者の隔たりが生じていることは認識しております。

ただ、それがイコール入居者の減少の原因究明かということにはまだ至っておりません。ただそういった実情がございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） それでは、イに移ります。

空き家の有効利用についてということで、どうしたら入居者がふえるか検討し、その検討結果を実行に移したことがあるのかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 空き室の有効利用につきましてお答えいたします。

議員からの御質問にあります市営住宅における空き室対策につきましては、毎月開催いたします建築住宅課と大分県住宅供給公社との連絡調整会議におきまして11月に議案として協議をしております。

空き室対策の方策としましては、複数回の公募を募ったにもかかわらず、入居希望の意思を示す者がいない場合には随時の募集として受け付けることによって空き室の解消を図ると、そのような運用への改善を検討中としております。

また、随時の募集の受け付けが可能となった場合には、市報への掲載や佐伯市及び大分県住宅供給公社のホームページを活用しまして広く住民に情報を提供したいと考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 県の住宅供給公社と1カ月1回協議をしながら検討しているということだと思んですけど、例えば米水津あたりは現在、水産加工場の会社というのが16社あるわけなんですけど、そのうちの5社が中国人が働いているわけなんですけど、この会社、中国人が5社で58名調べてみましたらいます。その各会社もそれぞれ寮を持っているわけなんですけど、非常に私としましても経費がかかるんじゃないかなと素人考えで考えるわけなんですけど、それを市営住宅の入居に対してどうかとかいうふうなことを市の担当課、そして、そういった外国人の受け入れ態勢というのが商工会のほうで窓口ということなんで商工会議所、そして、加工業者の会社等話し合い等行って格安で入られるような検討は今までしてみたことはあるのでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今、御質問のありました米水津地域の事業者の方から、従業員数名を市営住宅の1戸に入居させてほしいというふうな相談がありましたけども、市営住宅を維持管理する上で、根幹にあります公営住宅法の入居要件の規定に抵触すると判断してお断りはしております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 先ほどの住宅供給公社と1カ月に1回協議をしているのであれば、そういった意向があったときなどは規定の改定といえますか、そういったことまで考える必要があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） その点につきましては、随時の受け付けをするかというふうな話はしておりますけども、そういった要望がもしあった場合、会社の寮がわりに使用したいというふうなことでの申し込みでしょうから、それにつきましては、今のところお断りするというふうなことになると思います。どうしても真に住居に窮した方の救済措置としての市営住宅というふうなことで考えておりますので、そういったことで御理解いただきたいと思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） それと、長いこと、先ほど報告ありましたが、政策空き室ということで老朽化して住めない状態の住宅だと思うんですけど、これが30ほどあるということなんですけど、もうそういったところは解体をして、長く置いても周りの環境もよくないし、余り私は意味がないと思いますので、売却したらいかがでしょう。そういったことを考えて検討したことはあるんでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど冒頭の御質問にお答えしましたように、現在30戸ですかね、政策空き家ということでやっております。これはどうしても特に一戸建ての古い市営住宅が多いんですけども、老朽化が進むそういった政策空き家につきましては、今後、公営住宅等長寿化計画というのを策定するに当たりまして、ストックマネジメント手法を選定する中で市営住宅の施設の社会的需要や老朽度の判定、改修時の費用対効果等を総合的に勘案した上で解体及び用途変更等並びに改修など、その施設にとってどれがよりよい方法なのかを検討してまいりたいと考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 続きまして、ウの年間の維持管理費についてお伺いいたします。

市営住宅は城西団地のように新しい物件から、もう人が住めないような古い物件などさまざまあると思いますが、主にどのような箇所に修理費用がかかっているのかお伺いいたします。

午前中、議案質疑等におきましてアスベストの件はありましたので、耐震等についての答弁をお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 市営住宅に関します年間の維持管理費についてお答えをいたします。

まず初めに、維持管理に係る修繕の負担区分につきましては公営住宅法によりまして住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給排水施設、電気施設などの主要構造部の幹線部分の修繕に要する費用を事業主体であります市の修繕区分と規定されておりまして、本市では必要に応じまして退居した部屋のリフォーム修繕を実施している状況でございます。

前年度の平成22年度におきます主な修繕の実績につきましては、クロス壁及び床板等の内装部に係る修繕が243件で最も多く、金額にしまして1,752万9,932円でございます。次いで、排水施設及び水回りの漏水等にかかります修繕が69件で211万9,920円でございます。次に、

温水器及び給湯器にかかります修繕が52件で、これが170万8,877円となっております。

修繕にかかった総件数につきましては、先ほど個々に述べた合計581件で修繕にかかった総額が3,237万856円となっております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 現在22年度ですか、581件ということで約3,200万ぐらいかかっておるんですけど、今後、老朽化しているところが多いので、まだまだかかっていくのではないかなということと耐震の検査は行って、もしわかれば何棟ぐらい悪いとかあると思うんですけど。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 1点目の修繕につきましては、確かに経年、年数とともにどうしても傷みが激しくなるという部分もございましょうし、こういったら何ですけども、入られる方のという部分も多少はあるかなとは思っております。

それにつきましては、先ほど22年度、先ほど言いました金額ですね、約3,200万ほどかかっておりますので、これにつきましても、現在、住宅供給公社が管理というふうなことでしておりますけども、できるだけですね、例えば修繕にしても早目に対応して、傷が広がるというか、そこらが大きな修繕にならないように、そういった部分では注意をしていきたいと思っております。今、地元のほうにも駐在員がおりますので、行ったときにそういった声を聞けば即応できる部分はしたいなと思っております。

それから、耐震の件ですけども、耐震の検査はしておりませんが、昭和56年6月に改正されました建築基準法の耐震基準を満たした構造が1,715戸の管理戸数に対しまして1,708戸でございます。率にしまして99.6%。満たしていない建築物が7戸の0.4%と、そういった数字となっております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） それでは、工の滞納状況と不納欠損処理についてお伺いいたします。

過去2年間の滞納者数と滞納額、不納欠損額の状況はどのようになっているのでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 滞納状況と不納欠損につきましてはお答えをいたします。

過去2年間の滞納者数と滞納額及び不納欠損額につきましては、平成21年度の過年度分の滞納者が112名で滞納額は4,936万4,822円でございます。現年度分の滞納者が88名で滞納額は571万700円でございます。

不納欠損額につきましては、21年度の不納欠損額は14万100円でございます。

同じように、平成22年度の過年度分の滞納者数につきましては108名で4,567万8,262円、現年度分の滞納者が108名で滞納額は622万7,005円でございます。22年度の不納欠損額につきましては、17万140円でございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 不納欠損額が21年度が14万で22年度が17万幾らだったと思うんですけど、この不納欠損はどのようにして決めているのかということと、また、不納欠損で落とす人の中には払える見込みの人もあるんじゃないかなと思いますけど、その辺は全くいないのかどうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 不納欠損につきましては、過去2年間のうち21年度が14万100円、22

年度が17万140円ということでございますが、不納欠損につきましては、民法上、退居した滞納者のうち居所不明等となりまして5年間債権の提起が行使できない場合には債権が消滅しますので、消滅時効が適用された後に佐伯市会計規則の規定に基づきまして不納欠損処理をしております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） ということは、不納欠損額も滞納額から見ると少ないといったら悪いんですけど、十数万円ということで、もうこれは100%仕方がないと考えていいんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほどの不納欠損の十数万円につきましては、そういった適切な処理をされてるといふふうに認識しております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） それと、滞納者に対して以前より厳しくしている点というのは何かあるんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 催告の提起を行使しましても納付連絡等のない悪質な滞納者の場合には、滞納者の職場にもう直接今出向いて催告をいたしております。

また、連帯保証人へも催告を提起しまして、必要に応じまして誓約書や内容証明等を送付し、明け渡し訴訟への準備に備えると、そのようにしております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） ちょっと徴収に関することになりましたので、オに移りたいと思います。

滞納者の徴収について、住宅使用料の滞納分の徴収方法と今後の対策をどのように考えているのか。

また、既に市営住宅から退居した者の徴収の対応はどのようにしているのか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 住宅使用料の滞納分の徴収方法につきましては、佐伯市市営住宅家賃滞納整理事務処理要領に基づきまして、滞納者に対する納入指導の徹底及び滞納期間ごとの催告行為並びに悪質滞納者への住宅の明け渡し請求、いわゆる訴訟提起に力を入れる必要があると認識しております。

また、滞納者の連帯保証人につきましても債務を負担することを約束したものとして滞納者と同様に催告行為、または訴訟を提起する必要があると認識しております。

さらに、退居した滞納者及び連帯保証人からの徴収につきましては、居所が先ほど申しましたけども不明な場合を除いて催告行為を行いますけども、現実としまして追跡徴収につきましては苦慮している現状にあります。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 連帯保証人は2名つけていると思うんですけど、以前、数年前に資料いただいたときに、例えば連帯保証人になってる2名の方がもう既に亡くなって切りかえをしてないとか、年度によっては一番激しいのは連帯保証人がいないとかいうふうな状況が見受けられたわけなんですけど、現在は整理をしてそういうことはないのか、連帯保証人はしっかり2名つけてるのか確認の意味で聞きたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 御指摘のあったといいますが、過去には確かに台帳を見ますと保証人が1人というふうな事例もあったやに聞いております。ただ、現在といいますが、新市になりましてそういったことはないものと思っております。

また、現在そういったものがあるんじゃないかという部分につきましては、ちょっと詳細につきましては、私、確認ができておりませんので。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 滞納者の中に調べたところによりますと、100万以上の方が入居している方が全体で12名いるということで、その中で入居している人が4名、そして、もう退居している方が8名いるわけなんですけど、その入居している方の徴収方法というのは連帯保証人が払うのか、それか月払いみたいな形で分割方式でないちょっと無理な点が多いんじゃないかと思う。そういうふうな徴収方法で払うような確約をしているのかということと、退居者8名に対してどのような徴収方法を行っているんでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 12名のうち、まず現在おる者につきましては、現年とはにかく現年度分の滞納はさせないということで対処しております。過年度分につきましては、額も大きいということもありますけど、分納分割ということで長期にはなりますけども、それで完納を目指す、そういった対応をしております。

法的手続等で退居したものにつきましては、追跡調査はしております。現実、保証人により全部が入った例もありますし、分割で入っておると、そういった状況。ただ、先ほど申し上げましたように、居所が不明になった場合にはなかなか追跡できないというそういった部分はございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 入居者4名に対しましては分割で払うということで、問題は、この退居者の徴収方法は大変難しいことだと思うんですけど、移転先が不明になってわからないというのが一番困るんじゃないかなと思っておりますけど、例えば岡山とか松山、大阪あたりでは弁護士に委託をしてそういった退居者に対する徴収対策を行っているというふうな事例もありますけど、佐伯市はそういったことを検討するべきではないんでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず一つ、県内に保証人もしくは退居した者が転居した場合は、これは住民票を変えなくてということになるとなかなか難しい部分がございますけども、現在、大分県住宅供給公社がうちのほうを管理委託しておりますので、今回、宇佐でしたかね、県北のほうにもそういった同じような県の住宅供給公社に委託をしているところがありましたので、県の住宅供給公社と毎月の事務連絡調整会議の中で出てきたそういった市外の転出者、県内にかかわります市外の転出者につきましては大分の本部等々と連絡しまして支部間で追跡するというそういう話がされております。

それから、岡山や高知のほう等県外の大きなところにつきましては、確かに弁護士さんを活用しまして徴収、焦げついた部分の徴収をしている事例がございますけども、そこらにつきましてもネットで調べましたら、金額はかなり大きいということも、滞納額ですね、もありますし、委託の取り分といいますが、たしか三十数%みたいな感じでネットに載っただと思うんですけども、今うちのほうが約5,000万ぐらいですかね、この分につきましては平

成19年度を境に毎年過年度分が対前年比500万ぐらいずつで下降といたしますか、減ってきておりますので、そこらの動向もあわせながら議員の御指摘の部分も研究していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） その徴収方法としまして、ことしの4月から先ほどからよく出てます県の住宅供給公社が管理代行を行っているということなんですけど、当然、管理代行をやっているということであれば徴収率は上がらなければ管理代行する意味がないんじゃないかなと思っております。

4月から11月までと数カ月間の間なんですけど、1カ月に1回協議をしているということであれば目標数値の設定等やって目標をクリアしているかしてないかというふうな協議等しとると思えますけど、その辺の徴収、着々と計画どおり進んでいるのでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 徴収につきましては、現年度を主体に行っておるところなんですけども、この4月から県の住宅供給公社に管理委託しまして、実質、現在今年度の調定額に対する4月から10月までの現年度分の住宅使用料の徴収率につきましては54.33、これはまだ納期が来てない分もございましてこういったペースですけども、前年同期に比べますと0.12%の減でございます。同じく過年度分の徴収率については6.84%で前年比2.95%の減となっております。

私が今年度、住宅供給公社に委託した中で一番気になってるのが、やっぱり現年度分の徴収率でございましたので、8月、9月と同じような資料を取ってありました、以前。そのときは8月、9月は対前年比上向いておったんです。今回この質問が出た中で、10月で若干前年を下回っているというような結果を受けましたので、またさらに月に1回の、これ4月の時点でも私も入りまして、その会議でハッパをかけました。といいますのが、徴収率が落ちますと、もう住宅供給公社と次の契約がないかもわからないというようなことでハッパもかけております。

それから、先ほど申しました定例の連絡調整会議で本部との連携ですね、そういったこともお願ひしておりますので、今まで以上にまたハッパをかける中で、対前年度比以上の現年徴収を取るよう指導していきたいと思っております。

ちなみに、契約の中では99%を下回ると委託料カットが生じるようにしております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 管理代行ということで、市のほうと役割分担と連携、そして指導も1カ月に1回、今そういうふうなことで厳しくやるということで、昨年を上回る現年度分の徴収をぜひお願いしたいなと思っております。

それから、徴収に関しましては、一番はですね、病気も一緒に早期発見、早期治療が一番大切だと思います。3カ月間たったら整理をして、支払いが4カ月、5カ月おくれればおくれるほど払うほうもなかなか払うのも大変になっていくような状況だと思いますので、その辺、先ほど言いました住宅供給公社と連携をしながら徴収率に努めていただきたいと思います。

続きまして、大きな2点目の振興局の出張所についてお伺いをいたします。

まず、アの職員配置についてお伺いいたします。



各出張所は職員2名体制をとっていると思うが、せめてどちらか1名は市の事務に精通した者の配置が望ましいと考えるが、現状はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 振興局の出張所についてお答えいたします。

出張所につきましては、現在、佐伯市出張所設置条例によりまして因尾出張所、丹賀出張所、名護屋出張所、上入津出張所、下入津出張所、西野浦出張所の六つを設置しております。

出張所の体制につきましては、嘱託職員と臨時職員の2人体制で業務を行っております。業務内容といたしましては、税務に関すること、戸籍及び住民基本台帳に関することなどが主な窓口業務となっております。

職員の配置につきましては、住民皆様のニーズに的確に対応するために、元市職員などの行政経験者を配置しております。

今後も住民サービスを低下させることのないように、行政経験があり、業務に精通した職員を配置したいと考えております。

10番（井野上準） 行政経験のある市役所のOBあたりが所長として行っているケースが多いと思います。行政経験といっても幅広いということで、全部が全部というのは難しいとは思いますが、嘱託職員が大体3年間、そして、臨時職員の女性が1年交代で入るわけなんですけど、一番肝心なのは、4年目になると思うんですよ。嘱託職員が3年間で次の人とかわり、そして、その臨時職員も毎年かわるということで、4年目の一番忙しい3月、4月、5月ぐらいの数カ月間の間どたばたして大変だと思いますけど、例えば臨時職員1年間というところを例えば2年にして、嘱託職員は3年ですから、そここのところを2年に臨時職員をするとか、その4年目に入ったときに本庁なり振興局から応援といったら悪いんですけど、引き継ぎみたいな形で詳しい職員を出張させるというふうなことは考えられないんでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 臨時職員の雇用1年につきましては、労働条件によりまして1年ということで限られておりますので、これの延長については今のところ考えておりません。

それと、嘱託職員3年ということですので、どうしても3年で契約が切れるということになりますので、切れたときにはできる限り元市職員と窓口経験があったり、住民票、税関係の経験があたりというのが一番いいんですが、すべてがすべてそういうわけでもありませんので、振興局と出張所というのは常に連携をとる必要もあります。それで振興局、出張所の間、あるいは本庁の間で連携をとりながら連絡を密にした中で対応できるように十分検討していきたいと思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 市民サービスの低下ということがよく言われるわけなんですけど、こういった地域にとっては、この出張所のウエートが非常に大きく占めると思いますので、ぜひその市民サービスの低下にならないようお願いしたいと思います。

イの今後の出張所の扱いについてなんですけど、近い将来の展望についてどのように考えているのか。例えばいつごろまで存続をし、また廃止をすとかいうふうな検討を行っているのかどうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 今後の出張所の取り扱いにつきましては、平成22年3月に策定いたしました第2期佐伯市行財政改革推進プランにおいて出張所だけに特化した具体的な方針は示しておりませんが、組織の形態に最終形はなく、常に住民にわかりやすい簡素で機能的な組織機構の構築を求められていることにかんがみまして、各出張所においての受け付け件数や住民ニーズ等を総合的に勘案しながら、今後その方向性を見出していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 蒲江あたりはですね、東から西のほうに非常に幅広く距離も遠いということで、地域の方も大変高齢化をしておりますし、また、障がい者の方に対しても大変こういった出張所がなければ不便になると思います。

そういったことで、先ほど部長が言いましたように、住民ニーズ等総合的な観点から今後検討していくということなんで、本庁、振興局、出張所、そして地域住民の声を十分聞いて今後の方針を決めていただきたいと思います。

要望にかえて、一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、井野上議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。2時55分より再開いたします。

午後2時41分 休憩

午後2時55分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、22番、玉田茂君。

22番（玉田茂） 22番議員、玉田茂です。平成会所属。通告に基づいて一問一答方式により一般質問を行います。

1点目として、佐伯市水道ビジョンについてお伺いをいたします。

私たちが生活し、産業をはぐくむ中で重要不可欠なものは水であることは言うまでもありません。佐伯市は平成20年3月に水道ビジョンを策定し、全地域に水道使用料も統一をされました。

そこで質問をいたしますが、アとして統合計画について。

この計画では、平成28年度までに管路を接続する事業統合と簡易水道などは経営統合すると記されております。現在まで統合計画はどのように進んでいるのか、推進状況を教えてください。まず最初の質問、これで終わります。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） 上下水道部長の笠村です。玉田議員の御質問にお答えをいたします。

本市の水道事業につきましては、佐伯市水道ビジョンを策定をした平成20年3月時点において、上水道事業2施設、簡易水道事業39施設、飲料水供給施設6施設、簡易給水施設4施設を管理し、その運営を行う状況となっております。

このような中、簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱等の一部改正により、簡易水道施設等を国庫補助により整備するためには、平成28年度末までに上水道に統合する旨の計画を厚生労働省へ提出する必要性が生じたことや、今後の本市水道事業においても効率的な経

営体制の確立を図る必要性があることなどから、佐伯市水道ビジョンにおいて簡易水道等の上水道への経営統合等の推進を計画したところです。

当ビジョンにおきましては、まず、平成24年度までに弥生上水道、佐伯青山簡易水道、上浦の5簡易水道、本匠の5簡易水道を統合し、そのほかは平成28年度末までに統合を行い、最終的に平成29年度当初から佐伯市上水道事業として経営の一体化を図ることと計画しております。

現在までの実施状況といたしましては、平成21年度に弥生上水道、佐伯青山簡易水道、本匠の5簡易水道にプラス20年度に小川簡易水道が設置されておりますので6簡易水道になります、を経営統合し、平成22年度には浅海井簡易水道のうち、浪太地区が佐伯上水と管路接続を行ったことから統合をいたしております。

以上です。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） 今、部長から詳細な説明がありました。要するに、佐伯管内の上水、また簡易水道、こういうものを一体化していこうという考え方で29年4月までに統合するということですが、それは今言ったように管の接続、それと経営を統合する。今、説明を受けた中では、残ってくるのが簡易水道、この部分がまだまだ統一化されないという現状だと思います。

そこで、これから先の取り組みの中で、22年度の会計決算をちょっと見てみました。ところがですね、料金統一した関係で現在の上水の場合、経営的によくなっております。1億392万円純利益が出ております。これを簡易水道39カ所あったのが、今現在29カ所になっておると思いますが、これを全部統合すると簡易水道の部分が2億7,700万円、これが赤字といいますか、一般会計から繰り入れされてます。それと、飲料水供給事業のほうは3,700万円、これも一般会計のほうから特別会計に入れられとると。二つのものを合わせると3億1,400万円、この一般財源を繰り入れるということになります。今、純利益が水道のほうにはあがっておりますので、その差額が2億1,000万ほど、この赤字経営になってくるという状況になります。この対策を佐伯市としてどのように考えておるのか再質問いたします。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） お答えいたします。

確かに一般会計のほうからの繰り入れは行ってるわけですが、実際の運営上の不足金が生じてるわけではないというふうに理解しております。ですから、基準内繰り入れの中で範囲内で繰り入れをしておりますので、今のところ健全かなというふうに判断をいたしております。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） 今のところ大丈夫だというようなことのようにありますが、ビジョンの中に、33ページの中、24年、来年から28年度、この間に再度料金の統一とありますが、そういうことがうたわれております。そういう計画はしておるんですか。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） 今のところ、今の時点で料金をどうこうとするまだ具体的な計画がございませんが、当然、簡易水道との統合を行った後が一番メインになってくると思うんですけども、その時点での見通しを十分検討していきながら考えたいと思います。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） 見通しを検討しながらということなのですが、できれば今の水道料金改定してから間がありません。しっかりとしたこの経営統合もし、管も接続するということがなれば、やっぱり合理化できてくるというふうに判断していいと思うんですね。

ということは、この赤字を何としてでも埋めていただいて、市民に対して水道料金の値上げ、これについては慎重にやっていただきたいと、このように求めておきます。

もう次にいきます。

イとして、堅田の第2配水池についてお伺いをいたします。

佐伯上水、弥生上水、各地区の簡易水道、飲料水、簡易供給施設など多くの水源があります。堅田第2配水池の増設計画は現在どのようになっているのか、その貯水能力及び配水能力、供給開始時期をお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） 堅田第2配水系の増設計画につきましては、平成15年佐伯市水道事業基本計画において堅田配水系の旧佐伯市全体給水区域面積の2分の1という非常に広範囲の給水区域であり、配水池、配水管の事故等の緊急時対策を考慮すると、配水区域を分割したほうが望ましいため配水池を新設し、現況配水区域を2系統に分割することとしました。

堅田第2配水系は、大字長谷、大字池田、大字稲垣と大字長良の一部への配水を計画しております。配水計画は1日5,000トンですけれども、これは波越の施設が停止した場合を想定したもので通常の稼働は現施設とともに稼働しますので、1日当たり2,500トンを予定しております。配水池は650トン、2池で合計1,300トンの規模の大きさです。供用開始時期につきましては、平成25年3月を予定しております。

以上です。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） もうイとしては結構でございます。

次にいきます。

ウとして、施設の耐震性についてお伺いをいたします。

老朽化した配水池及び管路の耐震化は進んでいるのか。古い施設、鉛で配管してるものとか旧来の配管、こういうものが全面的に取りかえるということとはできないのか。その対応、対策をどのように考えておられるのかをお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） 施設の耐震性についてですけれども、配水池につきましては、すべてで77カ所あります。そのうち68カ所については、一定の耐震性能を有していると考えております。今後、予算等かんがみながら、さらなる耐震化を進めていきたいと考えております。

次に、水道管についてですが、平成22年度末、耐震適合性のある管を耐震化に含めると、上水道事業と簡易水道事業で約18%が耐震化されております。平成21年度末が16%でしたので、それに比べますと1年で2%伸びたということになっております。新佐伯市になって上水道、簡易水道事業ともに老朽管の更新、他事業に伴う管の布設替え工事について耐震管で布設替えを行っておりますけれども、今後も老朽管の更新時に重要管路を優先させながら耐震化を順次図っていききたいと考えております。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） 今お聞きしましたところ、18%しか耐震化してないと。今回、大震災が、地震が起こる可能性が大変高まっております。ライフラインといいますかね、水道大切な施設でございますので、その点については、これから十分な対応をしていただきたいというふうに対策を求めて、次にいきたいと思えます。

エとして、遠隔監視システムの整備についてお伺いをいたします。

これは西部第1、西部第2、東部、南部下水道分室の監視を佐伯上水道、上岡の第1浄水場で把握して管理するという計画のようにあります。その管理システムは全体として完備できているのか。全地域の管理ができるのかということをお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） お答えいたします。

遠隔監視システムの整備についての御質問ですけれども、各施設の監視体制はそれぞれの事業の際に構築したシステム、それで監視を行っております。上岡第1浄水場ですべての施設の監視を行っているわけでは現在のところありません。とりわけ、上岡第1浄水場においては、佐伯上水分と大越飲料水供給施設分、加えて平成19年度遠方監視システム整備事業で整備をしたそれまで水位計のなかった配水池17カ所と残留塩素測定器のなかった施設50カ所を監視しております。このことにより最低限必要な管理システムは全域で一応完備しております。

異常通報の方法ですけれども、上岡浄水場に入った異常は委託者から管工事サービスセンターや職員へ通報し、対応しております。

それから、各施設から音声自動通報装置により各振興局の宿直員に入った異常通報は、宿直員から管工事サービスセンターや職員へ通報し、対応しております。

また、直接職員へ各施設から音声自動通報装置により通報されている施設もございます。

以上です。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） 上岡の浄水施設、これはもう一番の施設だと思います。しかし、私は、全体の佐伯管内の全部の簡易水道も全部システムができ上がったのかなど。そして上岡で管理するのかなどというふうに思っておりました。今、部長が説明するその説明によると、旧佐伯市といいますか、それを上岡の浄水場でやると。あとは振興局の単位で今言いましたその4カ所か5カ所で振興局単位でやっていくものだ。それ、よくわかりました。

それで、上岡浄水場、ここが一番の主要施設でありますので、これを指定管理に回しておるといふふうには受けとめておりますが、これは24時間体制で管理をしておると思えます。これまで管理をしていただいてトラブル、こういうものはなかったのかお聞かせください。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） お答えいたします。

上岡浄水場は平成12年度から佐伯市管工事協同組合に24時間体制で業務委託を行っております。設備等の異常や市民からの漏水等の通報が発生した場合、即座に職員や管工事サービスセンターへ連絡し、対応しております。今のところ指定管理制度そのものによるトラブルというものは発生しておりません。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） それでは、2点目に移ります。

2点目として鶴見地区の水不足対策についてお伺いをいたします。

鶴見地区は慢性的な水不足に悩まされております。平成19年に同趣旨の質問をいたしました。そのとき解消策として番匠川河口橋、これの建設の際に水道管も取りつけるという答弁をいただきました。しかし、橋の建設はいつになるか、まだ今のところ定かではありません。

そこで今年度、予算組をしていただきました。恐らく6,200万程度だったと思いますが、どのような対策を講じたのか。

また、抜本的な鶴見の水不足の解消について、どのような対策を考えているのかということをお伺いをいたします。

その中のアとして、吹灘ふれあいトンネル、これの水道管の設置について伺いますが、吹灘ふれあいトンネルの歩道に以前は5センチ径の送水管を設置しておりました。今回どのように変更したのかお伺いをいたします。

以前は緊急時の対応策としてその配管をしていただきましたが、今回の工事については常時通水をするのかお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） お答えをいたします。

吹灘ふれあいトンネルの水道管設置についてですが、確かにこれまで50ミリの仮設管を設置し、緊急時に対応してまいりました。今回150ミリの配水管を本設いたしました。現在のところ、水量に不足はありませんので、常時通水のほうは考えておりません。今後の異常湧水時等緊急時の対応としたいと考えております。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） 抜本的な解決策ではないかなと、緊急時だということのようにありますが、まず、径を150ミリに大きくしたということではありますが、これの1時間当たりの通水量といえますか、どのくらいになるものなんでしょうか。

議長（小野宗司） 小川水道工務課長。

水道工務課長（小川哲弘） 水道工務課、小川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

150ミリにしたことによって1時間当たりということですが、約20トンほど送ることが、1日としては今四百数十トン送れることが可能と今なっております。

以上です。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） アは、これで終わりたいと思います。

次にいきます。

イとして、吹浦地区の水源探査についてお伺いをいたします。

吹浦地区に水源探査をしたと聞いておりますが、毎時何トンの給水量が確保されるのか。また、水質検査は終了して飲料水として活用できるのかということをお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） お答えします。

吹浦地区の水源探査につきましては、ことし3月に吹浦浄水場内に管径200ミリの深さ10メートルの井戸を掘りました。毎時14.7トンの取水を行いましたけれども、地下水位の低下はありませんでした。

また、水質のほうにも問題がありませんでしたので、現在、毎時9.5トンで取水を行って

おります。

以上です。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） 今、部長から時間当たり9.5トンの取水をしておるという説明であります、吹浦にある配水池、これのほうにもう送水をしておると、貯水をしておるということになろうと思いますが、鶴見の中央簡易水道、これは吹と松浦といいですかね、それと羽出までということになりますが、その広範囲の供給体制はでき上がっておるのかお聞かせください。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） 鶴見もう地区一帯というその部分だけですか。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） 今言いました吹浦地区に井戸を掘ったと。それが毎時9.5トンであると。これは吹浦だけでなく鶴見の中央簡水、これは吹浦から羽出まで、これが中央簡水になっております。だから今回、吹浦で9.5トンの水が出たと。その水は羽出まで一体化して送れるようになっておるのかということです。

議長（小野宗司） 小川水道工務課長。

水道工務課長（小川哲弘） お答えします。

鶴見につきましては、今の吹の水はですね、水産基地付近まで吹の水がいつてる状況です。地松浦のほうの水が羽出のほうに回っているという状況で、地松浦を吹の水でカバーをするというふうな状況であります。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） そのように私も感じておりましたが、実は、管自体はつながっていると思うんですね。その水産基地のところで中央簡水と吹浦の簡易水道、これは一体になってつながっているんですね。それはバルブがあるか知りません。ただ、今の状況ではそうですが、それでは将来的にこの水が出てきました。それで中央簡水が羽出まで送るんだというような計画はされておるのかということをお聞きします。

議長（小野宗司） 小川水道工務課長。

水道工務課長（小川哲弘） お答えします。

確かに配水管での接続は行っておりますが、水圧の問題が出てきます。今後、対応としてその水圧の問題を解消しなければいけないということも起こり得ると思っております。

それで、今、仮設管といたしましては、羽出から中越に仮設管も50ミリ引いておりますし、広浦のほうから丹賀のほうまでも仮設管50ミリで順次送れる体制はとっております。当然、間越のほうについても仮設管ということで、一応連絡管で緊急の場合のことを考えて仮設管を配線しているといいですか、配管しております。

以上です。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） わかりました。今、仮設管の件については、次の鶴見地区の全体の一体化ということで質問しようかなと思いましたが、もう課長のほうから先に答弁がありました、改めて一体化について質問させていただきます。

ウとして、鶴見地区全体の一体化についてということで、鶴見地区は集落がいろいろと点在をしております。それぞれの地域に突き井戸、これはしておりますが、渇水期には水不足

となります。特に梶寄、下梶寄、この地域は突き井戸が1カ所しかありません。その対応に大変苦慮しておるところであります。今、課長言われましたように、緊急用の送水管、これはそこまでは引っ張ってはおりません。また、鶴見地区の全体を一体化をする考え方、そういうものはないものかと、その点についてお伺いします。

それと、山一つ越せば間越でございますので、間越への配管も考えておるのかということをお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） それでは、お答えいたします。

鶴見地区の一体化についてですけれども、現在のところ梶寄、下梶寄地区への連結は計画しておりません。位置的な関係と、おのおの深井戸であるため、取水量が不足するようになれば新たな井戸を掘って対応したいと考えております。

また、先ほど申し上げました間越の関係ですけれども、間越地区につきましては夏の一時期、水不足が生じるということで、現在、隣の猿戸中継地から仮設管を布設しているわけですが、ことしは幸いにして送水することはありませんでした。今後も状況を見ていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） 状況を見ていくという答弁であります。やはり梶寄、下梶寄、これはやっぱり丹賀から距離が遠いものですから、そういう配管は難しいというのは当然わかります。それでね、今検討しますというような発言ですが、ぜひとも梶寄と下梶寄、これをもう一度今の水源を当たっていただいて、別の水源があるのかどうか、その点もしっかりと考えてもらいたいというふうに思います。一応答弁を。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） 十分うちのほうで研究をし、対応を考えたいと思います。

以上です。

22番（玉田茂） これで終わります。

議長（小野宗司） 以上で、玉田議員の一般質問を終わります。

次に、6番、江藤茂君。

6番（江藤茂） 6番議員、平成会所属、江藤茂でございます。議長に発言の許可をいただきましたので、早速質問に入ります。

今回私は、西上浦及び八幡地区のこれからの1項目だけであります。

西上浦及び八幡地区は昭和16年にかつての佐伯町に大入島村と一緒に合併をし、旧佐伯市が誕生をいたしております。以来、昭和30年の管内の多くの町村合併を繰り返しながら、平成17年3月に1市8カ町村が合併し新市となり今日に至っております。

現在、西上浦には1,200名、八幡地区には3,400名の市民の皆様方が暮らしております。佐伯市は平成20年から10年間にわたる第1次佐伯市総合計画を作成しております。前期計画は平成20年度から24年度まで、後期計画が25年から29年度を計画しております。前期の計画においては、分野別計画並びに地域別振興計画と二本立てでありました。今後25年度からの後期計画の策定に着手するとのことですが、前期において計画のなかった旧佐伯市の周辺地域の地域別振興計画を作成するのか、まず最初にお尋ねをいたします。



議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 部長の浜野です。それでは、江藤議員の質問にお答えしたいと思います。

後期基本計画における地域別振興計画の取り扱いについては、佐伯市総合計画策定委員会を設置し、検討しているところであります。現行の総合計画に後期基本計画の策定時には旧市内の地域別振興計画を作成する旨の記載がありますが、現時点では後期基本計画において旧佐伯市内及び旧町村ごとの地域別振興計画は策定しないということで策定委員会の意見が一致しております。

それぞれの地域は中山間と海岸部という地形的な違いはあるものの、農林水産、商工観光分野の振興、自然・文化の保護・保存というくくりの中では共通点を持ち、地域別振興計画も類似性が強いということがその理由であります。

ただし、分野別計画に地域性を組み込むか否か、地域性を組み込む場合はどのような形をとるかについては継続して検討することとしております。

以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） それでは、再質問を行います。

今、部長が答弁いただいたんですが、地域別振興を立てないと、各振興局についても立てないというお話でございますが、先般、私ども議員のほうに総合計画の第1期の分の前期の分の分野別と地域の分の振興計画の検証結果についていただきました。

確かに見てみますと、基本目標あるいは個別目標とか具体的な取り組み、ダブリが随分あらわれるようなので、言われることももっともなことかなというふうには思うんですが、非常に地域に、私は今回、西上浦、八幡のことを取り上げさせていただきましたが、先ほど申しましたように、4,600人の住民の方が暮らしております。その中で、ともすれば合併において取り残された地域ではないのかなというふうな気がしてなりません。

確かに自治体のあった地域が合併と同時に大きな変化を余儀なくされる中で、地域の振興計画必要であったらうと。今後もあと5年間、この後も私は必要だろうというふうに思っております。

何で私がそういうふうなことを言うかという、やっぱり4,600人も住民の皆さん方が暮らしておいて、地域のことをお願いにあげるにしても、振興局の皆様方には地域振興課があって、ちゃんと対応していただけますけれども、我々の地域は市民の窓係に行きまして、そこで十分対応することもできないし、あるいは各課にお願いに行っても、なかなか専属の職員がおるわけではございませんので、できないというのが現実であると思っております。

そういう中で、今後また10年間そういうふうな基本計画の中で地域の振興も含めるというような考えのようでもありますけれども、果たしてそれでうまくいくのかなというふうに思っております。

どうなんでしょう。部長の目から見て、本当にそれで合併後、今6年たちましたが、計画は前期の計画の今、途中ですよ、今4年目に入ってますので、それでいいのかなと。もっと地域の振興というものの全体の中のバランスのとれた目標を立てていただきたいなど。

西幡4,600人住民がおりますけれども、実質的には人口の佐伯市の7万6,000人の中の4,600人でございますけれども、非常に経済のウエート、あるいは税金の納付の状況、いろ

んな面から見て、西幡という地域は非常にウエートの占めたところであろうというふうに思っております。

そういう中で、地域の振興の計画を自治委員会の皆様方が立てられても、なかなかそれをお願いに行く場所もないというようなことでは、ちょっと余りにも寂しい行政ではなかろうかというふうに思っております。その点を踏まえて、特に旧佐伯の周辺地域ですね、これは一昨年の9月定例会でこの問題を一度私、問題提起しております。その後、12月に河野豊議員も同じように地域振興計画の不手際を指摘されております。確かにそのときの2年前の答弁を当時の魚住部長が答えておりますけれども、計画を策定するとは断言はしておりません。私としては非常に残念なそのときの答弁でございましたけれども、後期の計画については25年度からは今後策定するというところでございましたので、気になったものですから一般質問として取り上げたんですが、再考の余地はないのか、もう一度、部長の正直な気持ちを御答弁いただきたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 地域別の振興計画を立てるか立てないか、策定委員会でかなり論議いたしました。二、三の反対はあったものの、全体的にはもう合併して6年ということで、もうすべて佐伯も一つになろうというそういう思いを込めて、また、一つには地域の特性を生かした後期の振興計画を十分立てようという思いで今回は策定をしないということにいたしまして、議員指摘のそういう要望等は本庁のほうできちっとそこを受けとめるということで御理解を願いたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） いろんな地域の要望に対してはきちっと受けとめるようなところを部署を考えたいということでございますので、ぜひよろしく願いをしておきたいと思います。

次に移りたいと思います。

次に、国土調査についてでございます。現在、国土調査は旧佐伯並びに宇目、蒲江2カ所で行われておりますが、旧佐伯の中でもまだかなりの部分が未調査になっております。八幡、西上浦においてもまだ調査はされておられません。今後どのような計画において国土調査をされていられるのかお尋ねをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） それでは、西上浦、八幡地区の国土調査につきましてお答えをいたします。

先ほど議員おっしゃったように、現在、佐伯市では宇目、蒲江、佐伯2地区の計4カ所の国土調査を実施しております。平成24年度には宇目地区が完了しますので、平成25年度には西上浦、これは西上浦は一遍にということにはなりませんので、二栄地区のほうから着手をする予定にしております。

また、お尋ねの西上浦、八幡の計画期間につきましては6年を想定しております。

なお、詳細につきましては、平成24年度中に地元地区説明会を行い、地権者の皆様にも周知を図りたいと考えておりますので、何とぞ御協力のほど、よろしく願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 再質問を行いたいと思います。

国土調査につきましての予算は国からの100%の事業でございますが、ぜひとも急いで予

算の要望を一生懸命していただいて、一日も早く調査をしていただきたい。

と申しますのが、私たちの地域も例外に漏れず昭和の戦後の復興期に一生懸命勤めながら農地と山林を守ってきた世代の皆さん方が、実は、非常に高齢化、あるいはお亡くなりになって若い世代に世代交代をしております。しかしながら、若い世代の皆さん方は、自分の農地のあり場も、あるいは山林の所在場所もあるのはあるらしいけども、どこにあるのかわからないというような時代になってきております。非常に時間がたてばたつほど煩雑になって、境界も確認がままならないというような状態になってきております。一日も早いぴしっとした調査をしておかないと、いろいろな部分でなってくるのかなと。

西上浦及び八幡で25年度からということで6年間ということですが、平成30年の初めまでかかるようでございます。来年度、地元での説明会ということですが、西幡両方合わせて合同で説明されるのかどうか、ちょっとお願いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 説明会でございますけども、現時点ではどのような対応でするかという詳細までは詰めておりません。

ただ、先ほど私が申し上げました6年をかけてやるという部分では、まず25年度から予定どおりいけば二栄・古江のほうから南進してきます。そして最後が小福良のところまで都合6カ年という計画でございますので、説明会をするにしても全体でやるより個別のほうが、より地区の皆さんもシビアというか、身近に感じるんじゃないかとは思いますが、詳細については今から検討していくと、そういったことになっております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） ちょっと再度、確認でお尋ねいたします。

西上浦だけで6年かかるんでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 西上浦、八幡、御質問の箇所です。ですから、ちょっと時間をいただいて個別に申しますと、先ほど申しました二栄・古江エリアが25、その隣の車が26、海岸部が風無・彦島が27で、狩生広うございますので約半分、西上浦に近いほうが28ですね、逆の八幡に近いほうが29、狩生のうちでも宮の内、浜に近いほうが30、それから小福良が31と、そういった西上浦で都合6年でございます。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 西上浦だけで6年ということでありまして、八幡は平成30年代に入ろうかと思うんですが、先ほど申したように、非常に地権者の世代交代、あるいは高齢化が進む中で、一日も早い国調をやっていただかなければ、いろんな問題が生じるかというふうに思っておりますので、ぜひとも国に対する予算要求を増額なりを進言していただいて、一日も早く全体の調査が終わるようにお願いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） それでは、次に移りたいと思います。

西上浦小学校と八幡小学校の統合の問題についてお尋ねをいたします。

先般来、地域の皆さん方に対して統合の計画のお話が教育委員会のほうからあってございますが、どのように現在どこまで進捗状態になっておられるのか。

また、八幡小学校の当然校舎を改築なりしなければなりません、どのようにお考えなの

かお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、江藤議員から西上浦小学校と八幡小学校の統合について御質問です。お答えいたします。

佐伯市では、望ましい学級編制や学校規模を維持することにより、学校の活性化、教育指導の充実、教育水準の向上など、よりよい教育環境の整備を行うため、平成19年3月に策定いたしました佐伯市長期総合教育計画において複式学級が2学級ある学校、またはそれに準じる規模の学校を対象として学校の統合を進めています。

西上浦小学校は、現在1複式学級であります。平成25年度には2複式学級になることが予想されること、また、西上浦小学校の校舎の耐震工事の施工が困難なことによりまして平成20年度からPTAや地区役員への説明会を開催してきました。開催し、教育委員会の方針について説明をしてきました。現在は自治委員会や学校関係者などで組織された西上浦地区小学校統合検討委員会に平成25年4月をめどに八幡小学校と統合することについて協議をお願いしているところであります。

次に、八幡小学校の校舎につきましては、今年度、耐力度調査を実施した結果、体育館や特別教室を除く現校舎、管理教室棟ですが、取り壊し、管理教室棟を平成24年度に実施設計を行い、平成25年度から26年度までの2カ年で新築工事を行う予定であります。

以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） ちょっと再質問をいたしたいと思えます。

先ほど経過を述べていただきましたが、地元の皆さん方に協議をしてる中で、西上浦地区小学校統合検討委員会と協議をしてるということなんですが、八幡小学校と西上浦小学校を統合する計画であります。でき得れば、やはり両方の地区、学校関係者、あるいは自治会の関係者合わせた検討委員会を立ち上げてしないと、西上浦だけがいいという話ではございませんので。ましてや、学校名あるいは校歌、校章、通学路の問題、小中一貫教育の問題、いろいろございますので、合わせた検討委員会の設置を早急にしなければいけないと思うんですが、その点どうですか、お尋ねいたします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） これまでは西上浦小学校の校区、あるいは八幡小学校の校区ということで、それぞれに西上浦小学校と八幡小学校を統合したいということで御提案を申し上げてまいりました。

西上浦小学校につきましては、八幡小学校に行くということの決定がまだ了解を得ていない状況です。正式にはですね。ですから、仮に両校でそういったものを改めて考えろということになれば、両地区でお話し合いをまたしていただくようなことになろうかなと。

今、江藤議員がおっしゃったように、新しい学校をつくるというイメージなのか、八幡小学校に入っていかということはあるので、今、教育委員会では八幡小学校のほうに西上浦が入っていくだろうというイメージを持っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 私は、西上浦小学校と八幡小学校を統合して新しい小学校ができるんだというふうには実は吸収統合だとは思ってないんですよ。やはりそれは保護者の皆さん方とか、あ

るいは地域の感情の問題がございますので、一つの新しい学校を両方が一緒になって。確かに八幡小学校の敷地内に、先ほど言われましたように新しい校舎をつくっていただけるということでございますけれども、そういうふうにする方が多いのではないかなというふうに思っておりますので、重々そういうふうな部分も検討していただいて、でき得れば両校の関係者、あるいは自治委員の皆さん方、PTAも幼稚園も含めて、ぜひそういうふうな協議の集合体をつくっていただきたいというふうに思っております。

それと、特に先ほど言われたのは25年の4月に統合をお願いしたいということなんで、あと1年とちょっとしかないんで、そこまで話が進んでおるのであれば、もうかなりの具体的なお話が進行してるのかなというふうに思ってたんですが、地域の中にね。しかし、現実はそのではないだろうというふうに思っております。ぜひとも早急にちゃんと地域の皆様方が理解をいただけるような方向でやっていただきたいと思います。

それと同時に、校舎の建てかえが25年度から26年度ということで先ほど御答弁いただきましたけれども、小・中学校数多くある中で、耐震補強をしなければいけない学校も多分まだかなり残ってるのではなからうかというふうに思っております。

そういう中で、八幡小学校建てかえてもらうのは、これはもう建てかえてもらわなければ困るんですが、そういうふうな部分、その後に蒲江の小学校、統合小学校の建築もございまして、耐震補強等の他の学校の部分については、現在十分対応できるのか、予算的に対応できるのかどうか、ちょっとそれもあわせてお尋ねをしておきたいと思っております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 八幡小学校と西上浦小学校の件ですが、部長は先ほど八幡小学校に編入ということの話をしてありますが、私のほうは、地域に入って両方の学校が統合ですね、合併をするというお話をさせていただいております。

というのが、今回統合小学校としては新築できるかといういろんな問題がございました。議員にも前いろんな中で、太平洋セメントの用地に移るとかそうした話の中で両方の統合小学校の一括ということにしましたが、今回、八幡小学校そのものが単独校でも耐震補強の関係で建てられるということが現在濃厚になってきておりますので、その方向で先ほど御説明したと思っております。

私どもは教育委員会とも相談し、両校が新たな小学校の形ができるようなですね、地域にもそうした御相談をしながら両校がすばらしい形での合併統合ができればと思っておりますので、今後とも教育委員会とも私のほうも相談したいと思っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） もう一点だけ、市長が今答弁したけど、統合された後、当然彦陽中学校と同じ敷地内というわけではございませんが、敷地がつながっております。小中一貫教育が即実施できるような方向にあるのかどうか、その点だけお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、まず最初に、耐震の工事ですね、これにつきましては、毎年度事業計画を持って対応していきますので、それらについての予算的な配置はできているということをお願いいたします。

それと次の小中一貫につきましては、現在、今年度から小中連携で八幡小学校、中学校含めて佐伯市内の全部の中学校と小学校での小中連携を基本的に今やっていってる状況です。

八幡小学校が新しい学校ができた段階では、小中一貫というものも当然視野に入れながら長期計画というものをつくっていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 以上で統合の話は終わりたいと思います。

次に、太平洋セメントの跡地についてお尋ねをいたします。

太平洋セメントが撤退をいたしまして、現在わずかな部門で操業いたしておりますが、実は、太平洋セメントさんが多くの社有地を抱え込んでおります。その中で、特に実は地域の中に社宅を2カ所ほどかなりの広大な土地で持っております。当然これまで一戸建ての社宅はすべて事業側が取り壊しを終わらせて、既に両方とも更地になっております。この地域のど真ん中にかかなりの面積の住宅地がぽっくりあいてしまっております。これについて、市のほうにおいて市営住宅の誘致、建設、あるいは公園整備とかというような考え方はないのかどうかお尋ねをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それでは、御質問にお答えいたします。

御指摘の土地につきましては、現時点で市としての利用計画はございませんが、地域要望や所有者の意向があれば賜りたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 利用計画はないという御答弁で、地域の皆さん方がそういう要望があればお考えになるというようなことでありますが、非常に2カ所とも広大な都市計画区域に実は両方とも入っております。住宅地の一角にぽこんと穴の抜けたような空き地ができておるわけですけども、八幡地区においては、先ほど3,400人の方が住民がおられるんですが、公園という公園がほとんどないんですね。子どもさんを持ったお母さんやお父さん方は、皆、佐伯のスポーツ公園なりああいうふうなところに行かなければ子どもを遊ばせるような公園もないということの中で、都市計画税も十分私たちも納めております、地域としてはですね。そういう中で、そういうものが一つも整備されてこないというのは、ちょっといかがなものかなというふうに思っております。

工場の持っておられる土地は、いわゆる工場の敷地も相当あるんですが、それ以外にまだ今言ってるこんな宅地以外にグラウンドやいろんなものを持っております。大変先ほどの最初の質問で、総合計画の中で地域振興計画がもし地域が立てられるのであればいろんなことを地域としては計画を立てていただきたいなというふうな考えを持っておったんですが、それも立てられないということであれば、地域として今後要望していかなければならないんですが、3,400人おられて、たまたま昭和16年に旧佐伯町に合併して佐伯市ができたんですが、それ以来ずっと太平洋セメント、あるいは二平合板等大きな事業体がありながら、税金も随分私は貢献をしてきた地域だというふうに自負をしております。

そういう中で、非常に八幡地区に公共的なものがほとんどないというのが現実であって、これは旧佐伯市のときにそういう振興計画を人口の約1割住んでおった地域にそういうものの誘致ができなかったということで非常に残念なんですけど、用地の取得とかそういうものが難しい中で行われなかったんだらうというふうに思っております。

しかしながら、現在一つの事業主が持っておる土地が広大に遊んで、事業主が管理をしてくれてるわけでありましてけれども、それらを何とか有効利用、地域としてはこれをばらばら

に切り売り、あるいは準工業地帯に指定されている部分については、自治体としても当然のことながら新たな企業誘致なりを私は模索はしてるんだらうと思います。

そういうふうなことを考えれば、もう少し八幡地区の全体の行く末を私は考えていただきたいというふうに思います。ぜひとも現地をよく見ていただいて、計画を地元の皆さんと協議しながら計画をぜひとも立てていただきたいと思うんですが、地元から要望があれば、当然部長なり来ていただけたらと思いますが、どうでしょう、そののところ。そのところだけお聞きをして終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 社有地があることは承知しております。片山のほうとお寺の前かくらいだったと思いますが、広い土地がございます。そこで後期の計画の中でそういうものを地域と一緒に考えていきたいなというふうに思っております。これが実現できるかどうかというのは今後の課題ですが、考えてみたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 以上で社有地の跡地の問題については終わりたいと思います。

次に、八幡地区の公民館についてお尋ねをいたします。

現在の地区公民館、平家建てで老朽化非常に進んでおります。使い勝手の悪い地区公民館、唯一の公共施設で学校関係の施設を除きますと、唯一の公共機関であります。早急に建てかえ、あるいはもう利用ができないような、狭くて利用ができないような状態、早急に建てかえが必要というふうに思っておりますけども、どのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、八幡地区公民館についてお答えいたします。

八幡地区公民館につきましては、昭和47年3月に建設され、築後39年が経過しており、地区公民館の中でも最も古い施設の一つとなっています。このようなことから、経過年数、老朽化度など考慮した公民館全体の整備計画の中でも改築等の優先度は高いと考えております。

早い時期に建てかえ等が必要と考えておりますが、具体的な計画は今のところ持っておりません。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） もう40年ほど実はたちます。平家建てで余りホールも広くなければ座敷も広くないんですが、耐震度調査はされたんですかね。そのところをお尋ねします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 耐震調査しておりません。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 地区公民館、市の公民館として耐震度調査をされておられないということなんですが、40年前でございますので、恐らく建てかえが必要だらうというふうに思っております。

ぜひ、これ、唯一の八幡の中の先ほど言いましたように公共施設、たった一つ公共施設であります。あとは保育園なり幼稚園なり学校関係はあるんですが、地区の体育館もなければ地区のグラウンドもない。ないないづくしの八幡地区。3,400人の住民が、唯一これも公民館も早期に建てかえていただきたいというのが切なる願いであります。

ぜひよく調査をしていただいて、できれば耐震度の調査も、よく使っておりますし、館長

さんもおられるし、事務員さんもおられますので、もしものことがあると非常に我々も心配をいたしますので、耐震度調査をしていただけるかどうか、ちょっとその点だけお聞きをして。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 耐震性の調査、これは耐震度調査ですけど、現在、八幡地区公民館、平家建てですよね。そういったことがあって公民館全体の中でされてないといったことがあります。これは建築関係のほうと、またそこら辺については協議しながら対応していく必要があるかなとは思いますが、そのように考えています。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） もうこれで終わりたいと思いますが、ぜひともですね、3,400人、西上浦を含めまして4,600人の市民の皆さん方が住んでおります地区でございます。ぜひよその地域に劣ることなく振興計画を考えていただいて、そして、税金も私たちも納めておりますので、公平にその負担はしておりますので、ぜひともそういうふうな事業も公平に考えていただきたいというふうなことをお願いを申し上げまして終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、江藤議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時08分 散会



平成23年 第7回

# 佐伯市議会定例会会議録

第3号 12月6日

# 第7回 佐伯市議会定例会会議録（第3号）

平成23年12月6日（火曜日） 午前10時00分 開 議

## 出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榭田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
29番	御手洗秀光	30番	清家儀太郎

## 欠席議員の氏名

28番 上田 徹

## 説明のため出席した者の職氏名

市	長	西嶋泰義	副	市	長	山本清一郎						
副	市	塩月厚信	教	育	長	分藤高嗣						
総	務	内田昇二	財	務	部	長	井上勇					
企	画	浜野芳弘	市	民	生	活	部	長	染矢隆則			
福	祉	清家保賀	建	設	部	長	高瀬精市					
上	下	笠村由喜	農	林	水	産	部	長	坪根大吉			
教	育	福泉慶一郎	消	防	長	平井栄治						
次	長	田村智	次	長	兼	財	政	課	長	岡本英二		
次	長	飛高彌一郎	次	長	兼	都	市	計	画	課	長	永田亀男
次	長	安部幸一	防	災	危	機	管	理	課	長	久保田与治郎	
商	工	飛高勝則	健	康	増	進	課	長	河村昌江			
建	設	明石好弘	大	手	前	開	発	推	進	室	長	亀山伸太
施	設	川井博文	農	政	課	長	田中眞二					
学	校	都留俊之	文	化	振	興	課	長	河野宜弘			
入	ポ	大神孝雄	消	防	総	務	課	長	中川牧義			

議事日程第3号

平成23年12月6日(火曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) 皆さんおはようございます。本日の平成23年第7回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、佐藤元君、2番、後藤幸吉君、3番、清家儀太郎君、4番、後藤勇人君、5番、吉良栄三君、6番、宮脇保芳君、以上の順序で順次質問を許します。

8番、佐藤元君。

8番(佐藤元) おはようございます。きのうときょうと毎日1番を務めております。よろしくお願ひ申し上げます。自民党会派の佐藤元でございます。通告書に基づき質問をいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

まず先般の質問の際に、井上部長さんから、通告書にないことは答弁できない旨の返答をいただきましたが、質問の関連事項としてお伺ひする場合がありますので、その際には御答弁いただけるようお願ひを申し上げて、私の一般質問に入りたいと思ひます。なお答弁は端的、明確にお願ひいたします。

今回は大項目三つ上げております。3項目まで上げておりますので、よろしくお願ひいたします。市長さんにお願ひをしたいと思ひますが、今回は私もめずらしく提案型の質問をしたいと思っております。なるべく執行部の皆さん方に協力をいただき、佐伯市のインフラ整備をやっていただきたいという趣旨でございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

大項目1、佐伯市全域の緊急対策について。アといたしまして緊急対策について。面積903平方キロメートルのこの広い佐伯市の中で、全地域の緊急医療、防災、地震、津波、火災、風水害、それに伴う対策はどのようになっているのか。また離島やその周辺地域の緊急時の対応・対策はどのようになっているのか具体的にお伺ひをいたしたいと思ひます。

最初の質問は以上でございますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議長(小野宗司) 平井消防長。

消防長(平井栄治) おはようございます。消防署の平井です。よろしくお願ひします。佐藤議員からの緊急対策についてお答えします。

地震・津波等の避難対策として、現在防災危機管理課で避難路、避難地を整備していると

ころです。その中で11月13日の日曜日に平成23年度佐伯市地域避難訓練を実施したところ、多数の参加者に意識の高さを感じました。また消防としては、この日を想定して緊急車両の活動拠点を高台へ移動する訓練を事前に行っています。13日は災害発生のサイレン吹鳴と同時に休日職員による徒歩、自転車、バイクによる各署所への招集訓練の実施、消防団においては、各地域において避難訓練の状況把握、避難地への誘導を行っています。

離島等につきましては、急病人の発生の場合、大入島では受信時、発生場所、患者の状態を確認、同時に自船もしくは荒吉丸等で葛港まで搬送が困難な場合、救急隊がフェリーで渡航しています。大島にあっては、瀬渡船で葛港あるいは丹賀港まで搬送し、それから救急車で病院まで搬送しています。深島、屋形島では、エバーグリーン、あるいは自船、瀬渡船で蒲江港まで搬送しています。また緊急搬送、災害時にあっては、防災ヘリの要請も考えています。火災時は必要資機材を装備し、瀬渡船等にて隊員、消防団員を出動させるようにしています。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 離島部分につきましてはわかりましたが、旧町村、いわゆる蒲江、それから米水津、鶴見、そして宇目、本匠、直川、弥生それから上浦、この地域で一番緊急を伴うというのが、市民の皆さん方の緊急に対して、けがとか、それからまた火災発生時、これは先般の私どもの議会の報告会でいろいろと話が出ましたが、緊急体制が余り行き届いてないと、ああいうことであります。これ次にわたって出ますけれども、その際のけがをしたとか、救急、緊急な病人が出たとか、それから火災については、じゃあどの程度のところまでやっていけるのか、消防団員がいないときに消防署が配置しておるのは、上浦、それから蒲江、そして宇目、大型があるのはその程度であって、本当に間に合うのであろうかと、いろんな面がありますが、そういうことについてこの広い広い、市長がいつも言われます903平方キロの広い佐伯市の中で、やはりどのような対策を今後はとっていかれるのか。やはり緊急でありますので、間に合わなければいけない。人の命を助けてあげなければいけない。家が燃えてしまったから水をやっても、おけを消すだけで何も残らないということではだめではないかなということで、この全域の緊急対策について、もう少し踏み込んだ返答をお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 周辺地域の緊急対応についてですが、大きな災害の場合は防災ヘリ、海上にありましては海上自衛隊に依頼するようしております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） そういう大きなこともあろうと思いますが、今私がお聞きしたのは、緊急に市民の皆さんがけがをしたとか、命にかかわる出血多量のような状態のときに、例えば本匠の奥のほうでけがをした、直川の山の中でけがをしたときの対策はどのようになされておるかということをお聞きしております。そしてなおかつ上浦、消防車はありますけれどもここには救急車はないのではないかなと思われま。宇目には救急車と消防車がありますが、本匠に回る、それから直川に回って佐伯から行って本当に間に合うのであろうか、何分ぐらいで届いておるのかということが非常に心配になるところでありますので、そういう対策はどのようにされておるのか。ぽんと離れた上浦町、そして蒲江、鶴見それから米水津、この地域については少し距離があるのではないかなと。またインフラ整備は完全に行われていない

地域でありますので、緊急体制で本当に間に合うのか、また医療関係は蒲江では緊急についてはその地域でできるのか。本匠はやはり佐伯まで出なければできない。宇目は緊急体制のところの医療はあるのか、そういうふうなところを今後堅実にやっていただきたいし、今のところはどうなっておるか。今整っていないのであれば、今後市長にそのようなことも頭の中に入れて、市民の皆さんのためにそういう整備をしていただこうということでお伺いしておりますので、明確な答弁を。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） まず最初に進入不可能な場所であった場合、うちとしましては救助隊がいますので、救助隊の活動要請をしております。上浦等の救急車がない場合、上浦の消防隊が応急処置として出動しております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） まだまだ整備がなされていないと思いますので、やはり人命にかかわること、特に救急車等の整備、そういうものにやっぱり心がけていただきたいと思います。そういうふうなことで、続いてイのほうにまいりたいと思います。

各振興局の役割について。広域にわたり緊急車両の設置や火災に伴う消火設備の人員については各振興局で対応すべきであると考えているが、現在の振興局の役割、業務、また緊急時の対応、設備、人員の配置など、どのような対策をしておられるのかお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 佐藤議員の各振興局の役割についてですが、振興局の緊急時の対応としましては、地震及び風水害に対しましては市の体制のもとに活動します。火災の場合は基本団員と機能別団員で対応します。設備としては、佐伯、宇目、直川、本匠、弥生の振興局には、消防団用の積載車が本部用として配備されていますので、それに対応しています。配備していない上浦、鶴見、米水津、蒲江については、消防の本署及び分署・派出所で対応しています。人員配置については消防団員の人員は少ないところで4名から多いところで20名の配置をしています。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） やはりこれだけ広い面積を有していますので、佐伯市全域を本庁だけ、また振興局だけということでも、緊急時ともなれば迅速に対応することが求められますので、それで本当に間に合うのか。本庁から南は蒲江、波当津、西は本匠、直川、宇目、東は鶴見、米水津、北は上浦、最勝海浦までほとんどのところがインフラも完全に整っていない状況ではないかと思われます。緊急の対応がおぼつかない各地域には、旧役場で現在振興局であります、振興局内に職員も配属されていると思います。対応がスムーズに行われると思っておりますけれども、その対応を行うためにも、機材・資財をやはり置くべきではないかなと考えます。きのうの質問で振興局の出張所ということも聞きましたけれども、この中に振興局単位でやはり個々に緊急用車両、救急車に次ぐ緊急用車両というものを配置し、その職員の皆さん方がその地域地域に市民の命を守るための、そういう配置をされたいかがと思いますが、市長どのようにお考えですか。そういうふうなことは全く考えておりませんか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。各振興局管内に緊急用の車両を配備してくださいということですが、西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。佐藤議員からの質問で、緊急対策についてと

ということで、全体的な中で先ほどちょっと私も答弁をしようと思いましたが、振興局においていろんなことがあった場合。例えば医療の場合は、これは後ほど清家議員の中の質問に答える予定しておりますが、ドクターヘリの配置を大分県全体でして各地域に、大体30分以内にそれが緊急要請があればと。また各地域においてヘリコプターがとまれる、そうした駐機場の、着陸場の整備も全体的に指定をして、そうした体制をとらせていただいております。またこの件については清家議員のほうでまた詳しくお答えをしていきたいと思っておりますので、そうしたことで地域住民に対する医療の体制、これが整っていくと思っております。

また地域における緊急災害の中で、消防のほうで主に答えさせていたわけですけど、例えば台風等が近づきますと、湯布院のほうから自衛隊が佐伯の分遣隊のほうに30名ないし40名、必要によれば最低でも10名はいつでも出動態勢をしながら、地域における、山間部における体制、ちょうど約4年、3年前ですか、宇目で、藤河内で火事がありましたときに緊急要請いたしましたところ、そうした中で大型ヘリを使って、消防団では間に合わない状態を即対応していただいたと。そうした自衛隊等のことについて、また先般、議員も御存じのとおり宇目地区で自衛隊の皆さんと交流会して、そうした自衛隊の皆さんが地域を知っていただく、受け入れ態勢をしていくということも大切だと思っております。私どもにとりましては、地方にとってそうした中で振興局の中に対して整備しておりますが、現在私ちょっと記憶が余りあれしてないんですけど、その緊急車両については、消防署が置いていない直川地区に現在1台が入っていると思っておりますし、またこうした提案についてもこれから消防のあり方と、振興局のあり方ということで、一つのそうした提言に基づき、また豊後高田市では振興局と消防署を併設してつくっているところもありますので、そうしたこれから職員の削減等を行っていった場合、非常に振興局の配置の職員が手薄になると、そうしたこともこれから研究して各地域における整備を行っていききたいと思っておりますし、今言われましてこれからするかということよりも、そうしたことも見ながら全体的な消防計画を、消防署、消防団とともに組んでいきたいと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 大型の火災とか大きな災害については、今市長の言われるとおりで対応できるかと思われませんが、常日ごろやはりそういう緊急時があるかと思えます。じゃあそのときにどこを頼ればいいのか。地域ですね。どこを頼りにしたらいいのか。佐伯までかけて佐伯から上がってきて佐伯の病院に出るまでは、往復を考えると40分、50分、どうかすると1時間かかる。だからやはりその地域地域に振興局があるのであれば、振興局は頼りになる振興局でなければいけないと考えるところから、簡単なといいますか、緊急車両と認定位置づけるものでなく、やはり緊急用に佐伯市がつくり上げて結構だと思いますが、市民の皆さんの生命・財産を守るために、火災等についてはそういうふうな、今市長が答弁されたようなことがあろうかと思えますけれども、人命を助けるということについてもう少し踏み込んだことをやっていただければ、市民の皆さんからそういう意見が出なくなるのではないかなと、本匠に行ったときでしたが、やはりあそこは道がくえてとまってしまうと。そうなったときに、けがをしたらどこから行けばいいのかと。どういうふうにして私たちのことは考えておるのかというようなこと、これは本匠の振興局よりも奥がくえた場合は宇目から来れると思いますが、だからそういうふうな流れの中をどういうふうにするかということ、やっぱり緊急時の対応というものを考えていただきたい。これはやっぱり人1人の命を助ける

ための工夫ですので、ぜひ今後は考えて、私の提案でありますけれども、各振興局そういう車両を配備し、そういう人材を育成し、今職員が多い、多いと言われている中であれば、やはりそういうような使い分けもするべきではないかなと、このように考えますので、これは初めてであります、市長に提案をし、そのような方法でいかれたらいかがかなというふうに考えておりますので、お願いはいたしません、市長の考えでやはり市民のためにやろうという決意をいただきたいなと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 振興局に対しまして、先ほど消防のちょっと合築した話もしました。人命救助については、これは救急車ということになると、救急車で搬送する場合は救急救命士の資格がないと救急車の運用ができません。そうしたこともいろんな中で私も内部的にも検討しておりますが、また本匠の奥になりますと通信が途絶えたらいけないということで、議員も御存じのとおり衛星通信電話という形の方法もやっております。そのときに特に先ほど言ったドクターヘリ、これについてはそうした遠隔地については、早急にすることによって早い状態、また救急車そのものがそうした運行上の規則がありますので、市の職員が救急救命士まで持つかということは、なかなかこれ救急救命士の消防署の中でも全員がまだ持っておりません。現在消防署において救急救命士の資格を取るように、そうしたことをしながら多くの者が救急救命士の資格を持てば、議員が言われるそうした配置も可能だと思っておりますが、現在では消防職員のほうに優先して行くわけですので、振興局内で救急車を運転するということは、現状ではちょっとまだ、つまり救急救命士が手配できませんので。また地域間におけることについては、消防署のほうも連携をとりながら、また振興局も連携をとりながら速やかに対応できるだけしていきたいと思っておりますし、また議員の言われる振興局の活用、これは私も大いに賛成ですので、この点についても十分検討させていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） そのようにお願いしたいと思います。ぜひやっていただきたい。それと職員の皆さん方は救急救命士の講習は皆さんが受けるように、そして皆さんが持つようにすればいつでも対応できる。やはり市民のために働く職員でありますので、どういう立場でも、どこでも人を助けられるというような形を持って、各課では何名かの人たちがそういうものを持ってするというふうな方策もとっていただきたいなと考えます。お願いになりますけど、それで大きい2に行きたいと思っております。

新佐伯警察署周辺整備についてお伺いいたします。アといたしまして、小さい で、地域住民の治安を守るべき警察では、緊急時には緊急車両が出動すると思っております。出動に備えた周辺の道路整備が必要であろうと考えるが、対応は万全であるのかお聞きいたします。

議長（小野宗司） 佐藤議員 と も続けて。

8番（佐藤元） と 、わかりました。

小さい として、新佐伯警察署前道路については、南北に踏切があり東西にはトンネルがあるが、緊急時出動に迅速に対応できると考えておられるか、このことについてもお聞きしたい。

それから小さい として、都市計画課で鶴望から鶴岡方面へガードをつくっての道路計画があるようでありますが、その進捗状況をお伺いしたい。以上であります。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） おはようございます。建設部長の高瀬と申します。どうぞよろしくお願ひします。

佐藤議員のまずの新警察署周辺の道路整備の件につきまして、お答えをいたしたいと思ひます。新警察署の建設に当たりましては、平成21年11月9日に用地の造成に伴います開発行為に関する意見書の交付願ひが提出されましたので、関係部署で開発行為協議会を開催いたしました。その協議会の中で開発行為に当たっては県道佐伯弥生線への出入りについて、通行に支障がないよう、また歩行者等への安全が確保されるように道路管理者・地元と十分協議を願うとの意見を付しております。今後の対応につきましてですが、現況は県が右折レーンの設置等事前の対策を講じ、交通の安全は確保されているものと思ひておりますけれども、移転後の交通状況を見ながら、必要に応じた対策につきましては県及び警察署と連携し対応したいと思ひております。

次に になると思ひます。現況では新警察署の南北には踏切がございますし、東西にはトンネルがあるということですが、南北の道路につきましては県道佐伯弥生線、東西の道路につきましては国道217号線バイパスとなっております。いずれの道路も県が管理しておりますことから、今後緊急出動時の対応策として、県が行います道路改良等に対しましても佐伯市も協力してまいりたいと思ひております。

それから になると思ひますけれども、都市計画街路藤原高畑線のことだと思ひます。これの進捗状況につきましては、都市計画道路の整備に必要な区域をあらかじめ明確にすることで、長期的・計画的な整備を行うことを目的に、平成10年4月10日に計画決定されたものでございます。その後国道217号バイパス建設に伴いまして、鶴岡高校付近で交差する県道佐伯弥生線と重複する部分につきましては一部着工しておりますが、計画区間全線の早急な整備実施計画は現在のところございません。しかしながら国道217号バイパスの一部開通などにより、この地区を取り巻く環境は大きく変化しつつあることから、その状況を見据えつつ関係住民、権利者等の御理解のもとに実施に向けて計画が必要と思ひております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 小さい、 、 にあわせて質問いたしますが、この緊急時には消防車両、パトカー、救急車、大事故にはレスキュー隊の出動が同時に行われる場合がほとんどであります。道路交通法でそれらの緊急自動車接近してきたときは、交差点またはその付近においては交差点を避け、かつ道路の左側に寄って一時停止しなければならない。またそれ以外の場所においては、緊急自動車接近してきたときには、車両は道路の左側に寄って、これに進路を譲らなければならないとあります。これはもう認識がしてあると思ひますが、このことで、この今私が言いました東西南北の道路で対応できるのかということをお伺ひしたわけです。踏切があり、なおかつ狭い、そして東西にはトンネルがあり、なおかつトンネルの中では追い越しができない、どこに出たところは全部信号機があり、前の車両が信号機で渋滞しておるときには、どこもそれを追い越すことができない。そんな状態の道路をどのように考えられておるか。その道路を改良するということが難しいのであれば、どのような対策を考えておるかということをお聞きしております。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず県道佐伯弥生線のほうにつきましては、もう現道が今の現状あ



いう状態でございます。緊急車両が近づいたときには、どうしてももう狭いですけど路肩に寄るしかないかなとは思っております。それから217号のバイパスにつきましては、あそこは対面交通でコーン等ありますので、議員がおっしゃったようにすぐにこう寄っても真ん中は通れないという現状はあると思います。ただ217号バイパスにつきましては、計画では脇津留のあの広い道路と同じような計画がずっと、計画ではありますので、将来的にはそうなると思いますけども、その将来的までの間につきましては、消防長のほうにお聞きしましたところ、消防車につきましては217号バイパスが完成して、時間帯によりまして混みぐあいも違うというふうなことから、鶴岡の旧道のバイパス、それと217号、これを時間的にあいてる時間といたしますか、比較的そういった車が混雑しない時間帯を選んで、選りながら緊急車両は発進といたしますか、発車しているというふうに向っておりますので、当面はやっぱりそういった工夫といたしますか、それが必要だと痛感しております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） もう少し親身になって考えていただきたいと思いますがね。もう警察は先週の日曜日に移動しておるんですよ。移動し、ここから緊急発進をするんですよ。その中で今後、今後と言いますけれども、現実には今じゃあ佐伯市内の217、あのトンネルを通ってくる場合、万一早朝車が込むときは臼坪の出たところ、あそこからずっと並んだときには絶対前には行けないんですよ。対向車があったら絶対行けませんよ。センターポールはあるし。まして今度はコスモタウンのほうに出るときも行けないんですよ、これは。同様のことです。そして上浦方面、それから217バイパスの藤原方面、鶴望ですね、そちらのほうもあれだけ狭い道路、ヘビがカエルを飲んだようなね、警察の前だけぽっこり広い、その後は大型車両がきたら離合もできないようになる。このことをどのように考えておられるのかということをお聞きしております。

そしてこれ後で質問いたしますけれども、鶴望から鶴望ですね、鶴望から鶴岡、豊南高校の跡地を利用しての区画整理、これ後で一緒になるんですけど、このことも考えたときに、やはり今の都市計画課が進められておるその道路の217バイパスに通ずる道路、このやっぱり新設が急がれるのではないかと、このように考えておるので、そこらの計画はあなた方はどこまで考えて、今警察が行ったけれども、あれは県が勝手に動かしたんだから仕方がないじゃないかと言うのか、警察車両が出ると同時に消防車両もついてくるんですよ。そして消防署から今度は緊急用の車両ほとんどですね、その救急車、みんなついてくるじゃないですか。それだけ並んだらあの短い中でトンネルがあれだけあって、じゃあどのようにして通るのか。あんたはそっちを回れ、私はこっちを回るちゅうふうに行けないじゃないですか。道があれだけしかないんだから。そこらの対応をどのように考えておるかということをお聞きしております。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 議員おっしゃられた区画整理のほうも若干絡みますけども、一番の解決策は藤原高畑線の早期着手、早期完成が一番望ましいことだと私も痛感しております。その辺の区画整理のことにつきましては、後、後段のほうで御質問受けておりますので、詳しいことは御説明いたしたいと思っておりますけども、先ほど豊南高校の話が若干出ましたけども、そこらを含めまして都市計画街路藤原高畑線につきましては、自治委員会さん等々にもそういった、あそこがあれだけの町といたしますか、道路が抜けることによってさま変わりしてお

りますので、協力を願うということで、そういった都市計画街路のこの線の早期着手につかまして、非公式といいますか、そういったお願いといいますか、は話は進めております。まずそれが一番だと思えます。それまではどうしても現況の道路を利用していたかなければならないという、このまた一つのまた違った側面でも現況があると思えますが、そこら辺につかましては、警察とも、消防署の件は先ほど答えましたけども、消防署につかましても5日に開署してあそこで運営をしております。あそこにこの免許の切りかえや等々でかなりの多くの人が車で行くとなれば、ますますその交通渋滞に拍車がかかるということはこの目に見えておりますので、そこらも含めまして、警察も含めましてそういった対応策の、当面は対応策の、そのいい方法がないかの検討になると思いますが、進めてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 余り前向きではない答弁ばかりでがっくりするんですけどね、何とかやろうという考え方については賛同できるところであります。

引き続き3に移りたいと思えます。この警察署周辺の整備と合致するところがありますので、行きたいと思えます。よろしいですか。大項目3、佐伯豊南高校と佐伯鶴岡高校の統合について。アといたしまして通学路の安全確保について。新佐伯警察署の緊急車両が使用する道路として、そして通学路に予定される道路を高架橋として整備することで、線路や交通量の多い道路を避けることによる学生の安全確保が講じられると考えますが、統合後の通学路、列車通学者の対応はどのように考えておりますかお聞きいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 二つの高校の統合に伴います通学路の安全確保につきましてお答えいたします。

両校の統合につかましては、統合に伴いまして発生する諸問題について話し合う両校協議会が平成23年度に設立されたと伺っております。その中で協議事項の一つとして通学路についても議論されることとなりますので、その協議の中で高架に関することや電車通学者の方向性が決まってくるものと思えますので、佐伯市としてはそういったことには協力してまいりたいと考えております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それが決まってからと、何か待ちの体制でやられるのかなという感じがするんですが、通学者のニーズにこたえるには交通環境の整備が不可欠だと考えます。また統合校のアクセスとして公共交通機関の確保をしていくことは重要であると思えますが、市長提案でありますけれども、例えば大分市の敷戸駅のような駅を新設していただき、周辺道路を高架下に整備することで自転車道も整い、それから自転車の安全性や利便性の確保をすることができます。また通学路の自動車交通量の減少、交通渋滞の緩和と交通事故の抑制が促され、列車通学者の利便性向上とともに安全確保とつながるのではないかなと、このように考えるところであります。これは先ほど申しましたように、大項目2の緊急車両の出動に伴う周辺の道路整備とかかわってきますが、どのようなお考えか市長にお聞きしたいと思えます。26年の統合があった後にやるのではなく、それまでに少し計画を立てていただきたいと思えます。といたしますのが、ここで市長にお伺いしたいと思えますが、合併特例債が延長されることとなっているということを随時聞くんですが、これはどのようになっておるのかあわ

せてお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 答弁は一応建設部長と思いましたが、そうした中で私のほうから答弁させていただきます。駅の新設について、私も議員時代にこのことを質問に出しております。ちょっと手元に持っておりませんが、当時の私の中の記憶では、通学者が非常に多いということで、若宮さんの前につくったらどうかと。当時駅のほうにもいろいろ交渉しましたが、まず利用者数が一番大きいと。それから線路における駅の設置については、全額市の負担で行ってくださいと。そうした中で当市の市の、当時私は議員でしたので、そうした中で動いたわけですが、利便性がいわゆる多くないと。またそうした中においてそれを設置する、ちょっとあのときは十何億だったですかね、何ほかちょっと覚えてませんが、そうした巨額の費用をそれにすることは非常に行政としても非常に大変だということで、当時の市のほうの執行部のほうから非常に難しいと言っていました。また現在佐伯駅の乗降数が非常に減っております。これから議員も御存じのとおり、駅から延岡、佐伯駅から、この便で普通便というのは非常に少なく、またそうした場合、その延長をJRとしてどう行かうかということで、佐伯駅まで来るけど延岡まで行く普通列車がないということで、そうした問題もまた提起されてくると思っております。

また先ほどから議員が言われております、高校ができるからどうするのかということではなく、私どもも盛んにこの、あれは大庄屋通りというんですかね、いわゆる鶴岡小学校から坂の浦に行くのは全部県道であるわけです。こうしたことについて改良工事が、8年ぐらい前ですかね、坂の浦側がやっとできました。なかなか県のほうも高架に対する体制というのが非常に難しく、私どもにとってもこうした利便性とかいろんなことをやっていかなければということでやっておりますが、そうした中市といたしましても、議員も御存じのとおり、今の鶴城高校のグラウンドのあるところのいわゆる仮葬場に行く道路については、先般これがどうか地権者と話がつき、これも一つの通学路の位置づけだと思っておりますし、こうしたいろんな方面からの道路も模索しております。また先ほど区画整理の件についても、これはたしか58年からですね、鶴岡地区で区画整理をずっと入ってまいりました。そうしたときには鶴岡のほうでいろんな計画をし、道路の整備も必要だし、現在も鶴岡地区では、議員緊急車両の件を言われましたが、市内でも大型車両が入れないのが鶴岡地区にあるわけです。先般も火事がありました。非常に狭隘なところですよ。こうしたことも市といたしましては当時からお願ひしたわけですが、地域住民の理解が得られず区画整理に至らず、その後217号線が、こうしたバイパス計画ができたということで、ちょうどこれが平成10年にそうした計画があって、そうしたとともに一緒にこの道路ができることによって、先ほど言った南北の道路網問題、いわゆる榊形地区の217バイパスに行く道路について、また地域にこの道路をぜひともつくりたいということで協議に入りましたが、署名を持っての反対が来まして、市としてはそうした中で現状に至っているわけがございます。またこうしたことが現状で見たときに、先ほど部長が申しましたように、また地域のほうに説明し、こうした都市計画道路についての必要性、また先ほど言った、議員が言われました高校生、いろんな方々の鉄道を踏切を渡らず、これは当時はたしか暗渠方式で下に掘る方法だったと思います。そうした中で高架方式は鉄道を渡らないような方法を地域に理解を示していただければ、また私のほうもそうした協議に地域に向けて入っていきたいと思っております。以上です。

8番（佐藤元） もう一つ。

議長（小野宗司） 特例債につきましては、佐藤議員、他の議員が独自で質問項目に上げておりますので、そちらのほうにゆだねていただくというわけにはいきませんか。

佐藤議員。

8番（佐藤元） 今市長が言われましたように、市長が質問したときには、確かにここ敷戸駅は何年になされたかわかりませんが、2000から2009年までの1日乗車人員が2000年は1,600人でありましたが、2009年は1,119人、これが少ないからといってこれをできないということではなく、今度こういうふうになっても、片側におりだけの、乗るだけのものでありますから簡単にできると思います。これは巨額、十何億は今市長がやっておる箱物について考えると、大した額ではないのではないかなと。将来を考えたときにここが真ん中として、鶴岡高校と鶴城高校しかなくなる、そうなればやはり学校を考えたときには、臼杵からもこちらに来るであろうし、延岡からもやっぱり学校が少なくなったら通学してくるんじゃないかという、またそういうまた営業もしなくてはならないと思います。そしてそういう若者を佐伯に定住させるためにも、そういうことが必要ではないかなと考えますので、提案をしたところであります。市長も議員時代にそういう意欲があり質問をされたということでもありますれば、やはり今市長、この佐伯市の決定権を持たれておる市長でありますので、どうぞそのことを考えながら、やはり今後の、今申しましたように、区画整理、このイのほうに入りますけれども、区画整理も同時に行っていくと、ここがやはりちょうど警察ができたところから鶴望から鶴岡、そして豊南高校、これが217バイパスをまたいでのことですけれども、こういうふうなところを、ここ鶴岡町を見ますと長門記念病院の周辺は非常に道が狭い、このところをやはり区画整理をしなければどうにもならないのではないかなと思います。

続いてでありますけれども、イの区画整理についてお話をしたいと思いますが、鶴望から鶴望ですね、鶴望から鶴岡と豊南高校周辺の区画整理を行うことで、旧市内また217、それから10号線への連結が早まると考えます。なおこれは書いておりませんが、豊南高校跡地の利用については県に対してどのような対応を迫られておるのか、何も話をしてないのか、ここをですね、豊南高校の跡地をこの鶴岡町の皆さん方に明け渡してでも、やはりここを一つの核としていったらいいのではないかなと、このように考えるところであります。このバイパス、217のバイパス、トンネル、それから鶴岡から坂の浦に抜けた219号線のこの道路の通りをよくする緊急性を考えたときには、この道路以外に考えられるものがあるのか、ないのか。市長がどのように考えておるのか考えをお聞かせください。もしここが何もなくて今のままの状態で行くと、非常に道が狭いところ、またトンネルを掘っていただいたんですけども、このトンネルもその通行の妨げにこそなれ、緊急道路としては利用できないのではないかなと思われるところがあります。

議長（小野宗司） まず区画整理について、高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず議員の区画整理の件についてお答えいたしたいと思っております。先ほどもちょっと出ておりますけれども、鶴岡地区全体の区画整理事業につきましては、昭和55年度から基本構想の策定に着手しまして、藤原バイパスと日豊線の間の区画整理について地元説明会を行いました。先ほども市長の答弁もありましたように、地区住民から白紙撤回の陳情を受けまして、昭和58年度に事業の中止を決定しまして現在に至っております。そ

のような経緯の中で、新たな区画整理事業につきましては非常に困難をきわめるとは思っておりますけれども、先ほどもお答えいたしましたように国道217号バイパスの一部開通や警察署の移転などによりまして、この地区を取り巻く環境は大きく変化しつつあることから、その状況を見据えつつ、藤原バイパスから国道217号バイパスの連結道となります都市計画街路藤原高畑線の整備とあわせた整備手法として区画整理等も考えられますので、都市計画道路藤原高畑線の関係住民、権利者及び地域住民との調整を図っていく必要があると感じております。これにつきましては先ほどもおっしゃいましたように、地区のそういった区画整理が白紙撤回になったという経過がございますけれども、やはり今、当時も行きどまりの道とかがありましたので、面的整備を全体的にやろうということで、A調査、B調査というところまでやったんですけど、最終的には結果としては白紙撤回に至ったと。ただ現状を踏まえる中で、先ほど答弁いたしましたように、自治委員会さん等にも話をして、そういったこう機運といいますか、で、その地域住民の協力あつての事業と思っておりますので、そういった工面は今も鋭意努力を続けております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これ219号線は県道ですかね、219号線、その鶴岡、坂山をって高畑通って海崎のほうに。

建設部長（高瀬精市） 県道佐伯弥生線ですかね。鶴岡小学校のこの。

8番（佐藤元） 佐伯弥生線、これであるならやっぱり市長県といろいろ話し合いをして、警察をここに持ってきたのは県でありますし、市長がそこに建てさせなかったから来たのかもわからんけれど、ここに警察ができたということは、県もこれだけの道が狭いということ把握しておると思います。であるなら市が援助をしながら、地域の話合いをしながら、県のほうの予算でこの道路を広げてもらうとか、また高架をつくってもらうとか、その中で日豊本線にJRと話をしつうつていくとかいう計画を、どうでしょうかね。私はこの議員になって初めて市長にいい提案をしよるんです。どうですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほどもお答えいたしましたように、県についてはこの道路の側の事業、歩道もないと。そうした中再三お願いをしておりますが、県のほうは予算がないということで、先ほど坂の浦側ですね。あれについては何とか工事をしていただきました。私どもにとりましてここは鶴岡小学校の通学路であるし、非常に大きな道路も、今217ができたから、バイパスができたから通らなかつたんですけど、これは海崎方面に行く大型車両が非常に多いということも当時から県にお願いし、特に鶴岡小学校の前も歩道が渡ってもないんですね。こうした部分の拡幅についてもお願いをしております。なかなか県のほうはそうした形で一歩、二歩進んでくれません。そうした中で先ほど申し上げました217号線ができるときに、藤原高畑線を市として計画しましたが、それも今度住民のほうの反対でできなかったと。こうした整備というのが、こういう現実になって上がるんじゃないかと、事前から私たちもいろんな中で要請をしておった経緯がございます。また今回警察、いわゆる交通のななめでございますので、一番危険が身になってわかっていると思いますので、新たな形で強い要望をかけていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 市長の決意をお聞きしましたので、ぜひとも一回言ってだめだから、二回言

ってだめだからじゃなくて、これができるまで粘り続けていただきたい。そしてやはり警察を中心とする、市役所までとかいろんなアクセス道路を、やはり何の弊害もない、通れる道路というものをつくるべきだと考えます。ぜひこれには建設課はもちろんのこと市長が先頭に立って、議長さん連れて、会派の一番大きいところの会派長も連れて県に行って、やっぱり座り込みでも知事にやっぱりお願いをして、早くやっぱりやるべきではないかなと、私はこのように考えます。私も連れていってくれば行って物申したいと思います。ぜひともこれは実現できるようにお願いしたいと思います。私も提案型の質問でありましたので、今後ともこのことを頭の中の片隅ではなく真ん中に置いていただいて、ぜひともやっていただきたいと思いますので、よろしく。これで私の質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で佐藤議員の一般質問を終わります。

次に1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） おはようございます。多くの課題のある中、いつもと同じ質問をいたします。

去年の今ごろ市民が投票条例、大手前、池彦、歴史資料館、つたや旅館、市民の声を聞いてくれという、その署名運動をしていた盛りの時期であります。議会が取り上げなかった関係から、いまだに大手前については市民の8割が反対しておるぞと。9割が反対しておるといふ意見が議会報告会など出ております。その点について少し質問いたします。

まず歴史資料館、この市報によりますと順調に進んでいるようにありますが、規模一口に13億円、1,200平米の歴史資料館を旧池彦の跡地につくって、三余館まで一緒に活用するという計画、これを縮小する考えはないのかどうかお尋ねします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） おはようございます。それでは後藤議員から質問されました歴史資料館の建設事業についてお答えいたします。

平成21年度に佐伯市歴史資料館、仮称ですが、建設構想・基本計画を策定いたしました。歴史資料館の機能や諸室の規模など整備計画を決定し、年次計画により事業を実施し、平成26年度中の完成を目指して進めています。また規模の縮小につきましては、議会報告会を受け、7月26日に開催されました地域開発調査特別委員会で説明しましたように、必要な面積であり縮小する考えはありません。なお今後同委員会におきまして、後日同委員会におきまして基本設計の説明を行う予定です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 池彦の取得については20年の12月議会、その際建物を買い取ると、そういう議案が出たときに、当時の議会は19対20で否決した経過があります。そして市長はその後、これが5月の文書ですが、その建物の補償費という形であそこを、建物を買い取ったわけです。その結果金額が当初建物だけが4,800万円で買い取る予定やったものが、それに解体費も相手に払ったものですから7,400万円ついておりました。議会の議決を無視して、合法的なやり方と言えばそれまでですが、どうも今でも納得しておりません。それは報告しておきます。

次の質問、毛利家の意向について。この文書の中に毛利家筋、こういう言葉があります。なぜ建設の用地として池彦の土地なのかという、その中に毛利家の関係者からも、歴史資料館の建設場所としては池彦の用地が一番適していると言われているという理由があります。

これは関係者筋ではわかりません。お名前をどうぞ教えてください。次の文化会館の用地の質問にも関することですので、よろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

1番（後藤幸吉） 個人情報ならそれでいいぞ。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） この要望については史談会のほうからこうした歴史関係についてはそうした池彦の跡地が適切であるという要望も受けております。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） その個人の特定が、私のほうで今情報を持っていませんので、大変失礼しますが。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） と申しますのは、先ほど市長が答えられたのは、佐伯市の人たちがあそこがいいという話で、私がなぜその毛利家筋のだれかと聞いたのは、重要なことじゃから聞いたわけですが、これは個人情報で言われんと言うならそれでいいです。毛利家というように私は解釈します。

次の質問に行きます。毛利家の遺品について。仮寄託、寄託、本寄託、契約書は方法ちゃんとした手続で契約書をとりました。その中の文書をかなり研究しました。寄託は寄託であって、その中に勝手には毛利さんが持って帰ることはできないけども、協議をして持っていくことができるという契約内容になっております。もし歴史資料館をつくり出した途端に、できた後でもいいです、毛利さんがこれはよそに買い手があるから買いたいと言いついたときには、以前にも質問したことがあります、そうしたときにはこの契約書の内容でとめることができますか。佐伯にずっと毛利家の遺品として置いておかれる保証があつた契約書の中にありますか。それが一つ。

それと保管する、この間決算特別委員会の折には、文化会館の一部に置いとるのに毎年薫蒸するのに28万円の経費が要りよると。毎年ちゅう話じゃったです。それから信用金庫の中にも金庫の中にも毛利家のものもあります。毛利家の遺品を仮寄託後保管するのに、また補修するために佐伯市は全部で幾らの、おおよそでいいです。千万とか何百万とかの単位でいいです。どのぐらいの金を使っているのかをお尋ねします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは毛利家遺品の寄託に関する契約書につきましてお答えいたします。

平成21年11月30日に契約いたしました。平成21年12月1日から平成31年11月30日までの10年間の寄託期間で、その後10年間ごとの契約の延長可能というふうになってます。確かに契約書の中には「乙はいつでも遺品の返還を求められることができる」旨の条項がございますが、「返還に当たっては、甲、乙が事前に十分協議する」とありますので、その時点での協議次第ではなかろうかというふうに考えております。現段階では、これは質問ございませんが、市のほうで買い取る計画はございません。

経費につきましては、平成10年度に仮寄託を受けた後、国庫補助事業でこういった史料調査を行いました。これの調査費用とこういった冊子をつくった関係で、これにつきまして総額で約1,300万円、また保管場所の空調機器の設置に200万円、現在は保管上の経常経費とい

たしまして電気代ですね、これが年間約100万円、また2年に1度の薫蒸費用が約30万円程度必要になっています。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） わかりました。役所のやり方そのまま、契約期間は仮に本寄託が10年でも、その中に協議をして持って帰るちゅうことがある以上、相手が金がなくなったら、仮に、失礼な話じゃが、これをよそのしが大砲を300万円で買いたいんじゃないかと、買うしがあるんじゃないかと言ったら、佐伯市は今の対応では何も考えておらんんじゃないから、毛利家の遺品が歴史資料館から全部なくなる可能性もあるちゅうことですよね。契約書の中から言えば、契約書の中身から言えば、それと、これは質問じゃないからいいよ。そういう心配があるちゅうことはその市会議員の1人として心配をしておきます。

次の質問に行きます。そのままおっついでいい。2番目の質問、大きな質問、文化会館敷地賃借契約についてです。

この件については9月に市長のほうから10年間文化会館の用地を延長したいと、1億1,000万円を限度にして使わせてくれという話。議会は、きょう出席の議員皆さんは、ちょっと待ちなさいと、その部分をカットした予算を通しました。重要な、私が今質問していることは命などにはかかわりはありませんけども、10年間で結果が出るようなまちづくり開発について心配をしながら質問をしております。この中で私はことしの3月の予算特別委員会の折、来年の3月までじゃがと、崩せと言われたらどげするんかと聞いたことがあります。そうしたときに当時の教育次長は、600万円をのけて五百数十万円で交渉しているんだが相手の返事が悪いと、そして期間はなるべく短くという話がありました。これが本来の一番の基本であると思います。

まず初めにお尋ねします。この文化会館の用地、私は今まで何遍も質問しちよる。3億5,100万円、24年の3月までに毛利家に払うんよということを言ったときに、年間1,000万円も払いよるかという市民の声もありました。この今回の交渉に当たって文化会館の用地を無償で貸していただくような申し込みをしたことがあるか、ないかそれだけお尋ねします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 文化会館敷地契約で文化会館用地を無償で借りるような交渉をしたかということについて改めてお答えをいたします。

文化会館の用地や城山など、毛利家が所有していた土地ですね、これにつきましては明治2年の版籍奉還によりまして明治政府の所有となってしまいました。毛利家では足かけその後13年間をかけて国のほうへの払い下げというものを行っております。明治34年に毛利家は私財を投じて現在の土地を政府から買い戻したという経緯がございます。市としてもそれらの経過を踏まえ、当初から有償での契約をしてきたものと考えております。今回の契約におきまして無償で貸してほしいといった交渉はございません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 今まで3億5,000万円も払とるんならいいんじゃないかのうという市民の声もありましたものですかからお尋ねしました。

それとこれは相手がおられることじゃから、あなたたちも苦労するじゃろうと思って、少しは同情もって質問をする。毛利家と交渉する際の窓口になっている方、教育民生の委員会なんかでも執事という言葉が使われました。佐伯の担当の方だけで結構です。佐伯のその



窓口になってる方がおられると思います。もしおられたら、それと東京のほうと、その御本人以外、御本人以外で窓口になっている方がおられたら、業者であれば名前を教えてください。個人の場合は構いません。それとその人が毛利家のほうからちゃんとした委任状を持って自分で決定ができる人が、ただ話だけ聞く相手なのかを確認したい。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 窓口となっている方につきましては、市内の方は毛利家の執事という立場で、今議員がおっしゃった立場の方で契約時の立会人であり、現況説明や相談などの窓口となり、双方の考え方などをそれぞれ仲介していただいております。また契約内容等の直接の交渉相手である方は東京の方でございます。所有者の実父であります。実父であります。契約によりすべての権限というものを委任をされているという状況です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） パネルを使用します。3月の予算特別委員会の折には600万円を引いた金額で交渉しよるということが、今回9月議会に提案された折に、議会から要求をして契約書をいただきました。あなたが用意してくれたのがこの経過の中の全部じゃなかった。この米印のついた飛び飛びのやつじゃった。な。これで言ったら契約書が何通も要るんです。それはくれんじゃった。それで9月1日に改めて全部いただきました。契約書をな。それとこのそっち見りゃいい。それと、かなり勉強しました。56年当時の、7年当時の一般質問経過を質問しました。初めから確認します。昭和45年に池田市長が文化会館をつくる目的で毛利家と60年契約をした。それは45年の4月1日からです。それが10年間は120万円であるということ間違いありませんね。それと10年後に大鶴市長が291万円に上げております。これも定石どおりです。と思います。その後57年に改めて30年契約をされていると。それが来年の3月までです。だから私が一生懸命このときの、なぜこんな金額になったのか調べた。そうしたら寄附をしてもらいたかったそうです。一般質問の中にも、よその殿様はただでくれとるじゃないかと。毛利家にただでもらえとかいような話があっちょる。だから先ほど今後ただで借りんかと言った。ところが毛利さんは貸すことはいいよと。早く言ったら議会のほうも相手方も税金とかいろいろ考慮して、文化会館の用地に城山を、その大鶴さんが下さいと言ったら、ただでは嫌じゃということで、この文化会館の敷地、これに上乘せしちよるわけです。それでその上乘せが全部で1億8,000万円、600万円を30年間払いますよ、その後払いませんよとちゃんと契約書に載っちょる。載ってますわね。それでその後この291万円に当たる部分がここでは326万6,000円になってます。この赤の部分、これが本来の文化会館の用地の借り賃、その926万6,000円から600万円を引いたのが文化会館の本来の土地の借り賃、そしてその同じ契約書、この土地が30年間借りることになったんですが、そのときにその2万1,000平米ほどの山林、城山、三の丸、翠明台を一緒に借りておるんですよ。借りておるんですよ。そして60年からは新たに年間120万円払うという項目が載っちょるですね。60年からはこの土地代の値上がりとは別に120万円払うと。だから私はこれを緑にしちよるわけ。だから60年の1,068万8,088円という金額は、この3年間の57年からの値上がりの部分プラス120万円がついとる。その後の契約も、その後も120万円がついとると。ところが平成5年の9月に佐々木市長がこの借りとった土地を、借りとった土地と敷地、ほかの敷地を2筆1億で買っとる。買い取っちょる。翠明台と三の丸を借りとったところを。だから私は佐々木さんから以前借りとった山林を買い取ったのに、借り賃が下がっておらんじゃねえかという話

は聞いたことがあります。だからこの部分の白の部分、この120万円は払い過ぎじゃないかと私は思います。まず経過としてこの中でこのことを知っちゃうのは、多分57年当時は市長は市会議員になっちゃったですね。57年なっちゃらんじゃった。58年か。貴重な1票じゃ。それならこの事情をわかる人おりませんね。なぜこの山を買ったのに120万円が考慮されんじゃったかちゆうこと。この佐藤さんが次にした契約は、土地代、この山、土地代を考慮しちよらんで、物価上昇分よりもどんどん上がっちゃうんですよ。それを説明し切る人間はきょうあなたたちの中におりますか。どういう経過で、ここを借りとったのに、借りとったから、ここにこう払いよるんでしょう。払いよるんでしょう。ところが借りとった部分、2万1,000平米かな、三の丸、翠明台を佐伯市が買ったのよ。その後もこの後の土地代ちゆうのはそれを考慮されとらん。これは調べましたけども、ちょっとわからんじゃった。本当は例えば1,144万6,000円なんちゆうんも、120万円を引いたやつが土地代なんです。その経過をわかる人はおりますか。おるかおらんかだけでいいです。

議長（小野宗司） 福泉教育部長まずこの提示された資料は間違いはないかどうかから答弁して、その後。

教育部長（福泉慶一郎） 資料については、議員の皆さん方に配付の資料、これは若干の訂正がございますが、今そちらに掲示された資料については間違いございません。それと平成5年の120万円、翠明台等、池彦の後ろの土地ですね、これ買いましたが、その契約の後に佐々木市長から毛利のほうに、相手方に、その土地を買った関係でこの契約がもうその部分については、いわゆるもう下げてよかろうというふうなお願いをしたようないきさつについては聞いております。向こう方、相手方といたしましては、先般の委員会、あるいは9月の一般質問、議案質疑かな、の中でお話をいたしました。相手方としては現状のその当時の土地の地価に比して、現在いわゆる佐伯市と契約しているものについては、いわゆる高いものではないといったようなことがあって、その部分については市の申した、いわゆる申し出たことに対する理解が得られてなかったという経緯がございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ということは57年の契約どおりではなかったちゆうことですね。57年の30年契約なら佐々木さんの言われる数字が正しいんでしょう。買ったんじゃからちゆうのが。その物価が、そのときの新しい契約をするんじゃない。57年からのやつを30年間生きちよるんじゃから、ここで譲ってはいけんじゃったんじゃないかと思えますけども、佐藤市長がもうその7,900、この土地だけと言って契約をしちよるから、しちよるからもう仕方がない。ないけど。今度同じことをするなと言いよるの、私が言うのは。今回1,045万6,066円で相手に提案してますね。その中に教育民生の委員会の中でもあった。もう600万円を払わんでいいんじゃから、ここが土地の値段じゃろうがということです。これは契約の更改だからいいな、部長、借りとるほうがつええんど、考え方が違うんど、つええんど。あんな今度あなたたちが契約をしようという案があった。案で言えばその57年のイ、ロ、ハを削除するなんてつまらんことを、自分方の権利をねえなかしちよるけども、あれ条文は正しいのよ。もう600万円は払う必要はないのよ。話がちょっと飛びよるからあれじゃが、契約の考え方というのにちゃっとなってしもうたが、そこのところをどげ考えとって交渉をするつもりか、しよるのか。この間市長は東京に行っちゃうですな。そのときにもう基本を固めてしたのか。この間のことでは通りませんから、もうちょっともう一回考えさせてくれと言ったのか、今

後の市がどういう態度で臨むかをお知らせください。

議長（小野宗司） よろしいですか。西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先般東京へ行き毛利家のほうとお会いしました。議場においての私どもの仮契約については、議会です承ができなかったということのお話ししました。この件についても、もう少し毛利家のほうで金額を下げる意思があるかということをして、金額決定に至りませんでした。そうした交渉に入るとということをお約束させていただきました。議員が言われるような状態での期間というのは非常にいろんな問題がありました。やはり行政という立場であれば、既契約が相手方に不利だということで、向こうとすれば、やはりこれについては見直しを求めるとということもその中で聞いております。そうした場合、市としては現在用地に対しての考え方は、毛利家であろうが一般市民という形の中、いわゆる地主という中で市の基本計画、基本的な賃貸に基づいた契約をすべきだということのお話もさせていただいております。既契約は非常に私どもにとっては有利でございますが、こうした不利な契約を相手からそうしたことに対して求められれば、私どもも行政という立場の中で公平性を持った相手の地主ということの中で考えざるを得ないかということを考えております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） そのときにその価格が相手が腹8分で我慢してもらえるのか、佐伯市がちょっと無理をするのか、こういうことは、それならお尋ねします。18年と21年に契約を更改をとる。西嶋市長が2年やっちょる。市長名で、そのときには18年にはこの値段は据え置きじゃった。21年にはちょっとまた上げちょる。このときはその相手との担当者は西嶋市長本人ですか、職員ですか。このときの契約。

議長（小野宗司） 福泉教育部長わかりますか。

教育部長（福泉慶一郎） 当然この契約書は消費者物価指数をもとに算定しようという契約をまずしております。その関係で、そのルールに従って契約というものに当然臨ませていただいております。当然そのルールがありますので、担当のほうでこういった契約をしてよろしいかということで、こういうふうになりますかということで市長に御相談させていただいて、その上で契約を更新しているという状況です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 今回のこの契約に対しても、市長が行ったらどうかという意見は議員の中にもあったように思います。18年、21年文化会館は古い建物、使いづつが悪いと、そういうことを考えないけん場合に、18年ごろからちゃんと交渉を始めて、相手の都合で難しいようにあれば、中心市街地に文化会館を持ってくるぐらいにまちづくり構想を考えないけんじゃと。去年のころから交渉するから足元を見られとるんじゃなかるうかちゅうことで、その反対が多いわけ。1,000万ちゅうような金額には。そのときにこの間市長は一回は市の固定資産評価額の4%で交渉したと。九百数十万じゃったな。そうしたらそれで相手が期間はまだしも金額については不満であると。それで相手に合わせるために、今回のこれは固定資産税の評価額の4倍ちゅうことやな。あった。そのここの場で市長に言ったら、企業家的な発想で市を運営しよるんかと言ったら、はい、5倍と相手と言ったの4倍に値切ったちゅう。ところが固定資産評価額の4%とかいうのは、市は条例があるのよ。市民にも貸しよるでしゅう。ところが固定資産税の4倍なんていうのはないのよ。佐伯市には。だから私はほかの質

問も多いからあれやけど、こういう金額であれば私は議員として認めない。もう少し本来の佐伯市民にちゅうて、この当時、57年当時臨時議会を開いて負担付き寄附の受け入れと、その前の討論の中では、毛利さんのほうはその寄附という文書まで市に出しちよる。それだけ見ればただでくれたようにある城山が、ところがその議会のほうでは城山は買うちよる。だから初めもう3億5,100万も払ろうちよる。1億円で財産も買うとる。だから今後ただで使わせてもらえんかと聞いた。そういう過程があるから。その後のところは市民の代表として行く職員が、市長なりが行って、ちゃんとした議会の納得のできる数字を出していただきたいと思います。

議長ほかの質問に移ります。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員から過去の経緯をいろいろ言っていました。このときのことについては、私どものほうも市報として市民に提示しておりますが、この寄附の対象となっているのは、次に挙げる部分を除いた42万3,529平米ということが出ております。これは御存じだと思います。次に挙げる部分というのは、山頂部分、これは神社庁が所有しております。林道部分、山頂に至る3本の登山道のうち中央道は国有地でありますので、それは除きますと。文化会館敷地、これが現在の問題になっております。それから4番目に三の丸の上段、これは駐車場、独歩文学記念碑付近、4,440平方、それから別個先ほど言いました翠明台周辺ということで出ております。この中で出ておるのが、今載ってありました文化会館敷地等は寄附ということの中の対象になっておりません。現在言ったのが。そうした中で文化会館における敷地ということで、また三の丸の上段部分とか、また下における翠明台付近とかというのは、別個にこれは市のほうで後日買い取ったという経過が出ておりますので、3億円というのは、全体的に支払ったことですが、当時の資料を見ますと、毛利家のほうは3億円で買っていたかといいたい。そうした中で先ほど言った税金問題等々があるので、そうした中で実質的には買ったような状態だと言われる議員の一つの考え方も想定されますが、基本的には30年間の600万ということであったということです。毛利家のほうにいたしましては、城山の山の部分ではそういう考えを持っておりますが、文化会館の敷地についてはそのような考えを持っておりません。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 市民にわかりやすく説明せないけんから、市長が今丁寧に行ったことはいいけど、私の質問時間じゃない時間にやってください。時間がないんじゃから。

私が初めに尋ねたのは、文化会館の用地で現在使用しよる7,900の数字の部分が無償で使わせてもらえんのかちゅう話をしたんですから、今のあなたは経過。それとあなたも議員になっとらんじゃったちゅうんなら仕方がないけど、57年当時のこのやりとり、このやりとり、その中には3億円なんていう数字は一言も市長出とらんよ。ちゃんと議事録調べえ。1億円なら云々とかそういう数字でやっとる。確かにそういうふうな大きな金額じゃない。ここの中でスタートの議論わな。向こうは言ったか知らんけど。この議事録の中に3億円なんていうような数字は出ておらん。五十川新次郎議員や何人かの方が検討しちよる。その中にはそういう莫大な数字は一言も出ておりませんので、確認をします。

それでは次の質問に移ります。もう終わった。何か。新文化会館建設。大分芸術会館が今度閉鎖すると。それで佐伯市も今回アスベストの関係で住宅のほう予算を上げております。

文化会館にもまだ多少残っとると思います。それとどげんしてもそのぐつが悪い、階段がある、使いぐつが悪い、舞台のほうは今でも悪いそうです、そういうふう考えておるんですが、文化会館建設は今後庁内に、委員会か、それをつくるちゅう返事はありましたが、いつごろを目標にしてやるつもりですか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 現在の佐伯市、佐伯文化会館の老朽化をかんがみまして、新館建設のための仮称ですが建設検討協議会というものを平成24年度内に設置して、新しい建物についての検討を行う予定です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） これも私どもにその長期計画のあれについてちゅう本をもらいました。21年ごろかなり文化会館のことを内部協議をしちよるけど、結論に至ってないということです。たしか18年には教育の長期総合計画の中では26年までに建設するような計画もあります。何か、後で質問はしますけども、佐伯市の税金の箱物をつくる順序が違っとるような気がします。

これは、それとその私の前回の一般質問の折、コンベンションホールのところに文化会館を持ってきたらどうかというときに、西嶋市長が2,000席という意見などもあるのでという答弁をいただいております。だから今まで、これからするんなら結構、今まではその文化会館は真剣に討論してないということ結論にして私の質問をやめます。

次に議長行きます。大手前開発事業について。これはきのう兒玉輝彦議員も質問をなさいました。その後通告書を出した後、三浦議員、高司議員も大手前については質問をされるようになります。先ほど佐藤議員の質問のときには、清家、ほかの議員が質問するからかつあげちゅう話もありましたので、私の話が飛ぶから議長に断ちよかないかん。それでこの通告書の中で知りたいという部分だけを質問したいと思います。

議長（小野宗司） 割愛するということですね。

1番（後藤幸吉） はい。割愛です。ここで大手前の再開発について重要なことは、地域開発の委員会がせんだって地域の役員の方と交流、勉強したと。そのときにきのうのような事実が出てきたわけですが、もう一つ重要なことがあるんです。私ども地域開発の委員会が費用対効果を問うております。7月24日の委員会で。その折に執行部から後ほど返答が来ちよる。経済、費用対効果は計算しておりませんというようなものでありました。急にあれからできるとは考えておりません。今回の中心市街地の事業はでき上がってから国に提案する、提出するちゅうことで、今現在市民にどんだけの効果があるちゅうことはできんというような文書が私どもはいただいております。それを先に報告します。

それではイの商工会議所でいいですか。商工会館について質問します。大手前への移転はなくなったが、今後の対応について問う。当初基本構想では800平米を1億7,800万円で佐伯市商工会議所が余剰床を買い取るような予定でした。それが今回はもう丸っきり大手前には行けない状態になりました。設計図も梓設計まで決めております。例えば4階建ての公共棟が5階建てに変更になったところまではわかっております。その商工会議所があいた店舗の公共棟の場合は、どのような対応を執行部は考えているのか。再開発事業だから、組合がやるから答えられませんか。どなたか教えてください。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 商工会議所の件につきましては、これまで大手前開発計画の施設に移転入居の方針で商工会議所の新商工会館建設検討委員会でさまざまな検討を行ってきております。しかしながら最終的には補助金を受けられないという結果を受け、10月末の会議所常議員会で断念することを決議し、議員総会で承認を求めるといった報告を受けております。

今御質問の今後の対応につきましては、商工会議所は保留床として計画しておりましたので、その床分につきましては、今年度の資金計画作成の中で全体の権利床、保留床の検討などを行いますので、最終的には準備組合でその床の処分について判断し、その結果を基本設計に反映させることとなります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 基本構想、基本計画とずって行って、多分最後の建物ができ上がるまではだれもわからんのかなかろうかと思えます。5階、800平米を予定して、余剰床を予定しておいた人間がおらんごとなる。これは商工会議所の内部文書です。私も新会館建設委員じゃもん。あんたより詳しいもの。あんたはそこで決まったことを報告受けちよる。決めよるのはこの中の私たち委員が決めよるんです。そうした場合、補助金がなくなったからやめたんじゃないんよ。初めは800平米なんちゅう提示は商工会議所は受けとらんよ。基本構想だけ受ける段階では、それと検討去年の5月にもう移転しませんと言ったときまでは、今の商工会議所を買ってもらえるんじゃないかとかいう話もあったわけ。ところが市のほうは、それは私も一般質問をしたけど、225万円なら7,500万円、坪が20万円なら6,000万円という質問をしたけど、市長が買い取る予定はないというので、その次には借りようかと。その場合はだれかオーナーがおらないけん。それで年間300万円しか払いませんよとかいうような経過。それで今度は補助金をちゅう話をあんたたちが探してきて、県が4分の1出すよと。佐伯市も4分の1を出すよ。考えなさいと言ったのが、県の課長頭ごなしで部長のところ、商工会議所の人間と担当者が、市役所の担当者が行って、向こうの部長から怒られたじゃろ、9月以降な。そういう経過があって、綿密につくった基本構想じゃないから崩れるのよ。

公共棟のことで質問、公共棟に、ウに質問移します。そういうことで、当時基本構想の中では今の三余館を歴史資料館で使うから、年間六、七万人の利用者があるから、コンベンションホールに機能を移すんじゃないと。まちづくり会社も入る、観光協会も入る、子育て支援課も入れる、いろんな施設を入れると言ってつくったのが公共棟の構想なんです。それで4階の800平米を、これ民間じゃ商工会議所に相談しとらんじゃったから崩れた。後の組は市長次第で何ぼでもできるのよ。だから私は9月議会でも市長に言いました。市長が土地が狭いと言いましたが、同じつくるのであれば、同じつくるのであれば、どうせ佐伯市が将来つからないけん文化会館、あれを大手前に持っていったらどうでしょうか。もう一回重ねてお尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員にはこの答弁は再々させていただいています。

1番（後藤幸吉） そう、再々聞いちよる。

市長（西嶋泰義） そうした中でいつまでもその状態の意見を交わすというか、私もこうした議会の中で非常に無駄な時間だと思っております。と申しますのは、当初この大手前再開発、また市庁舎の問題等で、平成20年度です。非常に財政的にも先行きがわからないと。そうし

た中に国のほうに21年度地域社会資本整備総合交付金というのをお願いしました。そうした中に文化会館の設備を入れるということになれば、非常に大きな金額になって、また市民に対していろんな中で負担も伴うと。昨日兒玉議員のときに答弁いたしました。この社会資本整備総合交付金今回の計画に入れることによって、大手前地域の公共部分等を含めた部分について市の持ち出しが52億円ふえても、約1億円程度の持ち出ししかないと、そうしたことの答弁をさせていただいたものそういう意味です。これが文化会館等が入ると、これ以上の大きな金額が出てくるわけですが、非常に平成20年から21年にかけては行財政改革の中でやっておりますので、そうしたことでのいろんな要望等をとって大きな事業をするということは、非常に財政的に問題があるし、将来の借金等も残すということでございます。また先ほど基本構想ということでもありますので、基本構想全体はいろんな民間等も入ります。市もいろんな基本構想しておりますが、先ほど言ったまちづくり会館とかまちづくり会社とか観光協会とかいうのも基本的には民間棟のほうに設置を予定しておいたと思っておりますし、こうした構想をしながら、これから今の再開発組合が今回予定しておりますある設計会社、これからが基本的な設計が確立し、金額が出てくると思っております。文化会館等については非常に工事、これは単に文化会館つくるだけじゃなくて、これの収容する駐車場等もいろいろ考えていろいろつくらなければならないということになりますので、また交通の利便性も考えなければいけないということになりますので、その当時では文化会館までの考え方をとらず、また現況でもとってないということです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） この間さっき言ったように、文化会館を2,000席ということも考えられるということで、この間質問を受けると、答弁はいただいております。ということはどうせ同じじゃないかな、借金がふえるのは、もう文化会館もつくらんでいいんなら、つくらんでいいんならその50億円なり要らんけど、今度のもんをつくっちゃって、また10年以内にはつくらんでしょ。毛利家との契約が10年じゃから。そのときにはまたつくらんでしょ。同じ金使うじゃないですか。ただこれはイタチごっこになりますから、私は同じつくるのであれば要るものをつくれという話であります。

それでは工の問題点について述べます。市民合意について。大手前開発事業については市民の8割が反対しているというような意見も出たと。これは第2回目の議会報告会米水津です。第1回議会報告会木立では、9割の市民が反対しているという意見も出ました。この基本計画で事業を進めることに市民の合意が得られているかどうかを執行部の見解をお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

1番（後藤幸吉） 続けんでいいん。

議長（小野宗司） 2番まで。

1番（後藤幸吉） 2番、随意契約について。私は決算特別委員会でもかなり言ったんですが、随意契約についてどうしても担当課との話が合いません。公募せず随意契約にてアースケイプと契約したことは、手続的に問題があると私は考えています。またアースケイプの作成した基本構想は満足のいくものではなかったため、現在のような状況になっているのではないかとということであります。

この二つの質問にお答えください。これは企画課じゃ。

議長（小野宗司） まず1番目については、高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 前段の問題点の1につきまして御答弁いたします。第2回議会報告会での市民の意見については、我々としては把握しておりませんが、議員御承知のとおり大手前開発のことにつきましては新市建設計画にも載っておりますし、地域の代表により協議検討され、各地域審議会から答申を受けました総合計画にも位置づけられておりますが、平成21年度に市民アンケート調査を実施、中心市街地活性化基本計画を策定し、パブリックコメントを実施しました。また本年度には基本構想から大手前開発計画を策定し、市報5月1日号で大手前開発基本計画を公表し、パブリックコメントを実施いたしましたところです。

1番（後藤幸吉） 理解してもらおうとるかどうかだけ言ってください。

建設部長（高瀬精市） その後事業実施に伴い都市計画決定が必要であることから、この段階でも住民説明会を行いまして、基本計画の説明をいたしました。そのような中で市民の8割の反対意見があるという事実は確認できませんが、市としましては基本計画の説明を経ていることから、市民の合意は得られたものと考えております。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それでは随意契約についてです。端的にお答えを、はい。

アースケイプとの契約につきましては、随意契約で締結しておりますけど、その手続に問題は無いというふうに判断をしております。また大手前開発に係る基本構想をもとに、昨年度には地元権利者を初め各関係者と協議しながら基本計画を策定し、今年度中に大手前地区市街地再開発準備組合が基本設計の完了を目指しておるところであります。構想から計画、計画へと進む中で、よりよいものにするために内容の変更が生じてくるというのは、当然あり得るというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員から私どものほうに、市民の納得を得られたのかということで、私も市長としてこの市長と気軽にトークということで、多くの市民と直接お話しさせていただきました。当初説明をするときに、なかなかこれが53億円、52億円という事業で、市民としては非常に大きいと。その後佐伯市における負担が約1億円程度しかかからないんだというお話をさせていただきました。そうした中で、ああ、そんなに負担がなくてこれだけ有利な事業かということで、多くの、私のお話しさせていただいた中では、反対の意見は私のほうに、強くそういうことは聞こえておりません。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 時間がないから私のほうからしゃべる。アースケイプとの契約の件について。そうしたらその後私が質問ができんから、時間的に。普通今佐伯市は、議会は公共工事入札調査特別委員会ちゅうのを立ち上げちよる。それとケーブルテレビの件についても調査をしたんじゃけども、結局弁護士同士が話し合いました。市民は佐伯市の工事の発注じゃとかいろいろなことについて疑問を持つとるのよ。いいかな。こういうふうにアースケイプを、事業協力者を決めるときも、設計士を選んだ場合も、公募ちゅう形をとっとるのよ。公募ちゅう形を。ところがアースケイプはもともと団塚さんちゅう方がここに、資料は市民の方が公開請求をして、なぜ梓設計かちゅうことの、そのアースケイプが適当かというかというやつ、な、あんた方が書いておるけど、あれは条例の一部のところを都合よくとって出しとるだけじゃ。いいかな。工事は基本構想案、こんなもの外国人が何ぼでも外で遊びよるような



もの、1,575万円。その後1,900万円と500万円同じようなもんじゃ。4階建てが、立体5階建てになった。な。それで地域の、相談をしておるはずの地域の人の方から4階建ての立体駐車場は要らんちゅうような、そういう業者を随意契約で選ぶようなことはやめてもらいたい。これは大阪府じゃ何じゃのその資料があります。

議長（小野宗司） 後藤議員時間が来ました。まとめてください。

1番（後藤幸吉） 時間が来たから言いつ放しじゃ。とにかく公平にやってくださいちゅうことです。議長ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で後藤議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時より再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、30番、清家儀太郎君。

30番（清家儀太郎） 30番議員の新風会清家儀太郎でございます。

今回12月議会におきましては、番匠川ゴルフ場の今後についてと、救命救急体制の強化を図るための救急医療用ヘリコプター運航に関する件について質問を行いたいと思います。時代の変化に対する市長の方向性を見据えた考え方をお伺いいたします。

番匠川ゴルフクラブの存続問題について。佐伯市は23年度当初予算で財団法人番匠川親水環境整備協会が運営するゴルフ事業は、景気の低迷、近隣ゴルフ場の価格の引き下げなどから、年々利用者が減少し経営が非常に厳しい状況である。財団みずから経営努力はするが、平成23年度に限り同協会に対する補助金を交付するとして、200万円の予算を計上いたしました。その財団法人番匠川親水環境整備協会の設立の目的と、これまでのゴルフ事業の経過はどうであったかお尋ねします。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 財団法人の理事長として答弁させていただきます。

財団法人番匠川親水環境整備協会の設立目的は、番匠川の水辺環境を整備するとともに、地域住民の交流及び憩いの場としてのスポーツ・レクリエーション施設を整備し、もって住民福祉の向上及び地域活性化に寄与することを目的としております。

次にゴルフ事業の経過についてですが、平成3年に財団法人として許可をもらいゴルフ事業を運営してきました。設立当初は年間約おおむね1万3,000人程度の入場者があり、平成8年のピーク時には約1万9,000人の入場者がありました。その後年々入場者は減少し、平成16年には約1万人となり、平成21年度までの6年間はおおむね1万人前後で推移してきましたが、平成22年度は9,900人と1万人を切り、200万円程度の赤字決算となりました。また平成9年から平成17年までの9年間で14回の台風が来て、ゴルフ場は冠水し、復旧費に約2,500万円かかり、それまでの繰り越し利益では足りず、基金基本資産から900万円借りております。今後も入場者の増加は見込めないことから、財団としては運営を断念する方向で検討しております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 副市長確認いたしますが、22年度に初めてその200万円の、21年か、200

万円の赤字になったのは最初ですかね、22年度が。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 22年に限り赤字じゃなくて、その前も若干赤字のときがあり、ゴルフ、答弁にありましたように、ほかの近隣のゴルフ場との大きな違いがなくなったということで、赤字になったり、戻したりこうあったんですけども、おおむねこう経営状況はよくなく、平成22年に200万円の赤字を出したということでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 次に移ります。

さきの5月30日、財団法人番匠川親水環境整備協会の理事会において理事長が交代し、塩月副市長が理事長に就任し、新体制で運営を進めていくことになったと聞いているが、佐伯市は佐伯ゴルフクラブの存続を決めたのでしょうか。また決定したとすれば今後どのような形で運営するのか。財団法人番匠川親水環境整備協会はもう解散するのか、したのか。その後市が直営で運営するのか、それとも委託業務とするのか。直川のゴルフ場と同じように管理委託の方法をとるのか。番匠川ゴルフ場は設立してから20年以上にわたりゴルフ愛好家である市民の健康維持・増進、また佐伯市のゴルファーの歴史とともに歩んできました。佐伯ゴルフクラブは市民の方々から、残してほしい、存続してほしいとの要望が強く、佐伯市は存続させるべきだと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

議長（小野宗司） 清家議員 と。

30番（清家儀太郎） また当初3月予算で承認されました災害時に充当するとした緊急予算200万円は、台風15号で全額消化したのでしょうか。いずれにしても番匠川ゴルフ場を存続するとすれば、若干の設備投資、施設整備が必要と考えるが、市の方針をお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 佐伯ゴルフクラブの存続につきましては、先ほど答弁のとおり財団としての経営が厳しい中、今年度は台風等でゴルフ場が冠水したときの復旧費として200万円の補助金を市費で計上し、財団での事業継続をお願いする一方で、佐伯市としても今後どうすべきかを検討しているところであります。

9月に襲来した台風15号で番匠川ゴルフ場のほとんどが冠水いたしました。佐伯市からの補助金200万円を財団法人番匠川親水整備協会に支出し、市民の方の利用に支障を来さないように対応してまいりました。しかし今後も台風等の水害についての抜本的な解決ができないことから、台風のたびにこの程度の復旧費がかかることが予想されます。

また佐伯ゴルフ場は低料金が魅力でしたが、設備の充実した臼杵や大分、延岡等近隣のゴルフ場との利用料金の面でも大きく変わらなくなり、その魅力もなくなったようにあります。

こうしたことを踏まえ、今後は財団関係者や利用者、市民の御意見をいただきながら、市としての方向性を検証したいというふうに考えております。

管理方法及び市の予算措置、また今後の施設整備については現在のところまだ決まっておりません。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 確かに全盛期から見れば、2万人が半分近く、9,000人程度になってるわけなんですけど、この9,000人という重みですね。いわゆる部長も御存じのとおりそのゴルフに行く年代層から見ると、やはりその健康管理の面からもいわゆるその地域の、佐伯市の

コミュニティの面から考えても、赤字というのは、もちろんそこらの税金も無駄遣いの問題は十分わかるんですが、何とかこのコミュニティ、いわゆるそのちょっとしたコミュニケーションですね。この層の、年代層の、今まで利用してきた人のいわゆる現在利用している、1年間の利用人数9,000人のその心情とかそういうのを考えた場合に、委託料はゼロでどこかに任せるとかそういう方法はとれないものですかね。そこらどうですか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 基本的には現在の状況で経営努力すればもしかしたらとんとんでいけるような可能性はあるかもしれませんが。ところが先ほどお話がありましたように、台風等ということになれば、そこに対していわゆる多額の費用がかかると。平成のこれまでの台風等を見たとき千数百万の金をかけてきた経緯がございます。整備にですね。ですからそういったものもやっぱり考えながらということが必要ではなからうかなと思います。先ほど答弁しましたように、今市としての考え方自体がはっきりしてませんので、当然そういったものも、利用者の御意見等もあるかと思えますし、片一方でいわゆる直川とが言った、市としての二つ目のゴルフ場ということになりますので、そういったいろいろ経営等も考える必要もありますので、そういったことを踏まえながら方向性を見出していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） ぜひですね、台風が来るたびに整備をするのは、いわゆるシルバー人材センターにその後の処理を委託したり、やはり幾らかこうすそ野が、そういう面から考えたら広がってる感じもするんです。それといわゆる副市長に、塩月副市長にお尋ねしたいんですが、子どものときからスポーツゴルフをして、将来の何ですか、プロゴルファーを育てるような夢とか、そういうような感じからして、子どもを育てる、スポーツゴルファーを育てるといふのと、そのいわゆる我々団塊世代からの年代層、若干もう50代もかなりおるんですよ。会員がどの程度の年代層になってるかはわかりませんが、そこらのことを考えると、この直川と番匠川のこのちょっとしたゴルフ場ですね、いわゆるちょっとしたゴルフ場になるんでしょうけど、財政基盤、財政を言われればもうどうしようもないんですが、ぜひこの期間を区切ってでも、5年間とか、向こう3年間とか区切ってでも、何年まではやりますとか、そういうようなその前向きな考え方ができませんかね。どうですか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 財団としたらちょうど公益財団、財団の方向性が法律上、日本相撲協会も財団法人ですが、公共財団法人と一般財団法人でちょうど分かれ道が来てますので、どちらにしても財団、公共的な財団としての位置づけがなくなるということで、一度解散して、解散しなくてはならないかなと思っております。解散してまた新しい考え方の一般財団またつくって、子どもたちの夢だとか、高齢者の要は介護保険の認定を受けないように努力してもらおうとか、国民健康保険を使わないように努力してもらおうとかそういう方向を考えれば、私個人的にはやってほしいかなという思いはしております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） ぜひお願いしたいと思います。非常にこれを望んでいる方、私はやはりそういう意味においては、なくなると寂しい、それかといって、赤字をしながら市からしてもらおうというのもおこがましいかなという、プレーする人たちは恐らくそういう気持ちでお

られると思うんですよ、市長。そこらを十分わかった上でお願いしてるんですけど、ぜひ検討していただいて、何年かでも継続の方向で進めていただきたいと思います。終わります。  
議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 次に大分県ドクターヘリ導入計画についてお尋ねいたします。

大分県は救命救急体制の強化を図るため、救急医療用ヘリコプターを平成24年9月の運航開始に向け体制を整備するために本年度約8,000万円の予算を計上し、基地病院を大分大学医学部附属病院として決定し、県下各地の臨時離着場調査、フライトドクター、看護師の養成・研修などを進めていますが、これに対する佐伯市の受け入れ態勢はできているのでしょうか。

またドクターヘリを導入することによって医療現場に及ぼす影響、人命救助の効果をどのように考えるかお聞かせください。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 清家議員からの受け入れ態勢ですが、1のドクターヘリ運航管理要綱が策定されていないため、他県の運航状況を参考にすると、場外離発着場、佐伯、旧町村15カ所の活用及び佐伯ヘリポートの利用が予想されます。なお離発着場の調査は毎月行っています。また場外離発着場には警戒、安全管理のため消防隊の出動が必要です。

2の効果ですが、防災ヘリでは現在運航に医師同乗が必要なため、県央空港から一たん受け入れ医療機関の離発着場に向かい、その後患者搬送のため佐伯ヘリポートへ向かっています。ドクターヘリは直接大学病院から専門医師が同乗し、佐伯ヘリポートまで出動できるため、いち早く専門医の受診、処置が開始されます。また高度医療機関への搬送時間がより短縮されると考えています。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 大分県が8億円ほどかけてその地域医療再生施設整備事業として救命救急センターを建設されておるわけですね。現在ですね。その完成が来年の9月なんですよ。その関係で一応そのドクターヘリの開始を24年の9月に予定しているんですが、佐伯市の場合はその運航状況、条項と言ったんですかね、条項がまだ策定されていないのでという話もありましたが、この条項とかこのドクターヘリに関する法的な問題は、いつまでに整備するというか、体制をつくるんですか。そこらはどうでしょうか。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） ドクターヘリについては来年からの協議になりますので、まだはっきりしておりません。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） なるべくこの万端な準備を整えていただきたいと思います。

議長、次に移ります。大分県は防災ヘリコプターとよかぜによる患者搬送及び福岡県ドクターヘリと共同運航を継続することにより、3機体制により広域救急医療体制の充実を図り、安全・安心の地域医療の確保を目指しています。これまでの防災ヘリコプターとよかぜと来年度から運航を予定しているドクターヘリの違いはどんなところでしょうか。わかりやすく御説明ください。

またドクターヘリ運航予算は2億1,000万円と聞いているが、防災ヘリとよかぜの運航負担金は佐伯市の場合1年間で現在374万円となっています。今回のドクターヘリ導入による

佐伯市の負担は発生するのでしょうか。

また佐伯市消防本部から副隊長クラスを3年ごとに交代して派遣しているそうですが、防災航空隊への派遣職員の数はいえるのか。

それと大分県中央飛行場を基地とする防災ヘリの佐伯市への現在の運航実績とあわせてお答えをしたいと思います。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 1の防災ヘリとよかぜと来年からの運航予定のドクターヘリの違いですが、とよかぜは山岳を初め各種捜索や消火、救急救助、転院搬送などを主な業務としております。病院からの依頼によって県中央空港を離陸後一たん大分医大に着陸し、医師を搭乗して佐伯ヘリポートに来ていますが、ドクターヘリだと常に医師が待機していますので、早期に専門医に観察や処置が可能となります。

2の運航に対する佐伯市の負担については、防災ヘリ運航協議会負担金として年間374万円の負担金となっていますが、ドクターヘリについては来年からの協議になりますが、負担金は発生しないと思います。

3の防災航空隊とよかぜへの派遣職員の関係は、佐伯市の場合、副隊長1期3年間で大分県へ派遣職員として発足以来出向しています。ドクターヘリの搭乗は一般的にパイロット、整備士1名、医師、看護師2から3名です。防ヘリの派遣職員の数はいえないと思います。

4の県中央飛行場の防災ヘリの佐伯市への運航実績ですが、平成21年度は17件、22年度は10件となっています。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） お尋ねします。大分県防災ヘリコプターの運航開始が平成9年6月1日になっておるんですね。それに今度、その今先ほど私が申し上げたのは、大分県と福岡県の関係だったんですが、平成14年12月27日から熊本県との応援協定締結、平成17年11月1日宮崎県と熊本県との3県応援協定締結となっているんですね。その関係はどうなんですか。それですとヘリコプターがかなりの数になりますよね。実際は。そこらはもちろんその防災ヘリとして認定してもいいんですか。それとことしの23年度に熊本県がいわゆるその防災ヘリを運航を始めてもらうと思うんですね。そうすればいわゆる緊急体制、緊急大災害対策というのか、防災体制に対するこういう防災ヘリ、ドクターヘリとの関係というのはかなりの機数になるんですが、そこらはどういうふうに認識しておりますかね。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 私としましては防災ヘリの応援協定ですが、防災ヘリは年間飛べるわけなくて、整備が必要になってきます。それで他県に応援を要請しております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） その関係の、いわゆるそのドック入りの関係みたいな関係の熊本県との、宮崎県との協定になっているわけですね。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） それだけではないと思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） どちらにしてもこれは私が市長から答弁いただくんですが、へき地医療ですね、私登山のほうをするもんですから、よくいわゆる見立日之影線といわれるあの見立

線ですね、あれを行くと、あれは宮崎県の日之影に抜けるんですが、今度もう少し北に行って尾平線ですね、これは熊本に、高千穂に抜ける道なんですけど、もう日之影線の日之影側には余り空き地がないので、着陸用のヘリポートはないんですけど、尾平線から山を越えていくと、高千穂側のほうには広っぱが、Hのマークが入った、いわゆる道路上に着陸用のマークがあるんですね。やはりどの県もそういういわゆるへき地というか、道が遮断された場合に、緊急災害のためのいわゆるそのヘリポートの用意は十分されて、佐伯市もことし木浦と西山私も行って見ましたけど、西山なんか集落の入り口に立派なマークをつけたんがありますし、木浦も2カ所いわゆる着陸用のヘリポート、ことしで、ああ、こういうぐあいに皆だんだんなくなっていくんじゃないかなちゅう感じで見てるんですけど、そうして考えると、市長このいわゆるその山の中のへき地というか、いわゆる言葉が悪いかもしれませんが、道路が遮断されたときに孤立する集落ですね。孤立する集落と、それもいわゆるその大入島、大島、深島もいわゆるその離島も一緒だろうと思うんですけど、それらのいわゆるヘリポートの範囲が70キロを想定してるんですけど、それは今後のその防災、救急医療に対する万全が、これで万全だと思われませんか。市長のそこらの見解はどうですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 念願でございました防災ヘリに加えてドクターヘリができるということは、非常に私どもにとりましてはこれだけ広大な面積を持っておりますので、救急体制としては一歩前進したかなという感じです。と申しますのが、いわゆる想定外という言葉は今非常にもうできません。どういう事故があるか、またヘリが1機しかない、その時間帯にすぐ来ていただけるかと言えば、やっぱりこれが1機、2機、3機とかそうした体制も必要だし、また暴風雨のときはどうしてもこれヘリが飛ばませんので、万全という状況ではなく、こうした非常時に対して一つは進んだかなと思っております。特に駐機場ですね、さっき言ったHのは、ヘリコプターのマーク。駐機場ないところにはホバリングで空中定位しながらそうした体制も行っていくということになりますので、こうしたことを活用しながらこれからの救急体制、そして特に議員も御存じのとおり佐伯市にはヘリポートの基地がございますので、大分空港、県央、佐伯ということで、この三つの基地がある意味では有効活用できれば、離島に対しても、大体あれが基本的には70キロということが、往復の燃料を見て70キロということになっておりますので、そうした中では1回行けばまた給油をしなければいけないと、そんなことがあれば佐伯のほうで、このとよかぜもそうなんですけど、佐伯のヘリポートを使った基地、訓練等も被災することありますので、こうしたドクターヘリの訓練もして地域の実情を見てもらおうと。そうしたことをしながらこれからの救急体制になっても検討を県とも話していきたいと。万全かということについては、もう1機ふえればある意味ではそういう万全の体制になるかと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 私の質問を終わりたいと思います。このドクターヘリは皆さん御存じのようにNHKの衛生のテレビがありますように、あの緊急病院のあのERと同じような感じのですね、要は病院側の受け入れ態勢もそういうぐあいになっていきますし、ヘリコプターもそういうぐあいに30分以内で全域をカバーリングするような形の医療ですから、ぜひそういう不安に思われる地域に対する説明、あれを、ぴしゃっと言ったらこういうぐあいの安心・安全を、安心・安全を届けるような説明の仕方をぜひ今後来年の9月までにしていた

きたいと思います。私の質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で清家議員の一般質問を終わります。

次に、2番、後藤勇人君。

2番（後藤勇人） 2番議員、公明党の後藤勇人でございます。議長の許可を得て一問一答方式にて質問をさせていただきます。

まず1番目に災害に強いまちづくりについてでございます。3.11の未曾有の大災害を通じて私たちの意識が変化したのは言うまでもありませんが、先月11月13日に行われた平成23年度の地域避難訓練についてお伺いしたいと思います。

1番目として昨年度と本年度の実施状況についてお伺いいたします。内容については参加地区数、参加人数の比較でございます。

2番目は、参加地区及び参加人数をふやすため今後の対策についてお伺いいたします。

3番目に、佐伯校区、渡町台校区、佐伯東校区、鶴岡校区の避難計画の策定について市のお考えをお伺いいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 地域避難訓練についてお答えいたします。11月13日日曜日に実施しました地域避難訓練ですが、昨年度の参加は91地区、4,127人でしたが、ことしは177地区1万1,704人に参加いただきました。東日本大震災の発生による防災意識の高まりもありまして、昨年に比べ地区数で約2倍、参加人数にして約3倍という状況でした。

次に参加をふやすための今後の対策ですが、まず津波被害の影響が見込まれる沿岸部での未実施の地区に対しましては、防災士の活用等も含めた取り組み支援を考えていきたいと思っております。また山間部の参加率を上げるため、津波以外、土砂災害とか水害、その他火災などの災害種別でも地区が取り組みやすい環境づくり、例えば訓練パターンの提示とかそういうことを考え、支援についても研究していきたいと考えています。

訓練日につきましても、より多くの市民の方に参加いただけますように、他の行事やイベントと重ならないよう早目に日程を決定し周知を行い、調整をしたいと思います。

次に人口の多い佐伯、渡町台、佐伯東、鶴岡校区の避難計画の策定ですが、津波からの避難につきましても、国が現在防災計画の想定の見直しを行っています。それに伴い県の防災計画の再検討も行っておりますので、それを受けまして詳細を検討したいと考えています。しかし災害はいつ来るかわかりませんので、従来の想定3倍強である11メートル以上の標高という津波からの一応避難の目安を佐伯市独自に設け、現在各地区で津波避難施設整備事業を進めているところであります。

また現状で災害に備えるため地域避難訓練も実施いたしました。今回の訓練を通じまして避難に係る意見も多くいただいておりますので、これを参考にしたいと考えています。

いずれにしましても人口の集中する地域でもありますので、城山や濃霞山などの高台に避難するスペースや避難路を少しでも確保し、津波避難ビルの活用も念頭に置きながら、今後地域の自主防災組織とともに避難計画の策定を進めていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 参加地域の、地区の数の推移で、今回の結果、372地区に区長に対して御案内をされたと思うんですけども、その内容が372地区同じ内容であったと思うんです。中身がやっぱり津波が一番中心のほうだったと。この地区の参加状況を見ると、海岸部とやっ

ぱり山間部の温度差というのを非常に感じるのかなということで、先ほど言われたようにこの山間部はやはりより身近に感じて、やっぱり避難、多分風水害が主になると思います。そういうのをきちとした形で提示できてやっていただきたいなど。やっぱり案内についてもやっぱり海岸部側はこういう課題があるとか、山間部についてはこういう状況を考えて避難していただきたい、訓練に参加していただきたいと。それがよりこの区の皆さんも含めて、区長の何ちゅうか権限で参加するところと、やっぱり住民の皆さん何人かに聞いてやるちゅうパターンもあるとは思いますが、そういう今回よりもっと先の取り組みを考えてやっぱりやっていただきたいなと思います。

それと実施日ですね。一応11月という感じで固定されてるんでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 実施日につきましては特に固定はしておりませんが、11月が防災になってますので、そのときに行いたいとは考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） まず実施日の余裕というか、一つは日曜日今回行われましたけども、9時から10時の間ということで、何とか営業とか店舗に勤めてる方はちょうどぎりぎりに、9時から10時のいつに、何ちゅうかなるかかわらないので、参加できないというお声もいただいて、もうちょっとこれ防災課が日曜出勤されて取り組んでいただいたとっておりますけども、その時間がやっぱり8時から9時にしたら、家庭を持ってる人、特に今回私感じましたのは、自分ところもやりましたけども、若い人が参加されていない。若い方が参加されていないということはそこのお子さんも参加されてないと。これはできるだけ参加を呼びかけるためにも学校も通じて一緒になって、何ちゅうかPTA側のほうにも訴える部分があるのかなというふうに思います。

もう一つは、今実施時間ですね、あと実施日ですね。今度は地域に学校がある場合も含めて、学校も何ちゅうか一緒に、学校での避難訓練をするために日曜日にできない地区が普通の曜日に実施をして、2回ぐらいに分けて同じ週にですね、こう取り組みはできないかと、考えられないかということについてどうでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 学校も含めてということになりますと、各小学校、中学校、教育委員会のほうでそれぞれ避難訓練を実施しております。その中で平日地区とともにやるかというのは、またちょっと別の課題になるのかなと考えております。時間帯、日曜日、時間も若者が少ないところのフォローとしては、自主防災組織のほうの組織力の強化、地域のほうにおいて組織をもっと強力にしてもらうということの働きかけを防災のほうからはお願いしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） もう一つ私が参加して、私自身が時間をはかって歩いて避難したときに、近くに、避難所が近かったもんですから、全員を確認しながら行ったときに13分ほどかかりました。佐伯市としては11メートルというような設定をされておりますけども、避難する時間を最低ここまでというふうに設定してるのかどうか。そしてまた今回実施した地区にその問いかけをしてみたのかと。もう一つ早かった地区と、遅かった、もしデータをとっていけば、遅かった地区ちゅうのがあるのか、それをお聞きしたいと思っております。



議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 津波の到達時間につきましては、今現在の想定では旧佐伯で言いますと40分前後で葛港にということの想定が国からは出ております。ただ現在防災計画の見直し中ということで、よく言われるのが15分ぐらい。あるいはもう直下型であればすぐ来るというような状況もあります。市といたしましては国の状況、県の今から防災計画再検討委員会のほうから素案が出てきますので、それに伴って考え方を示していきたいと思います。11メートルという設定につきましては、避難地、避難路を設定するに当たって、東日本大震災の状況を見まして、今の津波予想の高さより3倍しとけば一応大丈夫ではないかということの中の市独自の判断で行っておりますので、また防災計画が出た時点では、実際には幾らかというのが出てくるというふうに考えています。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 11メートルではなくて、それが変わるということによろしいですか。

総務部長（内田昇二） 想定は。

2番（後藤勇人） 想定はですね。はい。一つ、三つ目の質問の中でこの旧市内の校区の避難計画については、3万人ぐらいの方々が住んでおられるので、その避難路、避難地に関してはやっぱり市が地区にお願いして、どこに逃げてくださいというふうにされてると思うんですけども、それが総合的に避難ビルだとか、城山だとか、3万人の人間が本当に全員きちっとした逃げ場所ができるのか、できないのかということも含めて、この3万人の人間をやっぱりその地区に、そういった意味では全体的な総括として市が公助ということで音頭をとってちゅうですかね、きちっとしたそこら辺たいのあちこちに分けたときに、大丈夫ですよという、最終的にですね、やっぱりそこまで見ていただきたいなと。小さい集落は自分たちの自助、共助で逃げて大丈夫な数ですけども、ここだけはきちっとしたそういう方針を出すべきではないかと思うんですけど、その点についていかがでしょう。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 今現在避難路につきまして整備中でありまして。その中で各地域ごとにこの場所に行けば何人ぐらいというような想定はそれぞれ持っておりますので、ただ昼間の人口3万1,000人、それとまだ私のほうで今避難ビルの協定を進めておりますが、その中で大体今現在大方ですけど、1人1平米当たりということになりますけど、1万9,000人ぐらいは確保できるのではないかと考えております。それを合わせて3万1,000人というのがありますので、一人でも欠けるといけないというところありますから、数字を確認しながら進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） もう一つ、自分ところの地区で言って申しわけないんですけど、今回の避難訓練については、要介護者、また歩けない人、また独居老人でもなかなか体を動かさない人を対象にはしておりませんでした。地区を見るとですね。そういうところはやったところ、地区があるのか。またこれから多分まだまだ避難路、避難地の整備等で標識等々進んでくると思いますけども、この部分に関して、この人を運ぶような手だてのサポートができるかどうかですね、考えておられるかどうかお考えを聞きたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 要介護者を含め災害弱者の対応につきましては、福祉のほうと協議し

ながら地域の自主防災組織のほうでデータを確認しながら、もう小さい範囲の、10世帯とか5世帯とかそういう範囲の中で近所の人協力をするというふうな基本で現在考えております。また避難路を利用しての災害弱者の移動につきましても、これにつきましては自主防災組織のほうでリヤカーを備えてあったり、担架を備えてあったりという地域もあります。これは自助・共助・公助の関係で十分検討しながら進めてまいりたいと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 次にイの部分質問させていただきます。ちょっと字を間違えて申しわけないんですけども、防災ではなくて災害相互応援協定についてお伺いいたします。

市は隣接する延岡市と災害相互応援協定を締結していますが、隣接する海岸部や山間部では、災害時同じ被害を受ければお互いに応援できない状況も考えられますので、応援協定を見直すべきと思いますが、市のお考えをお伺いいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 災害応援協定ですが、延岡市との災害相互応援協定は平成19年2月20日に締結しております。それ以降相互におきまして防災訓練のときには物資の搬送とか、そういうことを相互間で活動を続けております。また大分県及び市町村相互間の災害時応援協定は平成10年5月18日に締結しております。東南海・南海地震の被害を考えた場合、延岡市も大分県内の沿岸市町村も同時に災害を受けることが想定されますので、応援を受けることができない状況が考えられます。

10月20日に宮崎県日南市で開催されました第109回九州市長会総会でも長崎市から九州市長会による災害支援体制の構築についてという提案がされており、今後対応を進めていくことが決まっております。

東日本大震災のような甚大な被害を考えた場合、市が単独でなくて、県単位以上で広域な応援協定が必要だと思っております。

大分県では東日本大震災を受けまして、九州・山口9県災害時相互応援協定を見直し、平成23年10月31日に新協定を締結いたしました。また大規模、広域災害時には、隣接するブロック都道府県間の応援協定が機能しないことも考えられます。このため同時災害の可能性の少ない関西広域連合と広瀬県知事が会長を務めております九州地方知事会とで災害時相互応援協定を平成23年10月31日に締結いたしました。これにより佐伯市などの構成府県内の応援体制の強化が図られていると思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 近隣でこの応援協定を結ぶデメリットが今回、震災で3県をまたぐ、海岸部、これ実は応援協定やっているとところ同士が被害に遭ってしまって応援できなかったという事実がございます。これ私も調べたときに、今県を通じて締結をするということですので、そういうときになったときに、やはり時間的なものは調整にかかるのかなというふうに心配しております。

もう一つは関西とか、今回で言えば日本海側だとか全く被害を受けなかった、また山間部とか、やっぱり佐伯市に縁のある姉妹都市とまでは言いませんけど、ものがあれば独自に、県だけでなくいろんなチャンネルを持っておくと、それが大事ではないかなと。その中で一番ベストな、何力所かやったうちにベストな形をお願いするという考え方もあるのではないかなと思うんですけど、その点についてはどうでしょう。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 確かにそういう考え方もあるとは思いますが。しかし今回の東日本大震災を受けまして、県単位でかなり真剣な話、九州管内でも九州ともう被害に遭わないような地域ということで、大きな協定を結んで、最終的にどういう形になるか全然わかりませんが、ある程度佐伯市がどこだとか、そういう細かい配分になる可能性もありますし、今のところとしては県の動きをですね、県の動きというのが防災計画の再検討委員会のほうに常に出席しておりますので、その中で十分検討を進めてまいりたいと思います。お願いします。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 次の質問のウの災害時のホームページ代理掲載についてお伺いいたします。

役所が甚大な被害を受けた際に、ホームページの更新用サーバーも使用不可能になる可能性もあり、そうした非常時に住民への情報発信の手段が断たれることを防ぐ有効な手段として、災害時に遠隔地の自治体にホームページを代理掲載してもらおう仕組みというのは考えられないかをお伺いいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） ホームページの代理掲載という御質問ですが、10月7日付の読売新聞に、東日本大震災の際に宮城県大崎市の災害情報を姉妹都市である北海道当別町のホームページに記載したという記事が掲載されました。

佐伯市が被災した場合、市民の皆さんに災害情報をお知らせするには、大崎市のような例もあるように、他の自治体とのホームページ内に佐伯市の災害情報のコーナーを設けていただくと、発信していただくというのは非常に有効な手段だと思います。

またほかの方法として、今東日本大震災後にツイッターですね、140文字以内で携帯とかパソコンとかでやりとりするものですが、それを情報発信を行っている自治体も増加しておりますので、今後は県及び関係機関と連携しながら効果的な情報発信ができるように協議していきたいと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 私も新聞というか大崎市のことは実は調べまして、全くそのとおりで、実は多分この自治体だけ速やかに情報発信できたのではないかと。東日本大震災ではかなりの期間において電話が不通になったというのがありまして、そのかわりインターネットに回線が十分その機能を果たして、災害時に情報、やっぱりこの情報があるとないのによっては、やっぱり住民には不安の解消また増大といった面もありまして、一番大事なというふうに。もちろん今ツイッターと言われましたけども、この大崎市でも実はここにあるんですよちゅう案内ができなかった。十分周知ができなかった。ですけども、実はこの岩手県ですね、県のホームページがちゃんと機能しておりまして、そこにここに行ったら大崎市の情報が手に入るよという、県のホームページが役割を果たしました。そういった点で、多分佐伯市のホームページが情報的に、そういう災害が起きたとき見られないときには、多分大分県のホームページで情報を入れるというのが一番多いのではないかというふうに思っております。その点で県とも、今言われましたけども、そういうお話をさせていただいて、きちっとそういう来たときが来たら、ツイッターでもホームページでも災害の情報の更新はここを見れば手に入るようにわかるというふうに、そういうふうにしていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 次に2番目の質問をさせていただきます。

2番目は脳脊髄液減少症というこの病気についてお伺いいたします。

皆さんはこの脳脊髄液減少症という病気を多分聞いたことがないと思います。私も聞いたことがありませんでした。どんなものかと説明させていただければ、まず脳脊髄液とは無色透明の液体で、血液からつくられ、脳や脊髄を外部の衝撃から守るクッションの働きや、脳や脊髄の機能を正常に保つ働きをしております。この脳脊髄液減少症は交通事故やスポーツ障害などで身体に強い衝撃を受け、脳と脊髄を循環する脳脊髄液が髄膜の弱い部分などから慢性的に漏れ続ける病気でございます。脳や小脳の位置が安定せず、また神経が引っ張られることにより激しい頭痛、吐き気、目まいを初め、視力低下、睡眠障害、全身の倦怠感、さらには思考力低下、味覚、臭覚異常、記憶喪失などさまざまな症状があらわれると言われております。また国内には約30万人の患者がいると言われ、潜在的にも病名も知らず苦しんでいる方が100万人を超えると言われております。ちょっと数については定かではないので、ちょっと多過ぎかなというふうに感じてはおりますが、10年前にこの病名が認知されるまでは、単にむち打ち症と診断されることが多かったようです。なかなか治癒しないむち打ち症の一部は、この脳脊髄液減少症ではなかったのではないかと推測されております。

簡単に、私たちの脳みそは、この液の中に浮いているような状態、それが傷害によって脊髄から漏れ出した液が下がることによって、脳みそが引っ張られると、それについている神経とか血液がやっぱり引っ張られるので、こういう状態になると。その治す方法に、ブラットパッチ療法というのがあります。これは、自分の血液を採取して、この血液が凝固する特殊性を使って漏れているところをふさぐという治療法であります。

そこでまず、現状についてお伺いいたします。現在、市内で検査・治療できる病院はあるのか。また、検査を受けた人数及び患者数についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 福祉保健部長の清家でございます。後藤勇人議員の脳脊髄液減少症ということで、今議員さんから聞きなれない言葉ということで症状について御説明がありましたので、私のほうからは割愛させていただきたいと思っております。

この市内で診察できる病院、もしくはそういう患者等の把握についてという御質問でございます。

大分県のホームページによりますと、県下でこの症状は診察、要するに初診ができる医療機関は12あるということでございます。とりわけこの本市内では、2つの医療機関となっております。この医療機関で、前もって受診し、こういう症状という疑いのある方は、専門病院によって、先ほどもありましたが、MRIやラジオアイソトープシンチグラムという特殊な器械を使った精密検査ができる脳神経外科を有する病院において、確定診断が行われております。現在のところ、市内の医療機関では、この症状の検査や治療を実施しているところはございません。

御質問の患者等につきましても、先ほど議員さんからもおっしゃいましたように、50万円から100万円ということでありまして、これは、各種ホームページによって、数がばらばらなんですけど、60万円あたりということなんですけど、そういう数というのを、推定ということでございますが、とりわけ本市では、こういう患者数等の把握はできておりません。以上で

あります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） この脳脊髄液減少症は、実は近年になって検査が保険適用になりました。患者数がわからないというのは、これが実はブラッドパッチ療法というのは保険が利かなくて10万から30万円ぐらいかかってしまうものですから、治療がなかなか決断しにくいと、家庭の状況とか経済状況で、そういうことがあります。

本当は、来年の4月に保険適用になるということに向けて、公明党の脳脊髄液減少症対策ワーキングチームの古屋範子衆議院議員が、10月6日に患者支援の会の大平千秋代表とともに厚生労働省を訪れて、このブラッドパッチの保険適用を求める要望書を、23万7,846人の署名簿を添えて提出した。

その理由は、一番に診断基準のブラッドパッチ等のガイドラインを確定し、来年4月には保険適用の実施をお願いすると。2番目に、研究事業に18歳未満の症例を加え、適切な対応に関する啓発・情報提供をお願いすると。3番目に自賠責保険・労働災害の適用、障がい者手帳の交付など今までやっていただけていない、特に、事故で漏れるというのは、実は、傷害保険、車の保険で認められていなかったんですね。これは、2006年に、裁判で認められるようになりまして、それでもまだきちとしたことがなされていないので、特に、保険適用をお願いしたいということで行いました。

11月9日の衆議院予算特別委員会で、公明党の古屋範子さんは、脳脊髄液減少症の治療に対して、早期の保険適用実現を強く求めたところ、10月に厚生労働省の研究班が、画像による初めての判断基準を発表し、患者救済への一步として期待が高まっていると。この中で、古屋さんは、治療に有効とされるブラッドパッチ療法の患者の負担が重いとも指摘。今、金額言いましたけども、同療法に来年度から保険適用が間に合わない場合には、保険が入院費などの一部に適用される先進医療に指定するように要望いたしました。

その結果、小宮山洋子厚生労働大臣は、先進医療の指定については、速やかに検討してできるようにしたいというふうに、明確な答弁をなされております。つまりは、早い時期に、先進医療として保険適用になるというふうに一応断言していただきました。

これは、2000年に初めて、この症状が、実は、脳脊髄液が漏れないというふうに言われていたのが漏れるというふうには、器械の、さっきMRIと言いましたけども、そういう技術によってわかるようになりました。実は、漏れるとわかってからは、これはもうまれであると、要するに非常に珍しいケースなんだというふうに医学会では思われていたようで、これが、実は成人、大人だけというふうに思われていまして、近年になって、子どももこういう傷害を負うという事実がわかりまして、次の質問の教育機関の対応について伺いたいと思います。

文部科学省は、平成19年6月、正式には5月31日に、学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について、事務連絡を各市町村教育委員会教育長あてに通達を出されていますが、学校現場での、同症の周知や対応について、お伺いいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。脳脊髄液減少症に係る議員からの今の御指摘でございますけれども、19年6月7日付で、佐伯市教委としましては、各小中学校に通知をしているところでございます。現在までのところ、その報告事例というのは上がっておりません。

ただ、学校におきましては、児童生徒の安全に対して、最大限の配慮をし、もし事故が起きたときには、まず医療機関と連絡をとって、迅速な対応をするような事故対応というのに努めているところでございます。

今年度、校内であるいは登下校中に事故にあったという報告等はありませんが、件数としては17件あります。そのうち頭部を打撲したと思われるものは5件、うち1件がスポーツ中の件数でございます。ただ、学校といたしましては、事故後、学級担任や養護教諭が中心になって子どもの事故後の経過観察を行いまして、体に後遺症が出ていないか学校生活の上での変化がないかなど、注意深く見守っているところでございます。

脳脊髄液減少症に関しましては、19年からもう4年以上がたっておりますので、十分、教職員の間に、このことについて周知がいきとどいているというところまでは至ってないのではないかなというふうに思われますので、今後、各学校に対して通知を行うとともに、年明け1月には、養護教員の研修会が予定されております。そういった場においても、この症例を取り上げまして、本症に対する理解を深めてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 多分、佐伯ではそういう実例はないかもしれません。

私が、大分市の方なんですけども、この脳脊髄液減少症になった息子さんを持っているお母さんのお話を聞かせていただきました。それに起因して今回、質問させていただいているんですけども、やはり、今、何ていうか頭とか首を打ったというふうに言われていますけど、これは、しりもちをついてなったという事例もありますし、子どもですから、きちっと体が発育してないので、やっぱり衝撃を受けてなるというふうに言われております。その方の息子さんは、柔道をやっていたというふうでございます。

この、「学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について」と、これもう読んだんですけど、文字で説明して、言葉で説明しているの、実際的にはどういうふうにしてなるのかなと、現場でも思われるのではないかと思います。

また、そういった意味で、これが、子ども用に、子どもが読んでもわかるように、また学校の先生が読めば必ず理解していただける内容に、事例を通して、こういう検査があるとかこういう症状になるとか、きちっとまとめられた本であります。これをもとにさせていただいて、1冊400円でございます。学校に1冊だけあっても十分機能すると思います。

もう一つ、今研修等やっていくということなので、DVDも実はあるんです。ここの家族の会がきちっと、一つはその会費というか運営するための目的もあるんですけども、これを何とか広めたいということをつくったものがありますので、何とかこっちの本だけでも、現場のほうにおろしていただきたいと。ちゃんと絵でこういうわかりやすく、余り専門的な言葉を使わず紹介されております。また事例を通して、本人の体験を通して、こういう症状があると、本人はやっぱり勉強して頑張りたいんだけど、目まいとかして全然起き上がることもできないと。それをなかなかお医者さんも、実はこの病気、脳神経外科医以外の人は知らない方が多いので、それ以外の病院に行くと、逆にやりたくないから行かないんじゃないとか、そういうふうな目で、やっぱり本人しかわからないものですから、見られるという体験も言われております。そういうのが全部載っておりますので、ぜひとも研修また学校に1冊というふうに購入していただけないかなと思います。よろしくお願ひします。

それと、養護教諭に関しては、県のほうにもちょっとお問い合わせしたら、本年度に、ことし養護教諭に対しても、その症状等についての研修を行っている、また啓発用のパンフレット等、全校に配布するなど対応を行っている、これは県の分ですけど、そういうところから情報を得て、使っていただきたい。

もう一回質問しますけど、学校に使っていただきたい。教師の勉強に使っていただきたい。

もう一つが、保健だよりじゃないですけど、学校のことはわかりませんが、御父兄に対しても、こういうのがあるというふうに通知をしていただければと思います。その点はどうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 先ほど、学校事故の例をちょっとお話ししましたが、もしそういう症状になっていたとして周囲の理解がない場合に、その子の症状を見て、例えばよだきがって、一生懸命勉強に取り組まないというような偏見等も生まれる心配等もございます。ですから、今議員御指摘のように、保護者のほうにもきちっと学校の保健だより等で周知をしたりとかいう努力も必要なのかなと、そして、もちろん教職員のほうも学習する機会を持ち、全体でそういった部分を注意深くその可能性を探りながら、指導・支援していかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） それでは最後の質問の、市の対応についてお伺いいたします。

市報やホームページに掲載し、広く市民に周知する考えはないか、お伺いいたします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） このウの後藤勇人議員の脳脊髄液減少症、市のホームページ等でPRという御質問でございます。先ほども、若干、後藤議員さんもおっしゃっておったのでありますが、この症状の発症原因というのは、体に急激な圧力がかかったと、いろんな要素が考えられるということでもあります。現時点では、専門家の意見も何かその原因というのが、若干分かれておるということを知り及んでおります。治療法はおろか、診断方法もまだ未確立ということでもあります。正確な患者数の把握は、先ほど申したとおりであります。今後の研究等踏まえまして、福祉保健部としては、社会人を対象にしたということでございますが、今後、国・県等の上位団体の動向を見ながら、対応していきたいと考えております。以上であります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 検討までいかないと、私もいろいろ調べてみて、右と左というお医者さんの意見があって、なかなか保険適用も含めてこの病気のガイドラインを決めるのも、判定にも物すごい時間をかけてやっているという実態があって、なかなか抵抗勢力というわけじゃないんですけど、ちょっとDVDを見たんですけど、そういう方々がおってなかなか認められていないという難しい実態があるのは私もわかっております。市としても、きちっとした形で、二つの意見があるのでなかなか結びにくいとは思いますが、今後の検討課題としてこういうものがあるということだけはわかっていたらいいなと思います。

もう一つ、家族の会のホームページがあります。そこには、もっとわかりやすくこういう内容のことや、そういう携わっているお医者さんの話だとか載っておりますので、一つは、

今出た県のホームページでも病院は載せておりますので、そういうのもリンクさせてもいいのかなというふうに考えているところでございます。

できる限り、これからもっともっと保険適用になってはつきりしだすのではないかと思いますので、今後とも注視していただいて、検討していただければなと思います。以上で質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

次に、27番、吉良栄三君。

27番（吉良栄三） お疲れさまです。27番、吉良でございます。ちょっとトイレに行きたかったんですが、指名いただきましたので続けたいと思います。

通告に従いまして、大きく2点について、一問一答方式で質問をしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。もう私、きょう5番目でありますので、もう直ぐに進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず1点目は、合併特例債の発行延長についてと題しましてお伺いをしたいと思っております。合併特例債の性質につきましては、ここで改めて申し上げる必要はないかと思っておりますが、ことしの3月に発生した東日本大震災を受けて、合併を行った被災自治体に対し、ことしの8月に議員立法により合併特例債の発行期限が15年に延長をされました。

また、新たに、地震や津波対策をする必要性を鑑み、合併特例債を発行できる自治体には、5年間の延長、被災自治体にはさらに5年間の追加で10年に延長するとの方針も固めたと、新聞報道等でごらんになった方も多いかと思っております。他の自治体も特例債発行の延長を期待して計画の見直し等の動きも報道されたりとあります。

この5年間の発行延長を見据えたとき、本市として、計画の変更や見直しといった部分をどう考えるのか。延期の効果といった観点で、見解をお伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひし最初の質問といたします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） それでは、吉良議員の合併特例債の発行延長についての質問にお答えいたします。

被災地につきましては、先ほど議員さんが申しましたけれども、被災地以外の市町村においても合併特例債の期間を5年間延長する法案が、まさに今臨時国会に提案されておる状況であります。

これまで佐伯市の合併特例債に係る事業は、御案内のとおり合併協議会が作成した新市建設計画に基づき構築しながら、平成17年度から現在まで実施してきたところであります。

そこで、法案が可決された場合におきましても、今後の事業実施については基本的にはこれまでどおり平成26年度までとし、公共事業等実施計画に従い実施していきたいと考えております。しかしながら、御承知のとおり合併特例債は、市町村にとりましては財源として非常に有利な起債であります。現状を見ますと、平成26年度までにかかりの事業が集中しているという中で、年度間の事業費の調整、また財政負担の平準化という観点から事業の先送りや分割実施についても、検討する余地があるのではないかと考えております。

しかし、非常にいい機会でありますので、27年度以降の事業については、交付税、臨財債を含めて、かなりの交付税が段階的に縮減されていくという現実立ちながら、後年度負担や財政状況について十分な検証を行った上で、財源としての活用を考えていきたいと思っております。



おります。以上であります。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 合併の新市建設計画に沿って進めていくという中で、26年度をめどにする中で、先送りの分も検討していくという意味では、佐伯市にとっては、5年間の延期というのはメリットの部分があるのかなというふうに感じております。

きのう、総務省のほうにちょっと確認をとってみると、まだ確定してないという返答もいただいておりますが、今部長が言われましたように今国会の中で、審議をされていくということではありますが、非常に期待をしたいなと思っている一人でもあります。

その中で、総合計画相対的な部分であります。新聞報道とかなされる中で、市民の中からやはり期待をするのが、やはり庁舎の問題。もう一つは、大手前開発の問題等についても何か見直しができるんじゃないかなというふうな期待を持っている市民も多いようであります。

庁舎の問題につきましては、清田議員のほうで質問を出されておりますので、もう私はこの件については触れませんが、1点として大手前開発の今回の5年の延期というのは、防災関係、そういう部分もうたわれておりますが、そういった中でこの大手前開発の期間等の見直しが佐伯市として考えられるのかどうかという部分を一つお聞きしたいのと、もう一点が蒲江のほうの庁舎また防災施設の部分の課題等もなかなか実現できないという課題も持っております。そういった部分でも、今回の延期が一つのきっかけになって早期実現が目指せる期待もできるんじゃないかなというふうに思っておりますが、その部分、ちょっとピンポイントで再質問としてお伺いをしたいと思います。

それともう一点、午前中、佐藤議員のほうから質問が出されておる中で、区画整理事業等にも合併特例債の活用ができないのかと、答弁がいただけなかったということで聞いてくれということをお願いしておりますので、その部分もどういう状況になるか、もし答弁ができればお伺いをさせていただきたいと思っております。その点について、再質問いたします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 3点出ております。

まず大手前開発につきましては、基本的にはこれは26年度までということでありまして。というのは、中心市街地活性化計画が26年になっているという大前提がありますので、それを目途に、先ほど大手前でかなり議論がされてきたところでありますけれども、そういう形で現時点では進めていきたいと思っております。

それと蒲江の振興局と消防分署につきましては、なかなか合併特例債が適用できる事業ではないと、今時点で考えておりますので、これにつきましてはまた、梶田議員のほうからの質問が出ておりますので、そのときに詳しく答弁したいと思いますけれども、直接、合併特例債となかなか結びつかないのかなと思っております。

区画整理につきましては、ちょっとわかりませんが、特にそれが合併特例債の建物等でありませぬので、そこは少し難しいのではないかなと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 大手前開発につきましては、活性化基本計画にのっとってということで、26年度までということで、現時点では考えるという表現をされたんですけど、もうこれは、これが決定しているからもう延期はできないという解釈でよろしいですね。そこら辺ちょ

っとはっきりもうちょっと答弁をいただきたいと思います。

それと、区画整理につきましても、なかなか明快な答弁をいただけなかったんですが、この辺はぜひ研究といいますか特例債適用の範囲で考えられるのかどうかというのを、調査・研究を考えていただければ、交通網の整備等、非常に重要でありますので、その部分が該当されれば非常に有効な特例債でありますので、考えていただきたいなと思いますので、その辺はぜひ研究をしていただきたいと思います。さっきの点、1点。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 大手前につきましては、先ほども言いましたように26年までという形で進めていきたいと思っております。

それと、区画整理につきましては研究、当然、財源的に26年ということでもありますけれども、これについても研究といいますか、もう26年度まででありますので、既に合併特例債が打てれば、打てるということで、延長とは何らつながっていかないと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） これらの詳細につきましては、この後の一般質問の中でも議題として挙がっておりますので、私はこの辺でとどめておきたいと思います。

それでは次に、大きな2番目として、災害に強いまちづくりについてということで質問をさせていただきたいと思います。

この災害に強いまちづくりというテーマですが、先ほどの後藤勇人議員と同じ大項目となっておりますが、私の場合は、災害に対し4点ほど多岐の分野にわたって質問を通告しておりますので、類似内容につきましては割愛をしながら質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ことしの1年間を振り返ってみますと、鳥インフルエンザから始まり、新燃岳の噴火、東日本大震災による津波に原発事故、冬から春にかけて渇水期の水不足、ゲリラ豪雨に相次ぐ大型台風、洪水とさまざまな自然災害を目の当たりにした年でもありました。ことし1年は、本当に私たち人間にとって、また地球にとっても備えること、防ぐことの重要性を学ばされた年になったと思っております。

また、昨日10月に和楽で開催されました防災のシンポジウムにも参加をさせていただきましたが、その中の話にもありましたように、東海・南海・東南海そして日向灘の四連動の地震も想定をされるというふうな話も聞いております。これらを教訓として、備えを怠らず環境を改善しながら、自然と共存共栄をしていかなければいけないなというふうに思っております。そんな気持ちを込めて質問をしていきたいと思っております。

災害に強いまちづくりをテーマに渇水対策、急傾斜地崩壊防止対策、防災訓練・消防団活動について、お伺いしたいと思います。

まず、アとして渇水対策について、ことしは、昨年末から渇水期、大体11月からことしの3月、4月にかけて雨がほとんど降らないといった状況でありました。その影響で、水道水がなかなか節水、断水等を余儀なくされ、また、農林地の水不足ということで、野菜またしいたけ、さらには自然の雑木なども枯れていったという状況、こんなことは初めてだというふうな声も聞いております。そういった状況であるということで、今の異常な気象を考えますと、今後もこういった状況というのは想定されるのではないかというふうに危惧をされておりますが、この渇水に対して、水道、農林地の水不足に対して、対応・対策の必要性につ

いて、やってきたこと、またこれから考えられることをお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） では、吉良議員の質問のうち湯水対策について、まず水道施設のことしの湯水化対策について、今回行った現地での対応策について、お答えいたします。

まず一つ目として、漏水調査をして、少しでも漏水を食い止める作業をいたしました。二つ目として、取水口周辺からこぼれ出た水を取水口下流にポンプを据えて、取水口に戻す作業をいたしました。三つ目として、地域が配管でつながっている箇所については、バルブ操作をしながら、配水量の調整をいたしました。四つ目として、取水口である堰堤からの流出を調整して、無駄な放流をしない作業をいたしました。その結果、配水池への水運びというような事態は避けることができました。

事業といたしましては、合併以降これまで、新水源の確保と行き、簡易水道の統合事業を実施してきました。「本匠小川簡易水道統合事業」、それから「蒲江下入津簡易水道統合事業」、「上浦蒲戸福泊簡易水道統合事業」が、平成21年度までに完成をしております。このことによって、お互いの水源を補完し合える状況になったということです。

今後も、簡易水道事業等の補助事業等を有効に活用して、簡易水道の湯水対策を計画していきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 農林水産部長の坪根です。農林地の湯水対策対応について、お答えいたします。

平成21年の第6回の定例会において、吉良議員の一般質問でお答えしたとおり、まずは、早期の情報収集と情報の把握が必要であろうと考えています。本市においては、その情報収集と情報把握の課程において、的確な時期を見定め、必要に応じ、早急に湯水対策連絡室を設置し、その対応に当たろうとしているところです。

既に本市では、ことしの1月から4月期の大変な湯水状況を踏まえ、5月10日に「佐伯市農林水産湯水対策室設置要綱」を定め、本市独自の湯水対策をスタートさせたところです。

その具体的な対策についてですが、設置要綱の制定とあわせ、「佐伯市緊急湯水対策事業補助金交付要綱」を定め、その対策を図っているところです。

内容につきましては、「補水タンク購入事業」「揚水ポンプ購入事業」「揚水ポンプレンタル事業」及び「井戸採掘事業」「用水用材購入事業」等です。

本市においては、耕地面積が1,428ヘクタール、水田作付面積が880ヘクタールの広大な面積を、市がみずから水の供給を行うといった直接的な対応での予算措置は想定しておりませんが、あくまでも河川や水利などから田畑への水の供給にかかる間接補助を基本に考えているところです。

議員、御指摘のとおり、近年特に異常気象が想定されますので、より一層、本市も大分県、JA大分県農協等、関係機関との連携を密にし、湯水対策に対応を図っていこうと考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） ただいま、水道の関係と農林地の対策ということで、御答弁をいただいております。

その中で、水道につきましては、ことしの水不足に対して対応してきたということであり

ます。その中で、先ほど農林地につきましては、対策室を設けたということで実施をしております。

私は、今回、備えというのを一つのキーワードに質問をしておりますので、当然、対策室を設けてマニュアル的なものを持って、実施要綱とかを持って取り組まれていくという形が望ましいのではないかなというふうに思っておりますが、水道については、そういった部分の答弁をいただけなかったということで、その都度、その都度、対応していくような形にはなるんでしょうけど、やはりそういったマニュアル的な一つの渇水に対しての対策的な機関というのを、今後設ける必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、その辺の考え方をちょっとお伺いをしたいと思います。

そして、連動、各統合して、特に上水のほうは、かなり水のほうはあると思うんですが、やっぱり簡水のほうが非常に水が少ないという心配があります。また、地域地域によっては、水源が非常にやせ細って、水源の水が少なくなっているというのも近年の状況であるという中で、そういったところの対応策も考えていかなきゃいけないというふうなことも思っております。

そういう意味で、水道の渇水対策について、そういった対策協議会、対策室なりをマニュアルを設けて、実施する考えについてと、そういった小さな水源に対して、今後どういふような対応をしていくのかという部分をお伺いしたいと思います。

そして、農林地につきましては、渇水対策室を設置して、補助という形で対応しているということでありまして。ことしの1月、2月、渇水時期に実施をされたと思うんですが、一つの反省点として非常に周知がいきとどいていなかったということで、事後報告的な形で、県のほうもなかなか対応がちょっと動きが見えなかったというのも反省点であるかと思いますが、それに連動して、市のほうもそういった対応がちょっと遅かったと、また周知という部分でも非常に不足であったんじゃないかなというふうに感じておりますが、その辺について、担当課としてどういった見解を持たれているとか、どういった対応をするのか、お伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） まず、水道施設の対策についてのマニュアルということですが、確かにほとんど実際のところは、うちの職員ですべての対策をしておりますので、ただ、今後のことも考えると、やはりそういったマニュアル化というものはつくっておいたほうが、当然、うちの職員もだんだん高齢化していますし、若い職員へそういった対策を、やっぱり教えていく必要がありますので、当然、マニュアルのことも考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、いろいろな統合事業をして、お互いに簡易水道がどうしても、水源が細いんですけれども、そういった補完をし合う対策を練っておりますけれども、今までの合併前からの経過の中でずっと、非常にやはり簡易水道の水源というのはかなり厳しいものもございませぬ。ただ、今までにもできる範囲の対策は、十分やってきていますけれども、さらなる水源の確保とかはしていかないと、ことしのようなこともございませぬので、十分そこらは踏まえて、今後の対策を練っていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 吉良議員の周知の方法ということと、今回、非常に対応がくれ

たんではないかということでございますが、4月の25日、県のほうが、渇水対策ということで、異常気象に伴う支援というようなことで事業を創設いたしました。その中で、担当者会議のほうも5月にずれこんだということもございまして、市の設置要綱の立ち上げにも、若干は時間がかかったというような状況でございました。

周知の方法でございますが、5月27日に各振興局の担当者を集めまして、市とすれば独自にこういった渇水対策を施行しますよと、それに伴って受益者の方が、振興局等が御相談に来られることと思いますので、パンフレットを配布しながら、補助事業の内容等も説明をしていただきたいという説明会を、後に、5月27日から6月6日にかけてケーブルテレビのほうで情報提供させていただきました。それから5月30日には、市でつくりました渇水対策のチラシを、農協それから出荷者協議会のほうに配布させていただいて、その対応を図っていくようにいたしております。

今後は、こういった設置準備会、それから補助金要綱が確定をいたしておりますので、いろんな関係機関と連絡を密にしながら、その対応、周知も迅速にできるようになると思いますので、皆さん方の御理解をいただきながら、そういう情報提供をやっていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 水道に関しましては、マニュアルの必要性という部分で考えていただけということで、若い職員にというのがありますが、今、行政職は異動もありますので、やっぱりその辺も考えますと次に引き継ぐ者として、そういう部分が明確じゃないと、また次、迅速な対応ができるのかという不安もありますので、やはりその辺はきちりやっていただきたいなというふうな整備を求めていきたいと思っております。

そして、農林地につきましては、今、部長のほうからも答弁いただいておりますが、その中で1点該当する水田とか畑とか、しいたけのほだ場とか、そういった部分があるかと思うんですが、その中で、特にしいたけというのが大分県、特に佐伯市は大きな産業の一つでもありブランドの一つでもあるんじゃないかと思っております。

県のほうも、このしいたけに対して、スプリンクラー、そういった助成等もされていると思いますが、その条件があると。そういった部分を補完する意味で、市としてもそういう水不足、やっぱりしいたけというのは水の必要性というのはかなり重要でありますので、そういった部分を市のほうも、何か補助ができるような体制を考えてあげれば、広くそういった渇水に対する対応ができるんじゃないかなというふうに思っておりますが、その辺何か、部長のほうで見解があれば、ちょっと伺いをしたいなと思うんですけど。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） しいたけの生産者の支援ということでございますが、県と一緒に散水施設については、市のほうも支援をしております。

それから、今回の場合、ちょうど春子の出荷時期も過ぎて、今回の1月から4月にかけての渇水期については、大きな団地を持たれているところは、貯水タンク等で対応していただいたような事例もございますし、そういったところも目を配りながら、うちのほうも生産者の立場になって現場も歩きながら、必要についての対策を講じていく必要があるかなと思っております。

現在のところは、県と相まって、その散水施設の補助についての支援を行っているような

状況でございます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） それを踏まえて、市の単独の部分、県の範囲で補えない部分を市の単独として、やはり補完していったらどうかというふうに、そうすれば、生産者の意欲にもつながりますし、やっぱり品質が一番でありますので、そういった部分、確立できると思いますので、今後の検討課題で、ぜひ考えてほしいなと思います。湯水対策については、以上で終わります。よろしくをお願いします。

続きまして、イの急傾斜地の崩壊防止対策事業についてということでお聞きをしたいと思いますが、近年では、ゲリラ豪雨だとか大型の台風等で、急傾斜地の崩壊が非常に危ぶまれるということで、実際に台風等で地すべり等も起こっている地域もありましたし、特に、家屋のあるところについては、やっぱりそういった危険性というのは非常に危惧をされているのではないかというふうに思っております。

その中で、今、急傾斜地の事業として国・県の単独の分、そして市町村の単独の分がありますが、その中で、現在の要望状況、各地域がどのくらいこの急傾斜の対策について、要望が出ているのか、そしてそれに係る本市の対応、考え方、現況等、また今後の考え方についてをまず、お伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 吉良議員の急傾斜地崩壊防止対策につきまして、お答えをいたしたいと思えます。

対策につきましては、平成22年度末での市が実施します市町村急傾斜地崩壊対策事業についての進捗状況でございますけども、16%でございます。御質問の要望待機箇所は43カ所でございます。平成23年度事業につきましては、現在、工事施工中1カ所、着手予定箇所3カ所の計4カ所でございます。なお、この事業につきましては、受益者負担金を1割伴うというような事業でございます。

また、大分県が事業主体として行います保全戸数5戸以上の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、いわゆる受益者負担がなく、毎年数件提出される要望書を県に進達しております。

県事業につきましては、佐伯市土木事務所に確認したところ、進捗率につきましては、平成22年度末までで37%で、要望待機箇所は36カ所でございます。平成23年度は、工事施工中が16カ所で、新規着工予定箇所は5カ所でございます。早期実現の考え方につきましては、今後とも、緊急を要する対策事業については、県と十分調整し、積極的に推進を図ってまいりたいと考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今回、防災というテーマの中で、この急傾斜地の崩壊対策事業ということをおっしゃっておりますが、今、部長の答弁でありますと、進捗率が16%ですか、非常に低い状況、また37%ということで、非常に低いなあというのが私、感じておるんですが。

佐伯市の防災計画の中にも、この急傾斜地のことは、一つうたっております。佐伯市の災害予防計画の中に、土砂災害の予防計画ということで急傾斜地の崩壊危険箇所ということで、これは県が実施する内容ではないかなというふうに感じておりますが、そういった防災という点で鑑みたときに、この今の進捗状況について、非常に順調に進んでいると、部長考えているか考えていないかをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今、議員おっしゃったように、市の1割負担を伴うこの急傾斜地崩壊対策事業につきましても16%ということでございます。23年度、今年度の施工予定箇所が4カ所ということの中でいきますと、先ほど申しましたように、あと待機箇所が四十数カ所あるということから、単純計算しますと10年近くかかるということになります。

また、これ以上ふえなくて10年ということではございませんので、やはりどうしても予算が伴うことでございますけども、安心安全のために早期実現ということからいけば、やはりちょっとテンポとしてはやや考えざるを得ないかなとは思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今、ちょっと答弁いただいた中で、市の単独でちょっとお伺いしたいと思うんですが、市町村への急傾斜ということ、1割負担が16%。これですね、市の条例の中では、1戸に対しては50%なんですよ負担が、2戸から4戸については2割負担ですかね、もうこれは受益者負担の原則ということで、それが発生してあるんですが、これが県営また国のほうになってくると、もう受益者負担がないということで実施する中で、市の単独になれば受益者負担が発生するということで、先ほど言いましたように市の単独、1戸であれば50%、2戸から4戸であれば2割、そして、緊急対策という形ですれば2割ということになっておるんですが。

これで、今、市町村、県ということで、県のほうが、市の単独の分について補助を出しているということで、これがいただければ、要は1割でできるということではありますが、何分もうこれは予算・決算特別委員会でも私、言っておるんですが、県から来る配分が非常に少ないということで、年間1カ所、2カ所できればいいのかなというふうな状況である。これは、やはり進捗状況をもっと進めていくためには、県の補助に対しても強く要望していったって、1戸でも多く要望箇所が実現できるようにしていかなくちゃいけないということで、防災という観点から見ても、非常に今の急傾斜の対策がおくれているというふうに感じております。

先ほど、要望箇所はこれだけではないということで、部長もおっしゃっていましたが、実際に、私もそういった要望をしたいという話を聞く中で、なかなか順番が回ってこないという話をさせてもらって、「ほんなら要望しても、もう、してくれんわなあ。」と「無理だなあ。」というふうなことであきらめたところも、実際にあります。かなり高齢な方で、心配をしておったんですが、「もう、私が生きちょる間にできるかわからんから。」ということで、断念をした方もあって、そういう状況でもどかしさがあるんですが、何かこの対応策を早く進めていくということで、考えていただきたい。

先ほど部長、1割と言ったんですが、私、この条例の中で、半分、2割、2割と言う部分で、ちょっとその辺もうちょっと、はっきり詳しくお伺いをさせてもらいたいと思います。1割でいいのかどうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 佐伯市の急傾斜地崩壊対策事業の分担金によりますと、大分県の県の単独の補助分、これが1割、それから佐伯市の急傾斜地崩壊対策事業のこれは戸数で分けられておりますけども、1戸の場合が10分の5ですから2分の1、2戸以上4戸以下が10分の2、2割負担。

それからもう一つが、市町村の急傾斜地の崩壊緊急対策事業というのがございます。これ

は1戸以上が該当になりますけども、これが10分の2ということになっております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） そういう状況を踏まえて、なかなか進まないというのが、やはり負担の問題だと思うんです。その中で、先ほど言いましたように市町村、県の、県補助がもらえれば1割で済むということで、皆さんそれを待っている状況でなかろうかなというふうに思っております。

やはりこれを急ぐには、県に対しての要望活動、予算取りをしていかなくちゃいけないのかなと思っておりますが、その辺の対応というのは、これまでどういう形でしてきたのか。そういった急傾斜地の補助金に対して、県には要望等、どういう形でしてきたのか、その辺をお伺いし、またこういう状況を踏まえて、今後どういうふうな形で県のほうと話をしていくのか、その辺の考えがあればお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まさに、この危険箇所につきましては、要望は確かにございます、かなりの。その中で、自己負担が伴いますと、やはり足踏みをするというんですか、そういう方も、現実いらっしゃいます。

あとは、どうしても1戸で対応をしてくれないかなというときは、緊急で2割はかかりますけども、その工法が、コンクリートを打ってとめるところじゃなくて、簡易ですけどもくいを打って土をとめるといふような工法もございます。実際、そういう施工で、一次的な安心になるんですかね、そういった施工をされているところもございます。

ただ、いずれにしましても、これは県の方に聞きますと、完成とは言わなくて既成という言葉は私も初めて知ったんですけど、工事が済んでも既成という言葉を使うそうなんです。要するにその崩壊位置が、コンクリートの吹きつけすべてが済んでも、完成ではない、既成であるというようなことなんですけども、いずれにしましても、地元の、その対象者の方は、負担のないのが一番ですから、県に対しましては、今までもそうでしたけども、自治委員さんなりを通じての要望があれば、現地に行って確認した上で、県の職員との現場の立ち会い、それから通常の時も防災パトロール、これは年に1回だったと思いますけども、そういったことでの拾い上げといたしますか。

それと、ここ数年、大きな台風が来てなかった、逆に先ほど申されましたゲリラ豪雨というのがあって、天気予報ではそんなに降るように言わなくても時間雨量が50、80降るといふようなことがございますので、そこら辺の対策といたしますか、県の要綱とかも十分承知しておるつもりでございますけども、県の対策の進め方が、まず、災害時の要援護者施設の対策を最優先するというのがございます。それから、避難所、避難棟に指定されているとか、緊急性の高い順に施行する等々、これは家屋に甚大な被害があった等が該当すると思うんですけども、それと要望順に対応するというようなことも、県に聞いておりますので、そういった要望というのは、来ましたら即、県に上げてまして、できるだけそういった先ほど私申し上げたような補助対象になるべく、努力をしてまいりたいと考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 県のほうにということではありますが、言いましたように国・県の単独事業であれば、もう個人負担がないということで、やっぱりそれを考えたときに、1戸、2戸の家の方は、何であそこは補助があって、おれたちは補助がないんかという、何か非常に矛盾



さを感じるというのも事実じゃなかろうかなというふうに思いますが。

この受益者負担の減という中で、条例を定めて進めておりますので、この件については、事業部門よりやっぱり財政的な部門で、これ、市長なり財政のほうなりにお聞きしたいんですが、今言いましたように、5割負担、2割負担というふうなさまざまな負担の制度が変わっております。これを県の1割負担にあわせて、市のほうとしても緊急性を要するというこで、防災対策という観点から、安心安全まちづくりを進めるためにも、1割負担という形で考えられないか、市として、そういう対応で早い急傾斜の対策をしていただくということは、考えられないか、その辺をお伺いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 市長、総合的な判断でお答えを、西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員の急傾斜地については、私ども、これは旧佐伯市の中で、新たな50%負担ということで挙げました。非常に候補地が多く、市としても非常に大きな財源をくうということで、やはり有償負担の中で推進していくということでやっていっておりますので、現状では今、拡大の予定はしておりません。と申しますのも、非常に周辺地域が少子高齢化によって、したがそのままおらなくなったり、そうしたいろんな意味で総合的に判断しながら、現在の持っている補助を有効活用していきたいと。

また今後については、今後とも財政のほうとも詰めていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 財政的な部分もありますので、その辺はやはり県のほうの補助をもらう対策もしながら、また市のほうも考えていただきたいなと思っておりますので、その辺ぜひ検討してほしいなと思っております。急傾斜地については以上で終わります。

次に、防災訓練について、お伺いをしたいと思っております。

これは、後藤勇人議員の先ほど質問もあっております。先日実施されました地域避難訓練を踏まえ、私の場合は、災害対策本部の体制はどうだったのかという部分をお伺いをしたいと思っております。

先般、全員協議会の中でも、執行部のほう担当課のほうから、説明をいただきました。その実績等をお聞きする中で、その実施要綱の御意見という中にもありますように、行政関係機関の取り組み度が極めて弱いと。訓練のあり方を、もっと実感のあるものにするべきだというふうな強い意見も出ているようにあります。

聞きますとこの日は、ほかの行事等も入れておったという中で実施をされておるようですが、その辺も踏まえて、災害対策本部として体制はどうだったのか、今後の取り組みも踏まえてお伺いをしたいと思っております。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 災害に強いまちづくりということでお答えいたします。

今回の地域避難訓練は、地区がそれぞれの実情に応じてみずから災害を想定し、具体的な防災活動に取り組む機会の提供を目的に、市の防災スピーカーを初めて活用をいたしまして訓練を行いました。

訓練日には、市災害対策本部の体制訓練は実施しておりません。訓練に際しまして、行政組織として今後どう取り組むかですが、地域避難訓練につきましては、自助・共助の核となる自主防災組織育成の意味からも、行政主導で実施するのではなくて、地区の自主性を尊重しながらバックアップに努めたいと考えております。

同時に、市民の生命と財産を災害から守るため、佐伯市として災害対策本部体制の参集訓練、これは地域避難訓練の実施された午後に行いました。参集訓練や、各対策部での職員各自の持ち場の確認、資機材の運用などを含めた実働訓練の必要も認識しております。今後、取り組んでいきたいと考えております。

また、各種の防災関係機関と綿密に連携をした防災訓練につきましても、佐伯市として積極的に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） この前の地域避難訓練については、要は地域それぞれにやっていただくための訓練であったということではありますが、それであるならば、社会教育振興大会のあった日ということで、その辺は、いつ何どきに災害が起こるかわからないということを配慮した上で、わざとそういうふうに想定してたんかなというふうには、私は勝手に解釈をしておったんですが、何か聞けば、区長さんたちにも案内があってそういう大会に出ておったと、その日に実施をしたということで、先ほどの意見にあったように、ちょっとちぐはぐじゃないんかというふうな指摘もあったと思っております。

その中で、災害対策本部、私は防災体制というのは、それぞれがすればいいのじゃなくて、やはり連携してやっていくという部分が非常に必要であるというふうに思っておりますが、それぞれがそれぞれの訓練をするというわけではなく、やはり訓練をするのであれば、同時にそれぞれがどういう役割を持つのか、これは消防に対しても一緒だと思うんです。非常にしてみると、そういった訓練体制というのがまだ佐伯市としては見受けられないなど、危機感の度合いの違いなんかなというふうに思っております。

災害の予防計画というのを、市が今、策定している中で、その中で1から7までそれぞれ訓練が盛り込まれております。実際、今、市民参加型の訓練、またこれにうたわわれている水防訓練等はされているのはわかるんですが、実際にこれらすべて今、実施ができていますのか、その辺の状況について、災害対策本部にお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） すべてにおいて実施されているということではなからうかと思っております。

今回の大地震を受けまして、やっぱり地域と協力、そして職員の中でも災害対策本部体制その部分で各部の受け持ちがあります。そういう部分も含めて、やっぱりこの機会に、実際ここ一、二年が肝心な時期だと自覚しておりますので、この機会を十分活用というか、活用という言葉は悪いかわかりませんが、大いにそれぞれが自覚をする機会を与えるように、職員の研修とか今度は実働、どういうふう動くかとか、そういう部分も含めた連携を考えながら、そしてまた、今回は地域の避難訓練でありましたが、一遍に避難訓練といってもどうしても防災危機管理課が主体になって動いているところもありますので、今回、そういう形で地域の訓練、それと同時に消防の職員も訓練と一緒にあったんですけど、それと職員の訓練、そしてまたそれを連携した訓練というのを、今後十分考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今後、十分考えていくということではありますが、なぜこれが、ここまで私も言わせていただいているのかということ、被災地のほうに行かせていただきました。

宮城県の名取市にお伺いをさせていただいたんですが、その中で、当時の状況だとかまたその後の復興の流れ、そういった部分をお伺いしお聞きをしたんですけど、その中で、やは

り私が聞いて一番印象に残ったのが、実際に東北地方というのは、地震がやっぱり頻繁に起こるということで、津波を想定した訓練というのは常にされているそうなんです。もう以前からされていたという中で、実際に起こって津波が来たということで、皆さん避難はされたそうです。されたんですが、一番大きかったのは、津波の避難をしてもなかなか津波が来ないじゃないかということで、実際、名取市は三、四十分後に津波が来たということでありますが、その間、やはり家に帰った人が多かったらしいんです。

結局そういった情報が入らずに、「ああ、またいつもの訓練の様子で、地震が大きかったけど、津波は大したことなかったんだな。」ということで、1回避難したんですけど、家が心配だということで帰られた方があって、そういった方が津波にあったということをお聞きをしました。

それはもう大きな教訓になるんじゃないかなというふうに思うんですよ。やはりそれぞれの地域ですというのは、それはそれなんですけど、そういった連絡体制・連携をとる訓練というのが必要になってくる。

説明いただいた担当者は、本当に目頭に涙をためて、そういうふうな状況を教えていただきました。そういう状況の中で、やはり大きな教訓として取り組んでいく、そういった姿勢が、私たちほかの地域もそうですけど、考えていく必要があるんじゃないかなという思いで、その地域、地域ではなく、連携をとった連動的な訓練が必要じゃないかなというふうに思っております。

また、石巻のほうでも、車で避難した方は車が渋滞し、全然避難地に行けずにいたということもお聞きをしておりますので、そういった状況はもう二度と起こってほしくないというふうな思いもありますので、そういった状況を踏まえた訓練、地域も訓練しながらまた消防本体もそういった部分を見据えた訓練をやっていく必要があるんじゃないかなというふうに強く感じましたので、質問として取り上げさせていただきました。

その辺踏まえて、今後、やっていくということではありますが、強い意志を持って、ぜひ取り組んでほしいというふうに私は思いますので、連携のとれた消防署、消防団もそうです。連携のとれた防災対策・訓練を今後、やっていただきたいなと思います。答弁いただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 来年度の予定ですが、大分県の総合防災訓練、これも佐伯市をメイン会場にするということで津久見、臼杵、佐伯、3市で実施をするという予定を組んでおります。

自主防災組織につきましても、防災士の育成を十分やって、地域の中でも防災意識を高めていただくと、それと連携して災害対策本部にしても、やっぱりどうしても頼りになるのは災害対策本部だということになるかと思えます。その点も十分考えて、私も8月に市長とともに宮城のほうに行かせていただきましたので、その現状を見ると、他人事ではないということをはっきり自覚をして帰りましたので、積極的に訓練なり研修なりを進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） ぜひ、防災体制・訓練体制の構築をお願いしておきたいと思えます。

それでは、もう時間もありませんので、最後の質問に移りたいと思えます。

消防団活動についてということで、質問を挙げております。東日本大震災のような災害が発生したとき、消防団は、どういった活動をすればいいのかなというふうなところで質問を挙げております。

先般、旧佐伯市の方の消防団員の方とも話をしたときに言っておりました。避難訓練はしたんだけど、やっぱり団員としてどういう行動をすればいいのかなというのが、非常に悩んだと、迷ったというふうな意見も聞きました。

また、先般、津波警報が発生したときに、やっぱり海の近くの消防団員は機庫に詰めて、また巡回パトロール等もされたというふう聞いております。その中でも、やはり体の不自由な方、目の見えない方だったらいいんですが、消防団は助けてくれるんだろうかというふうな問いを受けたそうであります。そのときに、答えられなかったと、どうしていいというのが言えなかったというふうな悔しさも持っていたようでありますし、先ほど総務部長のほうからも、そういった弱者に対しては、福祉のほうと協議をしてということではありますが、やはりそういった地域の消防等もありますので、そういったところとも連携して考えていく必要があるんじゃないかなというふうにも思いましたので、今回、質問として挙げさせてもらっております。

消防団はどういう活動をするのか、その辺について、答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 吉良議員の消防団活動についてですが、体制としては、佐伯市地域防災計画及び佐伯市消防計画の定めによる佐伯市連合消防団の活動指針の中で、体制を作成しています。

なお、具体的な活動マニュアルは、作成する予定です。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） その辺を踏まえた体制を作成をしているという答弁もいただきました。

その中で、それぞれ消防団というのは、各地域に配置をされております。その中で、これも旧市内の話で聞いたんですが、旧市内の中の特に渡町台校区、鶴谷校区になるんですかね、あそこは。鶴谷校区の中で、今、消防団として配置をされているのが、女島班だけだということで、そういう海に近いところの消防団体制が整っていないというふうな不安な声も聞こえておりますが、そういった状況、どのような把握をされておるかお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 地区団員の減少により、班が少なくなったということで、少なくなった団のところには、署、各周りの分団が応援するようになっております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） ちょっと時間がありませんので、もう一点。

少なくなったということではありますが、聞きますと旧佐伯市の消防体制というのは、要は昔ながらの消防体制をとっているという中で、時代が変化するにつれて、鶴谷校区、渡町台校区は、人口が非常にふえたという状況の中でも、やはり消防体制は、旧市内の体制のままになっているという部分で、渡町台校区、鶴谷校区が非常に手薄になっているという話も聞いておりますので、ただ単に少なくなったというわけではなく、そういったところの改善といたしますか体制の整備がなされてなかったというのも、一つの課題ではなكارうかなと思ひ

ます。

また、港のほうで火事があったときに、消防団員がいなく対応が遅かったと、そこに近くに機庫があって、消防車があったのに、なかなかそれを活用するのもおくれたというふうな情報も聞いておりますので、やっぱりその辺は、消防団の体制という意味で、今後の体制づくりをもう一度、今、統廃合の話ばかりが出ておりますが、そういった整備についても、やはり考えていくという部分をやっていただきたい。その辺どうでしょうか。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 消防団の増員については、考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 時間がありません。時間がないので、その辺、一つの警鐘ということで、伝えておきたいと思っておりますので、ぜひ踏まえていただいて、もう一度見直しを考えていただきたいと思っております。

今、情報として、先ほど防災計画ということでありましたが、東京の消防庁のほうも、東日本を踏まえた大規模災害における消防団活動・あり方に関する検討会を開始したということで、来年の夏までにまとめて作り上げるというふうな情報も、当然聞いていると思っておりますので、その辺も踏まえて、消防団体制の強化を図っていただきたいと思っております。以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。

3時45分より再開いたします。

午後3時24分 休憩

午後3時45分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に12番、宮脇保芳君。

12番（宮脇保芳） 皆さん、お疲れさまです。本日、最後の質問者となりました。12番議員、開政会所属の宮脇保芳でございます。

今回は、大きく2点について、質問をさせていただきます。一問一答で行いたいと思いません。

まず1点目は、第1次佐伯市総合計画前期基本計画の検証結果について、質問をします。

この総合計画は、市民と行政が一体となって総合的かつ計画的に新市のまちづくりを進めていくことを目的に、基本構想つまりはまちの将来像やまちづくりの基本理念というのをうたっておりますが、これとあわせて基本計画として、まちづくりの分野別基本目標等からなっておりますが、この二つが平成20年に策定をされました。

計画期間は、基本構想の期間を平成20年度から29年度までの10年間としておりますし、基本計画は前期と後期に分かれておまして、前期が20年度から24年度の5年間、後期が25年度から29年度までの5年間とに分けられております。そしてまた、基本計画に定められた個別目標を具体的に進めるために、総合計画実施計画を、平成21年12月に策定されて、前期基本計画の策定時から既に2年が経過しておりますので、それを除く平成22年度から24年度までの3カ年間として、この実施計画が策定をされております。

今回、後期基本計画策定に当たり、佐伯市総合計画策定委員会、これは、副市長兩名と教育長、各部長、各振興局長で構成されておりまして、前期基本計画の検証を行い、先般、その検証結果の報告を受けました。

そこでまず、検証方法について、お伺いいたします。

目標値の検証については、目標達成を担う主管課が設定した目標値の検証を行っており、具体的には平成23年6月時点の現状値をもとに目標年度の見込み値を推定し、目標値と対比・分析し、目標の達成度を3段階に分類し、Aが「達成できる」Bが「一部達成できる」Cが「達成できない」というふうな形で評価し、さらに分野別の検証を行うため、策定委員会検討部会を設置し、その妥当性について議論し、検討部会としての結論をまとめております。

基本目標の検証は、「まず具体的な取り組みについて、主管課が講じた施策を取りまとめて実績とし、これをもとに各検討部会で考え方を踏まえた個別目標の達成状況と、今後の課題について議論を行い、その結果を検討部会の最終的な検証とした後、策定委員会が議論を行い結論としたと。」ありますけれども、これでは、お手盛り評価と言われかねないようであります。

そこで、外部評価の必要性について、どのように考えているのかをお伺いします。

さらに、実施計画における個別の事業評価についての検証はされたのかも伺いいたします。以上、1回目の質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それでは、答弁いたします。

総合計画の編成方針の一つとして、わかりやすさを旨とすべく、施策の方向や成果を図るための指標として、個別目標の目標値は、でき得る限り数値を設定いたしました。検証は、今議員がおっしゃったとおりであります事業実績等具体的な根拠を示した上で「達成できる」それと、「一部達成できる」「達成できない」という3段階の絶対評価となっております。その他の項目についても、掲げた目標に対して実施した事業を列挙する方式で検証しているため、恣意性は排除され、事実に基づいた検証結果となっていると考えております。

外部評価はとのお尋ねでございますが、この検証結果は、地域審議会へ諮問し、答申を後期基本計画の素案作成へ反映させる考えであります。

実施計画における個別の事業評価については行っておりません。本市の総合計画実施計画は、基本目標の達成のために実施する予定事業を明らかにするものとしての位置づけであります。以上です。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） 今、部長のほうから、外部評価についてはしないと、そしてそれは、地域審議会なりその策定委員のメンバーの人たちに諮って、次の基本計画を決めていくんだということでもありますけども、同じこの市の行政の中で、市長部局はそういう方向で外部評価をしないと、教育委員会部局については、外部評価を取り入れていると、あれは何だったのですかね、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書ですか、これは毎年やっているんですね。これについては、外部評価を取り入れていると、そういうことであれば、やはり市長部局のほうも、やっぱり外部評価を取り入れるべきではないかなというふうに、私は思うんですけど、いかがですか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 我々、市当局のほうの分は地域審議会で行うと、評価についても各部長それと振興局長等で、いわゆる第三者の目を見て評価しようということで行っておりますので、あえて外部評価はしないということで行っております。以上です。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） この分野別の検証について、私もざっと目を通したんですけども、検証の中を見ますと、ある意味課題はあるけれども、その課題に対して、次の基本計画に生かすための検証というんですか、やはり課題があってもその課題をどういうふうにして前に進めていくかという記述が全くない部分と、あるいはまた分野によってはしっかりとそういうものを掲げている部分があるんです。だから、そういうものやっぱりきちっと、副市長2人がおるんですけども、そこらは副市長、どうですか。これをつくって、これが絶対的な評価といえるんでしょうか。

塩月副市長どうですか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 総合計画の評価結果というのは、非常に難しい面がありまして、今回の今後、後期のことをどうするかということでも、非常に意見が分かれるところもありましたけれども、職員なりにその担当部なりに、やはり一生懸命やりつつやれなかったところも若干あるように伺えるし、張り切り過ぎたかなということも伺えるし、そこは、行政のいいところと悪いところが率直に言って出ているかと思えますけれども、今後、議員御指摘の外部評価等どうするかということ、担当部長が公式でないんですけども、外部に皆さん出しているから、評価はいただいているものという気持ちで答弁していると思えますけども。もう一度、市長と相談しながら、担当部と相談しながら、検討してみたいと思えます。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） これについては、いろいろ見解の分かれるところだろうと思えます。

先ほど、浜野部長が実施計画についての検証をされていないということですけども、本当には、この施策の評価、これをつくる段階で、実施計画の検証をすべきなんですね。その検証をする際に、個々にも全く触れてないんですけども、一つの目的を達成するために、事業をやるわけですから、その事業に対して投じた経費、それからまた職員の人数とか、こういったもの、要するに財政的に厳しい現状ですから、効率的・効果的な行政運営をするためには、こういったところからの検証も必要だろうというふうに思うんです。そこらについて、部長、何か答弁がありましたら。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 実施計画については、策定委員会の中で検証していないということで、この検証を出すために、実施計画というのは、各課で目標を達成するためにどういう事業をというのがありますので、その事業名がずっと羅列されております。金額も入っております。その事業は、各課でやっているということで、策定委員会の中では、それは取り上げていないということでもあります。その中で、確かにそれは積み上げていくのがいいのかなというふうに思っております。非常にこれからの参考にしたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） こういった分野別の検証については、今回、実施したわけですが、この後、実施するとすれば、次の第2次総合計画策定時にもう一度、最終的な検証を行うというふうには私は見ているんですけども、そこらでこういう検証は、毎年度、毎年度やっていくというふうな考え方はないのかどうか、そこらをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 今のところ、毎年度ごとの検証は考えておりませんが、今後、その協議をしてみたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） この検証というよりも事務事業評価ですね、こういうシステムというのは、三重県の北川知事が就任した際に、職員の意識改革という形で、この事務事業評価制度というのを導入したというふうに伺っております。

我々、総務常任委員会が、先般10月17日、埼玉県の八潮市に行ってまいりました。そこでは行政マネジメントシステムというふうな形で導入をしておりますが、総務常任委員会で行政視察した中身について、ちょっと読み上げてみたいと思います。

導入の経過として、「厳しい財政状況の中で、限られた財源や人、物などの経営資源を効率的・効果的に活用することや、地方分権を受けての自治体の独自性・自立性を高める行政運営が求められていることなどの社会情勢の変化を受けて、市民に対する説明責任を果たし、市民との協働を推進し、さらにコスト意識の醸成など、職員の意識改革を推進するため、行政改革の一環として、行政評価として事務事業評価を導入し、さらに外部評価員が市民の立場で評価する外部評価や施策評価を取り入れ、行政評価制度を拡充させるとともに、総合計画の実施計画と連動させる行政マネジメントシステムを導入した。」ということになります。

この行政マネジメントシステムというのはどういうふうになっているかというと、ここで言えば市役所のサーバー内に、データを構築して一括管理するシステムで、実施計画、事務事業評価、施策評価の各調書を作成するシステムでありまして、システムを利用することで記入用の調書取得から登録・承認までの操作を行うことができるということで、各事業の進行状況を部や課で一元的に管理共有することができるというものであります。あとで、部長、それぞれの評価シートとかいろんな形の資料を、部長にあげますので、一応、検討はしていただきたいと思います。これについては、いろいろ事務事業評価についても、それぞれ一長一短があって、各自治体それぞれ皆違うと思うんです。これを佐伯市にあうような形で、ぜひ毎年度、この事業評価をしていただくような形に進めていっていただきたいというふうに思っております。

これについて、市長、どうですか。あなたの考え方を聞かせていただきたいと思いますが。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私の考えということで宮脇議員に対して、今こうした評価を出すことについて、先ほど言った職員のそうした中で啓蒙を図るということであるし、また私どもにとりましては、今回、第1期初めの総合評価の検証ということでさせてもらいました。

現状の中では、行財政プランについてチェックをしていくということで、これは毎年やらせていただいていますし、また次年度等の予算についてもやらせていただいています。

先ほど言いました外部についてということですが、私どもも地域審議会、これははっきり言って外部の方ですので、そうした部分の評価を受けるのも外部評価だと思っております。



それは、担当の中でも、どれが外部評価とかといえば、自分方の委員がそうした評価に当たってない分がありますので、また、今やっております各地区で事業仕分けの問題とか、いろんな幅の広いことがありますので、総合的に私のこれは内部的にどうしても無理だということになれば、そっくり外部に委託するという心がけはしております。そうした中で、市民のためにどう計画を進めどう使うかということが私たちの役目でございますので、そうしたことも、これからの中の一つの考えとして持っていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） 市長から、外部評価についてのこともお話がありました。

外部評価そのものについては、なかなかまたどういう人を評価員にするかとか、大学の教授をするかとか、いろいろな人選等あるうかと思っておりますので、ここらにはぜひ検討していただきたいと思っておりますし、この制度を導入することで、意識改革の促進につながるということでありまして、市のほうとしては行財政改革の一環で、人事考課制度、これは今試行中でありますから、これも職員の意識改革という形でやっておられますけども、意識改革というのは、片方だけでやらずに、やっぱり逆のほうからもいろんな多面的にやっていくほうがより効果があるのかなあというふうに思っておりますが、そこを一つ、ぜひともこの制度を確立させていただきたいというふうに思っております。

それから、次に、この検証結果について、公表する予定があるのかということをお尋ねします。この総合計画策定に当たって、本市のまちづくりは、市民と行政の協働体制を構築するとうたわれており、これはすべて市民に公表すべきと思っておりますけれども、考え方をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 検証結果の公表についてでございますけども、後期基本計画を作成するための資料として策定したものですから、これは既に佐伯市の公式ホームページで掲載しておりますけども、今後その旨、市報へ、皆わかりやすい、ここに掲載していますよという旨の市報へ掲載する予定であります。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） この件については、これで終わりたいと思っております。

次に、検証結果と総合計画プロジェクト事業との整合性についてということでお尋ねしたいと思っておりますが、この整合性というのが適切な言葉かどうかちょっと私も迷ったんですけど、こういう形でまず挙げております。

まず、アとして企業誘致についてということで質問をしたいと思います。

産業振興の個別目標の考え方として、東九州自動車道佐伯インターの開通により、今後、購買力の流出が加速する恐れもあり、さらに基幹産業である造船業が好調な工業面においても全体として依然、厳しい状況を脱しておらず、若年労働者の就業機会は停滞傾向にあることから、このような状況を解消するため、企業誘致を積極的に推進するというふうにありますけれども、確かに、企業誘致の実績としては、IT企業2社とそれからまた中国木材、それからサニープレイスファーム、それに住友林業等の誘致が実現しておりますけども、工業用地のストックにも積極的に取り組んでいるのは、評価をしているところでありますけども、しかし、それでも雇用の拡大に至っていないのが実情であります。

そこで、東日本大震災で太平洋セメントの大船渡工場が大打撃を受けたのを知り、市民の

多くが、また佐伯工場での再興を期待した人も多かったんじゃないかというふうに思っております。また、医療機器メーカーの川澄化学工業、これもタイ工場に2工場あるんですけども、1つの工場が大洪水で浸水被害にあって、現在、操業ができない状況が続いております。

誘致に向けてのこの2社に対して、アクションを起こしたのかどうかをお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 宮脇議員のお尋ねの企業誘致の中で、東日本大震災またこうした天災における体制の中で、私どもに関連があります会社への訪問ということで、これにつきましては、太平洋セメント大船渡工場につきましては、東日本大震災によって被災し、セメント生産を停止いたしておりました。企画商工観光部長らが、被害状況等見舞いを兼ねて、4月中旬東京本社に訪問した際、5月中旬から瓦れきの受け入れを開始し、セメント生産開始は、11月中旬を目標とするとのことでしたが、私も7月に、太平洋セメントの本社を訪問し、副社長にお会いしました。また、私どものほうから、県の東京事務所に派遣しておる職員も一緒に伴って、そうした中で、お見舞いを申し上げるとともに、これからの体制の中で、佐伯工場がすぐ再開できるかどうかというお話をさせていただきました。

大船渡工場については、現況の中で、早急に今のつくっているセメントが佐伯とちょっと違うということであり、また必要なダムや橋脚などの工事で使うということで、これが唯一ここが生産しているので、これにつけての生産は、その地域でまた全体的には約6割を占めているそうですので、こうした特殊事情もあって、大船渡工場をそのまま早急に再開したいということで、佐伯市への再開に至らなかったということでございます。

また、10月からいろんな中で御存じのとおりタイのほうで、大きな水害が出ております。この中で、私どもも、川澄化学につきましては、タイにある2つの工場のうちナワナコーン工場が10月13日から操業を停止し、20日になって工場に浸水があり、現在も生産を停止しております。同社は御存じのとおり、医療機器という人の命にかかわる製品をつくっている関係上、必ず製品を供給する責任がありますが、また早い段階での国内工場、佐伯市と豊後大野市で代替生産に向けて準備を進めておりました。

私も先月、お見舞いを兼ねていく予定でしたが、ちょっと時間等の都合で行けなくなりましたので、また今後ともそうした中でとらえていきたいと思っておりますが、特にこうした製品については特殊製品であるということで、また川澄のほうも私どもも、1月にお見えになるということで、そうした中で必要とあればその用地の確保を、佐伯における生産の方向もいきたいということで、そうした中で、この2社については、そうしたアクションをとり、また一つにはもうすぐ上京したときに、お見舞い申し上げます。以上です。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） 市長から、太平洋セメントの佐伯工場再興ということについては、もうそれはできないと、大船渡工場で再興するんだという話は、私も以前聞いておりましたけども、一応、佐伯市としてどういうアクションを起こしたのかということを知りたいわけでありまして。

次に、川澄化学の場合、企業誘致というのはなかなか難しいんですけども、今、世界一高い法人税45%ですか、それに円高の長期化とさらには国内に比べてタイのほうは安い人件費ですから、それを求めてやはり日本の企業が海外へシフトをする企業が多いわけですけども、

誘致活動も、実際は厳しい状況だろうということは私も認識はしているんですけども、そう  
は言っても、アクションを起こすということは大変大事なことだろうと思います。特に、川  
澄化学の場合は、現に野津町に約20億の投資をして、150人の雇用を確保したというふうな  
ことですから、これについてはやはりぜひ佐伯に持ってきたかったなという気がしてありま  
すけど、もうこれは済んだことですから、次に、そういった佐伯市は宮崎県と一緒に、医療  
のメディカルタウン構想ですか、こういう形で大分県と宮崎県がこういうことを特区として  
やるわけですから、ぜひ、こういった医療機器の関連会社も企業誘致に向けて頑張っていた  
いただきたいというふうに思います。

そしてまた、これは余談ですけども、タイは、法人税が7年間無税なんですね。固定資産  
税も無税というふうなことから、どうしてもやっぱり海外にシフトするのは、企業は当  
たり前の話なんですね。我々、佐伯市も、優遇税制というのは持っておりますけども、法人  
税については初年度だけです。そしてまた固定資産税も3年間の課税免除があるだけと、  
あとは企業支援についてはいろいろ制度はありますけども、ここらについて、法人税ある  
いはまた固定資産税の課税免除の期間、これを延長するような形はとれないのか、そこら  
はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 最初に、先ほどのアクションの中で、太平洋セメントにどのようなアクシ  
ョンをしたかと言いますと、原発事故があったと、これについて火力発電が非常に多くなるん  
じゃないかと、火力発電の残渣の処理が佐伯工場ですら今までできていたもので、そうしたセメ  
ントに対する工場の再開ができないかというアクションを起こしております。

そうした中で、現在も、これは関西電力の舞鶴のほうの工場からその石炭灰を佐伯工場に  
集めて、そして今、津久見に一部を持っていくということでもありますので、今後についても、  
全国的な原子力の問題があるので、そうした中で佐伯工場しかそうした工場能力を持ってい  
ないということでの、そうした意味でのアクションをさせていただきましたが、なかなかま  
だ返事がかたかったということです。

それから、今言いました企業誘致に対する考え方、現在、御存じのとおり、木立地区に用  
地造成をしております。これをどのように運用するかということは、やはりそのときの条件  
で、現在ある規定に基づくことを限定せず、柔軟に対応してなければならぬかと思ってお  
ります。現在ある工場が、佐伯市に入りたいという中で、賃貸料の問題とかいろんな問題も  
出ていますが、これについても、今まで以上の形のアクションを起こして、優位な状況で今、  
1本の誘致をしております。

また、議員のほうから全般的にお話ありました地域における企業誘致の中で、地域として  
別個に補助できた、例えば森林組合の宇目工場、増員が大体80名ぐらいですね、あの工場が  
動いてやっているということで、一つの企業誘致以上に地元産業に力を入れることについて  
は、それだけの雇用を生み出したという実績もありますし、先般も興人のほうが第2工場を  
また、発酵部門を強力にするということで、またここも職員の増があると、市内にある企業  
に対しても、やはりそうした中で、私はやっていく必要があるということで、ただ外部に目  
を向けるのではなくて、そうした内部的な発想も、いろんな中で取り組んでいきたいと思っ  
ております。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） 今、市長のほうから、外部に向けた企業誘致でなくて、地場企業の支援も十分にやっているんだということでもありますので、その点についてはまた、どんどん地場企業の支援も十分に行っていただきたいというふうに思っております。

それでは次に進みたいと思います。

佐伯港の利用促進についてということで、女島地区の水深14メートル岸壁について、平成25年度中の供用開始、県のほうにお伺いしたところ、25年度末か26年度の初めになるだろうということですが、供用開始が予想されるわけで、これに対してどのような施策を佐伯市として考えているのかということをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐伯港湾の利用の促進ということで、水深14メートルが25年度中に供用開始の予定をされるということでありましたが、当初、これが基幹産業でありましたパルプとセメントを基本的に考えて、この14メートルをやっておりました。こうした中で、企業の転換や事業規模の縮小に、佐伯港の貨物量は非常に減ってきております。

こうした中で、佐伯港に関係する企業・団体の実務者17名により、佐伯港利用促進研究会を組織し、佐伯港の利用促進について検討いたしております。検討の中では、貨物量をふやすために、港湾利用型企業を誘致するしかないという結論に達しております。

また、こうした中で、研究部会の結論を受けて、大分県港湾経営室や企業立地推進課とも連携して、港湾を利用する可能性のある企業を訪問するなど誘致活動を行っているところで

す。

また、14メートル護岸ができることによりまして、現在、私どもが国土交通省に対して、総合運動公園の近くに追加インターの要望をしておりますので、これをうまく連結すれば、海と陸との連携が非常に近い地域になるということと、つないでいる道路についても、大型トレーラー等が非常に運行しやすいカーブの少ない道路だということで、これについてはいろんな評価を受けております。このためには、バックヤードの問題も出てくると思っております。

またそれ以外に、私ども今、食と観光ということをやっておりますが、外国航路がちょっと手元に調べたところ、昨年度、海外のクルーズが118回寄港しとるわけです。その中で、順番を見ますと、一番多かったのが博多が55回、長崎が19回、鹿児島が17回、ここに細島が12回入とるわけです。それから別府が9回、宮崎港が6回が予定されているそうです、来年度。こうしたことについては、先般、私もこの港湾の関係で行ったときに、こうしたクルーズ船をしている大阪のほうの社長と会ったときに、別府に寄港して佐伯に寄ることはできますかと、この14メートルができればということであつたら「14メートルあれば十分です。」と。高速とつながれば、別府に寄って佐伯で乗せるか、佐伯でおろして別府に行くか、そうしたことも考えられるということで、これも一つの港湾の利用だと思っておりますので、これも今いろいろ調べてみますと、これが118回来ているわけですが、来年は大体150回、また国内からもそうした国内の瀬戸内を通ったそうしたクルーズ船も、別個の形で、ただ貿易とか物流だけじゃなくて、そうした部分も私は今後とも必要かなと、そのようにも考えております。以上です。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） 市長から、今後の佐伯港の運営について説明がありましたけども、確かに

貨物量については激減しているというのが実態だろうと思います。パルプもだめ、そしてまた太平洋セメントの撤退によってセメントも石炭もだめというようなことで、大きく減少している中で、やはり先ほど市長が言うように観光客船の誘致も必要かなというふうに思っております。

そしてまた、これから先、貨物量が増大すれば、道路の整備も必要ではないかなというふうに思っております。南インターとの関連で、どういうふうな形になるか、ちょっと私は想像できませんけども、そういった形で供用開始に向けて早急にそういった形で手を打っていただきたいということをお願いして、この件については終わりたいと思います。

次に、スポーツによる交流の推進ということで、この基本構想の重点プロジェクトの中で、スポーツにより交流を推進しますということで、その中で、総合運動公園等のスポーツ施設の整備を行いスポーツのキャンプ地として取り組みます。これにより多くの人を受け入れるとともに食とツーリズムを組み合わせたスポーツによる交流を推進しますということが、これにうたわれているんですけども、これについて、具体的な考え方といいますかそういうのがあればお聞かせ願いたいと思いますが。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、スポーツによる交流の推進についてということについて、お答えをいたします。

キャンプ地としての取り組みについては、練習しやすい環境を整えるため、佐伯球場に屋外ブルベンの新築を行いました。また、同外野の排水改良工事を行い、今年度は陸上競技場のオーバレイの工事等を行っており、スポーツ施設の改善に努めております。

直接現地に赴いての誘致活動というのは行っておりませんが、去年は、福岡・折尾愛真高等学校テニス部です。それと九州国際大学の野球部、韓国の、発音がいいかどうかわかりませんが、<sup>ソンギョングン</sup>成均館大学、これは硬式野球部です。それと<sup>キョウリン</sup>杏林大学の硬式野球部からキャンプに来ていただきました。

プロ野球等の人気スポーツのキャンプ誘致については、近年受け入れを目指す地域も多いことやプロチームの誘致には、整備された芝のあるグラウンド、交通アクセスが便利、充実した宿泊施設が近くにあるなど、誘致の条件が厳しいことが上げられます。一方、大学のチームは、プロ野球ほどの条件を求めず、プロや社会人の合宿に比べ、景気の動向に左右されず時期の融通も利くので、安定した施設利用が見込めると考えております。

今後は、高校・大学チームなどを中心に、キャンプ誘致を働きかけるとともに、組織的な誘致活動や地域が一体となった受け入れ体制を整えていくことが不可欠であると考えておりますので、官民が協力し誘致の取り組みを行っていききたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） 今、福泉部長から、野球場に関して、大学や高校生のキャンプはあるということで、プロ野球の誘致については厳しいんだというお話でしたけども、ことしの春だったかな、市長にも副市長にも教育長にも私は同じところで、実は、国際スポーツ財団の原田理事長とお話しする機会がありまして、雨天ピッチング練習場をつくっていただければ、韓国のチャンピオンチームサムスンあるいはまたそれと同等のプロ野球チームを10年間誘致することを約束できるということだったんですけども、これについて、県産材でつくったらどうだろうかとかそういう話はしたんですけども、それ以後、何も前に進んでいないという状

況でございます。

したがって、要は雨天練習場を、今のピッチング練習場5人が投球練習できる場所がありますよね。あそこに雨天練習場をつくったらどうかというふうに思っています。そうすることによって、つくる前段でつくるのが約束できれば、韓国のプロ野球とも、10年間キャンプ地として入りますよという契約もできるということ、原田理事長も言っていました。

例えば、今回、また杏林大学、佐伯のほうにキャンプを張りたいということで、雨天練習場がないということで弥生のゲートボール場、屋外の練習場を使わせてほしいというようなことも言われておりますけれども、ここは、当時、ゲートボール協会が、大分県のゲートボール協会を通じてB & G財団のほうに、申し出をしてつくった経緯がありまして、なかなかそこがゲートボール協会との話がうまく進んでいないのが現状ではないかと思うんですけども、去年は、たしか杏林大学に使用させていただいたということですけども、そこらも含めて、またゲートボール協会とかそちらのほうでうまく調整を図っていただければというふうに思っております。

それが、ことし弥生をどうのこうのじゃなくして、佐伯のほうに総合運動公園の一角に雨天練習場をつくれれば、そういうことも解消されるんじゃないかと思うんです。したがって、雨天練習場をつくるかどうか、そこら部長のほうの見解をお伺いしたいと思います。これについてはまた、後ほど河野豊議員から詳しくまた質問があるかと思しますので、私はこの程度で。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 宮脇議員おっしゃるように、私もこの11月に濟州島の議員連盟というところの方がおいでになって、いわゆる練習試合というのをやる中で、その濟州島の方と一緒に話を聞きました。確かにそういったお話もございました。そのことについては、当然市のほうとしても考えていくだけのことはあるのかなというふうに個人的には思っております。

ただ、今からの交渉の中で、考えて当然そのことが可能かどうかといったものを検証する必要がありますので、そういったことをまた含めてお話があれば対応していきたいというふうに考えています。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） あのですね、悠長なこと言ってられないんですよ。こういう話があるときに即やっぱり対応しないと、もうどこかへよそのキャンプ地に取られてしまいますから、こういうのは早く決断をしてほしいなというふうに思います。

特に、韓国のチャンピオンチームですから、人気も高い球団です。そうするとやっぱりここでキャンプを張るということになると、韓国からもファンの方がたくさん来ますから、ここでやっぱり食の観光という形で売り出すことも必要じゃないかなというふうに思っております。これについては、あとはもう河野豊議員のほうにバトンタッチするというので、これで終わりたいと思います。

次に、地域医療体制の充実についてということで、離島対策と救急搬送体制の充実についての考え方はということで、お尋ねをするようにしていますけど、確かに地域医療の面では、今回、医師不足の中で米水津の診療所指定管理を今年度したということは、私は評価したい

というふうに思っております。

ただ、離島対策、私は先般、大入島のほうに議会報告会、2回続けて大入島のほうに行っただんですけども、大入島は、診療所は週に3日しか診療していないということですし、夜間はまるで医師がいないということで、やっぱり夜間の救急搬送体制というものを強くやっぱり求めておりました。

特に、救急車の搬送について、日中ですとフェリーがちょうどタイミングよくいけばあれですけども、夜間になるとフェリーも出ないということで、救急車を置いて隊員が臨時便で大入島へ向かうという形をとっていたんだろうと思うんですけど、なかなかそこがうまくいかないということで、そこらをしっかりとした形の搬送体制を築いてほしいというふうな要望もありました。

そしてまた、佐藤元議員と清家議員がドクターヘリのことを質問され回答いただきましたけれども、ドクターヘリあるいはまた防災ヘリについては、夜間の運行というのはできないと思うんですが、そこらも含めて、それとあわせてこの出動する場合、救急車も同じですけども、案外救急車を出動させなくてもいいような患者を搬送したりというようなこともあると思うんです。タクシーがわりと言ったら悪いですけども、そういう形でドクターヘリにしろ消防防災ヘリにしろ、やはりそういった出動基準というものもあるんじゃないかと思うんですけども、そこらをお聞かせ願いたいと思います。

そして、この基本構想の中に、地域医療のところ、特に地域の診療所と医師会の連携を深め、情報通信システムを活用した遠隔地の診療体制の確立をするんだと、整備をするんだということがうたわれておりますけれども、まだ依然としてその方向にはなっていないですね。これについて、どういうふうな形で、何か聞くところによると、蒲江の御手洗病院がそういうシステムを使っているということなんですけども、そのシステムそのものもいろんな三通りのシステムがあるようなんですけども、これについて今後どういうふうな形で進めていくにかということをお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 冒頭お断りがございまして、余りにも表題が考え方という形で、私たちもる協議していろんな案をつくってきたんですが、今、宮脇議員から防災ヘリの考え方とか遠隔地ということで、改めて具体的なことということで今までの経過を踏まえまして、先ほど御手洗病院さんは、南海病院さんとリンクされておるということで、この市内に御案内のとおり8診療所があります。要するにへき地診療所ですね、この地域医療の充実というのは、私に限らずやっぱりドクターの確保、これがなくてはならぬ施策だと思っています。

る協議しまして、先ほど指定管理という話も理解していただきましたけど、来年度初めそういうところもまた計画しております。そういうへき地医療というのは、やはりドクターの確保、ほとんど平均しますと1日に15人から20人ぐらいの診療所でございますが、これは、地域のために絶対なくてはならない安心・安全の生活を送るための最低のベースだと私は認識しております。そういうことでありまして、医師確保というのは、非常に御案内のとおり難易度があります。県の力をお借りしつつ、またそういう委託制度を取り入れて確保に努めておるような状況でございます。

先ほどヘリの話があったんですが、私も素人で全くわからないんですが、ヘリというのは有視界飛行でなければならないという個人認識を持っておりますし、夜間がなかなかという

のは、やっぱり航空法に違反するかというのはちょっと専門ではないんですが、なかなか緊急以外は日常的なちょっとした緊急というんですか足をけがしたとか、大きな災害は先ほど議員さんからありましたけど、やはりちょっとした1人でヘリを要請するというのはなかなか困難かなという認識を持っております。以上でよろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 宮脇議員の大入島フェリーの臨時便の件なんですけど、うちが受信しますと、私たちは医者ではありませんから程度はわかりません。臨時便を出して島へ向かっております。そして議員が言いましたように隊員が船で島に向かう。それは年に1回のドック入りしたときに向こうに公用車を置いて現場に向かって、現場から島まで来て、島から普通の船で渡って救急搬送しております。以上です。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） 地域医療については、最後に清家好文議員が詳しく質問をされると思いますので、そちらに託して、きょう私はこれで質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、宮脇議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時36分 散会



平成23年 第7回

# 佐伯市議会定例会会議録

第4号 12月7日

# 第7回 佐伯市議会定例会会議録（第4号）

平成23年12月7日（水曜日） 午前10時00分 開 議

## 出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榭田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
29番	御手洗秀光	30番	清家儀太郎

## 欠席議員の氏名

28番 上田 徹

## 説明のため出席した者の職氏名

市	長	西嶋泰義	副	市	長	山本清一郎										
副	市	長	塩月厚信	教	育	長	分藤高嗣									
総	務	部	長	内田昇二	財	務	部	長	井上勇							
企	画	商	工	観	光	部	長	浜野芳弘	市	民	生	活	部	長	染矢隆則	
福	祉	保	健	部	長	清家保賀	建	設	部	長	高瀬精市					
上	下	水	道	部	長	笠村由喜	農	林	水	産	部	長	坪根大吉			
教	育	部	長	福泉慶一郎	消	防	長	平井栄治								
次	長	兼	総	務	課	長	田村智	次	長	兼	財	政	課	長	岡本英二	
次	長	兼	企	画	課	長	飛高彌一郎	防	災	危	機	管	理	課	長	久保田与治郎
工	事	検	査	課	長	坂本学	庁	舎	建	設	推	進	室	長	平野賢二	
商	工	振	興	課	長	飛高勝則	次	長	兼	清	掃	課	長	廣瀬勝彦		
次	長	兼	都	市	計	画	課	長	永田亀男	社	会	福	祉	課	長	江藤聖嗣
保	険	課	長	平山和也	施	設	管	理	課	長	川井博文					
水	道	工	務	課	長	小川哲弘	水	産	課	長	森三千年					
学	校	教	課	長	都留俊之	生	涯	学	習	課	長	福島裕子				

スポーツ振興課長 大神孝雄 学校教育室長 緒方勝彦  
消防総務課長 中川牧義

議事日程第4号

平成23年12月7日(水曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成23年第7回佐伯市議会定例会第9日目は  
成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き、通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、清田哲也君、2番、河原修仁君、3番、芦刈紀生君、4番、矢野哲丸君、5番、榊  
田穂積君、6番、井上清三君、以上の順序で順次質問を許します。

4番、清田哲也君。

4番(清田哲也) おはようございます。4番、平成会、清田哲也です。

通告書に従いまして、一問一答方式にて一般質問をさせていただきます。

まずは、中学校教育についてでございます。

その中でも、まずは、中1ギャップ解消のための小・中連携施策についてお伺いいたしま  
す。

中学校に入学した途端に、不登校やいじめが増加、学習意欲も低下していくという現象を、  
総じて中1ギャップと呼んでおります。新潟県教育委員会が名づけ親らしいですけども、原  
因といたしましては、学校環境の変化、教科担任制や部活動など、小学校とは異なった日常  
に対する適応がうまくいかないことや、対人関係や思春期特有の身体的変化、自己意識の高  
まりなど、外的要因がもたらす部分と、子どもたち一人一人の内面的な要因によるものなど、  
一概に原因を特定することは困難と言われております。

このように、原因が多岐にわたりますので、これという特効薬的な解決策はなかなか見出  
すことができませんが、一つの方向性として、小・中学校の連携が挙げられておりますが、  
現在、本市が行っている中1ギャップ解消のための小・中連携施策について、まずはお伺い  
いたします。

2点目といたしまして、その具体的な取り組みの中で、例えば、次年度入学生、現小学校  
6年生になりますけども、その児童の情報の共有化などは有効であると考えます。仮に、い  
じめなどの事例が小学校で存在した場合に、事前にその情報を共有化することにより予防措  
置が可能になると思われますけども、このような具体的な取り組みがなされているのかとい

うことを2点目としてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） おはようございます。

それでは、清田議員の御質問にお答えしたいと思います。

佐伯市におきましては、小学校から中学校になった途端にいじめが急増するということはございませんけれども、中学校になると不登校が増加するという傾向はございます。

そこで、小・中学校の教職員が教育理念を共有し、小・中学校間の連携・接続の改善を図るため、今年度、新たに「小・中連携推進充実事業」を立ち上げまして、全中学校区で地域や学校の実情に応じた小・中連携の取り組みをスタートさせております。

特に、従来行われております5中学校区の小・中一貫教育に加えまして、彦陽中学校、それから鶴見中学校、米水津中学校、蒲江翔南中学校の四つの中学校区の小・中学校を、そのモデル校として指定をいたしまして取り組みを行っているところでございます。

この事業の目的は、大きく三つございます。

一つ目に、中1ギャップを生まないこと、あるいは解消をすること。それから、二つ目に学習指導、生徒指導をさらに充実させるということ。それから、三つ目に子どもたちの一人一人の9年間の学びの連続性を保障するという目的でございます。

取り組みの内容としましては、小学校同士の6年生の交流を図るということ。それから、6年生の中学校への一日体験入学をするということ。それから、中学校教員による小学校での出前授業をするということ。それから小・中学校の教職員による互見授業、つまり互いに授業を見合うことでありますけれども、そういうことであるとか、児童生徒に関する情報交換会の開催等、さまざまなことが行われております。

例えば、蒲江地区におきましては、今年度8月にマリカルチャーセンターで六つの小学校から6年生が参加をしまして、英語活動であるとか調理実習等を行いました。11月には、2回目として蒲江翔南中学校で理科と英語の授業を受けたり、ドッジボールをして交流を深めたりというようなことを行っております。

また、先生方による学習や生活の決まりを見直して、小学校と中学校の決まりの見直しをすることにより、指導の統一性を持たせるというようなことも取り組んでいるところでございます。

それから、二つ目の御質問に対してでございますが、次の年度の入学生、つまり現在の小学校6年生の情報の共有化につきましては、従来から小・中学校間で小学校の卒業式の実施をしておりますクラス編制等に、そういった情報交換をすることによって活用しているところでありますけれども、中には夏季休業中のころから特別支援教育に係る情報交換会等を開催している中学校区もございます。

中学校に入学してくる子どもたちのことを入学前から中学校の教職員が知っておくということは、非常に重要なことでありまして、特に、特別支援教育の必要な子どもについては、そういった学校の体制づくりを行っておくということが大事になってくるというふうに考えております。そういう意味で、小・中一貫教育に取り組んでいる5校の取り組みというのは、佐伯市内の現在のモデルとなっているところでございます。

先ほど申し上げましたように、本年度はすべての学校で小・中の連携を強化しているところでございますので、今後は、小・中学校の連携・接続の改善を図りながら、子どもたち同

士、また、教職員と児童生徒の望ましい人間関係を築いていくということによって、不登校の児童生徒や問題行動の発生が減少するばかりでなくて、そのことが学力の向上であるとか、あるいは、豊かな心の育成に効果があるものというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 今のちょっと答弁の中で御質問させていただきますと、いわゆる中学校に入学した途端に、いじめが急増するという事例はないということでした。けども、不登校はふえる傾向にあると。じゃ、その不登校の原因は何なのかなということちょっと1点お伺いいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 不登校の原因は、先ほど清田議員も触れられておりましたが、まずは、中学校に入ってからの不登校が起きるとこの原因を考えてみますと、やはり小学校と中学校の学校システムの違い、これが非常に大きいのかなと。

一つは、小学校は学級担任制をとっております。中学校は教科担任制ということで、先生が1時間1時間代わっていく、そういったシステムになかなかない、なじめない子どもがいるというようなこともあるし、それから、多くの小学校が一つの中学校に集まってくると子どもたち同士の間関係づくりがうまくいかない場合とか、あるいは中学校においては、小学校と比べまして学習内容が格段にふえてきます。スピードも速くなります。そういった学習面でのおくれというか、ついていけない子どもたちも出てくるというようなこととか、さまざまあるのではないかなと考えております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） その点は、了解いたしました。

そして、先ほど、また答弁で申されてました卒業式後に、おおむね行われている情報交換ですかね、その中で、いわゆる仮に例えば何がし小学校の6年何組で、実はこの子とこの子が、いじめとは言いませんけども、ちょっと相性が悪くなったと、仲たがいでグループが分かれてしまったとか、そういうとこまで踏み込んだ情報交換がなされているのかということちょっと具体的にお答え願います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。

今、おっしゃいましたように、子どもたちの日ごろの生活の状況と、そして学習の状況、人間関係、そのあたりが一番中心になってくるかなというふうに思います。ですから、一人一人の子どもの人間関係がうまく余りいかないと、中学校で。そういう場合には、やはりクラスを別にするというようなことで配慮をしているところでございます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） ちょっと聞いて安心しましたけども、また、そういういわゆる情報交換の指導というか、教育委員会のほうから各学校にまた徹底していただいて、的確に各校とのどの校区とも万遍なく実施されたいことを希望します。

次の質問に行きます。

続きまして、部活動施策の充実ということで質問いたします。

部活動が青少年の健全育成に果たす役割は、広く認められていることではございますが、このことは、学習指導要領の中にも学校教育活動の一環として位置づけられていることから

うかがえます。

したがって、佐伯市内すべての中学校区において、すべての生徒に平等な部活動環境が与えられるということが望ましいというわけですが、長期総合教育計画での指摘にもございますように、生徒数の減少による部員数の確保は困難であると。また、部活動指導ができる教員の不足等に起因しまして、すべての中学校が均等に部活動環境を維持することが困難になってきているのが現実であろうと思います。

皆さん、ちょっと想像していただきたいんですけども、例えば、野球を一生懸命やってたと。でも、自分が入学する中学校には野球がない。これは野球に限った話じゃないんですけど、女子柔道であるとか、ひょっとしたらバレー部がない学校もあるかもしれない。そういう現実がですね、実際ある中学校区がもう存在していると思います。これ、私は仕方ないで終わらせてはいけないんじゃないかと思っております。

一つの解決の方向として、例えば中学校を一つ、単独の中学校で部の維持が困難であるということであれば、隣接する2以上の中学校で一つの部を共有するというようなことも考えていくべきじゃないかと思っております。一つの部を2以上の中学校区で共有することで生徒間の交流も深まりますし、保護者を初めとする地域間の交流も深まることで、将来的に控えている学校統合にも、いい効果をもたらすと考えますが、いかがでしょうか。

次、2点目としまして、現存している部活動への新たな支援施策についての質問です。

おおむね、どこの部も多忙な教職員の皆様方が顧問を務められておると思っています。外部コーチの派遣等の支援の制度はありますけども、現状を見るに十分に行き届いているとは思いたいがたいと思われます。外部コーチが派遣されてきたとしても、顧問の先生は活動中不在というわけにはまいりませんし、本来の仕事である学級運営、授業などをおろそかにしてまで部活をするというのも本末転倒の話であると思います。

そこでですね、多忙な教職員の業務と部活動の充実のはざまを埋める新たな施策を考える必要があるかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。

中学校の部活動についてでございますけれども、中学校の部活動につきましては、子どもたちがスポーツや文化に親しむことを通しまして、生徒の自主性を伸ばし、責任感や連帯感等をはぐくむものであります。

本来、生徒が好きな種目を選択して行うということが望ましいわけでございますが、御指摘のように、生徒数の減少ということがありまして、団体のチームを編成することができないという事態が、もう多々発生しているところであります。

今の議員の御指摘のように、隣接の中学校同士が連携をするということは、中学校の体育連盟の規約によれば、その学校に部として存在しており人数が足りない場合、合同チームとして大会参加が可能でございます。しかし、部がない場合には、他校の部活動に参加をしたり大会に出場したりということではできないようになっております。個人種目については、中学校体育連盟に事前の登録をしておくことで出場が可能になります。中学校の部活動として活動する以上は、中学校体育連盟の規約に沿って運用していくことが望ましいというふうに考えております。

それから、二つ目の部活動への支援ということでございますが、現在、一つといたしまし

て、県体予選であるとか、県体とか、新人戦とか、県の新人戦という大会における生徒の移送費とか引率教員の旅費の補助等を行っているところであります。

今年度から、特に中学校体育連盟の試合のための補助を、すべての中学校区に適用するようにしております。これは、金銭的な支援でございますけれども。また、専門の指導者がいない場合には、県の地域スポーツ人材活用実践事業というものを活用しまして、現在、5校の中学校に、野球、ソフトボール、ソフトテニス、バスケットボール、水泳、剣道の6名の外部指導者を派遣しているところでございます。

新たな支援策ということでございますが、今のところ、まだそこまで行きついておりません。各学校の現状を把握しながら、生徒にとってよりよい望ましい部活動ができるように、これから取り組んでまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 中体連の規約について触られておりましたけども、恐らくその中体連の規約というの、今のような生徒数の減少等を想定した規約ではないんじゃないかなと想像をするわけですけども、また、その規約の改正等を求めるとか、その規約の中でやっていくのであれば、人数は足りないけども、とりあえず部として登録しておく。当然、それは隣接の中学校区との合同の参加を前提として一つの部をつくるとか、やり方は何ぼでもあると思うんですね。

それと、あと指導員の件ですけども、これ他の自治体の事例ですけども、東京都世田谷区、ここは地域の人々が、その中学校区に住む地域の一般の人々が、その中学校長に申し入れをするんですね。私はバスケットを指導できますよ、陸上できますよと。そして、校長名で委嘱状を出すそうです。そして、校長が都の教育委員会へ登録ということで、約、今、458名の指導員が世田谷区だけで登録されているそうです。

そして、その指導員が部活動指導をしている間は、顧問の先生不在で結構と。ただし、連絡をとれる体制だけはしとってくださいと。それは、今の時代、携帯がありますので容易にできるはずなんです。ただ、ちょっと詳細のもし事故があったときにどうなるかとか、そこまでの細かいところはちょっと調べるに至りませんでしたけども、実際、そういうことで運用されているそうです。

これの利点としまして、いわゆる競技人口の指導者が少ない競技であるとか、あと教職員の負担が減らせるとか、そういうメリットがあって、大変教育現場から、あと保護者、生徒からも好評を得ているということをお伺いしましたので、そういう中体連の規約に縛られる部分もわかりますけども、こういう他市の事例を見ながら新しい制度充実の施策を、ぜひ検討・研究して実施していただきたいと思っております。

次に行きます。

次は、給食費の未納問題に関してでございます。

これは、過去に質問しておりますが、当時の答弁は、特定滞納者37世帯に督促状を送付、改善が見られない世帯には裁判上の請求に移行するとの答弁をいただいております。その後、若干の修正がございました。法的措置に移行する前に、もう一段階の手順を踏むとの報告を受けまして、それが終わり次第、法的措置に移行するというところでございました。

ちなみに、私のこの一般質問は平成21年の6月でございます。給食費収納向上委員会の当時の委員の皆様も、同じ見解だと思っております。その後もですね、何人かの議員の皆様が一般質

問をされました。

その中で、昨年6月で矢野精幸議員が質問しておりますけども、その答弁の中でも、給食費収納向上委員会からも法的措置への移行指導をされているから、どんどんやりますという答弁がございます。最初にやると言ってから既に2年半たっておりますが、一体どのようになっているのか、現状をお聞かせください。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 給食費の未納問題についての御質問にお答えしたいと思います。

現在、佐伯市内の未納世帯につきましては、結構多うございます。ただ、その滞納の理由であるとか家庭の状況等、さまざまでございます。その中で、学校給食室の職員が過年度分の徴収に当たっているわけでございます。そういう中で、分納誓約等に応じて少しながらも納めていく家庭というのが結構ふえてきております。

ですから、いわゆる悪質な滞納者、つまり長期間にわたって滞納をしている、そして催促にもかかわらず払わないという悪質なものにつきましては、6件ほどございます。ですから、全体的に教育委員会の指導というか催促に基づいて支払いをしている家庭が結構ふえてきているという状況の中で、法的措置をとるところまでは、まだ、今、至っていないと。粘り強く電話での督促であるとか、あるいは督促状による請求等を続けていながら、理解を得て支払いをしていただくというように今後も続けていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 教育長、ちょっと見解の相違があるんですけど。恥をさらすようであれですが、鶴岡小学校は多いんですよ。多くて、何とか、特に給食センターが剣崎から弥生に移ったんで、弥生の方に迷惑かけられないということで取り組みをしました。新聞で呼びかけたり、あとは私自身も行きましたけども、1学期に2回ほど、いわゆる悪質と、何ら払ってくださいよという問いかけにも応じない、本当連絡のない滞納世帯、数世帯ですけど、夜、訪問してます。PTAの役員がです。

その現状を見たときにですね、何らかそういうアクションをすると。我々学校の現年度分で行ってますからね、過年度分のほうはやっていただいているんで。行きますと、何らかアクションのある世帯もあります。とりあえず1万円入れますと、学校に持ってきたり、その場でくれるということはしてないんで、学校へ持って来てくださいと。翌日とかに1万、2万は持ってくるんですが、ただ滞納額が5万円とか、そういう7万円とかというレベルにあって、一括というわけにはなかなか、家計もそういう苦しいですけど。

ただ、そういう世帯を見るに当たって、普通に車もあります。携帯も持ってます。子どもも習い事をしてます。もちろん学校側も、例えば御主人が病気でちょっと働けなくなったとか、そういうどうしても経済的な事由があるときは御相談くださいと、事務室のほうに訴えているんですが、そういうわけでもない。結局、その世帯は過年度分もあるんですよ。それで、今、1万、2万は入るんですけど、じゃ翌月入っているかと思ったら、また翌月滞納です。イタチごっこです。

今、教育長は分納の誓約書に応じる世帯がふえたとおっしゃいましたけど、それはこの当時21年6月、一般質問のときに、いわゆる一つの手順を踏みますという、その手順を踏む作業を給食室の皆さんが頑張ってやったからふえているんじゃないかと私は思うんですね。そ



これから2年半たって、このときにも法的措置に行きますと。さらに、昨年6月でも法的措置をやっていきたいということで答弁していらっしゃるんですね、執行部のほうとしては。

なので、教育長のお立場でなかなか答えにくいのであれば、私は市長に聞くしかないんですけども、いわゆる法的措置をこのときに、市がやりますよということを後ろ盾にして、各学校、もう皆さん本当に払わんと大変なことになりますよと、必ずそのまま払わずに子どもが卒業していったって何事もないということでは過ごせませんよということを後ろ盾に、PTAの役員とか保護者が頑張ってやっててですね、そういう現実があるんです。

だから、正直、いついつまでに法的措置をやりますということをしてきたら御答弁いただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 執行部のほうの答弁ということですけども、それは公会計でもございませんで、私のほうでいろいろなことを言うわけにはならないもんがあります。

市のほうとして、そうした関連部分については、御存じのとおり、市営住宅とか税金等、これについては法的処置をとっております。また、税金等についても差し押さえしたり競売したり、そうした中での非常に徴収というんですか、そうした方に対しては非常に厳しい対応ですということ、やはりこれは義務としてやっていただかないかと、そのよう対応で市としてはさせていただいております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 同じ内容ですけど、教育長からも一言。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 法的措置を全くとる意志がないというわけではございません。現在の状況を見ながら、滞納者にできるだけ頑張って働きかけていながら、どうしても無理な場合には、そういったことも視野に入れて動かなければいけないかなというふうには考えております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 多分、無理だと思います。もう何年も滞納がたまってるわけで、本当イタチごっこなんですよ、教育長。だからね、行く家庭には、この間も教育委員会の人を取りに来たよと言うんですよ。いや、それは過年度分ですよと、前の年の分たまっているから、それは教育委員会の方が集金に来るんですよと。我々が来たのは、ことしの4月以降、こんだけたまっておる分を来たんですよと、そういう現状なんですね。

そこで、埼玉県八潮市とか他市の事例をよくよく御存じだと思いますけど、法的措置をやったところは軒並み減っているんですよ。それは、結局、滞納している方々が危機感を持つんです。あっ、これまずいと、やっぱり取られるんだと。それがわかってないから、別に何ら普通に生活できるわけですよ。もちろん子どもは罪がありませんからね、子どもに知らせるといのは、これは本当気をつけないけませんけど、ちょっとそういう親のモラルという部分がかなり崩壊してきておまして、それを行政に頼るというのもどうかと思うんですけど、ただ学校現場だけでは対応し切れないというのが現状でございますので、なるべく早い段階での法的措置、裁判所の督促というのをやっていただきたいと、そのように希望します。

次の質問に行きます。

関連しますけど、公会計への移行ということで、ちょっとお尋ねします。

実際、公会計で給食費を扱っているという自治体は少ないと思いますけども、考え方を考えますと、公平性や子育て支援という観点から見ますと当然のことじゃないかなと、そういう見方もできるわけです。もちろん払わない保護者が間違っていますけども、その保護者のモラルを変える具体的方法があれば、当然、未納なんという問題は当初から起きてないはずですよ。

子どもは親を選べませんから、佐伯で育つ子どもは地域全体で育てるという観点で、公会計での給食費負担を考えてほしいと思います。迅速に法的措置をとって、ある程度の未納額を回収できたら、公会計への移行を考えるべきだと思いますし、そうすることによって、先ほど市長の答弁にもありましたけど、督促、取り立てが、また執行部側のあれで容易になると思う。市税とか公営住宅の使用料とか、そういう形と同じ扱いであるわけですから、そういう部分も有益ですし、さらに、いわゆる給食センターごとの材料費に充てられるわけですね、給食費は。そうすると、当然未納の多い給食センターの栄養士さんは大変だと思います、やりくりが。材料費を買うお金が100人分給食費はつくるんだけど、100人分材料費が入ってこないんですから。

今は聞くと、そういう質が落ちたり、例えばおかずが1個減るとか、そういうことはないと言ってますけど、物理的にこれ無理なんですね。100人分つくるのに100人分の材料費が入ってこない給食センターと入ってくる給食センターは、当然差が出ると思います。これ、いろんな方面にしわ寄せがいくんですよ。材料を納入する業者さんに、本当まけてもらったり、本当質を落としたり、そうするしかないと思う、物理的に。

だから、そういうことで、結局まじめに払っている世帯のほうが圧倒的に多いのに、その何世帯か払わない世帯のために、でも食べる給食は同じですよ、払っている子ども、払っていない家の子ども。そういう不公平感の解消という部分からしても、公会計への移行、先ほどの法的措置も含めてですけど、迅速に考えて実行する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。

公会計への移行をしてはどうかということでございます。公会計を導入した場合、清田議員御指摘のように、いろんなメリットがあるのかなというふうには思います。

まず、メリットの一つ目として、滞納者への法的措置がとりやすくなるということがあると思いますし、会計事務を市のほうが担うということによって、学校への負担が軽減できるということ。それから、給食費の未納分を公費で補てんするようになると思いますが、材料費の確保ができ公正な給食の提供ができるというようなこと等が挙げられるのではないかと、いうふうに思います。

ただ、デメリットのほうもございまして、その一つ目として、公平な給食の提供のために給食費の統一化を図る必要が出てくる。現在、給食センターで調理場、単独校それぞれの給食費に違いが出ております。そういった給食費の統一、あるいは給食日数をそろえていくという必要が出てくる。

それから、二つ目に、給食費の統一のためには食材やメニューを統一する必要が出てくる。公平・公正の観点から。現在実施している地元食材等を通して、各学校が地産地消といたしますが、「生き生き献立の日」等を設けて、その地区ならではの給食等をつくっておりますが、

そういうこともできなくなってくるということがあります。

それから、給食費の未納分を公金により補てんをするということになるために、今よりもさらに保護者の給食費に対する納入意識というものが低下していくのではないかな。今、払っている保護者から、また新たな滞納というのが出てくるのではないかなということも危惧するところでございます。

それから、4点目に事務等の増加による人的コスト増のデメリットも考えられるというようなところで、現時点で、この公会計への移行というのはデメリットのほうが大きいというふうにとらえているところでございます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 見解の相違なんであれですけど、伺ったら、今のほうがデメリットだらけと思うんですね、現状のほうが。公会計にしたときに新たな滞納がふえると言いますが、結局、それは法的措置とか督促をやらないからそうなるわけで、公会計にしたらそれができやすくなるということでメリットでおっしゃってましたよね。だから、見解の相違というのか、どうなんでしょう、認識のあれなんですけど、どう考えても現状のほうがデメリットだらけと思うんですよ。

今のままイタチごっこをやって、今、まさに地産地消とか給食内容の充実というのが給食室の仕事でしょう。過年度分の取り立てなんていうのは、物すごい負担と思いますよ、給食室にとって。そういう部分からしても、本来の給食室の業務をしていただくためにも、給食費の問題、もういいかげん何か思い切った施策やらないと、教育長、このままずるずるいくだけですよ。

滞納は、過年度分はそうやって、今、一生懸命、給食室が回ってくれてるから、回っていないときよりは恐らく幾分回収が進んでいると思います。けど、先ほども言ったように、過年度分を滞納している世帯は、現年度分も滞納するんですよ。それでずるずるいくんですよ。結局何も無いから。たまに教育委員会の人がある、学校によってはPTAの役員が回ってないところもありますよ。うちは回っているから行ったんですけど、1学期に1回来ると。それで、ああすいません、忘れてました。払います。払いますと言いながらも、翌月払っていないんですよ。そういう現状をちゃんと踏まえてですよ、何かもっと前向きな解決策に踏み込むような御答弁いただけませんか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 先ほどお答えしましたように、基本的には現段階では公会計へ移行するという判断は若干つきかねるところなんですけれども、全く考えられないということではございません。今後、その件につきましては検討してまいりたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） いやもう本当、最初の質問から2年半たっています。それ以前からですね、議会でも問題視されてた件ですから、本当ちょっとスピードを持って迅速に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問、市役所新庁舎建設事業についてお伺いします。2点お伺いします。

1点目ですね、9日閉会臨時国会で可決される見込みの被災地以外の合併特例債の延長法案です。吉良議員の質問にもございましたけども、3月の震災以降、合併特例債の期限延長を国に要望した経緯は、佐伯市としてあるかどうかというのが1点。

そして2点目ですが、6月議会で、このとき使用期限の延長等、まだ何も報道されていない時期でありましたが、このときに建設地の変更に関するデメリットをお答えいただいております。解体工事も始まりまして、当初の予定どおり現位置でいくという方針に特段異論はございませんけども、3.11の震災以降、根本的な見直しを何もせず、8月の国会総務委員会での被災地以外での特例債期限延長の附帯決議を受けても何ら情報発信がございませんでした。本当に、この位置で、現在位置で防災機能、また、有事の際の復興拠点としての機能を発揮できる庁舎ができるのかどうか、できるんだという理由を、後の世代の人たちに胸を張って言えるような理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） おはようございます。清田議員の移転の質問に対してお答えいたします。

合併特例債の発行期限の延長につきましては、平成20年度から、毎年、前回も言いましたけれども、全国市長会を通じて、総務省に対し使用期限の延長及び使用範囲の拡大等の提言を行ってきたところであります。今年度も同趣旨の提言を行い、その実現方について要請を行っております。

内容については、合併市町村の振興等に関する提言の中で、合併特例債の延長等について次の4点、要望をいたしております。

まず、1点目であります。東日本大震災の被災市町村においては、市町村建設計画に基づく事業計画が大幅におくれていることが想定されるため、合併特例債の発行可能期間の延長措置を講ずること。また、佐伯がこれですけれども、被災していない市町村においても、厳しい財政事情や東日本大震災の影響を踏まえ、同様の措置を講ずること。

2点目が、公共施設の維持補修等、地域の実情に応じた幅広い活用ができるよう、充当範囲の拡大等、適切な措置を講ずること。

3点目が、合併特例債のうち、基金造成分の発行期限額を引き上げるとともに、償還後において、それぞれの都市の実情に応じて活用できるようにすること。

4点目が、合併特例債の元利償還金に対する普通交付税の措置について、所要額を適切に確保することとなっております。

次に、新庁舎の建設場所につきましては、本年6月定例会での清田議員の東日本大震災発生後の新庁舎建設位置の見直しについての質問に答えたとおりでありますけれども、経済性、早期性、また、まちづくりの観点（中心市街地活性化の関係であります）や、地震その他、あらゆる災害に備えての防災拠点の観点から、合併特例債の使用期限の延長を受けても、現在位置が今のところ最善であるというふうに考えております。

主な理由につきましては、6月議会でも言いましたけれども、改めて、またここで申し上げますけれども、新たに用地を確保する必要がなく、現在の敷地内で早期の建設が可能であること。現在位置での建て替え場合のみ既存建物の解体費が合併特例債の対象となるため、財源的に非常に有利であるということ。

それと、本市のまちづくりは中心市街地活性化事業を主軸としており、市役所はまさにその核となる施設で、その施設が例えば中心市街地地域外に移転するということになれば、本市のまちづくりに多大な影響を与えること。

また、新庁舎は耐震でなく免震構造を採用しており、大地震でも建物がほぼ無傷で、かつ建物内の家具がほとんど倒れないということになっております。さらに、今回の3.11を受

けまして、津波対策として、災害対策本部室やサーバー、電気室などの重要諸室は4階以上に配置するという変更を行ってきたところであります。

これにより、今世紀前半に発生する可能性が非常に高いと言われております東南海・南海地震や、それによる大津波、また台風、洪水、土砂崩れなど、通常の災害、あらゆる災害を想定しても、防災拠点は被害を受けずに本部機能を十分に発揮することができること。

また、新庁舎は災害時の一時避難場所とする計画であり、津波災害では3階以上がその対象であり、避難場所が少ない市街地住民の受け入れができることなどであります。

以上のことを総合的に考えた場合、現在、国会で審議中の合併特例債の発行可能期限の延長法案が成立しても、今回の東日本大震災で被災地の庁舎が倒壊、あるいは機能が麻痺したということが現実にあります。そのことを踏まえましてもですね、そういう事態になった場合、復興への拠点としての機能を果たしていないという状況が現実的にあるわけですので、一日でも早く新庁舎を現位置に建設し、防災対策の拠点施設として機能させることが急務であるというように考えております。

なお、新庁舎の建設につきましては、御案内のとおり、今年9月末に実施設計が既に完成しております。また、建設工事に着手するための周辺整備として、建設用地内の記念碑や樹木の移転、工事期間中の駐車場不足解消の一環としての来客用駐車場の整備等、着々と準備が現在進んでいるところであります。

さらに、既に10月からは、第2庁舎及び車庫棟の解体工事に着手しており、来年1月には完了する予定となっております。

現在、建設工事の発注準備を行っているところですが、今後は本年度内に新庁舎建設工事の契約を締結し、当初の計画どおり、平成26年度の事業完成を目指し、一日も早く市民が利用しやすく、防災拠点として安心と安全を確保した庁舎を建設したいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 防災の側面からだけ建設位置を判断することは有効じゃないと、それはわかりません。経済性、利便性、いわゆる中心市街地の活性化、いろんな側面から考えて、ここであろうと。それは私も理解するんですけど、先ほどおっしゃられた3階部分ぐらいまでは、3.11、東日本大震災と同規模であれば、被害をこうむるかなと。その想定の中で、4階、5階、6階を生かして防災拠点としていくんだという、そういう御答弁なんですけど、国・県の防災指針が制定された後に本市の防災の指針・計画等の策定に入るという答弁を、ずっとる、ほかの議員さんの防災関係の質問の中でもいただいておりますが、その新しい市の防災計画の中に、じゃどうやって具体的に新庁舎が同様の被害を受けても、復興拠点としての機能を担保できるのかという記述をぜひ明記していただきたい。

というのがですね、これは想像の話なんですけど、仮に津波が来て、瓦れきで1階、2階、3階が埋まったときに、どうやって4階、5階に上がるのかなと、単純にそう思うわけですよ。外階段もないと聞いてますし。だから、そう考えても、はなから1階、2階、3階部分はもういいんだという考え、確かに倒れない頑丈なものができるれば、倒壊がなければね、庁舎としての機能は、日がたって瓦れきものければ使えていくんですけど、いまいち説得力に欠けるといって、いわゆる新防災計画を策定するときに、いかに新庁舎がこの場所で同様の被害を受けても大丈夫だよということを広く市民の皆様にも知らしめていただきたいと、

そういう思いがしております。部長の立場でお答えしづらければ、ほかの方でも結構ですので、その点を1点聞きます。

それと、ちょっと順番が前後しますが、特例債の延長を国に要望したことがあるのかと、市長会を通じてるやっておりますと、ありますと。これの手法に関してなんですけど、例えば、井上部長が直接総務省の担当者に、何とか特例債の延長をしてくれませんかとか、そういう直接市が国に要望するというような手法は一般的にとれないのかどうなのか、いわゆる業務の中で、私、そういうことがあってもいいんじゃないかなと思ったんですよ。

というのが、いわゆる皆さんのお仕事というのは、いわゆる市民のためにベストは何かということを各部局で日夜精査して、その実現に向けて走るのが皆さんの仕事だと思うんですけど、その中で、あの震災を見てですね、本当にこの位置でいいのかなという疑問はだれしも持つことだと思うんです。

ただ、それを見直すにしても、一番のハードル、障害がまず一番頭にくるのが、合併特例債の期限であると。もしこれが少しでも、5年でも10年でも延長すれば可能になるかもしれない。その結果、まちづくりとか、ほかの観点から考えた結果、ほかのことを複合的に考えたら延長されても、やっぱりここだったというような過程が見えないんですよ。実際見直しの作業というのを、どの程度やったのかということも聞きたいんです。

というのが、はなから6月議会で3階部分を5階に移しますよという、要は既定路線を変えたくない、要は既定路線のまま、震災がきても大丈夫だよという理由をですね、既定路線を守るための理由を考えることに労力を割いていたかのような印象さえ受けるんです。その2点をちょっと、3点になりますか、計画書に記述するという点も含めまして、ちょっとお伺いします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 私というより、市としてどういうふうな要望をしたかということでありまして、現在の要望のルールといたしまして、基本的にはこういう大きな全国的な規模の問題でありますので、これは当然そういう組織を通じて、例えば、佐伯市から提案したこの案につきましては、九州市長会にいて、九州市長会から全国市長会にいて、その中で総務省のほうに要望として出すと、これが正しい要望の仕方ではないかと私か実は思っておりますし、現実、そういう形で、すべての自治体がやっていると思っております。

見直し作業をやったかということでありまして、これは既定路線ありきでということでありまして、そうじゃなくて、いずれにしても総合的な判断の中で、先ほど私が言いました4点の点を踏まえながら、これは当然やってきたことでありまして、既定路線であるので、それを変更しないということの議論はやっておりません。

また、防災計画ということでありまして、当然、これは未曾有の災害でございましたので、いろんなことが実は想定されますけれども、この施設がそういう十分に耐え得る施設であるという認識のもとにやっておりますので、当然、そういう部分につきましても、広く市民の方に広報していきたいと思っております。

以上であります。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 了解しました。

次の質問に行きます。

最後の質問でございます。公共事業における市内業者への優遇措置について、お伺いします。

現在の市が発注しております工事は、基本的に佐伯市内に本社を置く会社が受注できるように配慮がなされていると思いますけども、市と直接契約する会社は地元の会社であっても、現場で実際に働く、いわゆる1次下請、2次下請という会社ですね、これは市外の会社であったりする場合がございます。

元請の会社としましては、多方面から見積もりを取って自社の利益を確保するというのは当然の経済活動でございますけども、このように全国的に公共事業が削減されていく中で、地方自治体の経済は衰退していております。これは、地方経済において、いまだに建設業が地域経済の下支えとなっていることにほかならないと、そのように私は思うわけでございますけども、公共事業の役割として、地域住民の公共の福祉に資する施設を構築するとともに、税の管理を促し地域経済の浮揚となる投資であることは、もう皆さん既に御承知のことだと思えます。

限られた財源で行う公共事業ですので、1円でも多く市内にその効果を発揮させる手法として、せめて1次下請は市内業者が優先的に従事できるような、ある程度の拘束力を持った施策の展開が望ましいと思われましても、そのような施策を構築、実行するお考えはないか、お伺いします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） お答えいたします。

1次下請は必ず市内業者となるよう、拘束力を持った制度を設けることができないかということでもありますけれども、議員同様、私どもも市内業者の受注拡大の思いは一緒であります。そういうことを踏まえまして、お答えいたします。

工事を発注する際の設計図書の特記仕様書には、請負者は下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手方を佐伯市内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないと、市内業者への下請発注をするように促しております。これは、努力義務を課しているということでもあります。

議員がおっしゃる拘束力を持った制度となりますと、事実上の義務づけ、罰則等の規定を設けなければ、実質、その効果は期待がなかなかできないのじゃないかなとは実は思っているところであります。

こういうことを踏まえましてですね、いろんなケースが考えられるということで、実はいろいろ調べてみました。一つとして、公正取引委員会の見解が出ておるわけでありまして。これは、一般的な要請を超えて利用を義務づける場合には、事業者の自由な事業活動を制限するおそれがあることから、競争政策上、好ましくないとあり、拘束力を持った制度には否定的であります。

市といたしましても、市内業者の育成、市内経済の活性化を図るため、市内の業者の受注確保を務めてまいりますが、経営体力の確保を目的に利益を得ようとする業者の姿勢と自由な事業活動を阻害するおそれがあることを考えますと、現時点では拘束力を持った制度を設けることは難しいのかなと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 清田議員。

4 番（清田哲也） なかなか法的に難しいということですが、時間がありませんけども、高速道路の開通の日を待ち望む方が多いと思いますけども、市内の建設業の経営者の皆さん、従事している皆さんからの声はですね、不安があると。その理由として、高速が開通することによって宮崎県内の業者が仕事に来やすくなると。宮崎県内の業者は単価が安く、市内の仕事を元請から受注するケースが減ってしまうと、そういう危惧があるそうです。

ちなみに、それを調べましたけども、宮崎県の県民所得、2008年度の数字ですけども、約213万円、大分県は256万円、さらに平成19年度ですが、総合的物価水準は、宮崎県は、これ平均が100ですね、宮崎県は94.9、47都道府県中の45位です。大分県は97.9で、24位でございます。このような数字を見ますとですね、所得も物価も大分県より安いんです。こうなると、企業努力で同じ品質、同じ値段でということでは、なかなかこれも物理的に難しいんじゃないかと思うわけですけども。

今、法的に難しいということでしたが、県の指導等でございます、国の指導等でもございますけども、いわゆる総合評価型入札の拡大ということが責務であると思いますので、その拡大を行っていく中でですね、その総合評価の評価項目の一環として、市内の1次下請業者の採用状況を加点項目にするとか、そういう部分で何とか元請企業さんにもメリットが生ずるような、相乗効果があるような施策を、今後、展開して行って、研究して行っていただきたいと、そのように考えます。

以上で、一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、清田議員の一般質問を終わります。

次に、5番、河原修仁君。

5 番（河原修仁） おはようございます。清田議員に引き続きまして、同じく平成会所属の河原修仁でございます。

去る3月11日、岩手県の三陸沖を震源とした東北地方太平洋沖地震が発生をいたしました。日本観測史上最大の地震は、津波を引き起こし、死者・行方不明者約2万人、重軽傷者約6,000人、建物の全半壊27万戸以上、最大避難者数は40万人に上るそうです。未曾有の大災害、東日本大震災が引き起こされました。ここに亡くなられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、遺族におくやみを申し上げます。また、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

次は、いつ、どこに起きるかわかりません。今回の地震と津波被害は、土木構造物による防御の想定をはるかに超えた災害が起こり得ることや、避難訓練など、ソフト面での対策強化の必要性を私たちに示しました。また、生活基盤や産業基盤、自然環境の再生を図り、さまざまな自然災害に対する防災・減災対策を進め、被災を最小限にとどめる取り組みが必要であることの教訓も残しました。

そこで、今回は地震・津波による防災対策について一般質問をさせていただきます。

まず、アとして避難対策についてお伺いをいたします。

1、避難場所・避難路の整備状況は、現在、どうなっておるのか。2といたしまして、自主防災組織の結成促進と育成・強化の状況及び考え方をお伺いをいたします。3点目として、在宅の災害時要援護者への対応をどのように考えているか、以上3点をお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） おはようございます。河原議員の避難対策についての質問にお答えい



たします。

現時点での整備予定箇所は、避難路、現在138カ所となっており、内訳といたしましては、市が実施する事業分が35カ所、地区が補助事業に基づき実施する分が103カ所となっております。

なお、進捗状況につきましては、市実施事業については、入札通知済みが4件、測量等発注済みが29件、準備中が2件。地区実施事業においては、工事発注済みが14件、見積もり依頼済みが37件、施工承諾依頼中が39件、準備中が13件となっております。

次に、自主防災組織の状況ですが、平成21年5月時の結成地区は268地区、全地区数の約72%です。その活動は、低迷をしていたと言わざるを得ません。しかし、このたびの東日本大震災を教訓に各地区の防災意識も高まっており、市としても、その結成の促進と活性化を進めているところです。

とりわけ、津波避難施設整備事業に取り組む海岸部地区では、避難路整備にあわせて自主防災組織の結成や活性化をお願いしているところであり、6地区で新たに結成していただき、現在、274地区、全体の74%という状況であります。

いざというとき災害の被害をできるだけ小さくするためには、自分の命は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守るという立場から、地区住民が相互に支え合う自主防災組織の役割は非常に大きいものだと考えております。未結成地区を初め、今後も組織化、活性化を積極的に呼びかけていくとともに、防災士等の活用を含めた支援策についても研究してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

保健福祉部長（清家保賀） おはようございます。福祉保健部長の清家でございます。

河原議員の避難対策の中で、在宅の要援護者への対応ということ、 について私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

災害時の要援護者の対応につきましては、災害時における行政としての支援、いわゆる公助には限界があることから、近隣の住民を初めとした地域支援の取り組みや、先ほど総務部長がお答えしたように、自主防災ということでございますが、みずからを守る自助努力なくしては支援は困難であると認識しております。

今後、要支援者一人一人に対する支援計画の整備を進める計画ですが、具体的には、自治会等を単位とした地域の連携により、要援護者の情報伝達や避難誘導が的確かつ迅速に行われるよう、支援体制の整備を行うものです。現在、民生委員・児童委員さんの御協力のもと、災害時要援護者に関する最新の情報把握のための調査を行っていただいております。この要援護者情報をもとに、自治会や消防団等の御協力をいただきながら、個別支援計画の策定を順次行っていきたいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） まず、内田総務部長に、今、避難路・避難地の整備状況を聞きましたけれども、市の実施分、地区の実施分の測量の発注済み、あるいは準備中、私どもは、11月の21日でしょうか、全員協議会のもとでお尋ねを申しましたときは、55件の39.85%という実施率だというふうに答弁をいただきました。

その中でですね、9月の22日の9月の定例会で可決された3億7,000万でしょうか、関連の補正が。これがですね、今なお現在、75日間ぐらいを経過してるんじゃないかなろうか。その中でですね、やっぱりこの40%に満たないというふうな実施状況では、私どもも議会の報告会に11月の1日から参りました。1日、2日、4日と参りました中で、やはり市民、住民、自治区の会長さんから、行政側のスピードが遅い、そして手ぬるい、もう少しスピードを上げて、みずから自分の命を守るというような、今、自助を申し上げたようにあったですけども、その前にやっぱり行政としては命を守る、やっぱりその土壌づくりといいいますか、それをやってあげなくちゃいけないんじゃないかなろうか。区長の皆さん方もですね、地区は私ども区長を初め、真剣に防災対策に頑張っております。しかし、行政の支援が非常に足りない。もう少しどうか体制を整えて、スピード感のある防災の対策をしていただけたらどうかという強い要望いたしまして、私も今回の一般質問をさせていただくようになっておりますけれども、やはり命を守る一番大事な内田部長、やっぱりその職責が行政にはあります。

災害対策基本法、特に市町村長には災害対策基本法の第5条に、その責務があります。やっぱりそれを実現をするべくスピードの上げた体制を整えていかななくちゃいけないんじゃないかな。内田部長を初め、防災危機管理課の久保田課長を初め、職員頑張っている姿はよくわかりますけれども、これは頑張っているとかという問題ではありません。一日でも早く、1カ月でも早く、住民の皆さんが安心をして生活のできるようにしてあげるのが皆さん方の使命だというふうに思います。

そこで、私は、議長、両副市長にその姿勢に対する基本的な考え方をお聞き申し上げたいと思います。これはやっぱり総務部だけでは、防災危機管理課だけではできない、すべての部門にわたりまして連携を持っております。防災危機管理というのは、財政部、それから商工観光、福祉保健、市民生活、建設部、事業に対して、農林水産部ですね、すべてにわたると思います。その職員としてのやっぱり防災意識に対する意識と、そして両副市長は総務と事業部分に当たるお二人として連携を保てるような、いわゆる環境づくりをするのが両副市長の私は役目だというふうに思っております。その連携強化の指導・命令系統、あるいは連携をする役目としての、あなた方お二人のお考えをお聞きしたいというふうに思います。議長、お願いします。

議長（小野宗司） 山本副市長。

副市長（山本清一郎） おはようございます。それでは、河原議員の御質問にお答えをいたします。

河原議員御指摘のように、この東日本大震災というのは、とりわけ津波ですね、これの被害というのは本当に多くの方々が亡くなりました。大変な災害だったと思っております。そして、この被災地は、佐伯市と同じく非常にリアス式海岸が多いという地形も似ております。

また、この議会の中でも話が出ておりますが、東南海・南海地震に近い将来起きるだろうということで、市民の命を守る、安心・安全を確保する、非常にこの震災対策は重要なものだというふうに思っております。

そこで、一番重要なことは、まずは市民自身が逃げるということだろうというふうに思っております。そのために9月補正予算で、避難路・避難地の確保ということで、そういった事業、避難をするための事業を、施設整備の事業を中心に補正予算を承認していただいたところでございます。

それにつきましては、市が実施する場合には、設計をしたり発注をしたりということが必要になってまいります。そのために、全市を挙げて、建設部に技術屋さんがあります、下水道部にもあります、農林にもあります。そういった人たちに、すべて手分けをして、この仕事を発注するように、いつ地震が起きるかわかりませんので、そういったことで全市を挙げて行うということにいたしております、そういう体制をとっております。地元の方々にも御協力をいただいております、できるだけ早く、この仕事を完成させたいというふうに思っているところでございます。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） おはようございます。ほぼ山本副市長が答弁したとおりでございますが、本当、災害は素早くというのが私のモットーでありまして、それと同様に素早くやっているとっております。

また、一部ですね、用地だとか県事業後それを利用するとか、非常に込み入ったところは、おけているところがありますけれども、ほか総務部長答弁したように、いち早く避難路ができるものと思っております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 今、塩月副市長の答弁をお聞きいたしまして、事業部門の副市長として、土木はD級が約90社ほどあると思います。この90社の方々にはですね、約90社あると思います。ここを何とか活用といいますか、していただければ、そう日数のかかるもんじゃないというふうに思います。

そしてですね、阪神・淡路大震災も1月の17日、平成7年のですね。そして、23年のことしの3月の11日、非常に寒い時期に来るんです、地震は、昨今の地殻変動は。ほだから何としてでも12月いっぱいか、今年度中か、1月いっぱいにはやるぐらいの御意志を強く持って職員に指揮命令をしていただかなければ大変なことになるんじゃないかなろう、その点を、D級90社をフル回転をさせて12月中にやってしまうか、1月いっぱい中にやってしまうぐらいの、やはりそういったところのひとつ事業部門の副市長として決意のほどをお願いしたいと思います。住民の皆さん、お待ちでございます。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 決意のほどということではありますが、確かに工事の減少等々がありまして、そういう面じゃD級の方々に仕事をしてもらおうといういいチャンスだと思っておりますし、要望を受けたところは素早く全部やるという方針は守っております。ただ、用地だとか、先ほども申し上げましたように、かかれないところがあってですね、それ以外は素早くやっております。それでよろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 副市長と二人でやり合っというのは時間はないですけど、用地のできないことと言いますけれども、いわゆる農地転用は農業委員の承諾を私は得られればいいんじゃないだろうかというふうに思いますし、登記のできないのは道路関係だと思います。土地収用法というのがあるんじゃないだろうかというふうに思いますし、いわゆる保安林は解除するような手続をとればいいんです。用地のできないものはないんじゃないかなろうかなと。その努力をですね、やはり区長さんを初め住民の皆さんが一日でも早く待ってるわけ。そういう強い姿勢を持っていただきたい。できないものは、私はないというふうに思います。

以上で、あれは終わります。

それじゃ、続きまして内田部長にですね、この中で、避難路ができた場合に、高齢者が多いので手すりをつけていただきたいとか、あるいはトイレの設置、これは女性の方や障がい者の方々、プライバシーの問題も出てくるんじゃないだろうか。特に女性の方々のトイレがですね、避難地として必要じゃないだろうか。その点について、総務部長の見解をお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 今現在、実施しておりますのが、まず避難路を確保しようということで計画しております。ちょっと進捗状況が悪いという意見をいただきましたが、避難路につきましても、市が買収をして実施するものであれば進捗状況が幾らか変わってくると思いますが、どうしても個人の土地を承諾書を得ながら、地域のほうで金額的に130万以下の部分については実施していただく。それに対して全額の補助を出すというふうな予定で進めておりますので、避難路を設定してもですね、なかなかまた土地の問題とか、そういうことで個人の承諾を得るということで暇がかかっているというのが、実際のところ多くを占めておりますので、皆さんにまた御協力をお願いしたいと思います。

それと、女性のトイレ、女性に限らずトイレというのは必ず要るものですので、ただ箱物で大きいものをつくるか、そういうことは考えておりませんで、どうしても一時避難というと、長くても2日から3日という考えであります。簡易トイレ、例えば段ボールの中にビニールを入れるとか、隠しをせないけんでテント状のもので囲うとか、そういうことは今後考えていきたいと思っております。

また、避難路につきまして手すりをという話ですが、手すりの部分については、当初、一応職員で検討した段階で、ほとんどの部分は落としております。落としたというのは、不要でないかということであります。私、市長と宮城に行きまして実際現地を見てですね、やっぱり結果的には広い階段であっても、狭い階段であっても、落下防止とか、お年寄りの方が手を添えながら上がるとかということがありますので、その点についても十分検討して、これから進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） それじゃ、避難路・避難地のことには、ぜひとも早急にですね、いわゆる完成ができるように、ひとつ全力を挙げてやっていただきたいというふうに思います。

以上お願いしまして、次に自主防災組織の結成の促進と育成・強化の状況ということでございますけども、これはひとつ自主防災組織の構成員の中から、いわゆる防災リーダーを委嘱して計画的に研修会等をやっていくような方法をとるべきではなかろうかなという点が、1点お聞きしたいというふうに思います。

それから、必要な防災の資機材は果たしてそろっているんだろうかという点を、先ほど答弁ないようでございますから、それから防火訓練の実施。これは、きのう吉良議員が申しましたけれども、いわゆる名取市の関上町は500名以上の方が亡くなっておられます。それは、非常に自主防災に対する関心は高かったけれども、避難訓練は実施もしていたけれども、津波を想定をしての避難訓練をしてなかったというところに反省があったようでございます。ぜひとも津波を想定をした、いわゆる防災訓練の実施をやるべきではなかろうかな、その点をどういうふうにお考えになっているだろうか。

あと、6月の定例議会だったと思います。井上清三議員が、地域の防災マップの作成がどうなっているんだろうかというふうなお話があったと思いますけども、この防災マップの見直しをして、それにはもう取りかかっておるんかどうかという点について、再質問をさせていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 4点ほどあったと思います。

まず、自主防災組織のリーダーの育成、それにつきましては、現在、防災士が佐伯市に75名おります。そして、平成23年度も来年に入っただけの研修になりますけど、28名だったんですか、各地域から募集をいたしまして、県のほうで養成の認定の試験がありますが、それに対して、ちょっと人数が違ったらあれですけど、確か28名申請をいただいております。その方たちについては、登録料とか経費に係る部分は負担をしようという形で、当初予算でも上げてもらっております。防災士の方が地域で活躍をしていただくことによって、自主防災組織も活性化につながると考えておりますので、十分、今後もフォローができるような形を防災のほうでとっていききたいと思います。

それと、資機材ですが、資機材は現在は水防倉庫であったり防災倉庫であったりで、備蓄用品あたりと一緒に保管をしるところですが、水防倉庫が15施設だったと思いますが、各振興局にあたり、旧佐伯市内、東校区にあたりという形で整備をしております。

今の段階では、水防関係と防災関係の資機材ですが、これについても、今後、どういう形で何が必要であるのかということをも十分考えながら、地域と話しながら、公的にできる部分、自助、共助ですね、そちらのところを十分協議しながら進めていきたいと思っております。

それと、防災訓練ですが、昨日もお答えしましたが、11月13日の防災訓練、それについては地域防災訓練という形で、地域の方を中心に、自主防災組織と区の方が中心で防災訓練をいたしました。それは地区からの要望もあってのことですが、初めて防災スピーカーを活用したということで、今後、やっぱりこれを繰り返すことによって意識をさらに高めていきたい。避難路ができ上がればですね、またその時点で実施をするなりということも考えていかなければならないと思っております。

それと、4点目が防災マップ。防災マップにつきましては、今、避難路を整備中ということもありまして、一応、今年度、ハザードマップをつくり上げる予定で進めております。そして、どうしても避難の場所が標高が幾らの高さにあるのかということの記載も必要になってきますので、その分の測量とか、その後に、できれば地域ごとに細かくわかるような防災マップに仕上げたいと思って現在進めているところです。それについては、避難路のほうを優先にして、确实なところを記載をしていきたいと考えております。お願いします。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） じゃ自主防災組織の育成・強化については終わりました、在宅の災害時要援護者への対応ということで、先ほど清家部長から答弁をいただきました。それで、ここで私は防災の、いわゆる在宅要援護者のひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者の安全確保をするための緊急通信システムや視聴覚障がい者等の災害情報の伝達を拡充する文字放送の受信装置や電光掲示板、そういった等の対応はどうなっているんだろうかということと、消防署と連携をしていると思っておりますけども、在宅の安全性を高める自動消火装置とかですね、火災報知器の設置状況はどうなっているんだろうか。

以上3点をお聞きします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 文字放送は、また後で。火災報知器のほうは、ちょっと私のほうで把握はしてありませんが、消防のほうでわかればお願いしたいと思うんですが。緊急通報システムということで、今度、支え合い事業という国の事業を10分の10がありまして、予算のときにも御説明申し上げたんですが、追加をいたしまして、今年度から、4月ぐらいになるとと思いますが、追加で緊急通報システムをより多くの方に設置するという事業を、今、計画中であります。

文字放送については、ちょっと資料を持ってないんですが、以上でよろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） おはようございます。住宅用火災警報器設置の件ですが、平成21年度、給付としまして、65歳以上、ひとり暮らし2,179世帯、2,402個、視聴覚障がい者世帯38世帯、57セット、平成22年度給付、70歳以上5,235世帯、6,472個、合計で7,452世帯、8,874個を設置しております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 平井消防長、待機者はいらっしゃらないんですか。緊急システムの待機者は、それが必要で、まだ行き渡っていない方はいらっしゃらないんですか。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） もうほとんど行き渡っていると思います。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） わかりました。ありがとうございました。

次にまいります。

イとして、情報の収集、伝達及び広報についての質問をさせていただきます。

災害が発生すれば、直ちに利用可能なあらゆる手段をもって、早く確実に信頼性のある災害情報を収集、伝達、共有する必要があると思います。

そこで一つとして、災害通信網の整備状況はどうなっておられるのか。2として非常通信体制はどうなっているのか。3として、災害時の広報体制はどうなっているか、この3点をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） それでは、情報収集の件についてお答えいたします。

まず、災害通信網の整備状況はということですが、平成20年度に旧佐伯市の沿岸部を、平成21年度に上浦地区と鶴見地区、そして、平成22年度に旧佐伯市の山間部に200本の防災スピーカーを整備しており、また、同時にその他の地域にある既存の防災行政無線設備を接続いたしました。この事業により、屋外の防災スピーカーから市民皆様に速やかに防災情報を一斉伝達することができるようになりました。

また、そのほかでは、ケーブルテレビの文字放送や文字テロップによる防災情報の提供やFMさいきの災害時の放送のほか、さいきホットメール、エリアメールで防災情報を伝達することができるようになっております。

次に、非常通信体制はということですが、佐伯市は、御存じのとおり、J - A L E R Tを平成20年から導入しており、津波警報等が発令した場合には、気象庁より通信衛星を經由し

まして、先ほど紹介いたしました防災スピーカー等で、いち早く市民に情報を提供できる体制になっております。

次に、災害時の広報体制はということですが、市が災害対策本部を設置した場合には、広聴広報課長を班長に、18名の職員で広報班を組織しております。この広報班により、マスメディアとの連携、文字放送やテロップの配信及び、さいきホットメールの配信を行うようになっております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 今、内田総務部長から答弁をいただきましたけども、合併時に、弥生、本匠、宇目、直川、米水津、蒲江が防災無線の、地域にあった施設でございますけども、例えば、本匠は昭和61年に防災無線を設置をいたしました。それで、もう24年が実は経過をしております、いわゆる防災無線の耐用年数、そして機器の更新あたりは行っているのか、一朝有事の際に大丈夫なんだろうかとこの点を1点とですね、それから先ほどJ - A L E R Tというふうな御説明をいただきましたけれども、先日12月の1日やったでしょうか、宇佐市でやっぱりJ - A L E R Tの放送機器のふぐあいが生じて、宇佐市の安心院町の一部でしか放送ができなかったというふうなことが報道されておりましたけども、こういったことが緊急事態のときに大丈夫だろうかという点。

それから、やっぱり私たちが名取市に総務常任委員会で参りましたときに、いわゆる宮城県で一番大きかったのは名取市でございます。亡くなられた方が911名、それから行方不明者が69名でございましたか、の方が亡くなりました。そのときにやっぱり防災無線がふぐあいがあって聞き取れない、届かなかったというふうなことが後で判明をしたそうです。そういうことに対しまして、担当部長として果たして大丈夫なんだろうかとこのところをお聞きをいたしたいと思えます。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 防災無線の件ですが、昭和60年に弥生、本匠が整備されております。

本年度、実施設計の委託を発注しております。それで、24年度以降ということで予定をしております。今現在、東日本大震災が起きて、無線で整備しとるところ、あるいは旧市内、上浦、鶴見におきましては、まだ有線の状態であります。そのことを今後考慮してですね、津波が来るといえば、どうしても海岸部が一番心配されます。そのときに果たして有線で大丈夫か、無線であっても25年であっても、現状が大丈夫であればですね、そちらを先にということも、今後、十分考えていかなければならないと。人命一番ということですので、放送がどういう対応をしていくかということは十分考えていかなければならないと思っております。

それと、宇佐市のJ - A L E R T、名取市の放送システムということでありますが、11月の13日の地域の防災訓練におきましても鳴らして実施をしたところですが、そのときにも情報は全く聞こえなかったとか、そういうのは特に大きく入っておりません。ただ、毎日夕方、市歌を5時に流しております。その部分と、地域の中でできるだけ活用していただければですね、ふぐあいがあれば直ちに防災のほうに連絡をいただいて、その都度、調整をしたり整備をしたりという形で進めておりますので、情報をいただければすぐ対応をしたいと考えております。今のところ、特に大きなものはないような状況です。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） もう1点だけお聞きしたいというのは、非常用の電源の確保ができてい

のだろうか、災害時の停電に備えた非常用の電源の確保等ができていたのだろうかという点を、この災害通信網の整備状況の中でお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 非常用電源となりますと、それぞれの振興局あたり、基点になるところは非常用電源を備えております。ただ、どうしてもこれは無線であっても、電源が落ちてしまうと対応ができないというのが現状であります。

ただ、九電あたりとかの緊急の体制ですね、そういう部分でできるだけ早く復旧をしていただいで対応すると。第一報については、それぞれ通報はできるというふうに確認しております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） それでは、非常用通信体制は、先ほどの答弁をお聞きしまして、いわゆる広報体制について、地震発生直後の情報収集方法、これはどういうふうに考えておられるのかということと、広報の中で警報が発令をしたときの伝達の経路はどのようになっているんですか、この2点をお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 災害時の情報収集ということですが、風水害の災害では、市役所及び各振興局で、自治委員や住民の方から直接電話などにより災害情報の収集や状況の把握を行っておりますが、地震、津波などの大規模災害時に電話回線が不通となった場合におきましては、現在、有効な手段が特にありません。離島など孤立する可能性のあるところにつきましては、衛星携帯電話を現在5カ所配置しております。それ以外の地区と連絡をとるということになると、今後の課題であると考えています。

気象庁が発令、大津波ということであれば、消防庁のほうにいきます。消防庁に一度いった部分で衛星に届きまして、衛星から直接J - A L E R Tという形で、今の防災スピーカーのほうから佐伯市全域に流れるようなシステムをつくっております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 先ほど、ちょっと伝達の経路は大体おおむね気象庁で聞いたり県のほうにして、佐伯市の本部とかわかりましたんですけども、私が地震直後の情報の収集方法はどうするのかというふうなことを聞いたんですけど、ちょっと勘違いをなさったんじゃないんだらうかというふうに思ったのは、どういうふうな情報収集をされるんだらうかというふうなことでお聞きしたのは、どういうふうにして情報を集めるんだらうか、災害発災時と申しますか発生時に、そういったことをお聞きしたんですけど、ちょっと勘違いをなさったんじゃないかなと思いますけども。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 情報収集というのは、各地域からの情報収集とか、そういう内容ですが。ちょっとこれ違うかわかりませんが、職員についてはですね、うちのほうで災害対策本部を設置するときには、そのシステムによって個人のメールであったり、携帯であったり、自宅であったり、そういうことで持ち場、持ち場がありますので、連携をしてシステムによってそれぞれがつかないでいくという形になります。それで、震度5強があった場合には、自分の持ち場に連絡がなくても集まるという形態をとっております。

地域からの情報となりますと、電気がとまったり携帯が使えないということになったら、



ちょっと情報収集の方法がありませんので、その点については、また今後大きな課題であるとは考えております。

以上でよろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 質問をするほうが答えちゃ悪いから、答弁はやめますけれども、市長、何かあるんですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 災害の発生時の情報ということで、さっきJ - A L E R Tという言葉が出ましたが、これは気象庁から直接J - A L E R Tというシステムで通信衛星を使ってくるものですから、過去の災害対策については県に伝わり市町村に伝わると。それが全部間引きをしてですね、直接ある。そして、大津波警報の場合のサイレンが、J - A L E R Tから直接のサイレンが全然違うわけです。どういう状態でも、これは大津波ですよということで。それで、とにかく逃げていただくということになります。

また、現在、消防庁のほうとまた検討いたしまして、その後の対策といたしまして、まず逃げていただいた後、被害を把握すると。そうしたときに、通信は全くできません。さっき言いましたように、電気がないと。そうした中で、25年度以降になるんですが、今、県と調査しながら、佐伯市に無線網を、アンテナを全部つくって、それでお互いの連携をとるようにしていく。そして、その後の把握をつかみながら、災害に対する援助をするという、そのような考え方をしないと、現在の状況、津波が来よる、その状況というよりも、とにかく逃げていただくということは大津波の最善策でありますので。

また、市民に対しては、先ほどの中でFMさいきを使って大津波情報を流すと。議員が言われましたように、名取市、多くの方々車が車のラジオで、その状況がわかって逃げたという方もあります。あらゆるそのときに使える広報の実態を考えておりますが、職員、また消防団員とか、いろんな方については無線対応をしていきながら、とにかく逃げていただきたいということを伝える方法が、今、考えられている一つの最善策じゃないかと思っております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 時間が来ました。近いもんですから、ウにまいりたいと思います。

このライフラインの被害は、市民生活に与える手段を奪うとともに、消防活動や緊急医療などの活動障害、企業団体などの活動障害など、多方面にわたり大きな影響を及ぼします。

そこでですね、次のライフラインの復旧対応、いわゆる災害発生時の対応はどう考えているのかをお伺いしたいと思います。

一つとして、上下水道、電気、ガス、以上3点の質問でございます。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

部長、端的にお答えください。

上下水道部長（笠村由喜） ライフラインの復旧対応についてのうち、上下水道の部分について私のほうからお答えいたします。

端的にということなんですが、災害の規模にもよりますけれども、迅速に確かな情報収集に努めて、的確な判断のもと復旧作業に当たるといことになろうかと思っております。必要に応じ、ペットボトルの手配やタンク車での配水作業も伴ってくると思われれます。

水道につきましては、特に佐伯市の場合、配水池が77カ所と大変多く点在していますので、

被災していない施設を拠点として運搬等による供給が可能だと考えております。

大規模な災害になれば、国・県を初め、あらゆる公的機関、民間機関との相互支援を受ける中で復旧可能な箇所から手をつけていくようになるかと思えます。

以上です。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 生活関連の電気とガスについてお答えします。

災害時における電気の復旧対応ですが、電気事業管理者は、関連会社も含めた総力を挙げて電源の確保のためにとるべき必要な措置を講ずるとともに、早期復旧や漏電、火災等の2次災害の防止に努めることとなります。2次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に対する広報を実施するとともに、市につきましても事業者と連携をとりながら、応急・復旧対策に可能な限り協力していきたいと考えております。

次のガスですが、佐伯市内はプロパンガスが中心ですが、プロパンガスは都市ガスに比べ供給ストップが少なく復旧も早いことから、災害に強いと言われております。災害時の復旧対応では、各事業所がグループ組織も活用しながら、また大分県LPガス協会佐伯支部の、31社ありますが、緊急時の情報を共有して早期復旧や火災等の2次災害の防止に努めることとなります。2次災害の防止のための利用者によるガス栓の閉止等、必要な措置に関する広報を実施するとともに、市としても事業者と連携をとりながら、その応急対策に可能な限り協力をしていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 時間の関係で、1点だけお聞き申し上げます。

電気、ガスにつきましても、いわゆる2次災害に直結するケースが多いですから、ひとつこれにつきましても、漏電やガス器具の原因だったのが多いものですから、これについてのひとつ整備、あるいは警報等を発していただきたいというふうに。

ただ1点、下水道が非常に、新潟県の中越地震にしても今度の東北の大震災にしてもですね、その中でもお聞きしたいのはマンホール、マンホールがやっぱり中越大地震のときに1,400基ほどマンホールが吹き上がってですね、非常に緊急の場合の交通の支障を来したというふうなこともございましたし、先日、私どもも平成会、新風会で合同で千葉県の松戸市にも参りまして、ここも1,200ほど先日の東北震災でマンホールが非常に吹き上げ、これに対する対策等を、笠村部長、何か考えておられるのでしょうか。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） マンホールの状況ですけれども、テレビのニュースとかインターネットで災害の状況を見ますと、確かに地下の変動とか液状化のために、道路からずっと突き上げたような状況の場面を見ることがあったわけですが、佐伯市も当然こんな大きなものが、地震とか液状化とかというような状況が、終末処理場あたりは河口の部分にありますので、十分考えられる可能性のある災害になるかと思えます。

ただ、今のところですね、どうこうという手だてができるかということ、今のところその処置は行ってはおりませんが、今後できる対応というのがなかなか難しいとは思いますが、もしそういうことが今回の災害において何か対処ができるような方策があれば、その点は十分に参考にさせていただきながら考えていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） それじゃ、最後になりました。防災における自助、共助、公助について、部長、行政の役割と防災推進のあり方、この2点について、どういうお考えをお持ちでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） それでは、自助、共助、公助ということについてお答えいたします。

市や国・県などの行政は、市民のかけがえのない命、身体及び財産を災害から守るため、防災関連施設整備などに取り組むほか、万一の場合は関係機関と連携し、救助や支援などの公助を全力を挙げて行います。

しかし、大災害のように広域的に緊急を要する事態では、行政による支援、救出、救護等が災害発生直後には行かない場合が多くあります。地域住民相互による援助である共助、そして、みずからの命を守るという意味での自助が大変重要になってまいります。自助を行う住民・個人を直接・間接的に支えるのが、共助のための中核の組織であります自主防災組織になるかと思えます。津波避難施設などのハード面の整備や緊急時の対応とともに、このような自主防災組織を中心とした地域の防災力向上を図るためのソフト面の支援も、行政としては重要な役割であると思っております。

防災への取り組みは、自助、共助、公助がお互いにできる備えを、家族や地域すべてを巻き込んで進めることが重要ですが、行政、地域、個人にもそれぞれ限界があると思えます。お互いの不足する部分を補いながら、行政と住民組織が相互に協力していける方策を協議しながら、最大限効率的な防災対策を推進していくことが重要ではないかと考えております。

議長（小野宗司） 河原議員、時間でございます。

以上で、河原議員の一般質問を終わります。

これより、昼食のため休憩をいたします。

午後は、1時から会議を開きます。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番、芦刈紀生君。

19番（芦刈紀生） 皆さん、こんにちは。大変午後の眠たい時間帯ですが、頑張って質問したいと思えます。どうぞよろしく願いをいたします。

19番議員、開政会所属、芦刈紀生です。一般質問を行います。

初めに、市長は合併の目玉として創設した地域パワーアップ事業について質問をしたいと思えます。

合併後の平成18年に、周辺が合併により弱体しないよう創設された地域パワーアップ事業は、21年度、さらに継続されて地域活気に大きく貢献をしております。しかし、来年度からは見直されると聞いていますが、地域にとってはなくてはならない本当に必要な事業であるので、ぜひこのまま継続してもらいたいと思えますけども、どのように見直すのか、まずお聞きしたいと思えます。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それでは、答弁をいたします。

パワーアップ事業は、合併のために地域の力の落ちることが予想される旧町村を対象に、平成18年度から3カ年に限定した予算措置でありました。しかしながら、地域審議会及び補助団体からの要望を受け、再度3カ年延長し、本年に至っております。

この間、この補助事業には、本来、地域の創意工夫が求められるにもかかわらず、まず予算ありきということから、一部はばらまきの傾向が帯びて久しいこと、それと飲食や過度な景品等にまで充てられていること、同一の事業内容が毎年度繰り返されているマンネリ化など、問題点が浮き彫りになりました。

このため、今年度限りでこの事業を終了し、来年度以降は新たな事業を新設する方針となりました。新たな事業は、積極的に地域振興に取り組む民間団体への補助金とすることと、事業について一定割合の自己負担を条件とすること、それと、これまでパワーアップ事業で実施しておりました花いっぱい運動、防災関連の事業は除いて別枠で予算措置を行う方針ということの3点であります。

この方針につきましては、各地域審議会に諮問を行い、全体的には妥当である旨の答申をいただいたところであります。

以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 今、るる説明がありました。飲食に使うとか、いろいろ出ましたが、それはごく一部じゃないかと思われ。これを使ってですね、非常に地域が元気になっているところは数多くあると思います。これがなくなった場合、地域が弱体化する、どういうふうに弱体化するかということは何か考えたことはおありでしょうか。これがなくなった場合に、地域がどんだけ弱体化するかとか、地域がよくなるんだとか、反対に。そういうことは何か把握しておりますか。

ただ、今までやっていることは、飲食があつたりするからいけないとか、そういうことは反対に言えば、そういうことはなくして、そういうものは切ってもいいけども、一生懸命やりよるところは残していいんじゃないかと思うんですけども、どういう弱体化するかということも知って元気がなくなるというようなことを把握してないですか。この事業をとめたら元気がよくなるんだとか、なくなるんだとか、そういうことは全然考えたことありますか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 現在行われているパワーアップ事業につきましては、先ほど申しましたように、花いっぱい運動だとか、防災関係だとか、あるいはまた各地域でイベント等を行っております。その補助に充てているとか、そういうものについては、地域の振興にぜひとも必要な事業については、本庁の担当課で予算を組む、あるいは振興局の地域振興・教育課で予算を組む、そういう措置をなささいということで、今回の新たな事業につきましては、そういうことを必要なやつは予算を見ますので、そう急激に地域振興の力が落ちるといふことにはならないのではないかとこのように思っています。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 必要なやつは本課で予算を組むということであると思いますが、例えば大阪の新市長橋下市長は、区長に権限を持たせるために予算を任せるといふような施策を

打ち出していると思います。本庁に予算があればいいというわけにはいかないと思います。やっぱり振興局、いわゆる区長とか振興局とか、地元が予算をある程度持ってて、それを地域振興に使えるということではなければ使いこなせないんじゃないかと思います。

それで、全国的にも一極集中で地方が弱体している中で非常に懸念されるんですが、旧佐伯市の周辺地域、いわゆる堅田や海崎、木立地区等もあわせてチャレンジ事業もありますが、このパワーアップ事業を拡大していけば、地域が、祭りでもいいと思いますよ。祭りが、一番地域が盛り上がると思います。それで活性化させれば、中心市街地の事業もさらに生きてくるんじゃないかなと思います。

そういう中で、その事業、やっぱり振興局に予算をおろさなければ、ただ市が持ってたんじゃ申請の仕方もわからない、区長が市まで申請に来るか、そして来れば来たで、これはいけない、これはいけないというふうになりかねない。やっぱり振興局が持ってないと生きないと思うんですけど、その辺についてはいかがですか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） おっしゃることは、十分わかります。ただ、実施自体は、予算は本庁が持つてというところもありますし、振興局自体で予算要求する場合もあると思います。イベント等も非常に地域の活性化につながるということで、重要視をしているところでもあります。全部予算を取り上げるというわけではなくてですね、必要なものについては地域振興・教育課のほうで予算要求をしてくださいということでもありますので、全部が全部というわけではありません。それは、内容によるものだろうというふうに思っています。

以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 振興局が予算要求とは、どのようなやり方でやるんですか。振興局がお金を持つてるわけやない。振興局は地区から吸い上げたやつを予算要求すれば、つけてくれるという意味ですか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） ちょっと意味がよくわからないんですけども、振興局自体が今までやっている事業とか、そういうものについては振興局から予算要求をするということで、パワーアップ事業でイベント等の補助金を出してる場合はですね、またそれはちょっと違って来るだろうというふうに思っていますけども。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 今、一番問題になって、大変問題になって地震や津波、河川のはんらん等、本当近年は想定しない災害が発生をしてきております。そのときの長期的避難場所というのが、短期的じゃなくて長期的に避難をしなければならないことが出てくると思います。そういうときには、この事業です、地域に予算があって、その事業をやった地区が元気であれば受け入れもスムーズにいくんじゃないかと思います。

だから、今、言ったように、本庁においても、やっぱり振興局にそういうお金をおいてほしいというのが趣旨ですので、その辺、市長、1個ぐらいいやりましたという何かないですか、そういうことで。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私のほうに答弁を求めました。基本的には、パワーアップ自身が、今、

300万出ております。この中で約200万円は地域審議会等で、ある意味では振興局が取りまとめていただいて申請をするということで、そうした意味では振興局管内の決裁でやっているということです。

特に、こうした中で、まだ地域にお金がないということもなくて、緊急対策事業、これはハードの事業ですけど、こうしたのは緊急にいろんなことがあるのでやっていくということで、地域に全くおろしていないということじゃなくて、先ほど部長もおっしゃいましたように、予算消化のために使っているということと、監査委員のほうから、食事とか、日当とか、そうしたことについて支払っているのは補助金の使い道としては不適切だという指摘も受けております。地域によっては、いい使い方をしている。だけど、それは花いっぱいとか、そうした形で予算が固定化した部分があります。やはり花いっぱい運動というのは必要でございますので、そうした部分は逆に本庁のほうから市全体の運動としてすべきで、地域の中におろしていきながら、地域の皆さんと一緒にやってやるということで、全くこれを引き上げたというような感じは持っておりませんし、また地域審議会のほうでも、そうした趣旨を十分に話しながら、地域審議会の方で地域全体ですと。

特に、今年度、直川地区では一般募集をしまして、こうしたことを100万だけどう使うかという論議をしたのを聞いております。そのように、皆さんが補助金に対して、税金の一部をどううまく使い活性化するかという、こうした中の一つの方法として、今回、このような形で全体的な中で話していくべきじゃないかということで、こうした来年度に向けた対策でおろさせていただいております。

以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） いずれにしても、地域が元気が出るような、ひとつ予算をよろしく願いをして次にいいですか。

次に、社会教育担当の嘱託化というのが話に出てきておりますが、それについて御質問をしたいと思いますが、その前に、昨年、嘱託化した社会体育ですが、いろいろと問題点が出てきているんじゃないかと思いますが、社会体育嘱託化についての問題点というのはなかったですか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 社会体育の嘱託は本年の4月から、これまでずっと嘱託の職員の力をかりながら地域のほうでやっていただいております。

まず、8カ月間という期間の中でですね、それぞれの振興局において、いろんな御意見というのは伺ってはおります。それを修正しつつ対応を重ねている状況でありますので、問題がなかったということではございませんけれど、そういうような対応で今後もやっていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 社会体育の中で、職員管理がちょっと徹底されていないんじゃないか。ということは、だれが決裁を決定するのかというのが、ちょっと振興局で不明瞭である。例えば、振興局の決裁を得られない、本庁の決裁だけでいいというような感じでやっているんですけども、それでは振興局は全然知らなくて事業をやっているというような感じになるんですが、その辺の問題点は、例えば支部長が全然知らないとかですね、その辺の問題点は。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 囑託化をする際にですね、教育委員会としては地域の振興局のお力添えをいただきながら囑託化、いわゆる社会体育を持っていただこうかなというようなことも検討をしてみいました。

しかしながら、振興局のほうの業務量といった、事務量を軽減をするためにもですね、やっぱり本庁でそこを管理ながらやっていくほうが妥当であろうということがあって、確かに現在は本庁で職員管理をしながら実務を当たっている状況です。

先ほど問題はなかったのかということの中、やはり振興局の中で行われる事業が見えていないといったこともありますので、その点については地域のことでありますので、まずはそこから辺の体制をきっちりとしていきたいというように考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） それは、ぜひやっていただきたい。支部長が全然知らない、ということにはならないと思いますんで、それとやっぱり地域ですから振興局を通して上に上げるというような、決裁を上げるというようなことにしたほうが、振興局のほう全然知らないというのは、ちょっとどうかなという感じがします。

社会教育担当の囑託化について、お聞きをしたいと思います。

佐伯市長期総合教育計画の中でも、社会教育指導者の養成と資質の向上を図るとあります。しかし、社会教育指導者もないし、資質の向上を図るということではありますが、それもどうも今度の囑託化により、それも反対に向上が下がってくるんじゃないかなろうか、資質が下がってくるんじゃないかなろうか。本庁職員のほうが資質が、市の職員のほうを置いたほうがやっぱり資質の向上は図られると思われませんが、それを囑託化するということはちょっとおかしいんじゃないか、整合性がないんじゃないかと思います。教育委員会側としても、長期総合教育計画は当然のことだと思いますんで、その辺との整合性は。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 言われるようにですね、合併後の社会教育の担当職員、いわゆる社会教育主事ですね、そういった方々の配置というものを教育委員会としては十分なされていないというふうに感じています。当然、そういったことを今後とも養成しながらやっていきたいということで、今回の長期総合教育計画の中においては、生涯学習センターといった構想等もございまして、そういった中で十分な体制を整えていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） もちろん行政改革を、これ1人減すというのは、これはもう仕方がないことだと思うんですけども、振興局の中で1人と考えた場合、そこを教育委員会として社会教育主事を減していいもんか悪いもんか、1人減すのは仕方がないが、それがなぜ社会教育担当なのか、教育委員会側としてそれでいいんでしょうか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 第2期行革プランで、当初、一般職員が1,200数十人いました。現在は、約1,000名になっております。そういった中で、全市一体的な業務を行う上では、いわゆる本庁の中にそういった部分を、技量を高めながら全市的な取り扱いというものを図っていく必要があるということで取り組みを重ねております。

ですから、先ほど申しましたように、社会教育主事というものの充実は当然図りながら、

地域における振興というものをやっていきたい。それには、嘱託職員の方々のお力をいただきながら取り組みをしていく必要があるということでもあります。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 平成15年の8月31日の、皆さん御存じと思いますが、合併協定書の中ですね、この中には公民館の管理運営については、地区公民館は館長を配置し、他に公民館主事の配置を検討する。また、社会教育指導員については、新市においても配置するとなっています。そういうこともありますので、ぜひこれは社会教育担当を置いていただきたい。もちろん行政改革で振興局の職員を減員するのは、これは仕方がないと思いますが、それが社会教育担当でなくてもよいのではないかと思います、企画商工観光部長、どうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 実は私も社会福祉主事の資格を持っておりまして、社会教育に10数年携わっておりました。ですが、大変公民館にとっては痛いというふうには思っておりますけども、行革の中の波ではいたし方ないのかなというふうに思っているところでございます。確かに、公民館の占める位置は、地域にとっても非常に核となって重要なことは認識しておるところであります。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 合併協定の中、議員言われるように、そういったような協定があるのは承知しております。公民館主事については、今回の嘱託職員にその任務を担っていただくかなというふうに考えています。社会体育の担当職員にも、地域の方々の状況に詳しい方ということで御協力を願ってますし、今回、社会教育においてはですね、ぜひともそういった要件、いわゆる社会教育に明るい方とか、あるいは経験者であるとかといった方々に御協力をいただきながら、地域の社会教育というものをやっていただきたいなと、協力をお願いしたいなというふうに考えてまして、その点についてはぜひ御理解いただきたいなというふうに思います。

社会教育指導員につきましては、本庁の中で、それぞれの、今度、職員の増員というものもあるように聞いてますんで、今まで各地区でやっていた、1人でやってたことを、教育委員会としては、ふえる人員を含めて生涯学習課全体で取り組めるようなことを考えていきたいなというふうに考えています。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 周辺地域はですね、古くからいろんな伝統行事とかがあります。一番のいいことは、婦人会活動ですね。これは、すばらしい活動をしております。文化協会は、人権・同和、青少年育成等々、直川あたりでは通学合宿等が盛んに行われております。これが、さっき言われました嘱託の人では、こういうのを扱うのは難しいんじゃないかと思っておりますけども、本当、通学合宿、部長さんもこの前、来ていただきましたけども、すばらしいのをやっております。ただ、今まで言われましたように、公助の助けがないと、それが成り立っていかないんですよ。一生懸命やっている中、自助、共助やってますけども、それ欠けるとですね、崩れてしまうんですよ。

だから、社会教育担当というのは置いてもらわないと、本当そういうもんが欠けるんですよ。だから、それが1人減らすんですから、振興局から1人減らすのは社会教育担当でなくていいんじゃないかなと思うんですが、教育長、ここで担当は要りますと、一つ何かそう



いういい話はできませんか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 旧町村のほうで、社会教育の担当しておりました正規の職員がいなくなるということで、地域のほうのそういった社会教育、あるいは生涯学習等にかかわる活動に憂慮しているということにつきましては、私も状況的にはよく理解ができるというふうに思っております。

ただ、先ほどから答弁ありますように、市全体の計画の中でですね、振興局のほうには、そのあたりの人員削減ということで申しわけないとは思いますが、その分を何とか公民館を中心にした嘱託職員、館長さん、そして臨時の職員さん、その嘱託職員も社会教育主事等の免許を持っている人をできるだけ採用してもらおうようにしたりとか、何とか代わりにしながら本庁に配属した職員と力を合わせて、地域の社会教育が衰退していかないような努力をしていかなければならないというふうに考えておるところです。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） どうしても嘱託ということですが、嘱託にした場合、社会教育は、夜間、土日の事業がほとんどであります。勤務体制として代休制をとるということですが、そうすると、代休制になっていくと、ほとんど17時ですから、昼間はほとんど出勤なくていいようになるんですが、そういうこともございます。そしてまた、富山市ではですね、逆に公民館に職員を常駐させたと。そして、地域の中で活性化を図ってきております。

なぜこのようなことをするかというと、やっぱり地域の社会教育が弱体化すれば、地域の産業、それから農業も弱体、さらに集会、祭り等の参加者がなくなり地域が死んでしまうんじゃないかと思えます。特に、佐伯は九州一、広いような中ですから、こういうふうな状態になれば、本当、中心市街地活性化どころではないんじゃないかと思えます。

そういう中で、再度、総務部長、1人減らすのは仕方ないことですね。だから、それが社会教育担当じゃなくても振興局の中のだれかでもいいんでしょう。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 第2期行革プランの中で、現在1,015人ですか、それを920人ということで目標を設定しております。その中で、それぞれの担当のほうで協議をしていただいて、人員削減ということを検討しております。

どこのポイントがということは、総務、私としては持っておりません。ただやっぱり各部署のほうで十分検討された上で数字を出していただくということを基本として、私のほうとも協議をさせていただいてますので、方針については根本的なところは変わらない限りは、私のほうからはこれといった発言は差し控えさせていただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 社会教育等に関する事務分掌表、いわゆる振興局の設置条例、施行規則から削除をするのか、それとも消さずに事務分掌を残して、振興局長サイドで振興局の中のどこに当てるというのはできないか、そういう配置を振興局長に任せるということはできないのか、これはやっぱり総務部長のほうですかね。

結局ですね、事務分掌表関係を振興局の局長に任せると。いわゆる、地域振興・教育課の中に社会体育担当もおるわけですから、その中で直川は社会体育担当に1人置きますと。振興局の中で振興局長サイドで決めていくと、そういうことも私はできるんじゃないかと思う

んですね。例えば、林業担当とか土木担当とかを、いわゆる合体させて社会体育担当を置くと。それは、そういう行革で1人減らすんですから、それは仕方ないんですけども、そういうことも可能だと思うんですが、その辺どうでしょう。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 先般、通学合宿に私も行ってまいりました。約120人ほどのボランティアの方が御協力いただいて、子どもたちが10人弱ですかね、の1週間のキャンプを、直川のキャンプ場というか、憩いの森ですかね、通っていくんですけど、そこに多くの方の御協力をいただいてやっているのを目の当たりにし、また、それぞれの御意見をいただく中、非常に直川としての取り組みのありようというものを見させていただきました。そのこともあって、地域の中に非常に危機感を持っているということも十分理解をしております。教育委員会としては、そういった事業等の衰退がないことをまず大前提に考えていく必要があるということで、職員の増員等も含めて対応をさせていただいたとる状況です。

その後個別なお話もございまして、さっき議員が言われたように、事務分掌をどうするかといったことと、また職員配置について言われているのも若干ありました。私どもといたしましては、先ほど申しましたように、地域における行事が滞らないように、あるいは衰退しないような体制をとっていかうということで職員増員等も含めてますんで、現段階での新たな、いわゆる振興局長にその担当職員を裁量任せるといったようなことについては、考えていないという状況です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） そういう要望が非常に地域住民が多いので、ぜひその辺をこれからも、大事なことですので考えていただいてですね、そういう方法も加味していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

次に行きます。

次に、公園管理についてお伺いをしたいと思います。

市が管理している公園は、都市公園、農業公園、森林公園等、合併前につくられたものがほとんどであり、大変数が多く管理も行き届かないのじゃないかと思うが、どのような形で管理しているのか、お伺いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 公園の管理につきましては、範囲が広く、また、議員の御質問の内容も多岐にわたっているようでございますから、私のほうから、まず総体的な答弁をさせていただきます。

公園の管理につきましては、議員御案内のとおり、管理形態が統一化されていないのが現状となっております。そのようなことから、管理方針の一元化を図り適切な公園管理を行うと9月議会でも答弁いたしましたことから、今後の公園の維持管理につきましては、10月25日に所管別公園管理担当者会議を行いまして、一元化に向けての準備をすることといたしました。管理の一元化とともに、利用者のニーズに応じた公園が望ましいことから、自治会等の地域の方々の協力を得られるような管理体制も整えていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 公園の利用の推進でございますけども、公園は市民の憩いの場、安らぎの場だけでなくですね、近年は災害時の避難場所として非常に重要な役割があると思えます。

公園はなくてはならないものとなっていますが、その利用等、どのように推進しているのか、いわゆる広報しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 個別というんですか、都市計画の所管で申しますと、現在、都市公園37カ所と、その他に大手前の野外劇場、中村公園、西谷の緑地、西谷の駐車場緑地、代後公園、西上浦のふれあい広場等を管理して、これは形態としては管理の業務委託をしております。

利用促進を図るPR的なこと、御質問の趣旨はそういうことだと思いますけども、そこら辺については実際、市報でとかケーブルでという、そういう大々的なPRは行っていないのが現状だと思います。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 合併前につくられたものがほとんどで、多くの市民の方は知らないところがかかなりあるかと思えます。さっきも言いましたが、災害時、どこに逃げたらいいかということは非常に重要なことだと思います。

そこで、マップやケーブルテレビ等で宣伝する気はないか。私たちは、建設常任委員会で秦野市に視察へ行きました。そこには、立派な公園をまとめて秦野市都市公園緑地マップというのをつくっております。その中には、全部すべて、そこには何がある、何平米、遊具がある、トイレがある等々、全部地図上に落とした立派なものをつくっております。そういうものをつくる気はないか、お伺いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほども答弁しましたPRの件ですけども、若干ちょっと戻って大変恐縮なんですけども、防災公園的なところとしましては、脇津留に鶴望公園ができました。あそこは、まさに防災のそういった拠点にもなり得る施設が整っていると思えます。そういった部分につきましては、こういう公園ができましたということで、過去には市報等で広報・周知はしたと思っております。

それから、秦野市の例のように、そういったマップとかチラシをとということでございますけども、先ほど私の方で一元化を図るために所管の担当者会議を開いたということをお伝えしたところなんですけども、現在10課、庁内におきましては10課で157カ所ほどの公園がございます。この公園の形態もさまざまですし、成り立ちといたしますか、つくられた過程の補助金とか、いろいろありますけども、それもさまざまでございます。そういったことも含めまして、今、先ほど申しました一元化ということを目指して作業をしておりますので、その討議の中で議員御提案のその部分も、検証といたしますか、検討をしてみたいと考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） ぜひ、市民の方がそこを有効に利用できるように、お願いしたいと思います。

それから、農村公園、森林公園等は良好な管理を行うために定期的に調査を実施して、その調査をもとに管理契約をしているのか、なされているとすれば、どのような方法で、また、毎年か何年間隔で行っているのか、いろんな形態があろうかと思えますが、農村・森林公園についてお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 芦刈議員の農村公園、それから森林公園の管理の状況でございますが、地区のほうに、一応、管理主体として自主管理を行っていただいているのが現状でございます。

それから、職員といたしましては、その管理状況に基づいて管理されているかどうか、これが一月に1回報告を求めながら、職員も現場に行って管理状態の確認をしているような状況でございます。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 実績に事後の管理等は行ってないようにありますけども、これから先ですね、やっぱりそういうのは必要やないかと思われま。定期的に実態調査をし、生育状況に合った管理計画は必要と思われま。

特に、森林等は専門的な技術も必要になるうかと思われまので、そういう技術は市の職員は恐らくないと思われま。そのような技術をどうするのか、ちょっとお聞きしま。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 森林公園の管理の中で、都市公園と違って植栽の分については、自然のままの広葉樹の中に遊歩道を設けて、広場、それから公園としての管理をしておりま。高木についてのも、そういった枝落としあたりについては、それぞれ地区の管理で行っている状況もございまし、必要でなかなか地区管理ができないといった分については、市のほうで業者を選定させていただきながら、刈り込み等の管理を行っているのが現状でございます。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 地区に任せてということですが、そのときには仕様書とか図面等なければ作業ができないと思うんですけども、そういう仕様書等はもちろんないと思いましけども、委託契約の形でやっていると思うんですけども、検査体制についてもお伺いしたいと思いまし。

委託契約した場合は、検査は実施しているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思いまし。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 先ほどの委託の仕様書等々につきましましては、管理委託の中で必要な事項を定めて契約をさせていただいております。

それと、検査の有無でございますが、先ほども申しましたとおり、職員が現場に行って、月1回の報告書に基づいて確認はしてあるような状況でございます。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 適切な管理をしようと思えばですね、今後は専門家のボランティア等に頼んで、きちりとしたそういう計画を立てる気はありますか。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 先ほど建設部長が答弁いたしましたように、公園の一元化の中で、そういったことも踏まえながら整理をしていく必要があるかと感じております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 箱物は、施設ができ上がったときに完成するのがありますが、農林関係の公園では、植栽して事業が完成したからといって本当の完成ではないと思われま。毎年成長していくので、その成長ぐあいに合った管理が違ってきますので、その年に合った適切な

管理をお願いをしたいと思います。

それから、旧市内の都市公園の管理ですが、神奈川県秦野市では、205カ所、145ヘクタールの公園を持っておりますけども、その中の管理は、公園里親制度と公園愛護会という制度で管理を市民をお願いしているところでございます。里親制度は、市民と行政の協働事業の一つとして、1985年、アメリカのハイウェイ美化清掃が始まりで、市民団体が公共施設の里親になり任された施設の管理を行う制度でございます。

秦野市では、34カ所の公園で、33団体の1,684名が参加して、里親制度によって管理しております。経費は、基本的に無料ですが、物品等の貸与、スコップ等ですね、市民なかよし保険等に加入、参加要件等は5名以上となっております。それで、年間4回以上、公園を花を植えたり草を取ったりして管理して、一つの公園を管理してもらおうという制度であります。

それから、公園愛護会は、自治会の区域内の10名以上の団体で、年3回以上の除草、1回以上の清掃ということで、この団体には1団体に1万3,500円と、1平米当たり9円の補助金でやっていただいているようでございます。これにも81団体が参加しているということで、非常にスムーズな管理ができていいと思いますが、佐伯市もこのような形で市民に里親制度とか、そういうもので一つの公園を任せるといった事業をやってみたらいかがですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 議員のほうから都市公園の管理の部分も冒頭に出ましたので、都市公園等を含めました都市計画課の公園の管理状況につきましては、先ほど私申しました代後とか西上浦、そういったところでやっておるんですけども、内容としましては、トイレの清掃や除草作業等の軽作業につきましてはシルバー人材センターやさつき園、サニーハウスと契約をしまして、あと剪定の伴う作業につきましては、入札にて管理委託をしております。

そのほか、公園と申しますと遊具がございますので、その遊具につきましては、月に1回の点検や委託業務以外の維持管理等につきましては都市計画課が直接行って、点検等で修繕箇所が見つければ都市計画課で直接行ったり業者に発注しておるといったふうなことでございます。

それから、先ほど里親制度ということ、秦野市の例がございましたけども、都市計画のほうで似たような組織と申しますか、現在、これは23年度の市内に協力団体がございます。23年度には、14カ所といいますが、14団体ほどございまして、これが、先ほど申しました除草とか清掃が主でございますけども、自治会、それから老人会、それからボランティア隊等々、NPO法人も入っておりますけど、こういった協力団体が、秦野市さんの内容は、私、詳しくは掌握しておりませんが、似たような組織で14カ所、14団体ほど既に行っております。

佐伯市のこの14団体につきましては、清掃ですね、これ幅が非常に広くて清掃を年10回、除草年2回というふうなところから、清掃だけで毎週やるから48回とか、そういった幅がございまして。ただ、この14団体につきましては、4万2,000円の補助金と申しますか、そういったことをお願いをしているというような現状でございます。

議員から御提案のありました秦野市の例のようにですね、そういった方法はとれないかということでございますけども、この14団体現在でございますので、先ほど私申しました一元化の中で、これがただ4万2,000円という定額制でいいのか、それとも秦野市さんのように定額制プラス面積割といいますが、そういったことでやるのがいいかも含めまして、一元化の

中で検討してまいりたいと考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） なるべく市民にですね、快く使っていただけるような管理をお願いをしまして、終わります。

議長（小野宗司） 以上で、芦刈議員の一般質問を終わります。

次に、13番、矢野哲丸君。

13番（矢野哲丸） 13番、平成会の矢野哲丸です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず1点目は、買い物弱者等の救済対策についてであります。

佐伯市の人口は、国勢調査ごとに4,000人ずつほど減少しておりまして、昨年行われた国勢調査では、8万人を切って7万6,959人となって、少子・高齢化は進行しておるといような状況で、市の周辺部では小規模集落が増加し、商店はなくなり将来は消滅集落も出てくる状況だと思っております。

現在、周辺部に住む市民で車を持たない、また乗れない人たちは、買い物、通院、金融機関等に行くのに不便を来している状況であります。しかしながら、コミュニティバスが運行されていることから、大変助かっているようではございます。

そこで質問に入りますが、定時定路線のコミュニティバスが、現在、週に1回の運行となっておりますが、これを週2回にできないかということと、または定時定路線をもうやめて現行の予約運行方式、いわゆるデマンドに検討はできないかということをお尋ねします。

小項目を分けて通告しておりませんので、とあります。この部分も、この場でお尋ねしなければならないので、次ののほうに移りますが、の宅配事業の助成継続についてでございます。

現在、宇目、直川、本匠では、買い物代行宅配事業が番匠商工会により行われておりますが、市からの補助金があってこそ実施できていると思っております。このような状況の中、これからも補助金は継続されるのか、お尋ねします。

次にのほうですが、買い物代行サービスの検討でございますけど、現在、宅配事業が実施されていない地域に対して、買い物代行サービスという検討はされておるのかというようなことで、以上お尋ねします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） まず、コミュニティバスの増便計画等にお答えいたします。

コミュニティバスの増便計画でありますけども、現在運行しているコミュニティバスについて、増便は計画をしておりません。

次に、デマンド方式への切りかえでありますけども、現在、宇目地区で交通空白地域に予約運行型のデマンドの運行を実施しておりますけれども、その他の定時定路線のデマンド方式の切りかえについては、計画をしておりません。

それから、周辺宅配事業の件であります。

宅配事業の助成継続についてでございます。議員の御質問の助成でありますけども、現在、佐伯市では、佐伯市番匠商工会が合併以前から取り組んでいる宇目地域での宅配事業に加え、本匠、直川、本年度から弥生の一部について実施しており、これに対する助成を行っております。各地区での事業実施について、立ち上げ期からの3年間に限り県からの助成金もあり

ましたが、本年度、直川地区において実施しております事業を最後に、来年度からすべては市の単独予算ということになります。

市といたしましては、極力予算を確保しながら継続して助成できるよう努めていくという考えであります。現在、各地区において独立して取り組まれている形態について、宅配するエリア等の検討や一つに統一した組織体制の中での巡回の仕方などを、現在、事業実施者であります番匠商工会に検討をいただいて、効率的な事業運営の計画の策定を今お願いしているところであります。

買い物代行サービスでございますけども、現在、佐伯市において佐伯市番匠商工会が、これも取り組んでおります宅配事業が、まさにこの買い物代行サービスに近い形ではないかというふうに思っております。通常、宅配事業の取り組みは、商店等が自社の扱っている物を配達するケースが多いようではございますけども、番匠商工会が取り組んでいます宅配事業は、加盟店を募り取扱商品を紹介することで、顧客の商品選択の幅が広がっていると考えております。

しかし、買い物代行を希望する顧客側からすると、希望する商品すべてがそろえられるという状態まで、まだ至っていないというふうに思っております。このような中で、あえて別事業として買い物代行サービスに取り組むことよりも、現在稼働しております宅配事業に絡めて買い物代行をどのように成り立たせるかと、そういうことを検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 矢野哲丸議員。

13番（矢野哲丸） それでは、コミュニティバスの関係でお尋ねします。

実際ですね、コミュニティバスで利便性が非常に保たれているというふうに思っております。これまで公共交通機関のなかったところにコミュニティバスが入ってきて、病院の薬をもらったり、金融機関に行ったり、買い物に行ったりというようなことでありますけど、これが週1回ではどうも少ないと、せっかくあるんだから週2回に増便はできないかというような意見があるわけなんです。それで、今、それはしないということではありますけど、増便計画はこれからも検討する計画もない何もないというような答弁のようにありました。

それとですね、定時定路線でふやしてもらえればいいんですけど、そうではなくて、デマンド方式で予約運行でやってもらえば、そのほうが利用者が多いんじゃないかというような地域からの声もあります。行きたいときに来てもらって、停留所まで来る。そして、連れていってもらおうという方向のほうが、定時定路線であれば、その日の曜日を決められて、その時間に行かなければいけないということでもありますので、それよりもデマンド方式のほうが利用者が多くなるんじゃないかということで、これらの検討ができないかというところをお尋ねしたわけなんですけど、その辺のところは考えていないということで、もう一切このままいくという予定なんですか。

議長（小野宗司） 飛高次長兼企画課長。

次長兼企画課長（飛高彌一郎） 企画課長の飛高でございます。

2点あったと思います。週2回の件でございます。

昨年ですね、宇目の地域を走らせるときに、一度、週2回ということで地域の方から要望をいただきました。その点で、地域の方とお話をしました。今、この宇目の地域につきまし

ては、定時定路線につきましては大分バスさん、バス運行者、デマンドにつきましては宇目タクシーさんがしております。その中で、定時定路線方式の週2回をするということの中で、宇目タクシーさんとも話をいたしました。

その当時ですね、宇目タクシーさんの利用状況といいますか、デマンドが入りまして、このコミュニティバスを導入することで、自分のところの営業としては非常に圧迫を受けると。週2回走らせていただくと、ますます重岡地域の方は便利よくなるんですが、そういうことの中で共存を図る中で、この点はちょっと遠慮していただきたいということで、昨年度、自治会の方皆さん集めまして、その点についてはお話をさせていただき中で、週2回については週1回で勘弁していただきたいということでお話をさせていただきました。

それと、デマンドでございますが、昨年、デマンド方式を入れまして、4月のときからは週1回方式でございましたが、宇目タクシーさんのほうが御理解をいただきます中で、毎日、週1という形じゃなくて、デマンド方式の地域につきましては、電話がありましたら行かせていただくという形で方向を変えました。

それで、デマンドについては0.何人が1.6人ほどの形で1便増えております。そういう中を理解する中で、宇目の中の交通を考える中で、タクシーさん、そういう大分バスさんの共存を考える中で、そういうことの中で、一度、昨年、検討させていただいておりますので、その中で、今、進めておりますので、今後について、またいろんな意見がありましたら検討させていただきますが、その時点の中の結論は、そういうことの中で今のところ推移があるということでございます。

以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 課長のほうから説明がありましたように、定時定路線部分で運行しているのは大分バスの方に託したいというような格好でございますけど、このデマンド方式、宇目タクシーにとっては、それをやらせると困るといようなことかもしれないけど、そうじゃなくてですね、デマンドをした方が高齢者にとって非常に利用のしがいがあるということなんです。

というのも、タクシーなら1,000円や2,000円はすぐかかるわけだな、二、三キロ乗れば。ところが、デマンド、100円ですわ。そうやけ往復乗っても200円、これで行けるということになってきますので、そうしたときにタクシーの利用は減るかもしれませんが、実際、週1回のデマンド方式をとっているときには利用者が非常に少なかった。ところが、いつでもバス停までは行きますよ、コミュニティのバス停ですが、そこまでは行きますよということになると、ずっと利用者がふえてきた。それだけ、やっぱり便利がよくなるとるわけですね。

じゃけん、この点をもう少し考えて、業者の関係もありましようが、業者もそのデマンド方式でやるのもいいんじゃないかというような、自分こはタクシーをやってるけど、それとは別個にやっぱり皆さんの利便性を考えたときには、そういう方向もいいんじゃないかというような話も聞いております。それで、その辺の中身的なものを検討していただいて、さっき部長の答弁じゃ、もう一切するよな話はなかったんですけど、課長の答弁、ちょっと前向きかなというふうに思いましたので、再度、そこをお尋ねします。

議長（小野宗司） 飛高次長兼企画課長。

次長兼企画課長（飛高彌一郎） 今、矢野議員のおっしゃることわかりましたんで、ただ先ほ



ど言いましたように、バスという公共交通の民間事業者、そして宇目タクシーさんという事業者がございますので、その中で調整をさせていただかないと、この場でこのような形、デマンドができるという形にはなりません。

ただ、デマンド方式をひとつ勘違いしていただけないのは、デマンド方式も当然時刻表があつてのバス停があるんですが、宇目地域につきましては、今のデマンドはこのようにしております。前日までに予約があつた方につきましては、そのバス停に行つていただく、何時何分という形で、これちょっと変則的なデマンド方式になっております。この部分につきましては、運輸局のほうの了解をいただく中で、半年ごとの更新という形になっておりますので、当然そのような時間設定がなければタクシーのように使われるということは、非常に便利がいいのはデマンド方式、わかつておりますが、宇目方式はその方式をとつておりますので、皆さんそういうことで、より利用しやすいという形になっておりますので、その点を踏まえてちょっと検討をさせていただきたいと思ひます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） そういうことで検討してください。

次の の宅配事業の関係ですが、当然、県の補助を受けて市の補助をのせてやっておつたという部分で、いよいよこれがなくなるということになってきて、市の単独でも継続するつようなことございます。引き続き、これも来年度予算に当然上がつてくるのか、その確認をお願いします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 商工振興課によりますと、これはぜひ続けたいという強い希望がありますので、私どもそれを受けまして来年度予算のほうに財政課のほうと協議をしたつというふうに思つています。我々としては、継続させたいというふうに思つています。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） これは、先ほどから言つてますように、少子・高齢化で高齢者が非常にふえる中、そしてまた小規模集落もふえていく。そうした中ですね、買い物ものつのは一番の重要な問題です。生きていく上に食べなければならぬ部分、日常雑貨については特に必要なものでございます。これ、今、やつてる番匠商工会のものは、ほとんどモデル的なことじゃないかと思つてんです。これが将来的には全体に広がつていかねばいけないではないかというふうに思つております。そのモデル的なことを廃止するつようなことになつてはいけないと、引き続きモデル的な事業として取り上げて、全市に広がるつような政策をとつていただきたいつということで、商工振興課のほうは補助金の要求を当然していくと思ひますが、財政のほうも、よろしくその辺は配慮していただきたいと思ひまして、次の買い物代行サービスの関係ございます。

それは、当然近くに商店がない、移動販売車も来ないつところ、小規模集落の地域での共助による買い物代行つことも考えられますし、商店、スーパー、コンビニの代行サービスつことも当然考えられるわけです。今のところ、番匠商工会が宅配サービスをやつてますけれど、そのほかのつところも、商店がない、買い物にも車にも乗れない、バスも来ないつところがあるわけですから、そういうつところに市として、移動販売車がどんどん入れればいいつですけど、これも戸数の少ないつところには入つていけない、採算がとれないつようなことにもなつてきますので、その辺のつところを市としてですね、商店、スー

パー、コンビニ等に呼びかけて、代行サービスを立ち上げるような政策はとっていけないかというところをお尋ねしたところですが、検討してみたいという話でありました。その辺のところ内容はわかったかどうかと、どのように検討するか、お願いします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 先ほど申しましたのは、単独での代行サービスというのは、戸数別にしろ採算のベースに合わないのではなかろうかなという懸念を持っています。ですから、宅配のほうとの兼ね合い、一緒に代行のほうもやれないのかなというふうに思っておりますので、そここのところをどういうふうに、どんだけの需要がありというのも、また検討させていただきたいと思います。今、そここのところの番匠商工会さんのほうに検討も依頼はしておりますが、我々のほうもどういうふうなことが一番いいのか、ちょっと時間をいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 大分県が行った県内小規模集落に対するアンケートでは、80%ほどが買い物に困っていると回答しておるんです。県内全域の小規模集落を対象にアンケート調査をしたということで。市では、このような調査をしたことがあるか、お尋ねします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 市では、そういう調査をしたことはございません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 実際、小規模集落、また市の周辺部においては、買い物に困っているという人は非常に多いと思います。県のほうがこのような調査をして、80%ほどが困っているということであります。市のほうも何かそういう機会をとらえてですね、この辺のところもアンケート調査してみるとか、そのようなところを行ってもらったらなというふうに思います。

市の総合計画、福祉計画ともにですね、地域とつながりを保ち、だれもが安心して住み続けられるまちづくりを進めるとしてあります。というようなことありますから、このようなことに積極的に取り組んでいってほしいと思います。

それで、この件については終わります。

次に、大項目2の社会体育・社会教育の推進についてということですが、これも先ほど芦刈議員のほう両方ともお尋ねしておりますが、通告をしておりますので、一応お尋ねをして、芦刈議員に答弁をしたとこ以外あれば答弁をいただきたいというふうに思いますので、内容はほとんど同じかと思いますが、その間をかいくぐって答弁をいただきたいと思います。

の今年度から各振興局の社会体育担当職員が臨時・嘱託化となって、8カ月がたちました。先ほど芦刈議員も問題はないかというようなことを言っておりましたが、この通告書に問題はないかお尋ねしますとしておりますので、その辺、あればお答えください。

それとですね、として来年度から生涯学習担当職員が臨時・嘱託化になる予定と。それとですね、これもさっきと同じでございますが、ただ、どこにこの職員が、臨時・嘱託化となったときに配置されるのか。それとまた、今後、社会教育の推進策はどのように考えているかということをお尋ねします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） まず、社会体育の嘱託職員と、嘱託化についての問題はないかと言

ったことについて、若干芦刈議員の答えのない部分についてお答えいたします。

社会体育の嘱託化になりまして、嘱託職員とスポーツ振興課のほうに3名の職員を増員をしていただきました。そういう方々と協力しながら、今、行事、会議等を行っております。先ほどお話がございましたように、8カ月間ということの中、若干の問題点等を修正しながらやっていますんで、その点については徐々に解消しているというふうに考えております。

今後も、支部体協、あわせてスポーツ推進員の方々と協力しながら、今まで以上に地域のスポーツ活動が衰退しないようにいきたいというふうに考えています。

それと、社会教育に係るところの生涯学習担当職員につきましては、基本的には公民館のほうに配置をしていこうと考えております。

それと、社会教育の推進策につきましては、生涯学習課では、毎年、平成23年度の生涯学習推進計画というふうな計画を立てながら、全市の計画ということで取り組みをしております。それにのっとりながら、社会教育の推進というものを取り組んでいる状況です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 別に問題点というようなところがないようにあるというようにありますが、スポーツ振興課のほうに3名増員してですね、その部分で本庁のスポーツ振興課のほうは、地域の現状、職員が嘱託化になって現場における職員の状況、また地域の現状の把握、これまで行ってきた事業、行事、それらに対すところの、嘱託職員しかおりませんので、その辺の把握はスポーツ振興課のほうは実際できておるのかどうか、その辺はどうでしょうか。把握をどのようにしているか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 毎月一度ですね、嘱託職員の方との会議を持たせていただいております。その中で、今までの事業についての連携をどうしていくかであるとか、どういったことがあったとかという報告を受けながら対応しています。

スポーツ振興課のほうも、スポーツ振興計画というものを持ってですね、各振興局、あるいは本庁の取り組みというものを確認しながら行ってますんで、地域によつての事務のまずさとか、いわゆる振興局との連携が悪かったとかいったことはございますけれど、基本的には会議の中で修正をしながらやっているという状況です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 月1回会議を持つということでありまして、それじゃスポーツ振興課のほう地域に出かけて行って、現状把握とか、そういうことはしてないで、月1回、本庁に呼び出して現状を聞いているということですか。

議長（小野宗司） スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長（大神孝雄） スポーツ振興課の大神です。直接私たちが現場に行って定期的に状況を把握するという事は特段してありませんが、それぞれの振興局の嘱託職員からいろいろな事業をすることの悩み等があれば、我々のほうから直接出向いて、また相談ごとに応じたりはしております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） それじゃお尋ねしますが、これまで各社会体育担当の嘱託職員のところに出向いていったというのは何回ぐらい行ってるのか、もう8カ月たってますけど、大体平均でいいんですが、月1回職員が来る分はいいんですが、スポーツ振興課職員もふえており

ますが、現場のほうにどういうふうに出向いて行って、支部の問題とか、そういうようなところを聞いているのか、平均で。

議長（小野宗司） 大神スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長（大神孝雄） 月平均何回と言われても、ちょっと。例えば、今回、本匠のほうで、先日、水車マラソン等がありました。そのときに職員が20日から何名、28日から何名というような要請があれば、直接、出向いてそれに応援をしますし、月平均何回と言われても、今すぐ回答はちょっとできないという現状です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 行事のあるときではなくて、行事のあるときは当然、手は足りないんですから応援体制を本庁のほうにとらなければいけないと思うんです。そうじゃないで、通常るときに出かけて行って相談を受けたりとか、そういうようなことはないのかと。これまで1回行ったとか、2回行ったとか、行事じゃなくて、そういうようなことがあるのかどうか。

議長（小野宗司） 大神スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長（大神孝雄） それぞれ各振興局がありますけども、月1回というわけではありませんけども、それぞれの振興局に一月に1カ所、もしくは2カ所というような形で出向いてはおります。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 職員の問題で、この社会教育、先ほど芦刈議員も言っておりましたが、社会体育・社会教育にしても、職員は夜間、それに土日、休日、こういうところの行事が多い。そうした中で代休というような格好になっているんですけど、実際、嘱託やったら月に17日、あと休んでたら月に10日ぐらいしか出れんようなことになる。それじゃ仕事にならんので、代休は取れないような状況。こういうところの対策というか、ちょっと社会教育が来年から職員がそういうような状況になってくるから、社会体育の問題でもこういうことがあるので、その辺のところはどのように、代休のままいくのか、そうしたらもう休みも取れないような状況で、今度、社会教育のほうの嘱託職員がおるのかということまでいって行くわけや。

そしてまた、資質の向上を図るとか先ほども言っておりましたが、その辺のところの資質の向上まで図っていけるのかなという部分があるんですけど、代休じゃなくて、幾らかでも手当てでもいただければ、また頑張る部分もあろうかと思うんです。今のまま代休のような感じで今後考えておるのか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 確かにですね、おっしゃるように、地域によっては代休を取れないといったような話も聞いております。今回の社会教育の嘱託化に関して、やはりこれは公民館長さんのお力をかりながら、そういったものに取り組む必要はあるだろうということで、本来ですと公民館に社会教育、あるいは社会体育の職員が配置されて、そこで一体的に運営ができればいいかなというような考えを持っております。

ただ、B & Gにいたりとかということもございますので、そこら辺については、改めて検証していく必要があるかなと。現状では、公民館長も含めて、そういったことを協力いただきながらということ考えておるところです。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） わかりました。その件は、後でまた質問しますが、現状の把握の中でです

ね、嘱託職員がB & Gなんかで、体育館とかプールとかありますすな、そういう施設の補修とか、こういうものをこうしていただきたいというような要望を伝えても伝わらないというようなことも言ってます。そのようなところですね、状況の把握というか、現状把握をしっかりとしていただきたいというふうに思います。もういいです。

それで、さっき社会教育のほうの関係でどこに配置するかということでありましたが、部長は公民館になるというようなことを言いました。そのつもりであろうかと思うんです。ところが、今年の9月、私がやっぱり社会教育・社会体育についての一般質問をしております。

そこで、当時の江藤教育次長、社会教育担当職員が嘱託になったときに、配置はどこにするのかと聞いたら、配置は原課にする。いわゆる地域振興・教育課、このように言ってるんです。今、部長の話じゃあ公民館というような話なんです、その辺のところはどうなっているのか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 昨年来、ずっと検討して、どういった方向が一番いいかということで検討する段階で、現在の段階では公民館長との連携をとりながら、そこで、もちろん嘱託職員の方も3年で交代を基本的にはしていきます。ですから、そういった一定の情報の共有ができるような体制をとれたらなというふうに考える中で、公民館というものを考えているところです。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 社会教育担当の職員は公民館に配置ということで、江藤教育次長が言ったのはうそだったということでありまして、原課にすると言っていたのをしないということは、うそを言ったということでありまして。

そして、江藤教育次長が言うのは、佐伯市の教育改革アクションプランの中で、教育行政職員の意識改革、資質の向上を図ることとしておりと、これも芦刈議員が言っていました。臨時嘱託化にあっても、振興局の体制と社会教育が衰退することのないよう振興局とも協議を重ねて、採用の方法、採用後の研修で資質の向上を図ると答弁していたんです。そのときに、振興局とも協議を重ねると、これを言ってますわ。振興局とどのような協議を重ねたか、その辺のところをお尋ねします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） この嘱託化については、各地域の状況というものが、社会教育の取り組み自体が随分違います。地域によつての御意見を聞くということで、それに対して、それぞれの振興局との意見交換というものも行わせていただいております。そういう中でどういった方法をとっていかうかということで、これまでも検討してきた状況でして、取り組みが非常に厚いところ、あるいはそういったところまでないところとかということが起きる中で、市としての方向性を出したということです。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） いよいよ来年の4月から、そういうような嘱託化になるということで、資質の向上を図るために採用の方法、採用後の研修で資質の向上を図るというふうに言ってます。その部分について、どのようにしようというような研修、どのような研修計画があるのか、その辺のところ。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） もちろん本課のほうには社会教育主事の資格を持ったという方を配置をしていただきたいなということで、現在、総務部門とのやりとりはしております。職員の中にも、社会教育というものを実際やっていきたいというふうな職員もいるようになりますんで、そこにおいては研修、受講できるような環境を整えていきたいと。嘱託の職員の方については、先ほどもお話をさせていただきましたが、社会教育に明るい方、あるいは経験者といったことを採用の条件に、これは総務のほうとのやりとりも今から必要になるんですけども、教育委員会としては、そういった方々を当てにしながら、地域の社会教育の衰退というものをなくしていきたいというふうに思っております。

本庁の職員が、基本的にそれぞれの地域振興の地域での社会教育というものを担えるぐらいの形をとれるようにしていきたいというふうに考えています。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 社会教育につきましては、子どもから高齢者まで、老人クラブがあり、女性の会があり、ありとあらゆる多岐にわたった社会教育団体、文化団体、こういうようなところがある。これにすべて社会教育の担当職員は携わってきております。そのように子どもから高齢者まですべてを網羅できるような資質を持った人じゃないと、これからの社会教育、進めていく上で、非常に責任ある立場になろうかと思えます。そのフォローをちゃんと教育委員会のほうができるようにしてもらって、ただ、公民館に置いとけばいいというもんじゃなくて、その辺のところの社会体育の職員が嘱託化になってよかったかと言えば、職員でさえも言っていません。また、社会体育の二の舞にならないようにというようなことも聞きますので、しっかりと社会教育の推進をしていただきたいと思えます。

以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で矢野議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。2時50分より再開いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時50分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に23番、榊田穂積君。

23番（榊田穂積） 23番、平成会、榊田です。

今回、3点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目は、廃屋対策であります。

この件につきましては、過去何回か本議会でも質問が出され、3月議会では御手洗議員がいろいろとお伺いをしております。その後、一般の方からも廃屋対策、あるいは空き家対策について聞かれるようになりました。また、今般の各地域での議会報告会の中でもこのことが住民から意見が出されました。3月議会で答弁された後の市としての対応というものを伺いたいわけではありますが、このことについての各地域ごとというか、空き家状況あるいは廃屋状況の把握と、それからまた、どういうふうな形で、空き家とか廃屋をどの段階で分けるのかという点、それからまた、この対策を練るために何とかしなきゃいかんということわかりますけれども、所有者の財産権との関係あるいはまた使える空き家を活用するための問題点、それからまた、どうにもならない廃屋というのが各地域にあるかと思えますけ

れども、付近の住民にとっては迷惑をこうむるところもあろうかと思えます。

その付近住民の生活圏というものもありますから、所有者との関係、なかなか難しい点がありますけれども、この点について、市としての対策を具体的にどのようにしてきたかということをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 廃屋対策につきまして、総務部のほうで、ことしの7月に苦情相談等の調査をいたしましたので、総務部からお答えさせていただきます。

まず、廃屋の戸数及びその程度を把握しているかという御質問ですが、現在のところ、市が直接調査を行っておりませんので、廃屋の戸数や程度については把握しておりません。また、ある家屋について、所有者または管理者がいるかどうか、また、適正な管理がされているかどうかということの判別するのはなかなか困難でありまして、すべての廃屋について、その状態を含めて把握することは難しいのではないかと考えております。

ちなみに、本年7月に所有者不明、または管理が不十分な家屋等に関する苦情や相談の件数を調査いたしました。おおむね過去3年間で38件の苦情及び相談が市のほうに寄せられております。その状況に応じて対応しているという報告を受けております。

次に、利用可能な廃屋の活用という御質問ですが、本市では空き家の有効活用を図るために、企画課において空き家バンクを設け、情報発信を行っております。これにつきましても、対象はあくまで私有財産でありますので、権利者の意向を尊重しつつ、空き家に関する情報の収集及び提供を基本として運用しているところです。

次に、近隣住民に対する対応についてでございますが、廃屋の状況は多種多様である上に、根本的には私有財産権の問題があることから、対応に苦慮するケースが大半であります。しかし、例えば、廃屋の所有者の調査、所有者への改善要請等、市としても可能な対応は、当然行っておりますし、その経過及び結果についても、自治委員を通じて、あるいは近隣住民の方に直接御報告をしているところであります。

以上です。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） この件につきましては、さきの3月議会の御手洗議員の質問の中で詳しくしておりますので、そこまで私お伺いしませんけれども、私たち個人的に考えまして、自分たちの周りを見た場合に、簡単に調査というか状況はわかると思えます。この件についての苦情というのは、今から先どんどんふえていくと思えます。私はやる気があれば、この件、費用をかけずに、それぞれの自治委員さんなり、あるいは区長さんなり、お願いすれば、その地域のことはすぐわかるわけですから、状況の程度ぐらいは所有者のいろいろな権利に関係なく、調査ぐらいは私は簡単にできるんじゃないかと思えますけど、この件についてどうでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 建物自体が空き家であるか廃屋であるかというところの判断が、一時的にも不在であったりとか、そういう状況の判断が非常に難しいのではないかとと思えます。

件数の把握ができた上で、最終的にはこの財産をどうするかという、廃屋であれば取り壊しをするのかということに行き着くと思うんですが、私有財産を尊重するということで、所有者に対しての状態の改善、指導を行う等の間接的な対応をとらざるを得ないということ

が最終的になってこようと思いますので、最終的には国レベルでの、これ、御手洗議員の御質問に3月にお答えしたんですが、法の整備が整わないと、最終的には抜本的な改善がなされないというふうに今考えているところです。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） どうもわからないんですが、調査というのは、それは具体的に廃屋を処分するとか、そういう目的で調査するということになる、なかなか厳密な調査は難しいかと思えますけれども、今、町なかでいろいろな形での空き家とか、人が住んでない、あるいは長期間不在とか、そういう程度の調査することについての所有者の侵害にはならないと思えます。今は、まさに過疎が進んでいる中で、まちづくりのために、基本的にこういう調査というのは常日ごろ必要じゃないかと思えます。それを参考にしながら、また一つのまちづくりというのできるわけですから、私は役所としてのそういう調査ぐらいは簡単にできるんじゃないかと思えます。再度、その点お願いします。

議長（小野宗司） 田村次長兼総務課長。

次長兼総務課長（田村智） 総務課の田村です。

廃屋というよりも、空き家の調査というのがありまして、これ、空き家だけに限らず住宅土地統計調査ということで、5年ごとに統計調査をやっております。その中で空き家、要するに人が住んでない空き家の数は、佐伯市の棟数が3万4,540棟で、空き家の数は5,300棟ということで、こういった空き家の調査は5年に1回やっております。ただ、空き家をどの程度に廃屋になるかという認定というのがなかなか難しいんじゃないかというふうに思っています。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 5,300棟の空き家というのは、3月議会で答弁の中にありました。そういうことで、これも含めて、この空き家がどういう空き家か私もわかりませんが、廃屋も含まれておるのかどうかも私はわかりません。だから、こういう調査は国の調査として行われているようでありますけれども、私は、やっぱりまちづくりのためには、何にしても正確な調査というものが必要じゃないかと思えますので、この点につきましては、やはり知事さんの協力いただきながら、きちんとした戸数を把握していただきたいと思えますし、それからまた、空き家の程度ぐらいは、大体どういう状況にあるかというぐらいは、やっぱり防犯上にしても、災害にしても、やっぱり市として把握していく必要があるんじゃないかと思えますけれども、その必要性はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） その件につきましては、他市の状況等を十分検討して対応してまいりたいと思えます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） ぜひともそれぐらいはやっていただきたいと思えます。

それと、近ごろ耳にするのが、廃屋というか、本当の廃屋で家が崩れそうになっていると。しかも、町なかにはぽつんとあると。近所の人にはシロアリとかでいろいろと迷惑しているというふうな状況が、あちこちにやっぱりあるようであります。市内全域に多分あるんじゃないかと思えますけれども、それについて、それぞれ財産権の関係で、なかなか難しい面もあろうかと思えますけれども、財産権に侵害しない程度の、例えば、清掃活動とか、ボランティア



アでやるとか、8月の一斉清掃日に少し雑草をとるとか、そういうことを地域の住民と相談しながら、あるいはまた地域からもしそういう問題が上がってきた場合は、市としても公にやれとかいうことはなかなか今の段階じゃ難しいかと思えますけれども、何らかの指導というか、こうしたらいいんじゃないかなという程度の支援はできないものか、お伺いします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） それにつきましては、市が対応ということになりますと、どうしても私有財産権に個人の所有するものに黙って立ち入るということになるので、実施はできないと私は思います。ただ、近所の方が、所有者がある程度わかっておられまして、連絡がとれるという状態であれば、連絡をとっていただいて、地域のほうで対応していただければよろしいかと思えます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 廃屋対策については、議会でも取り組みをするということをお伺いしておりますので、具体的には、また何らかの策が出るかと思えますけれども、全然市もタッチできないというようなことにはならないと思えますので、ぜひともこの件については調査なり、あるいは市民が自主的にやるという場合の補助的な助言とか、その程度なら何とかできるんじゃないかと思えますので、この件についてはそういう対応を求めまして、終わりたいと思えます。

2点目のエコセンター蒲江についてであります。

この件についても、今回の議会報告会の中で意見が出たようでありまして、私もこの件については、過去一般質問した経緯があります。蒲江のエコセンター、佐伯と二つあるということで、いろいろ経費の問題等言われて、一時はもうすぐ廃止というふうなことを聞いておりましたけれども、現在の状況、考え方なりをお伺いします。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 市民生活部長の染矢でございます。

それではお答えをいたします。議員御承知のように、第2期佐伯市行財政改革推進プランの中で、エコセンター蒲江の閉鎖については、平成25年を目標として上げております。

御質問のエコセンター蒲江は、平成7年から供用開始をし、耐用年数と言われております15年を過ぎ、現在17年を経過しようとしております。今後とも安定運転をしていくためには、多額の費用を要する改修工事も必要となることも想定されます。また、市内に2カ所の施設を設置していることによる運転管理費の抑制も避けられない課題となっております。このため同プランに沿って、エコセンター蒲江を廃止して、エコセンター番匠での一本化による処理を行うことにより、佐伯市のごみ処理経費を大幅に節減しようと計画しているところであります。

しかしながら、エコセンター番匠の処理能力から検討すると、一本化するには、現在の佐伯市全体のごみ量が減量されなければ、まだ対応が困難であります。今後とも炉の老朽化を見据えながら、市民の皆様にはごみの減量化をさらにお願ひし、廃止に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。ただ、今後、突発的なふぐあいが生じ、炉の使用が不可能となった場合や、大規模改修が必要となった場合には、ごみの減量が目標値に達しなくても、廃止せざるを得ないと考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 今回の大震災を見てもわかるとおり、なかなかごみの処理の問題というのは、どこも苦慮しているというふうに思います。2カ所で運営するということは、費用の面から見れば、無駄的な面があるかもしれませんが、私は、この際、むしろ2カ所あったほうが安心して市民生活ができるんじゃないかというふうに、発想の転換をしていただきたいという考えで質問をしております。

この件については、ただ単に、無駄だけで省いていただきたくないという思いです。というのは、この蒲江のエコセンターをつくる際に、多額の費用をかけて、なかなか場所も決まらない、新しくつくるということは相当な労力と費用もかかるし、大変な皆さん方の嫌がられる問題でありますので、今あるセンターを何とかやっぱり維持しながら、佐伯のエコセンターがまず故障しても、少しぐらいは処理が安心してできるかなという程度のサブ的なものをつくっておってもいいんじゃないかというふうな気もいたします。

そして、経費の件につきましては、私は機械そのものは、今からも日進月歩で安い機械が、性能のいいのができる可能性もあろうかと思えますし、人件費等につきましては、いろいろと人材が今勉強していると思えますので、人件費抑制をしながら、このエコセンターの維持に努めるという発想があってもいいんじゃないかと思えますが、その件どうでしょうか。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 今の御質問にお答えをいたします。

今現在は、ごみ量の減量がなければ25年というのはちょっと難しいかなというところではありますが、ただ、多額の費用というものがかかっております。蒲江の中間処理費が年間に4,565万ということで、プラス正職員が2人おるわけにありますけども、そういうことから考えてみましても、もう少しごみ量を減せば十分対応ができますので、廃止に向けた取り組みを今後も続けていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 経費というのは機械の故障関係については、私もわかりませんが、維持経費で4,500万がどういうあれになるんか、4,500万と別に正規職員が必要ということでしょうか、その点はどうですか。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 正職員の費用は、この中間処理費の4,565万の外でプラスされます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 4,500万プラス、この職員の給与というのは市のほうで支払っているということですね。蒲江のごみだけで4,500万ということですが、佐伯市全体から見れば、総体的に費用というのがどういう値になるんか、ちょっと私もわかりませんが、いずれにしても、今あるものを廃止するというのは、ただ単に効率化だけでは、ちょっと私納得いかな面もありますし、蒲江という地形から見ても、持ち込みの量も大変多いし、そういう点から見て、やはり何とか延命策あるいは、またエコセンターに見合った費用の軽い機械とか、今後、いろいろと想定されると思えますので、ぜひとも、ただ単に廃止に向かって進むというのではなくて、これを維持して、あるいは複数のエコセンターで安定的に安心したごみ処理ができるという形の考え方も、後になってあれだけの経費があったけど、助かったなとい

うことがあろうと思いますので、ぜひともマイナス思考でなくて、これ残すような方向で、私は行っていただきたいと思います。

この件については、いろいろ言っただって進まないと思いますので、この辺で終わりますけれども、ぜひとも検討の中で延命策を図っていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

3点目の蒲江振興局、それから、消防署蒲江分署の建てかえについてであります。これも今まで何回となくお伺いしている件でありまして、現在どういうふうになっているかということをお伺いします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 榊田議員の蒲江振興局、消防署蒲江分署の建てかえの進捗状況でありますけれども、両施設の建てかえ計画につきましては、平成18年度から協議・検討を重ねてまいりましたが、事業概要がなかなか決まらず、今日まで難航してまいりました。そのような中、本年3月11日に発生しました東日本大震災における津波被害の状況や、それに伴います蒲江地域での津波の想定等の見直しが行われたことを受けまして、地域の防災拠点としての安全面を考慮しながら、両施設はできるだけ津波被害の及ばない高さで、同じ場所に建設するとの方針に基づき、建設場所の選定を行ってまいりました。

両施設を建設するための用地は3,000平方メートル程度必要となり、候補地の中から、現在、できるだけ近く、かつ安全な場所を選定し、近々地元の自治委員等に説明を行う予定となっております。消防蒲江分署につきましては、既に本年度、23年度の公共事業等実施計画、いわゆるマル公に載せております。25年度に実施設計を行い、26年度に建設の方向で計画しております。また、蒲江振興局につきましても、平成24年度、来年度でありますけれども、公共事業等実施計画に計上した上で事業を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） ありがとうございます。やっと建設という言葉が出ました。これから先、場所等、なかなか難しい面もあろうかと思っておりますけれども、ぜひともそういう方向で、早い時期に具体化をしていただきたいと思っております。

ただ、海拔十何メートルとか言われますけれども、消防署に関してはよかろうかと思っておりますけれども、振興局につきましては、やっぱり町なかから外れるということは、蒲江にとりましては、なかなか問題かと思っております。いずれにしても、建てるという方向が先でありますので、この件についての、市もなかなか難しいんでありますけれども、具体的な場所というものをお伺いしたいと思っております。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 条件に合う場所ということで、数カ所の候補地の中から、実は検討してまいったわけでありまして、最終的に、現時点では長津留地区、埋立地ですね、そこを予定しております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 大半の方はそうじゃないかなというふうなことを思っておりますけれども、やはり考え方としては、地元としては、現在の位置を工夫して何とかできないものかなという意見も多々ありますので、そういうことも考慮しながら、ぜひとも進めていただきたいと

思います。

きょうはとにかくやるということをお聞きしましたので、その件について、今、24年度に上げて、25年、26年というのは消防署の関係かと思いますが、具体的にどういことでしょうか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 先ほど私が申しましたように、消防署につきましては、先行していきたいと実は思っているわけでありまして、現行の振興局の体制が第2期行政プランの中では現行の体制を維持するということになっておりますけれども、それ以降の体制のあり方について、今後、協議が必要だと思っておりますので、そういうもろもろの条件等を踏まえながら、事業を進めていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） そしたら、26年度に消防庁舎のほうは建設するというところで、振興局については、まだそれ以後ということに実際なるのでしょうか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 今のところ、24年度でマル公の頭出しということでありますので、関係課等と協議を重ねながら、その辺は詰めていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 作業の進めぐあいによっては、同時期に大体なるという可能性もあるわけですか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 同時期は、先ほど言いましたように、消防の蒲江分署が先行するという形に、今のところなっております。同時期は、ちょっと今の現状では難しいのかなと思っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） それこそ震災はいつ来るかわかりません。少しでも早く建設ができるように作業を進めていっていただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で榊田議員の一般質問を終わります。

次に17番、井上清三君。

17番（井上清三） 本日最後のバッターとなりました。17番議員、民主党会派に属しております井上清三と申します。

通告により一般質問を行います。大項目として、福祉施策の中の第5期介護保険事業計画と水産振興策の2点について、一問一答で行います。なお、質問が多岐にわたるため、質問されたことのみ簡潔に答弁していただくことをお願いしておきたいと思います。

まず、第5期介護保険事業計画の取り組みについて。

介護保険事業は、3年を1期とし、見直し、新制度導入などを繰り返し、現在、第4期介護保険事業から、来年度は地域包括ケアシステムが導入される第5期介護保険事業がスタートするわけですが、本市においても、それと整合された佐伯市介護保険事業計画並びに佐伯市老人福祉計画が一体のものとして策定、取り組みされていることと思います。

さて、そういった状況の中、4期事業を真摯に評価・検証することで、反省、達成、そして、新たな課題が浮かび上がってくると思われます。また、介護の必要量、それに伴う居宅、

各施設、地域密着型事業の見込み量が推計され、この計画書に基づいて、いろいろな施策が実施されると考える中、この5期事業計画策定が本市の福祉、介護行政に極めて重要な意義を持っていると思われますので、4期の計画を評価・検証されていることを前提に、質問を行いたいと思います。

まず、地域密着型サービスについて、第4期計画では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護及び認知症対応共同生活介護では、利用者の需要へ十分にこたえられるとなっておりますが、待機者への対応、新しい利用者の受け入れは可能だったのか、まず、この点からお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいま井上清三議員の第5期介護保険計画の進捗状況ということの中で、まず後半の部分は、御質問、具体的に出てきたんですが、まず最初に、全体的な進捗状況をかいつまんで御報告させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、3年に1回ということでございます。5月に第5期の計画の基礎資料とするために、介護保険サービスのアンケート調査を実施いたしました。これは9月議会でも恐らくお話させていただいたと思います。対象は自宅でサービスを利用している方700名、それと認定を受けているがサービスを利用していないと思われる方300名を無作為抽出して行っております。回答率は54.7%となっております。

去る8月19日に第1回介護保険事業計画等策定委員会を開催しまして、今年度、一部改正があった介護保険法の改正点の概要、第5期事業計画の基本指針、計画に盛り込む事項等の説明、さらに介護保険サービスアンケートの集計結果の報告をさせていただきました。

また、去る11月7日に第2回の策定委員会におきましては、第5期におけます1号被保険者や介護認定者数の現況、もしくはこれまでの推移の御説明及び給付の伸びを推計して、大まかに仮算定と申しますか、保険料の試算を提示いたしました。その中で、認定者の見込み、給付の伸びについてから意見の見直しが若干委員から出されました。事務局において見込みの修正を行っている段階であります。

介護保険料につきましては、これは皆さん一番興味があるところだと思いますが、ただいま全国の平均が約5,000円を超えると予想されておりますが、県下の平均も、今時点、確定ではございませんが、各市とも策定委員会を開催し、その状況の中で、やはり5,500円ぐらいということ承っております。これはまだ決定ではありません。この数字につきましては、今後変動することが当然予測されます。本市においても、4期は、御案内のとおり4,300円でございますので、大きな伸びを余儀なくされるのではないかと考えております。

今月、12月末までに第3回の策定委員会を開催し、いろんなデータを精査し、数値をお示しして選定委員会の御意見を賜る予定でございます。

それから、最終回数になろうかと思いますが、来年の2月ごろまでに策定委員会の審議をまとめ、市長のほうに答申を行い、事業計画を一応決定するという計画を持っております。

それから、具体的な計画の中で、地域密着型施設の利用者の需要は十分であったかという御質問です。御案内のとおり、第4期の計画中では、今年度まではこういう施設整備は行わないという方針でありました。3期中に事業者が辞退したこと等によりまして、グループホーム整備等の計画に沿って対応できたと認識しております。

以上であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） できる限り簡潔な答弁をお願いしたい。

先ほど、部長の答弁には、こたえられるような状況だったというふうに把握をしておりますが、4期計画を見ますと、介護認定者数は、資料ですが、4,199人、そのうち実際の利用者数は235人、5.7%前後というふうな数字をつかんでおりますが、私が聞く範囲でも、必ずしも十分に対応できたのではない、そういうふうにも伺っております。

地域密着型の基本というのは、介護が必要になっても住みなれた地域や、あるいは自宅、そういった部分の中で尊厳を守り、生活を継続することを目的としているわけですから、例えば、施設が満室とか、あるいは待機者がいるのですぐに入れない、あるいは入所できない、そういった理由で地域密着型の趣旨とかけ離れ、出身地より離れた地域、場合によっては市外の施設に入所する、あるいは入所することができなく、最悪の状況も、ある意味では聞き及んでおります。この辺のことも十分把握されながら、現在、各施設ともほぼ満室というふうにも情報を聞いておりますが、5期事業計画ではそういった急増する高齢者に対応できる人数の見込み、そういうことはなされているのか、ちょっとこの辺、再度確認のためにお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 4期中は、御案内のとおり、参酌標準とありまして、全体的にサービスを受けている方という、そういう専門用語、御存じのとおり基準がありまして、それが撤廃されました。第5期については、そういう施設を整備して、需要にこたえるかという御質問です。個人的には、やはりニーズに応じた施設は必要なのにこしたことはございません。ただ給付となりますと、どうしても保険料にはね返らなければいけないという、その接点が、やはり今度十分な分析、いろんなパターンをつくりまして、次の策定委員会の委員の皆さんの意見を伺う予定であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ちょっと4期の部分で触れてみますと、例えば、4期事業計画の中では、地域密着型の介護老人福祉施設とか、あるいは特定施設、認知症対応型共同生活、合わせて約230床というふうになっていると思いますが、こういった部分は、例えば、利用対象者何名に対して策定されているものか、あるいは今回の策定に当たっては、利用対象者の見込み量というのはどのぐらい増加しているか、その辺の検討がなされていれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 全体の230名は何名に対してということでございます。おおむねでこぼこがあるんですけど、23年度の実績で申しますと4,600名であります。第5期ではどうするんかということで、今では過去の推移をしまして、4%ぐらいの伸びがあるだろうと今分析しておるような状況であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） できるだけそういった状況になりまして地域で生活できる、そういうふうな配慮を十分やっていただきたいと思いますが、同時に、こういった地域密着型を含む介護施設、先般の議会報告でも強い要望があったように、合併前の各旧町村単位で1地域1施設は必要と思う、ぜひつくっていただきたいという考えもございましたが、これについては

どのようにお考えですか。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） これも前回申し上げましたけれど、中学校単位を基本にしまして、上浦と佐伯が一緒になって、圏域という表現をしております。30分圏域にその施設に通所、入所できるような施設ということ、大きく1地域ずつしたら大変な数字になりますし、今のところでは、そういう圏域ごとの施設整備を提案するかなということで、前回、第4期と同様な形を今のところ考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 中学校単位ということですが、今、旧町村単位で見ると、そういう部分がない地域、例えば、宇目、米水津、あるいは上浦だけであって、ほかの地域は全部あるわけです。市の負担、保険者として大変という部分も理解いたしますが、被保険者、今度、保険料を払う方として、立場で見れば、そういった部分の平等性ということもかんがみながら、あるいはこういった施設ができることで非常に大きな雇用という部分が発生してくるわけです。ぜひそういった圏域ということも大事な部分かわかりませんが、中学校単位ということであれば、旧町村単位で、これ設立可能ということになると思われますが、ぜひそういった部分を含みながら、再度決意をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 計画書は3年間使うということで、私の考えでは、具体的な地域を指定するのは、これは公共施設という考えではなくて、民間の活力も利用してもらわなければいけないということがございます。具体的な位置に建てるというたら、じゃあ、そこが3年間にどなたが手を挙げてくれるか、非常に微妙だと思います。だから、大きなスパンでは指定するのは、建てたいということであれば、そういう大きく地域をくくったほうが、流動性、柔軟性が3年間のうちにあるのではないかと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） それもわかります。そういった部分を含みながら、議会報告会の中で、あえて出てきた地区の要望でありますので、ぜひ真摯に受けとめていただきたいということを希望しておきます。

それから、高齢者福祉サービス、いわゆる計画の中で、これ佐伯市の単独事業になっていると思われませんが、寝たきり老人等の介護手当支給事業というのがあります。多分、要介護4・5、その人を対象にしておりますが、月々5,000円の手当というのを支給されているように伺っております。何名ぐらいの対象者がおるか、この点ちょっとお伺いします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 介護する方に、いやしではないんですけどね、お礼のような形で、佐伯市の単独事業であります。今現在、423名、400名強、これは恐らく減らないと思います。以上であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 400から500名前後ということですが、申し上げたように、財政事情が厳しい、その辺のことはお察しいたしますが、逆に要介護4・5の方の家族介護、これは、ある意味では想定外という言葉が通じるように、非常に大変な部分であります。つまり1日のうち、ヘルパーさん等が来れるのはほんの数時間であり、あとは夜間を含み、ある意味では大

変な介護、言葉悪いんですけど、介護地獄と思える状況が続きます。

また、同居人がいる家庭の生活援助はほとんどできないというほど厳しいことも付加され、さらにレストパイトケア、そういった部分につながるショートステイを数回利用することで、この支給が停止する、そのような話も聞いております。非常に厳しい状況と思いますが、第5期計画ではレベルアップした対応はできないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 済みません。井上議員さん、今、片仮名が出た、私初めて何うんですが。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） レストパイトケア、つまり家族介護、家族の負担を軽減するという意味です。家族介護を軽減するために。いいですか。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 第5期の介護保険計画、要するに24時間地域密着型サービスの位置づけとして、いつでも、どこでも、だれでもというような位置づけで、24時間に看護師さんと医療機関等の連携のもとに、そういう家族の方の軽減負担と申しますか、そういうのを今考えておるような状況でございます。

ちなみに、5月に実施したアンケート、先ほどお話をさせていただきましたが、19%の方がそういうのがあったら望ましいなという報告をいただいておりますので、アンケートというのは何かに反映するために調査したつもりでございますから、可能な限り、こういうデータを反映させていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 積極的な答弁ありがとうございます。経済的な要因等で、いわゆる施設に入れない、そういった方など、事情を十分検証しながら、家族介護の軽減、ぜひ取り組むことを期待して、次の質問に入りたいと思います。

第5期介護保険事業に位置づけされております、先ほど部長が言われました、24時間対応の定期巡回随時対応サービス、こういった創設は本市でも可能なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 要介護4・5ということで、非常にありがたい制度だと思います。ただ、絵にかいたもちではなくて、そういう受けてくれる方がいらっしゃるかということも非常にこれは計画どおり行くか行かないかということで評価されると思いますので、そこらのことを十分状況把握しつつ、そういう計画に、可能な限り、できるようであれば文言だけでも載せなければいけないかなということでもあります。今後十分な検討をさせて、来年の2月まで決定をさせていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ぜひこういった部分には取り組んでいただきたいなというふうに思います。恐らく事業指定も市のほうがやられると思いますが、そういうふうな状況であれば、必ずやるというふうな事業所も出てくると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたい。なぜならば、このサービスは、さっき部長も言いましたが、いわゆる4・5を中心にした重度者あるいは要介護者の在宅生活、そういうことを支えるための日中あるいは夜間を通じて介護と訪



問看護が、密着に連絡とりながら、短時間に定期巡回あるいは随時対応サービスを行うものであり、施設に入れない利用者にとって安心できる、そういうふうなシステムとも考えておりますので、ぜひ検討して、積極的な取り組みを期待したいと思います。

それから、先般も申し上げましたが、地域包括ケアシステムがされる重要なサービスの一つになっております、小規模多機能型居宅介護は、本市に2事業者ありますが、実際は1事業者のように記憶しておりますが、第4期事業計画にはその必要性あるいは基盤の充実が求められておりますが、どのような評価をされているのか、また、推進の取り組みはなされたのか、お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいまの小規模多機能型居宅介護ですね、介護保険法のサービスの中の位置づけなんです、小規模でございますから、マックス25名ということであつたわられております。ただ、先ほど1事業者ということがあります。今、それ休止しておりますし、今ないような状況なんです、アンケートの中で、何かこういうのをやっていただきたいという、うちのほうも各事業所には要望を出してあるんですが、何しろ24時間というのがネックになっておるかというのは定かでないんですが、今のところ応募がないような状況でございます。本市としては、地域密着型のこの言葉は、やっぱり24時間というのが基本だと思っておりますし、ぜひこういうサービスを受け入れていただける事業所ができれば、ありがたいと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 言われることは理解いたします。しかし、この小規模多機能型居宅介護は、介護が必要となった高齢者が認知症の有無、そういった部分も問わず利用可能となり、保険者あるいは被保険者にとっても活用しやすい、そのようにも私は推測し、考えております。

ぜひ第5期事業計画では、複合サービスの創設、そういった部分に伴い、こうした利用者のケアの体制が構築され、その中心となるのがこの小規模多機能型居宅介護と訪問看護ではないかというふうに考えております。利用ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能であると思っておりますので、積極的に募集あるいは支援をお願いしたい。たしか、この施設の状況は畑野浦地区にあるのがそうじゃないかと思っておりますが、経営あるいは利用者、家族あるいは地域の方にも好評だということも聞いております。ぜひ、こういった新分野にも事業者の積極的参加ができるような支援、配慮を期待したいと思っております。

次に、同じように5期の保険事業計画に位置づけされております介護予防・日常生活支援総合事業、こういった部分も実際に取り組みがなされるのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 地域密着型サービス並びに介護予防サービス、大きな二大巨塔があると思います。高齢者福祉なんかでも介護予防というのは、さわやかサロンとか、いろいろなイベントをしております。介護認定のみならず、事前に転ばぬ先の何とかではありませんが、介護予防は非常にやっぱり重要だと思っております。こういう介護予防のみならず、どうしても介護認定の域に達した方の総合的サービスというのは、必ずやらなければならないと認識しておるような状況であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ぜひ検討して、これも取り組んでいただきたい。ただ、一つ気になることは、今までの介護保険に位置づけされた予防給付と地域支援事業に、これは当然入りますが、総合サービスの選択というのが出てくると思います。利用者あるいは家族の意向に応じて判断されると思いますが、サービスの説明あるいは決定される方法、わかればお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 平山保険課長。

保険課長（平山和也） 保険課の平山です。

今の御質問の関係ですけれども、総合事業に関しては、第5期中の初年度から入れるか、もしくは3年間のうちのいずれかの時期に、これを導入するかという方法を現在考えております。ただ、県下の状況を見ましても、初年度から総合事業に取り組もうというところは、現在はないというふうに聞いております。

議員御指摘のように、予防事業と支援事業の部分のどちらを選ぶかということは、当然に御本人さんと家族の方の意向もありますし、最終的に包括支援センターのほうでその振り分けをするということになっておりまして、国のほうが明確な方針を出しておりません。すべて市町村のほうにお任せしてあるということになっておりますので、以前も議会の中で質問があったというふうに思っております。本人の意向を確認するということが、権利の部分で必要になるということでもありますので、その点、十分検討しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 当然ですね、課長言われたように、支援にかかわるもの、つまり地域包括中心に行われると思いますが、対象者にとって、どちらが有利か、そういうことを判断することは対象であろうと思いますが、十分な配慮をお願いいたしたいと思います。

次に、第5期計画の中に認知症支援対策として、親族等による成年後見の困難な方が増加する中、保険者、つまり市の責務の一環として、新たに市民後見人の育成というのが求められているとお聞きしますが、どのような方針、あるいは計画を立てられているのか、お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 成年後見人制度については、具体的なやつはまだ列記はしておりません。ただ、昨今の状況で肉親にどうしても後見人になる方がいらっしやらないというのが、この佐伯地域ではないと思います。ただ、そういう身近な方が、友人・知人という方がいらっしやれば、後見人になっていただくような、そういう後見人とは一体何ぞやというようなことの勉強会をしていただきまして、より皆さんが、そういう認知症の方の金銭管理とか、容易にできる制度を市民の皆様理解していただきまして、そういうPRを、なっただけのような運動は必要と考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 今すぐこれをつくれとか、あるいはこれをしなさいということじゃないんです。ただ、そういった部分で5期の中には位置づけされておるし、あるいは旧郡部、そういった地区で見ると、もうほとんどの地区が、恐らく第5期が終了するころには限界地域というふうになるんじゃないかというふうに思い、当然、こういった政策は必要不可欠というふうな状況も出てくるんじゃないかというふうにも考えているわけです。ぜひ、また地域ご

とに対応できる、そういった方々の育成というのを期待し、次の質問のほうに移ってみたいと思います。

高齢者居住安定確保計画というのが5期にも位置づけされておりますが、介護保険事業計画に法的介護施設を含めた高齢者の住まいの総量を把握し、居住安定確保計画が急務と、そういうふうに見える中、4期事業計画では、介護保険施設、9施設ですかね、今、特養・老健合わせて。約748床というふうになっております。特に当局においては、現在、待機者もかなりいると聞く中で、第5期事業計画では、どのように対応されるのか、この辺を少しお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいまの新しい施設の創設と認識しておりますけど、やはり介護保険料に直接はね返ってきますので、これは慎重にやらなければいけない。この介護保険計画の、やっぱりキーパーソンではないかと思っております。ただ、今のところ、新しい施設の創設というのは困難かなという認識は、今、抱いておるような状況であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） もしあれなら把握されていることで結構ですが、今、例えば、特養に入りたい、そういうふうな部分で待機者といいますが、あるいは特養に入れないけど、やむを得ず有料に入っている方を含めて、どれぐらいの方が待たれているか、おわかりですか。

議長（小野宗司） 平山保険課長。

保険課長（平山和也） 施設の待機者の関係でございます。うちのほうですね、第5期の計画策定するに当たって、現在、資料を策定した中で、これ概算ではありますけれども、特別養護老人ホームにつきましては、315名の待機者が現在発生しておるということであります。

それから、先ほど、高齢者居住安定確保計画との部分でありましたけれども、基本的に、県のほうで23年度中に策定すると。その内容については、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を定めるということが基本になっておりますので、今後、現状で見たときに高齢者向け住宅等の整備が進んでいくのではないかとというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 先ほど部長が、現在のところ、そういった計画がないという話をお伺いしましたが、今、そういった部分で、例えば、特養だけ見れば、恐らく今入っている数字とほぼ同じぐらいの人が待機しているんじゃないかというふうに私推測しております。

先ほど申しました、特養と老健合わせて748床ですから、恐らく500床ぐらいだろうと思えます。特養は。その中で315名、これはまだ課長のほうに届けてない部分を含め、かなりの数があるんじゃないかというふうにも把握しております。特に、公的介護施設という部分で考えたときには、やはり特別養護老人ホーム、あるいは養護老人ホーム、さらに老健とか踏まえながら、ある意味では利用者の負担軽減となる施設の新設、増設というのをぜひ考慮していただきたい。認定数で言えば、恐らく20数年値で見ると4,500人で、施設サービスを含めて15%あるいは16%程度しか、こういった施設が使われてないんじゃないかなというふうにも思っております。ぜひ今後検討されて、プラス方向で検討されたいのかというふうに思います。

次に進んでいいですか。財政安定化基金について、若干お尋ねしたいと思いますが、第5期事業と合わせて、介護保険料が、先ほど課長が言いました、5,500円ぐらいになるんじや

なかろうかというふうな予測もされておりますが、その介護保険料の上昇の緩和として財政安定化基金、これは都道府県に設置されておりますが、国あるいは県、市町村が3分の1ずつ積み立てているというふうに記憶しております。国・県においても払い戻し的手段を講じられると思いますが、本市として、どれぐらいの基金があるのか、わかれば教えていただきたいと思ひます。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいま財政調整基金ですけど、約1億円、9,900万の現在高になっております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 9,900万円ということですが、来年度に還付の予定があるのかどうか、まずお聞きしてみたいと思ひます。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 24年度は一部取り壊しということの雲行きがあるということをお聞かしております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 先ほど言いました、9,900万円ですかね、いわゆる還付ですかね、これに介護保険料率、すなわち介護保険料は若干でも安くなるのか、その辺はどういう状況にあるのか、お聞きしたいと思ひます。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 前の資料、ちょっと確認していいですか。200万で約200円ぐらいの保険料が軽減できるんじゃないかということ。ちょっと後で確認して、間違いなら修正させていただきます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） この返還金というのは、基本的には、第1号保険料の上昇の緩和に活用すべきというふうな話も聞いておりますが、2号保険料の軽減策、そういった計画はないのか、お聞きしたいと思ひます。

議長（小野宗司） 平山保険課長。

保険課長（平山和也） 御質問の関係です。財政安定化基金の取り崩しについては、現在、県のほうで調整に入っておるということで、先ほど部長が言いましたように、9,900万円程度が取り崩しの対象になるということで、国の方針として、第5期の介護保険料の引き下げ財源に充当しなさいという方針が示されておりますので、県もそれを勘案しながら取り崩しに応じるというふうに、私どものほうでは考えております。

現在、所得基準で、第6段階まで保険料の所得段階を定めております。この中で中間層の軽減の必要性があるんじゃないかということで、これは国のほうでも法律で整備されたところでありましてけれども、第三段階を細分化して軽減を設けようという方針が、現在、審議の途中であります。策定委員会の中で、この部分の御同意がいただければ、第三段階については軽減の段階を設けたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 2号保険の保険料、非常に軽減は厳しいかなというふうにも感じますが、そういった部分の中で2号保険者の保険料、これどこから徴収されているかというのと、医療

保険の中に実は含まれているわけですね。その中で徴収されております。所得が上がらない、そういう厳しい状況が続く中、軽減策も抜本的なものがないというふうであれば、当然、先ほど部長が言いました介護予防、この部分に徹底しながら、できる限り、これ以上、保険料が上げられないような取り組みを期待して、第5期介護保険に関する部分は、一応終わりたいと思います。

続きまして、水産振興に入りたいと思います。

本市の基幹産業である水産業、中でもその中心となるブリ養殖が大変厳しい状況となっております。先日の11月3日の新聞紙上を初め、年末を控え、養殖ブリの需要期にもかかわらず、今まで、かつてないほど厳しい状況が続いていることが報じられております。価格が生産原価を割っている状況もあり、その対応が急がれております。売り上げ不振、あるいは魚価の低迷、それに燃油高騰など、漁業者は死活問題となり、漁業経営が危機状況に立たされているように感じております。市として、そういった現況に対して、どのように把握されているのかお聞きしたい。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） ただいま井上議員のほうから現状の把握ということで御質問いただきました。

現状の把握につきましては、職員が生産者、それから、漁協各支店を回りまして意見交換をし、聞き取りを行っております。そういった中で、議員御指摘のとおり、漁家経営は魚価の低迷と経費高騰により大きな打撃を受けています。特に、本市を代表する養殖ブリであるブリやヒラメ養殖では、生産原価を下回り、現状は大変厳しいものだとして認識しております。養殖ブリは、基準となる販売価格を下回った場合については、漁業共済により補てん金が支払われますが、今後、価格の低迷が続くと、基準となる販売価格も下がり、原価割れを起こすこととなります。一方、陸上養殖のヒラメについては、漁業共済の対象魚種となっていないため、こうした支援策もなく、生産者としては厳しい状況が続いていることと認識しております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 漁業共済、そういったものが支援する、そういった部分を言われることは一部理解しております。売り上げが伸び悩んでいる一つの原因として、やはり東日本大震災の影響がある、そのようにも生産者は言われております。

それから、コスト高につきまして、これがきちっと価格に転嫁できるという売り方を工夫していくことが必要であるとも考えておるわけでございます。その対応の一つとして、毎度のことながらですが、安全・安心、そして、おいしい商品として、これらを広くPRいたすなど、新たな販売戦略、そういったことも必要じゃないかというように思います。生産、流通、あるいは販売体制の構築、そういったものの積極的な支援が必要と思いますが、市のほうでそういった部分を考えておればお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 積極的な支援ということでございますが、昨年、米水津のほうに、フィレ加工場が開設され、今年度より生産のほう、されております。そういったフィレを使って、水産加工組合と養殖業者が一体となって、養殖業の加工食品を進めることによって、養殖業の販売価格を安定させるとともに、水産加工業者の経営安定も図っていきたく考え

ております。今後、市として、養殖業者と水産加工業者の間の仲介役として、両者の関係を密にし、養殖の加工に取り組んでいきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） フィレの加工ですかね、ある意味では好調だというふうなお話も聞いております。うちのほうも、うちのというんですか、蒲江地区のほうにも、以前、大分県蒲江水産ですかね、ありました。やはり軌道に乗せるのは4年あるいは5年経過するというふうな、ある意味では長いスパンも要るのかなというふうに思います。

しかし、現況を見たときに、ある意味では早急に特効薬と申しますか、効果のある取り組みを期待するわけで、特に、この際、直販というんですかね、そういった部分が、ある意味では非常に効果的かなという部分も考えております。販売の仕方を強化して、そういった方向性で水産物の価格の向上、そして、漁業経営の安定を進めていただけることを期待しながら、次の部分に進めたいと思います。

燃油高騰にかかわる減免ですが、継続の請願書が今議会に提出されていますが、市として、船舶用の油代の補助、また、毎月のえさ、あるいは人件費、さらに維持管理費等の決済に神経をすり減らし、大変な御苦労をなされている、そういうふうな状況を判断しておりますが、経済的支援も含めて、本市として考えられないか、2点についてお聞きしたい。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 燃油の高騰等々についての支援ということですが、燃油高騰に対する漁業者への市の直接的な支援はありませんが、こうした燃油や養殖用配合飼料の高騰対策は、国がコスト対策で実施している漁業経営セーフティネット構築事業で対応することとなります。この事業は、漁業者と国が1対1の割合で資金を積み立て、原油価格や配合飼料価格が、直前2年間の平均価格の115%を超えた場合、超えた分を補てんする仕組みとなっていますので、こういった制度の活用をしながら、燃油、配合飼料の高騰に備えることとなろうと思います。

経済的な政策については、今後、漁協、それから、県等についても協議しながら、県の補助、支援が受けられるように、市としても努力していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 船舶用の補助は、現在のところ、ないという形ですが、私は、例えば、女島にある企業誘致の一環として、たしか水道の使用料等の補助がなされている、そのように記憶しておりますが、これは企業誘致、あるいは雇用確保のためのよい方法の一つだというふうにも理解しておりますが、地元水産業もやはり大きな雇用、あるいは納税、さらに地元貢献があります。今回のように、いまだかつてない厳しい水産業の状況に対し、企業誘致と同様、いやそれ以上の支援、例えば、燃油を魚価の低下が安定する間、いや、例えば、1年間の時限つきでも、市として独自の支援を講ずるべきじゃないかというふうに考えます。

また、経済的な支援は、漁協、県と協議するという形ですが、例えば、漁業緊急支援制度等、銀行の借入れがスムーズに行われるような、そういった制度の構築ができないのか、もう一度、2点お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 経営の安定化に係る融資等の御質問でございますが、市といたしましては、経営に係る分については利子補給といった形で支援を現在もさせていただいてお

ります。

市独自の支援策ということで、企業誘致に倣ったような支援ができないかという御質問でございますが、これも先ほど答弁いたしました、県、漁協と相まって支援していく方向も考えられますので、前向きに、県、漁協と協議をしてみたいと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ぜひですね、協議を早目にされて、緊急時に一助の光をもたらすような支援をお願いしたいと思います。

最後になりますが、生産コストや品質が販売価格に反映されないことが、ある意味では、根本的な問題であり、市場だけに任せるのではなく、消費者の食の安全性が高まっている今こそ、県、市、漁業者と一体となって、魚価の向上に取り組むべきと考えます。

気になることは、高齢化及び後継者不足が加速し、あと数年もすれば納税ができる人は急激に減少するとも思われます。このままでは市の税収も減るし、漁業経営が厳しくなることは確実であり、ひいては佐伯市全体の景気にも大きな影を落とすことが予測されます。このような現状にあって、水産並びに漁業者の活性を図るには、行政の力強い支援が必要だと思います。最後、この辺について、市長に考えをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私のほうに、今、部長と、また副市長のほうにと思ったんですが。私どもにとりまして、これは水産業だけでなく農業も林業、全部が一次産業、非常に厳しいと思っております。特に、私もちょっと新聞を見るときに、ことしのブリは天然ブリが非常に多くとれていること、また、養殖ブリは天然ブリの半分ぐらいの価格だということで、私たちから見ると、消費者から見た立場では、天然のほうよりも養殖のほうが非常においしいと。こうした中で、直販制度を見て、東京とか、大阪とか、また福岡とかに、ブリのよさをやるんですけど、東京に行くとブリはどうしても消費が非常に少ないと、寒ブリという形で、ただいまのイメージが強いというのを聞いております。

そうした中、これもちょっと何年前になるんですけど、大分県上入津産のブリが千葉県で売ったと。電話がかかってきて、どこにあるんだと。中津のほうかと。いわゆる中津江村とか、そういうところで、佐伯産というもののブリのブランド化が全くできていないので、消費者がどういうところで産地があるのかというのがわからないと。過去、ブリの状態も、私も一緒になって見たときに、地域地域によってブランド化が統一されてないと。それぞれがそれぞれのブランドで売っているんですが、その当時はそれでも売れたからよかった。ところが、現在はそうしたブランド化が、やはり必要になって、特に、最近、専門家の中では豊後水道の魚は非常においしいと、そうしたイメージで関サバ、関アジの関係で引っ張られていると思います。そうしたことが、先ほど部長が申しあげましたように、私どものフィレ工場について、積極的にバックアップしながら、これははっきり言って通販がきくと思うんです。要する包丁を使わなくても、切れた形にしますので、そうした直販体制をするため、カボスブリ、カボスヒラメという形の中で、県等に問いながら、ブランド化をしていくことが大事だと思っています。

今後とも、私どものブランド化のためには、ブランド課というのをまた立ち上げておりますので、こうしたことをアピールしながら、また、来年度に向けて、佐伯産のブリのイメージ、また、それに地域に向けた販売等について、いろいろな中でやっていきたいと思ってお

りますし、今後とも観光とも通じながら、地元の人が地元の魚を食べないということになりますので、地域における、要するに給食とか、いろんな面とかやっていきたいと。年末に一部ブランド課のほうで、ブリを買っていただいた方に支援をするということで、キャンペーンをさせていただきました。そうしたブリのよさ、ヒラメのよさ、地元である安心・安全なものを供給するためには、単一化ではなくて、いろんな角度からのバックアップを必要とし、また、これは大分県でも主要産業となっておりますので、県を通じ、また、漁協と一体となって、施策を考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ぜひ積極的な取り組み、そして、支援を心よりお願いしたいわけです。

かつてない非常に厳しい漁業環境の状況です。力強い御支援をお願いし、一般質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、井上議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、あすは午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時18分 散会



平成23年 第7回

# 佐伯市議会定例会会議録

第5号 12月8日

# 第7回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成23年12月8日（木曜日） 午前10時00分 開 議

## 出席議員の氏名

1番	後藤 幸吉	2番	後藤 勇人
3番	浅利 美知子	4番	清田 哲也
5番	河原 修仁	6番	江藤 茂
7番	河野 豊	8番	佐藤 元
10番	井野上 準	11番	兒玉 輝彦
12番	宮脇 保芳	13番	矢野 哲丸
14番	日高 嘉己	15番	矢野 精幸
16番	三浦 涉	17番	井上 清三
18番	小野 宗司	19番	芦刈 紀生
20番	下川 芳夫	21番	高橋 香一郎
22番	玉田 茂	23番	榎田 穂積
24番	渡邊 一晴	25番	清家 好文
26番	高司 政文	27番	吉良 栄三
29番	御手洗 秀光	30番	清家 儀太郎

## 欠席議員の氏名

28番 上田 徹

## 説明のため出席した者の職氏名

市 長	西嶋 泰義	副 市 長	山本 清一郎
副 市 長	塩月 厚信	教 育 長	分藤 高嗣
総 務 部 長	内田 昇二	財 務 部 長	井上 勇
企画商工観光部長	浜野 芳弘	市 民 生 活 部 長	染矢 隆則
福祉保健部長	清家 保賀	建 設 部 長	高瀬 精市
上下水道部長	笠村 由喜	農 林 水 産 部 長	坪根 大吉
教 育 部 長	福泉 慶一郎	消 防 長	平井 栄治
次長兼総務課長	田村 智	次長兼財政課長	岡本 英二
次長兼企画課長	飛高 彌一郎	次長兼消防署長	安部 幸一
防災危機管理課長	久保田 与治郎	社 会 福 祉 課 長	江藤 聖嗣
高齢者福祉課長	山田 わか子	健 康 増 進 課 長	河村 昌江
保 険 課 長	平山 和也	建 設 課 長	明石 好弘
大手前開発推進室長	亀山 伸太	教 育 総 務 課 長	丸山 初彦
学 校 教 育 課 長	都留 俊之	入 ポ ー ツ 振 興 課 長	大神 孝雄
学 校 給 食 室 長	緒方 勝彦	消 防 総 務 課 長	中川 牧義

議事日程第5号

平成23年12月8日(木曜日) 午前10時00分 開 議

第1 一般質問

第2 委員会提出議案の上程(提案理由説明、質疑)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 委員会提出議案の上程(提案理由説明、質疑)

午前10時00分 開 議

議長(小野宗司) おはようございます。

本日の平成23年第7回佐伯市議会定例会第10日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き、通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、三浦渉君、2番、河野豊君、3番、清家好文君、4番、高司政文君、5番、浅利美知子さん、以上の順序で順次質問を許します。

16番、三浦渉君。

16番(三浦渉) おはようございます。

16番、民主党会派、三浦渉でございます。

師走の足音が大きく聞こえる12月定例会において、一般質問を行います。

まず、3月11日、東北3県で起きた大地震、大津波で住宅を失い、仮設住宅でお正月を迎えようとしておる多くの皆さんに、大分県佐伯市議会の議場から、頑張れ、頑張れの大きな声を送って、そっと一般質問に入ります。

さて、因尾診療所の老朽化について、管理運営を行っている佐伯市として、この老朽化をどのように考えているのか。また、診療所の管理者は、医師として派遣された医師が常駐して生活し、満足して地域住民の医療に充実できるような診療所なのかお尋ねして、1回目の質問を終わります。

議長(小野宗司) 清家福祉保健部長。

福祉保健部長(清家保賀) 皆さん、おはようございます。福祉保健部長の清家でございます。

ただいま三浦議員の因尾診療所の建物等についての御質問について、お答えいたします。

御案内のとおり、国民健康保険診療所というのは、蒲江診療所は今休診しておりますが、ほかに8診療所ございます。このうち丹賀、米水津、因尾、大入島等の4診療所は、御質問の建設から20年以上経過しております。中でも因尾診療所は築後27年ということで、最も古い建物となっておりますような状況でございます。御質問の医師住宅、居住部分についても同様の老朽化も懸念されるということで、今認識はしております。

以上であります。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 部長のごく簡単が答弁がありましたが、この診療所は、当時、昭和59年2月に建設となっているが、その以前、二、三年近く無医村であるために、当時の村長、無医村ではということから、国・県にお願いし、診療所の建設に至った。築後30年近くがたち、長い長い歳月の中、管理者である佐伯市は、現在、因尾診療所で医学部を卒業した若い医師が、喜んでこの因尾診療所に来れるような十分な設備・環境と思っているのか、再度お尋ねします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 環境ということでございます。ただ、今の女医さんは非常に若い方でいらっしゃる。ただ、若い方、そうでない方ということではなくて、やはり環境の中で若干今の居住部分を踏まえた場合、ちょっと難があるかなということを認識しております。ただ、御案内だと思いますが、この診療所条例というのは、診療時間というのは8時半から5時までということにしておるんですが、居住部分というのは本当に近くに住んでおっていただければ一番、緊急の場合、ありがたいんですけど、そういう体制が、残念ながら、今、建物等よりもと、十分ではないと認識はしております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 十分でないという認識の中には住めないという、裏を返せば、そのように受けとめていいのでしょうか。

医療も、近ごろは福祉と呼ぶようになっている。同じ福祉でも、介護については民間の手が大きく入ってくるようになりました。この医療については、まだまだ行政の手を差し伸べなければならぬ。特に診療所などへき地医療、へき地診療など地域の夜間の緊急を要することについては、行政としてどのように考えておるか。住宅は住めるような住宅ではない。医療設備としては、どのように考えておるのか、お尋ねいたします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 住宅は、先ほど申したようなことで、医師住宅でなく、民間の個人の住宅でも、今、高度成長期にいろいろリニューアルしておると思います。住宅についてはそのような感じなんですけど、設備と申しますと、私も医学専門では当然ないんですけど、診療所におかれまして、設備というのは、恐らくあらゆる総合病院のような、当然設備はないと、不十分だと思っています。ただ幸い、本市には大きな病院が、拠点病院ということで指定されました。そこのリンクがありますし、緊急の場合は、本当に恐縮でございますが、今、医師が夜間いらっしゃらないというような地域におかれましては、やはり市内の拠点病院を中心に診察、外来をしていただくしか、今のところ、ないかなと認識はしております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 部長も、私が通告を出して10日以上たちますが、住宅あるいは医療部門の事務所等、当然、答弁をする、あなたは見に行きましたか。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 私、診療所関係は、就任早々、一番最初に先生にあいさつに行きました。質問を受けて、そういう目では、一回行って、本当は行きたかったんですけど、受けては訪問はしておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） あいさつは玄関で名刺を渡すか、事務所で名刺を渡す程度で、課長や係長が書いた答弁を読むぐらいのことでは、私もこの時間が1時間しかありませんから、突っ込んでいくのもどうかと思います。医師が常駐して住むことによって、地域の住民は日常安心して生活ができるということは、私が言うまでもありませんが。じゃあ、週末、もし死亡等があった場合、地元におらない。火葬許可や死亡診断書、火葬許可は市役所が出すんですが、死亡診断書等は全くかかってない病院に死亡診断書をもらいに行かなければいけないということは認識ありますか。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 御質問の死亡時の、要するに火葬までの医学的な診断書だと思います。死亡診断書は、議員がおっしゃるとおり、かかりつけの医師だったら、いろんな状況で病名とかすぐ把握できると思います。ただ残念ながら、かかりつけの医師でない場合、死体検案書というような形になるかということで認識はしております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 死亡診断書も24時間以内にその病院にかかってなければ、警察検視をしなければいけないということになっている。そういうことは知ってますか。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 大変申しわけございません。存じ上げておりませんでした。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあ、大分県が出した「大分県第11次へき地保健医療計画」という、23ページの改正版を読んだことはありますか。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） お待たせしました。私も資料をいただきまして、23ページというのは、へき地診療所の一覧表。

16番（三浦渉） 私は19ページ。

福祉保健部長（清家保賀） この1冊、私も一読はしました。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 19ページの中段には、このように書いているんですよ。へき地診療所等に勤務する医師が、満足して勤務することができる生活環境や、勤務環境を整備することというのは、これは市町村長の役割ということになっている。これに因尾診療所は該当してありますか、してないんですか。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 私のイメージ、先生に直接お伺いしたわけではありませんが、そういう十分満足というのは、やはり少し満足しないようなほうではないかと感じておるような状況であります。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 直接担当の山本副市長に振りましょう。満足して住めないような、満足ができないような診療所という部長の見解ではありますが、今後、これをどこかに引っ越すとか、新しく新築を建て直すとかいうお考えはないですか。このまま予算がないからといって、このままずっと今の現況で行くということですか、山本副市長、お願いします。

議長（小野宗司） 山本副市長。

副市長（山本清一郎） お答えします。私も診療所の役割、地域に診療所があるということによって、非常に地域住民が安心感を持って暮らせるという役割は、これは議員と同じであります。そしてまた、そこに常駐するという、それによりまして、より一層安心感が増すだろうと、その考えも議員と全く同じでございます。

そういう中で、因尾診療所、先ほど部長が申しましたように、施設が万全ではないということなんでありますけれども、仮に診療所そのもので万全じゃないということなんで、どういうふうな方向で、ほかの場所に移すというふうないい案があれば、それは検討してまいりたいと思っています。

それから、医師住宅につきましては、今回、医師が常駐しないのが医師住宅のせいであるかどうかということにつきましては、今回は違うんじゃないかと私は認識しておりますが、医師住宅が設備が悪いんで、医師が入居しないということであるならば、これについても何らかの方策を考えなければいけないというふうに考えるところでございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 市長に今度振りましょう。市長、山本副市長も清家福祉保健部長も、これは満足して住めるようなところではないという見解のようにありますが、市長としては、庁舎や大手前開発やもろもろ大きく予算が出るので、建てかえたり、また増築したり、リフォームしたりすることは考えておりませんか、市長、お尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さん、おはようございます。

今、三浦議員さんから診療所についての、こうした中で1年に一度、診療所の先生との懇談会するわけです。こうしたお話というのは、今まで出ておりません。また、国保診療の施設協議会というのがございまして、ここでは今一番の目標は医師確保という目標をしております。そうした中で、各診療所の皆さんのお話でも、施設も言われるんですけど、それ以上に、まず診療所の医師を確保する。その次に、現在、大分のほうから通勤されるお医者さんが非常に多いということで、居住施設についてはなかなかそうしたお話が出てきておりません。そうした中で、そこに居住して、前みたいに住んでおられるということが一番大事なんですけど、そうした中で、今の診療所の先生も異動しながら、地域地域回っておりますので、私もそうした話が出てくれば、これは何らかの対策を、先ほど言ったいろんな事業の中でも優先順位が非常に高い順位だと思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 再度、山本副市長にお尋ねしますが、ちょっと直線で500メートルでしょうか、600メートルでしょうか、選挙の投票しか使わない保健センターというのがあるんですけど、そちらに診療所を引っ越すということはできないか。

もう一つは、常駐してくださいという契約はしてないのか、お願いをしてないのか、最初からそういうことを決めてないのか、その2点を山本副市長お願いします。

議長（小野宗司） 山本副市長。

副市長（山本清一郎） 診療所を移転するというにつきましては、今使っていない施設を有効利用したい、そういうお考え、議員からの提案でございますので、それについては、どうするのがいいかということは、今後検討してみたいというふうに考えております。

それから、医師の常駐を強制できないかという点でありますけれども、もともとこの診療

所といいますのは、夜間、緊急の場合等に医師を常駐させて診察を行うという役割を持った施設ではないというふうに考えております。

それと、特に因尾は、今、県からの派遣医師、自治医科大学の卒業医師で任用しているわけでありましてけれども、県から医師の勤務条件については、市役所の職員と同等にしてほしいという要請があります。医師だけにその住宅に常勤せよというふうなことはなかなか難しいんじゃないかと思っています。

それから、もう一つは、市長が先ほど申しましたけれども、なかなか全国的な医師不足の中で、勤務条件の厳しい条件を出しますと、医師の確保そのものが難しくなる。これは自治医の場合はいいんですけれども、民間に、今、指定管理出していたり、市が直接雇っている医師につきましては、そういうこともあるかと思っています。

まずは先ほど言いましたように、診療所の現在の体制を維持すること、すなわち医師を確保すること、このことが重要であるというふうに思っています。当市におきましても、ことしから自治医が3名から2名に減されました。そして、ことしの年度末には、西野浦診療所の医師も退職されるという、非常に医師不足の影響が当市にも影響してまいりますので、何とか現体制を維持すると、そういう形で勤務条件を強制するというのは、なかなか難しい状況だろうというふうに思っているところでございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 辛うじて西嶋市長の強い要望があれば、優先順位は極めて高いということを目を見ながら、次に行きます。

次は、大手前開発でございます。

私は、大手前開発の中でPPPの導入はできなかったのか、また、PPPの導入をやろうとしなかったのかと、これをお尋ねしますが、このPPPというのは、公共棟の部門を指して、個々の部門にできなかったというお尋ねでございます。よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 改めまして、おはようございます。

三浦議員のPPP、いわゆるパブリック・プライベート・パートナーシップの導入の御質問でございますけれども、このPPPにつきましては、文字どおり、官と民がパートナーを組んで事業を行うという新しい官民協力の形態でございます。従来、地方自治体が公営で行ってきた事業を民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備投資や運営を民間業者に任せる民間委託などを含む手法と思います。その具体的なやり方としましては、従来のPFI方式、市場化テスト、指定管理者制度等が上げられると思います。

御質問の大手前開発事業につきましては、基盤整備を担います土地区画整理事業は佐伯市が、建築物の整備を担います市街地再開発事業につきましては再開発準備組合が行っております。大手前開発事業の基本構想と基本計画につきましては、再開発準備組合との協議を重ねまして、中心市街地活性化協議会の諮問を経て決定しております。そういった意味では、大手前開発事業につきましては、PPPが掲げます官民連携という趣旨に近い業務、事業であるとは認識しております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 後ほど言いますが、趣旨に全く近くはございません。PPPは民間資金でありますし、この公共棟、今は組合がつくって市が買い戻すというような形ですから、全く違

うと思いますが。大手前開発の中にある公共棟の完成予想図、この部分に私はP P Pの導入はできなかったということでございます。

公共棟まで組合がするというのは、いかがなものかなと。公共棟は市が独自でやったらよかつたんじゃないか。あるいはP P Pを使って、そういう新しい導入を使ってやっていいんじゃないかなと。公共棟まで組合に任せて、またそれを後ほど完成したら市が買い戻すということの説明があったようではありますが、その辺は市が独自でなぜできなかったのかという審議をしたのかしなかったのか、お尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今、御質問の審議はされたかどうかにつきましては、私、ちょっと掌握していない部分がございますが、先ほど、公共棟の部分はイと思ったんもんですから、アではそういった答弁をさせていただきました。

公共棟につきましては、建物の建築そのものについては、先ほど、私、答弁したような格好で、今、計画がいつてるということで、計画の途中でありますことから、今の時点では無理であるというふうに私は思っております。

ただ、公共棟につきましては、P P Pの官民連携という部分でいけば、あそこの管理運営の部分につきましては、まだ今検討中といいますか、まだ決まっておらない部分がございます。そういった部分につきましては、P P Pの理念であるところの官民連携、民間活力の導入等々を図っていくのは重要であると考えますので、それにつきましては検討すべき問題だと認識しております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 再度お尋ねします。ちなみに建設費は、公共棟だけは幾らかかるんですか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） おはようございます。大手前開発の亀山でございます。

再開発事業、全体の事業費が約29億という中で、公共棟の部分が幾らだという部分はちょっと数字は持ち合わせておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 公共棟の部分だけの建築費というのは、まだわかってないの。全体だけしかわかってない。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 全体の、確かな建設費用はありますけど、ちょっと今、手元に公共棟の部分が幾らだという資料を今持っておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） あなた、一回どこかで説明は10億とか15億とか聞いたんですけど、そのくらいの数字じゃないんですか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 公共棟の床の部分、床を再開発組合のほうで建物を建設します。その建物の公共部分の床の取得費用が、今まで約15億だという説明をしてきました。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） それじゃ、当然、課長、これは組合が建設して、市が買い取るような手法でしょう。



議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 再開組合のほう为民間棟、要するに住宅棟、商業棟、それと公共棟の部分を建設をします。その中の公共棟の部分を佐伯市のほうが買い取るような形になります。そのときの公共棟の部分の床の取得費用が約15億と。これは、あくまでも基本計画段階での数値ということでの御理解をお願いします。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 約10億から15億と1回聞いたことがあります。そのぐらいの数字になると思いますが、このような大きな建物を10億、15億で買い取った後の管理運営はどこが行うんですか、再度お尋ねします。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 管理運営、全体の手前の中に民間棟部分、それと公共棟部分があります。目指すべきところは、公共棟部分に関しては、市の施策を展開する場所、多くの市民の方に利用できる施設にしないといけないと思います。先ほど三浦議員の質問にありましたように、PPP方式、要するにその中に指定管理者制度とかも含まれます。そういった部分も含めて、管理運営の部分では、当然これから検討するような形になると思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 私、公共棟の部分しか聞いてませんので、ほかのことは答えなくてもいい。公共棟を買い取った後を市が管理するということでもいいんですか。市が管理する場合に、どの程度の職員がそこに配置するようになるんですか。その計画をあらましていいが、ちょっと報告してください。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 公共棟の機能については、今度の地域開発で報告しようと、今しておるところですけども、管理については、これだけの施設ですから、どういった問題点というか、課題等もいろいろあります。直営も含めて、指定管理者制度なり、また業務委託というのも考えられると思います。各機能が、大きく言えば、三余館機能が大部分になりますけども、三余館機能の部分、また、今考えております子育て機能の部分、もろもろ全体の施設の管理、そしてまた、その中に配置される機能的な部分の管理等含めて、まだ現在検討中でありまして、詳細はまだ詰めておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 既に事業が始まっているが、完成して、組合から市が買い取った後の管理運営等は全くまだ検討していないということでもいいんですね。

ここの公共等が建つ土地は、土地開発公社のすべて土地ではないかなと思っております。土地開発公社の理事会等はいつお開きになったんでしょうか。組合は土地開発公社の理事会議決もないのに、そこに絵をかいたり測量したりということをやっておるんですか、その辺を詳しくお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 理事会の開催日、何月何日というのは、私、ちょっと把握しておりませんけども、開発公社が旧壽屋跡地をカーリーノでしたか、買い取ったのは17年2月14日ということだったと思うんです。その時点で、その前後といいますが、そういった会議が開催さ

れたものと認識しております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） だから、買い取ったのは17年2月というのは私もわかっておるが、組合というのは第三者ですから、佐伯市の市議会とか、市の副市長とか、市長とかではないんですから、第三者ですから、開発公社の土地を理事会の承認もないのに、そういったことを絵をかいたり測量したりしておるんじゃないかなと。理事会はそれでいつ開いたのか、理事会の承認があって、そこに公共棟を建ててもいいよと。いずれ市が買い取るという計算になるんでしょうけれども、今は開発公社の土地ですから、その辺の承認はとっておるのかということ再度。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 開発公社の件ですが、新市になっての会合的なものはせずに、これを平成10何年かな、さっき言った買ったときですね、このときにそうした契約の中で、市の買い取りを含めた契約で買っているということで、買った時点からそうした大手前開発に使うということの約束、また、議会のほうもその買い取りに対して同意をしているということで、この大手前についての土地を購入したと思っております。そうした経過があるということで、必然的にそうした中での使用方法を考えているということでございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 17年2月ですから、私たちはかたっておりませんが、旧佐伯市議会の議決と思います。私たちは3月3日合併後ですから、旧佐伯市議会の議決があったと。それにしても新しく物を建てるとか、測量するとか、図面を書くとかいうことであれば、やはり新しい議決が必要ではないかと思っておりますが、じゃあ、この土地を17年2月に8万7,500円という時価相場が出ております、当時。今は4万7,670円という時価相場、この差額は出ております。4万円ぐらい差額が出ておりますが、これを、部長、買い取るとしたときには、この差額はどうなるんですか。今の相場で買い取るんですか、前の相場で買い取るんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 公社用地を市が今度買い取るということにつきましては、壽屋の流れから公社が買い取ったのは、将来そこを中心市街地のそういった意味合いも含めて、先行で買い取っておりますので、当時の価格で買い取るということで、今年度の当初予算にこの金額3億7,000万円近く上げていると思っております。そういう認識です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） やはりおくれればおくれるほど時価相場が下がってくるということで、そこに格差が出てくると思っておりますが、最後一つお聞きしたい。公共棟を建設する場所に、これは市長に聞きましょうか、部長に聞きましょうか、仮に年商3,000億ぐらいの大手企業が、1日500人から1,000人出入りするような企業がそこに来たいと。市がよければ出てもいいよという企業が仮にあった場合、やはりここは今のまま推し進めて、10億、15億で市が買い取って管理運営もまだ決まってないのに、このまま推し進めるか。向こうの見えないようなことをやったってどうしようもない。我々、当初、ここをやるには賛成しております。やはりここが発展をしてもらわなければ賛成した議員は、もう次の議会には出るな、選挙には出るなと言われるようなはめになると。ここを発展するためには、このままでいいのかと、こういった企業がもし手を挙げて、この坪数でいいから、この公共棟の位置に何とか話がつけば

出てもいいよというところがあれば、そういった転換変更が今できるのか、できないのか。このまま15億、借金をかぶるのかというお尋ねをどなたか、市長でも結構ですが、お願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員から急なお尋ねですので、私なりの整理のお話をさせていただきますと、あの位置についての面積数で、そうした企業が来るということになればB街区、そして民間ができる、これC街区、大体ほぼ同じような面積だと思います。だから、そうした大手のほうに入れば、逆に公共棟でなくても、そちらのほうでもできるし、また、現在、私のほうに西田病院さんが移転するので、用地、その他が必要とあれば相談に乗りますという話もあります。先ほど言った大手企業がどういう方かわかりませんが、ひとつ御相談をいただいで、現在進めている公共事業については、いわゆる社会資本総合整備事業という中で取り組んでおりますので、なかなかそれを動かすことは、現状ではっきりした計画がないと、また、今現在、その状態が進んでおりますので、基本的には難しい。もっと早い時期になればやれる部分があったかなと思っています。

また、民間棟についてですので、現在行っている民間のほうに、そうした分もつくってもほとんど同じ面積が確保できますので、そうしたのが組合との話の一つになろうと。また、それについて、先ほど言いました隣接、ちょっとするんですけど、西田病院さんの土地の運用も市のほうに委託されておりますので、いろいろ相談をさせていただくようにしておりますので、そうした全体を考えれば、そうした話を一回お伺いしたいと思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 前向きな答弁であります。先般、どなたかの質問の中に、文化会館があとここに財政上非常に厳しいというので、市長が、財政上厳しいのであれば、そういったものももしあるように感じておりますので、今、急なお尋ねで聞いたわけでございます。

以上でPPPは終わりますが、次に、今度、TPPでございます。

環太平洋パートナーシップ協定について、太平洋に面した国々が自由に貿易できるようにしようという、お互いの自由に貿易をするために互いに国のルールをつくり、すり合わせをしようということであろうと私は思っております。いわゆるTPPは、持続可能な農林水産業のために、国を守り、国益を守るための参加交渉である。参加交渉について、日本国の中にある一行政区、佐伯市は、このことについて、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それでは答弁いたします。

TPP、環太平洋戦略的経済連携協定でございますけれども、各省庁を初め農林水産団体、大企業・経済連、労働団体、医療関係者など関係分野からの賛否の声が今上がっておりましてあります。

本市にあっても、それぞれの分野でTPPの影響を受けることは想像にかたくありません。しかし、具体的に、そのメリット・デメリットがこの佐伯市にどうあらわれてくるかというのは、現段階では不透明であるとしか申すことは、今のところできません。

去る平成23年10月26日、全国市長会が、医療・社会福祉、金融・保険、政府調達等、加えて地域経済への影響が予想されることから、十分な議論を尽くし、国民的合意を得た上で慎

重に判断することを政府へ求める旨の緊急意見を公表したところでありますが、本市もまさに同じ考えであります。

ただし、農林水産関係分野に限っては、マイナスの面の影響が大であると考えております。本市が食によるまちづくりに取り組んでいること、その生産基盤が1次産業であることをかんがみますと、農林水産物の輸入自由化と関税の撤廃は、本市のそれに壊滅的な打撃を与えることは予想にかたくありません。去る平成22年12月22日、佐伯市議会へ大分県農業協同組合代表理事組合長から協定交渉への参加反対に関する請願が出され、これが採択されましたが、この問題へ寄せる思いは同感であります。

以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 部長の説明、詳細にありがとうございます。このTPP、環太平洋経済連携協定がもしまとまった場合、佐伯市として、どういうものにメリットがあるのか、デメリットがあるのか。デメリットだけですか。今の農林水産業にデメリットがあるというように聞こえたんですが、どういう部門がメリットで、どういう部門がデメリット、詳細にお答えください。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 先ほど答弁で言いましたように、メリット・デメリットは、非常に難しいので、今のところ、詳細な把握はできておりません。ただ、非常にこれ裏腹でありまして、デメリットの面が、またある面ではメリットになると。例えば、自由になりますと農産物等は安く入ってきます。安く入ってきますから、農業従事者にとっては非常に痛いというふうに思います。ただ、今度は消費者サイドから見ると、米や肉などの価格が安くなるということで、非常にこういうふうにメリットが生まれる。また、輸出企業あたりの佐伯の企業あたりも海外に進出しやすくなるということもありますし、そうすると日本に企業がいなくなり、雇用の問題が生じてくると。メリット・デメリットで非常に裏腹になっておりますので、どの分野がどうだということは非常に難しいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 詳細にわかってないと言いながら、わかっているような感じもあるんですが、TPPの始まりは、私は国鉄の民営化、25兆、当時の借金をつくって民営化が始まり、規制緩和が始まったときから、国内のそういった自由な取引が始まったのではないかと。タクシーの許可や運送業の許可が申請でとれるし、酒やたばこがどこでも売れる、お米もどこでも売れる、農協さんがガソリンスタンドやスーパーを始める、規制緩和が始まった時点で、このTPPというのが第一歩ではなかったかなと、このように思うわけでございますが。農業の部分で、部長が大変牛や肉というようなことを言っておりますけど、今、農業の方も改革の時期に来ておるんじゃないかな。

TPPがなくても農業者は普通の農業者で66歳、平均年齢。お米だけだったら77歳、きのうも一般質問で、ちょっと言葉が出ましたが、限界集落どころか消滅集落というような言葉も、この席から出ておりました。まさにそのようなことになって、独自で農業ができないというような形になっておるんじゃないでしょうか。佐伯市の平均年齢の調査はどのようになっているか、お尋ねいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 恐れ入ります。詳細について、私のほうでは把握しておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 全国の平均が一般農業で66歳、お米だけで77歳、佐伯もそう変わるんのではないかなと、このように思っております。

昨日、11月30日、大分合同の記事によりますと、中山間地域は進む高齢化に農地を守れず、T P P がまだ始まったわけではないのに、こういったことを言っておるといような記事も出ておりました。農業者がT P P に反対するのは、直接お米をつくっておる、作物をつくっておる方がT P P に反対をしておると思っておりますか、再度お尋ねします。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 中山間農業経営のあり方の中で、T P P に反対しているのではないかというような御質問でございます。

佐伯市といたしましても、農林水産部につきましては、非常に農業関係については打撃が大きいかなというような認識は持っております。さらに、中山間地域、米・麦をつくっているとところの状況を見ますと、これが開始されますと、生産意欲等々についてもなくなったりとかするので、さらに担い手の育成等については難しい問題を抱えるような状況になろうかと認識しているところでございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 農業者の件を言っておりますけど、これは農も林も同じだと思います。農業者は林業者が馬力を出さなければ、林野に保水力がなければ水の要らない農業はないわけですから、山床がしっかりしておらなければ農業はできない。これは私の私見で、2回ほどここで一般質問しておりますが、やはり山に樹木を植えて、保水力をもって、その水がきれいなのが出ることによって農作物のいいものができる、水の要らない農業はないわけですから。林業者の平均年齢は、部長、わからんでしょうね。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 今、手元に資料はございませんが、私が現場等を回りましても、農業と同じように、もう60歳を超えているような状況にあると認識をしております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） わかりました。農も林も大体同じ年齢だと。T P P が始まって、余り農業者には直接関係ないのではないかと、T P P は、私はそのように思っている。牛にしても、肉にしても、作物にしても、すべて農業者団体という、農業者とかいうのは、農と者の間に業という字が入っている。農業者、業という字が入っておる。補助金をいただくときには農業者団体、こういうものが始まったときに、百姓やとか農民だとかいうわけですか。農業者という業が入っておる場合は、商業も農業も林業も鉄鋼業も、業が入っておるといことは商いですから、私はそのように。昔は自分の畑で自分の農地でお米をつくって、自分のとこで、広いところは親族にあげたりしながら、自分でしておったけど、今はそうじゃなくて、農業者団体、じゃあ、ほ場整備をしてください、農道をつくってくださいというときには、農業者団体ということで申請をする。佐伯市はどうですか。補助金を出すのに、百姓団体とか農民グループとかいうこと、あるいは商人とかいう商工会、商工業じゃなくて商人とかいうことで補助金を出しておるんですか。農業者団体とか商工業者とかいうことでしょう、部長。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 今、質問のとおり、農業者、そういった土地改良区、それから、いろんな協議会に対しましては、補助制度を設けておりますが、個々の農家については、要件を限定した格好で補助金等は交付されているような状況でございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 農業者団体ということであれば、市ももう少し農業者に行政指導、農業者団体というものを認識をしていただく。これについては、お米だとか作物とか、いろいろな野菜だとかいうものを農業者であれば、どこの国々からでも圧倒的に注文が来るような立派なものをつくるというのが農業者であって、補助金をいただくときだけが農業者じゃないわけですから。だから、そういうところを、やはり行政として、今、農業者でも6次産業というものが始まって、加工や流通、そういったものをやらなければいけないというふうになっておるわけですから、やはり佐伯市の農林水産部も、農業者団体という、業というものを認識をしていただく。建設業にしても、商工会にしても、そういった鉄鋼業にしても、そういった業というものを認識して商売人だと。商売やりよるのは商いだという認識はありますよ。

農業者だけがいつまでも、一方では農民だとか、百姓だとかいうことに考えがなったり、補助をいただくときは農業者団体と、こういうふうなことになる。それ行政指導が足りないんじゃないんですか。部長、再度お答えください。もうちょっと指導してください。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 今、1次産業の各団体の指導ということでございますが、ここの指導になっているのは大分県でございます、市といたしましても、そういった外郭団体の指導につきましては、個人的に非常に疑問を持っている部分がございますので、今後は県と一緒に、その団体の育成・指導に当たっていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） どこの国の米が入ろうと、どこの国のお肉が入ろうと、やはり豊後牛が一番いいんだとか、大分県のお米が一番おいしいんだという、責任を持って力強く売り出せるような品物をつくれれば、別にTPPにどうだとか、よそのものが入るとかいう必要はないかなと、このように思っております。

今、農協の組合員は、私が聞いてみれば、農協のために働きたくない。できれば産地直送で、インターネットで、農協にピンはねされなくて、直接売ろうという方が多いですよ。産地直送でね、農協を通せばマージンを取られる。農協のために一生懸命働きたくない。だから、直接、消費者に売れば利益もあるということで、ほとんどそういった格好で、宇目なんかのスイトピー、ホオズキにしても、農協を通さなくて利益を上げている方もたくさんおるといふふうに聞いております。部長、そういったところの認識はないですか。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 先ほど議員のほうからも、6次産業化というような方向に1次産業も進んでいるという認識の中で、私も同じような認識はしております。生産量が多くて、地域内ではけないものについては、大きな組織を使った農協等々の販売網で出荷する必要があるかと思ひますし、生産量の少ない分については、相対で6次産業化を目指しながら、販売をしていく方向も必要じゃないかと、そのように認識しております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） これで終わりますけどね、今の大学生以下の方は、日本の経済成長を見たことがない。そんな新聞記事も東京で読みました。大学生以下、日本の経済成長というものを味わったことがない。このＴＰＰで日本の経済成長ができるのであれば、早く推し進めて、農業、林業、商工業の経済が安定するように、私ども民主党ですけど、自民党も一番人気のいい小泉先生だとか、石破先生だとかいうのは、ＴＰＰをやったほうがいいというように、絶えずテレビ番組に出ておりますが、そういったことでひとつ佐伯市もＴＰＰで、デメリットだけじゃなくて、メリットもあるんだというような認識でおっていただきたいと思います。ありがとうございます。終わります。

議長（小野宗司） 以上で三浦議員の一般質問を終わります。

次に7番、河野豊君。

7番（河野豊） おはようございます。7番議員の自民党会派所属の河野でございます。

通告に従い、早速質問に入りたいと思いますが、きしくもというか、くしくもというか、本日は12月8日で、日本人が忘れてはならない第二次世界大戦開戦の日でもあります。そういった日に、こうして攻撃目標がはっきりとした質問を通告しております。給食の無料化と、そして雨天練習場の建築、この二つでありますんで、前段はもしなければ、つくると、無料にするとかいうふうなことになるれば、前段はすぐ省いて、およそ10分で終わるかなと思っておりますけど、そういうわけにはいかないかなと思いつつ、早速質問に入りたいと思います。

その前に、実は、きょう、夕方6時10分からNHKの「Todayおおいた」という番組で、この太平洋戦争にまつわる佐伯海軍航空隊の収録番組が放送されます。ぜひごらんになっていただきたいなというふうに案内をしときます。

それでは、早速大きい1問目の学校給食について伺ってまいりたいと思います。

これは、先日、清田議員のほうからも給食費の件で質問を出されて、ある意味、私も重複する部分は割愛したいと思いますが、それぞれ通告しておりますので、伺ってまいりたいと思います。

まず、小項目で、市内の幼稚園・小・中学校の給食費について伺ってまいりたいと思いますが、これは各学校等により、給食費には差があることは私も理解しておるわけですが、おおよそ今給食費の月額は何らぐらいか。この件を伺いたい。

それから、これ重複する分ですが、私の場合は、前者として、厳しい社会情勢の中、経済的な理由により給食費の滞納があるかと思われそうですが、現況とその対応を伺いたいということで、これは答弁でいただいておりますけど、前者として、要するに、生活困窮者というか、そういった形でどういった把握をしておるか、その辺をお聞かせ願えればと思います。

さらに、もう一点、佐伯小学校、そして、佐伯東小学校、さらに渡町台小学校、この3校、大島小学校は別として、ここのみが、今、佐伯市ではセンター方式でなく自校炊飯、自校方式となっておりますが、その理由と今後どういうふうな方向に行くのか、その方針をまずお聞かせ願いたいと思います。

以上、よろしく。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 学校の給食費にかかわる御質問にお答えしたいと思います。

給食費の月額でございますが、各センター、調理場等によってさまざまに給食費に差がございますけれども、幼稚園の場合は3,400円から3,900円の間、それから、小学校では3,900

円から4,200円の間、中学校では4,500円から4,800円の間というような状況になっております。

それから、二つ目でございますけれども、滞納の状況でございます。ことしの10月31日時点での滞納世帯は91世帯、総額569万1,699円というふうになっております。現年度分におきましては、学校が直接集金をしたり、学校PTAの方々が主体となって集金を行っていただいているところでございます。また、22年度以前の滞納分につきましては、教育委員会の職員が個別に徴収を行っているところであります。滞納者への対応は、電話での督促や滞納家庭への戸別訪問、督促状での催告を中心に、保護者へ理解を求めながら徴収を行っているところでございます。滞納の状況はさまざまでございます。議員御指摘のように、家庭の状況が経済的に厳しい家庭もあれば、昨日、清田議員が御指摘いただいたように、払えるのに払わないという家庭等もありまして、さまざまな状況でございます。

それから、3点目の御質問でございますが、佐伯小、佐伯東、渡町台の3校につきましては、単独校方式でございます。これは新しく給食センターを導入する際、規模を1,500食ぐらいに想定していたために、この3校を合わせたときにそれを超えるという状況がございまして、単独校方式として、現在は残っているという状況でございます。今後につきましては、この3校につきましてもセンター方式により計画をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） ちょっと整理をしていきたいと思っております。まず、学校給食の給食費については、それぞれ差があるということは、これは先ほども申しましたが、そういった形で、平均すれば、大体中学生で4,600円ぐらいというふうにも聞いておるし、その辺のところは理解できております。

その中で、次の、要するに経済的な理由の分について、私も以前、PTAの役員をしたりして、そういった部分でかなり苦労したというか、悲しい思いをして給食費を集めたという、ある意味、払えるけど払わないというんじゃないで、そういう人に、私は、幸いなことには当たらなかったんですけど。払えない、そういう人を、要するに小学校だけでも、上が6年生、5年生、3年生、2年生とか、そういうふうに4人もおってとなると、かなりの金額になって払えない、本当に深刻にかわいそうなそういう状況を見てきておるんで、私は前者でそういった滞納というのは、やっぱりこれはある意味、学校教育というか、義務教育においては、国や自治体は責任持って見るというのが大前提にありますんで、その辺も踏まえて、段階を追って無料化にするべきだというのは、随分、私、議員になって以来、この無料化を唱えてきておるつもりですが、次にあるんで、さておいて、ただ、給食費の集金に関して言えば、最高責任者は教育長にあるんでしょうけど、恐らく集金の最高責任者ですね。今、PTAにゆだねたり、校長が責任持っておる。責任の所在がないんです。これ以前にも聞いてますが、私は、それは責任の所在がないはずなんです、これは、どうしようもない。公会計でもないしね。だから、その辺のところは、結局、過年度分を集金するとしても欠損で落としていかなきゃ、そういう処理をしとるはずで。

そこら辺、どうなのか、何年で処理しておるのか、それだけちょっと再度聞きたいのと、自校炊飯の分は1,500食を規模にして、ここの3校に関して言えば、その中に当てはまらなかったという、剣崎だけでもかなりあるし、ということは将来的に、新しい給食センターを



建てるつもりなのか、そこら辺、もう一回お伺いしたい。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） まず、センターのことですけれども、現在、給食センターの新しくどこに立地をするべきかというところで、いろいろ模索をしている段階でございます。方向性としては、センター化をするという方向性をもって取り組んでおります。

それから、給食費徴収の責任の所在でございます。これはまずは学校で現年度分の徴収をしていただくというお話を先ほどしましたけれども、学校長が、まずは責任を持ってやっていただくというふうに規定をしております。滞納分につきましては、やはり教育委員会のほうが持っているということは、全体的に見て、教育委員会が最終的に責任を負うということになるというふうにとらえています。

議長（小野宗司） 教育長、不納欠損時の処理基準、欠損の処理基準はありますか。

福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 不納欠損の扱いですけど、現在、それをおかさないように過年度分から徴収をするということで対応をさせていただいております。請求しない限り、それが時効といったことは起きる可能性がありますんで、そういった対応もしながら、つないでいっていると。どうしても住所等は、いろいろ転居等で不明な場合等については、その運営協議会と協議させていただきながら、不納欠損という措置をさせていただいておるという状況です。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） まずね、不納欠損の件ですけど、そういう欠損で落とすというようなことはしていないというふうに理解していいのかな。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 現実的には、どうしても発生をしております。我々としては、そういったことはできるだけないようにということでの対応をしているつもりですけど、実際には起こっております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） それでね、その件については言うに言われぬ部分もあると思うんですよ。公会計でないの、我々もチェックのあれがないけど。ただ、やっぱり個々に今の子どもたちをどうするかといったときに、子どもも大きくなれば、そういった親が給食費をよう払わなかったというようなことで、ある意味、悲しい思いをする部分もあるんです。ところが、私の知ってる限り、その子たちは立派な青年になっておる。

それは、実を言うと、校長先生が超法規的に違う部分で金を持ってきたんです、私も相談受けて。どういうんですかね、育英基金とか、その中から、これはどっちかという校長先生の判断でやったんであろうと。そういう温情のある校長先生もおったわけです。その辺は、ぜひというか、教育委員会も把握して、私がいつも予算のときとか決算のときに教育予算というのはふんだんにとれというふうに言ってるのは、こういうところにもあるわけです。そういうもんで充てていくとか、どうしても払えん人があるわけですよ。そういうかわいそうなことをさしたらいかんのですよ。そういう意味で、そんな予算がどっかにあるはずですよ。そういうことをした校長先生もおるということをおあなたの方に教えておきます。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 河野議員さん、確かにそういったことが家庭の中に起こっていることも我々も承知しています。徴収の段階で、いわゆる滞納になって、過年度残っているよということの中で、家庭の状況というを見ながら、そこで教育委員会としては、就学援助費等の申請をしたらどうでしょうかとかいったことのそういった対応は今までもしていますし、これからも必要だろうなというふうに考えております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） それ聞いて安心しました。ぜひそういった対応をしていただければ、欠損で落とすとか、かわいそうな思いをする子をできるだけなくしていただきたいなと。

それと、さっきセンター方式のほうに移行するというところで、3校の自校が、そういった検討をしとるということですが、恐らく、今、全部でセンターが何校あるのかな、結構あるんですね。10カ所あるのか、10カ所ぐらいですね。13あるのかな、3校入れて13ですね。だから、その3校をセンター方式にするとしたら、10校プラス1になるけど、恐らく、これ将来を見据えたら、私は、計算では、例えば、上浦とか、そういうところも恐らく西幡に統合できるんじゃないかなとか、堅田の分なんかも剣崎にとか、そういった方向で、恐らく6カ所か7カ所ぐらいにまとまるのかなと、将来見据えたときですよ、これから10年先、20年先見たらね。子どもは減っていくわけで、どんどんどんどん減っていくというようなことはないだろうけど、それぐらいの規模になってくるのかな。学校だって統合していきよるわけだからですね。となると、その辺を見据えて、1カ所で大きな量が賄えるというような、基本的には剣崎をもっと大きくするとか、そういった方向でもいいのかなというふうに私は思っておるんで、この辺は提言として、将来、要するに10年先、20年先を見据えて、この間みために、直川につくったけど、また弥生につくって、直川の分は宇目に行きよるけど、これだって、またどうしようかというような、こんな計画性のないようなことをしないように、ぜひ申し添えておきます。

ということで、次の主題の、先ほど言いましたが、攻撃目標は給食費の無料化です。これについて伺ってまいりたいと思いますが。現在、幼・小・中で、私の調べた限りでは6,117人ですか、ことしの5月現在、ぐらいの幼稚園、小学校、中学校の生徒がおるわけです。この給食費の年間の原価総額はどれぐらいになっとんでしょうか。私は、ここに参考として給食回数、それから、1食の原価に対して、約6,100人、これからまず少なくなっていくであろうということを踏まえて、これで約の原価はどれぐらいになっておるかということを知りたいのと、先ほども言いましたように、要するに無料化、この給食費の無料化について、まず見解を伺いたい。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。

河野議員から示されております給食回数掛ける1食の原価掛ける6,100というはじき方もあるんですけども、より正確を期すために、給食回数等違うということも含めて、各センターごとに計算をし、それを全部集計するという形ではじております。

来年度の幼児・児童・生徒数を想定した上で、来年度の給食費のおおよその総額を計算してみたところ、2億8,051万1,400円という額でございます。

それから、2点目の無料化についてでございますけれども、食材費が約2億8,000万かかると。毎年、これを予算措置をするとなると、かなり佐伯市の財政にも影響してくるかとい

うふうに思われます。給食費については、食材費につきましては、学校給食法でも保護者の負担というふうに位置づけられていることもございますし、先ほど部長のほうからありましたが、生活の困りがある家庭につきましては就学援助制度、こちらのほうの活用を進めていきたいという考えでございます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 原価計算は、おおよそ私がしたことと、今言った部分で、私はもう少し、2億6,000万ほどというふうに思ってますけど、当然、ただし書きにもあるように、教職員の分は別ですけどね、教職員は有料ですよ、当然。そういった意味からして、今言った原価が、来年で約2億8,000万ぐらい、そちらで計算した分がですね。それを頭に置いて、これから先の話になるわけですけど、先ほど無料化については、学校給食法というか、学校給食費はそういう法律、自治法か何かで法律で定められておるわけですから、他の自治体では無料になっるところもあるわけですよ、日本全国見たときにはね。かなりの数の自治体が給食費は無料と。そういった方向になっるので、要は予算的に、当然、公会計にもなるし、一般財源等を出していくわけだけど、予算の面で云々というような、教育長、発言ですけど、これ、仮に2億8,000万としても、総予算、一般会計予算450億からいうたら0.7%ですよ。

私は常に教育予算というのを議員になってからずっと見てきてます。旧佐伯市議会が予算ベースで15%ぐらい見てたんです。決算ベースで13%になるんですね。ことしも決算のときに私は伺ったけど、予算ベースで9.何ぼだったですね、22年は。決算で8.7%、これだけがぱっと落ちてきとるんですよ、市長。予算の面からいうと市長の責任というような形にもなってこようかと思うんだけど。教育予算を私はこんだけ、どんどんどんどん年々落としていくということ、これに対しても許せないというぐらいの憤慨で見とるわけですよ。ましてや、決算特別委員会ときに無料化、私は以前に、そう言えば、平成17年、合併前に私は提言しとるから、知らんで当然であろうけど、その議論をしたことがあるかと聞いたら、したことないと言ったんです、教育委員会では。教育委員会なんていうのは、教育委員会なんて言ったらおかしいけど、教育委員さんたちは何を議論しよるのかな。地域の子どもたちに対してどういう議論しよるのかな。

その中に給食費の件、今言ったいろんな問題を抱えておる部分もあって、そういったものが一度も議論に上がらなかったのか。ましてや、この佐伯市役所の中へ千何百人もおって、子を持つ職員、ほとんど子育て世代の組が一生懸命働いておると思うんですけど、その連中の中から、こういった問題というのは一言も上がらんかったのかな。不思議でならんですね。何でも、物事するときは、そこにばかが1人おりやできると。徳島の葉っぱ事業もそうですね。ばかが1人おりやいろんなものが活性化できるんですよ。それを大げさに言うつもりはないですけど、給食費の無料化ぐらいのことは教育委員会の中で議論なかったのかな、本当に。そういう議論をしたかどうか、ちょっとお聞かせください。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 教育委員会の中で、無料化について論議をしたということは、私が入ってから記憶はございません。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 聞いたとおりです、決算特別委員会ときにですね、ということで、これは予算の部分があるけど、私はなぜ教育委員会という独立な組織と執行部という市の実態の中

にそういうふうに分かれておるかといったら、教育委員会そのものは、予算というのは独自にぼんぼん上げていける組織と私は認識しておるわけです。そういった意味で、これは市長に伺いたいと思うんですけど、給食費の無料化、要するに年間2億8,000万、だんだんだんだん減っていくんだけど、教育予算がなぜ減ってきたかというのは理屈はわかるんですよ。統合されて子どもも少なくなった。いろんな意味で、要するに我々の時代からいったら、恐らく5分の1ぐらいの子どもの数になってますよね。それぐらい子どもの数も少なくなった。

インフラ整備もおおよそ順番でいっとるから、校舎の建てかえ等もある程度落ちついたところであって、各学校が統合されてきよると。これは単年度でやるわけじゃないけど、学校建設に関して言えば、6億から7億ぐらいのものが順番に順送りで、こういったものに整備されていきよるという意味はわかるんですよ。ただ、全体的に子どもの数は減っていったおるわけで、そういった中で、予算がどんどん少なくなっている。理由はわかるんですが、ただ、一般会計予算の中で、全体の予算の中で1割を切るというような自治体、私、探してみたんです。そんなにないですよ。幾ら基金で貯金がたまって、やっぱり貯金があることと子どもの予算をふんだんにつけてやるということは、私は全然幸せ度、今度、ブータンの関係で来て、国民の幸せ度なんていうことが、今、注目されてますけど、そういった意味でも、この予算、私は下に実は財源は合併用に削減されてきた市職員、議員歳費等を勘案してというようなただし書きを書けてますけど、これは、ある意味、当てつけ的に書いたんですが、そういった中、年間約2億8,000万ぐらいの予算を計上することはできんですかね。どうですか、市長。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 現在、佐伯市の教育費ということで、全体をとらえた中での予算額と聞いております。現在の佐伯市の予算額、非常に偏った予算になっていると思っております。これは合併で、いろんな中で非常に公共工事が多いということで、全体的の中で一番多いのが、そうした投資的経費が非常に多くかさんでいると。本来、佐伯市の人口をした類似団体等に比べれば、金額的には教育費の予算、私、あんまり変わってないと思うんです。むしろ多いかなと。また、これ予算を組むのは別個ですけども、私も議員時代に、そうした中でしたのが交付税の算定額というのがあるんです。交付税の算定額、これに基づいて県は教育費に対する普通交付税の算定額を教育委員会にそのまま預けるということが多いわけです。市においては、そのまま預けたら、足りないもんですから、一般会計から持ち出すと。交付税それぞれの算定の基礎に基づいた予算づくりをしているのが国・県ということですが、地方自治体の場合は学校建設とか、いろんなものがあるもんですから、そうした中での算出が多いと思っております。

また、現在、2億8,000万という、これは非常に大きな金額だと思っております。子どものことについては、今、私どもも今議会でも上げておりますが、医療費の無料化のほう、全面的にしながら、こうした中で次にどうするかと。また、先般、議会のほうも議決しましたが、通学費の問題とか、いろんな中でやっておりますが、全体的には教育費については、施設等については最優先でやっておりますので、そちらのほうを最優先に考えていくということで、現状では給食費の無料化については余り考えておりません。

また、全国市長会、特に言われておりますのは、子ども手当ですね。そうした部分で、国にが子どもに対してしっかりした別枠か、またその中で見ることにするというところで、最近

では、子ども手当の中の一部については、給食費をあえてそれを差し引きしながらやっていく。また、これは保育所等のほうも支払いをしてない方が多いもんですから、そうした方向での子ども手当の運用を考えていただきたいということで、そうした詰めの話を見せて、全世界帯が、ただ子ども手当、言い方悪いんですけど、ばらまきだけじゃなくて、本当に必要な部分を国のほうで手当していただけるように、市長会という形で取り組んでおります。

以上です。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 給食費の無料化、市長の答弁では結論的に考えてないということですが、これね、先日、清田議員の質問の中で、公会計にしたらという部分で、教育委員会のほうが答えたのが、メリット・デメリットで、公会計にすると、デメリットで、要するに給食日数を統一せないかと。まして、メニューを統一せないかん。地域の特性がなくなるとか、事務的コストが大きくなるというようなことを4点ほど上げてましたよね。清田議員が言ったように、逆にメリット、私は日数統一することに何も問題はないと思うし、それから、メニューを統一して、ないときは弁当を持っていかせりゃええわけやから、それとメニューの統一なんてというのは全く問題ないと思うんです。

メニューが統一されれば、要するに、おりますよね、栄養士とか、栄養士は1人でいいわね。そういう部分もあるし、また、地域の特性がなくなる。これは一括仕入れで、要するに逆に言えば、佐伯市の食材を仕入れるのに地域特性、今だって、そんなに重きに置くようなもんじゃないですよ。佐伯市全体を考えれば、逆に地域の特性、別に問題ない。事務的コストは、逆に下がると思いますよ、これ統一したら。公会計、要するに無料化するということは、それぐらい公会計になっていって、そういったことにもなるし、物すごく経費の削減、財政的にも削減できると私は思っています。要するに、そこに逆に雇用の場がなくなるといような、これがデメリットになるかなと思いますけど、それなりの経費は節減できる、そういうふうに思います。

それと、まずね、市長、もう少し前向きであれば、これ言うつもりはなかったんだけど、市長、食と観光を提言されて、すしサミット等やって、佐伯の世界一のすしということで売り出してますけど、そろそろそういうことも、特にJALの、今回、ファーストクラスで、地方で言うたら分限者ですよ、そういう方々に佐伯のすしを食わして、こんなに食わすんだったら、子どもたちに食わせてくださいよ。そういう声もありますよ。そろそろそういった部分は、ある意味、遠慮していただきたいなと私は思っています。すし、すしと、毎年何千万も金使って、そういう他人、要するに言ったらお金持ちに食わすしの経費があるんなら、こういった子どもにぜひ使っていただきたいな。

そういうことで、これは教育予算としてはふんだんにある。確かに一般会計の中で見れば、教育予算は41億、大きな金額になってます。投資的経費の次かな、トップクラスになるんですが、総体的な予算からいうと、決算ベースで8.7%ですよ。私が言っとるのは、市長、先ほど言われた部分はわかるんですけど、年々減ってきておるんですよ、特に合併してからね。これはいろんな事情があるのはわかりますよ。でも、私は減らすべきじゃないと思っているんですよ。せめて1割程度にとどめて、それで、要するに予算組んだるわけやから、そういった予算組んで、予算組みして、最終的に決算したら減っとるんですよ。なぜ、これ使い切らんのかなと。教育委員会のほうもだらしがないなと。そういった意味では、目いっぱい使っ

て、足りないからというんで上げていかんと、年々減らされていくというのは、私は企業的な考えで言うたら、そういった意味合い持ってますんで、毎年、私は同じことを言ってます、予算特別委員会のときも決算特別委員会のときも。教育予算だけはふんだんに要求してとってくれ、これだけは一応申し添えますが、給食費の無料化は無理なんですかね、市長、再度。無理か無理でないか、検討の余地があるかないかだけ、もう一回、一言でいいですわ。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほど、河原議員から、私のほうにいろんな中で、すしの件を言われましたが、すしについては、たしか日本航空のほうで費用を持ってやっておりますので、私のほうからの負担というのは、人員の派遣とか、その程度で、キャンペーンとしている形じゃなくて、日本航空の好意でやられている部分でありますので、そうした部分については、私どもも人件費程度は負担しようということで。

また、先ほど言いましたように、食糧費、いろんな中で、市とするんでなくて、市長会として、そういう方向での方向づけでやっておりますので、現状では食糧費の給食費の無料ということは、現在予算化の方向では考えておらず、冒頭言いましたように、医療の無料化のほうに優先しながらやっていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） これは検討すると言ったときまで私は言い続けます。ということで次の質問に移ります。

次は、野球のキャンプの誘致について、これも先般、宮脇議員のほうで答弁して、そのときに、市長、河野議員のときに答弁するというようなことを言っていましたんで、きょうは相当期待しておるんですが。まず、昨年、佐伯市でどのようなキャンプが実施されたのか。これ、昨年の状況と現況について、また、現在、どのようなキャンプが予定されておるのかということと、昨年行われた大学のキャンプを一例として、経済効果をどのようにとらえておるのか、この2点についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 先日の宮脇議員の答弁と若干重複するところがございますが、御答弁させていただきます。

佐伯市での昨年のキャンプの状況は、福岡の折尾愛真高校のテニス部、九州国際大学のサッカー部、また、韓国の成均館大学の野球部です。それと、杏林大学の硬式野球部の4団体でした。今年度は、現在まで、福岡県の中学校の硬式野球部、福岡の折尾愛真高校のテニス部、日田高校のサッカー部の3団体です。

今後のキャンプの予定については、杏林大学が2月25日から3月6日まで、また、桜美林大学が3月7日から3月15日の予定です。残念ながら、1月から韓国の大学が来る予定でしたが、向こうの都合によって中止になってしまいました。

次に、昨年行われました大学キャンプの経済効果についてですが、韓国の大学については、当時、韓国で口蹄疫が発生してきたという関係で、選手の皆さんは練習会場であります総合運動公園の野球場と宿泊施設でありますマリカルチャーの往復のみの、いわゆる行動が制限がされていたということと、また、杏林大学につきましては、大学生であるということで、1回のキャンプのみでしたので、直接の経済効果にはつながらなかったというふうに考えています。ただ、大学については、メール等での情報交換というものが発信力が高いので、ほ

かの大学へのメール等の情報が広がれば、そういった部分で費用を要しない宣伝効果が期待できるということがあって、将来の経済効果につながるだろうというふうに考えております。  
議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） キャンプの様子はわかりました。それと、経済効果はとらえてないということですが、大学の場合、何人ぐらい来るんですかね、人数ですね。韓国と、平均して、どれぐらいの人数が、桜美林大学の場合、どれぐらい来たんですか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 桜美林は、今の段階で、はっきりしておりません。昨年、杏林大学につきましては78人、韓国の大学については35人、九州国際大学については25人ということで、学校でさまざまな状況です。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 多くて七、八十人というようなこと、通常、私も聞いておりますけど、大学の場合は、大学の年間予算というのが大体3,000万ぐらい持っとるらしいんですよ。年間通じてですけど、キャンプ、野球に関して言えばね。そういった意味で、こういったものはどういった形で地元で落としてもらおうかというのも課題ですけど。その辺のところは、要するに人がそういうふうに来ていただければ活性化にもなるし、いろんな意味で、これはある意味、大きな地元の経済効果にもつながっていくと、私は思っているんでね。

そういった意味で、次の質問ですけど、誘致活動について、現在、プロ、アマ、大学等々、誘致活動をどのようにしておられるのか。誘致というか、そういった誘致をするというような概念があるのかどうか、その辺、人員を含めて、そういったポジション等を含めて、誘致活動等、どういうふうにしておられるのか、お聞かせ願いたい。

それと、これ先日も言いましたけど、韓国のプロ野球チームを想定して誘致を仲介してくれますよね、大分県国際スポーツ振興財団だったかな、その原田さんとか、そういう人たちがいろいろ仲介をしてくれておるといことはよく御存じで、課長の大神さんも、先日もお会いして、いろんな話を聞いておりますが、それをどのように対応するのか、その辺のところをまずお聞かせ願いたい。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 冒頭にありましたキャンプの誘致ということでございますが、私どももこれについては、いろんな方々に対して誘致をしております。その中で、特に関西のほうの事務所のほうに行きましたときに、そうした話をして、業者等にしても、そうしたスポーツの大学とか、いろいろ誘致があるということで、今回、手元に、河野議員、鹿児島なんですね、スポーツ合宿のガイドというのをつくっています。こうしたガイドが大分県にないんです。先般、そうした中で、大分県の市長会の中で、県もこうした一体化して、県内の合宿所、これ全部宿泊施設もどれぐらい利用して、どういう施設があって、例えば、陸上競技場なら1種か2種か3種か、そういう形も載ってますので、県を挙げた取り組みをしていただくことが必要だということで、先般、関西大分県人会がお見えになったときに、その業者ともお話をさせていただいて、佐伯市としての受け入れはどうあるんかということも、今やっておりますし、そうした中で、私のほうのこれは誘致をしてないんでなくて、そうした誘致に動いていることで御理解いただきたいと思います。

あとは部長のほうで答弁を。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） プロ野球、アマの誘致について、どういう活動をしたらということについてお答えいたします。

プロ、アマ、大学等の誘致活動については、特に活動としては行っておりません、教育委員会としては、毎年2月に杏林大学硬式野球部がキャンプに来ております。キャンプに来ているチームからはアンケートをとり、練習しやすい環境を整えるために、要望のあった施設等の改善を行っております。

また、韓国プロ野球チームが来たときの対応については、当然、地域として、全体として受け入れる体制を整えていくことが必要であり、施設を整備するだけでなく、宿泊、飲食等を提供することができる体制を整えていく必要があると考えております。韓国のプロ野球チームのキャンプについて、先般お話がございました。そのことを受けまして、相手方、いわゆる財団等と、当然お話し合いをしながら、その対応が可能かといったものを含めて、関係部局との協議をしていく必要があるかなというふうに考えております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 市長じきじき、そういった例を取り上げて答弁していただいて、関心持つとるんだなということで、当然じゃけどね。それと、一つ、さっき、市長の答弁の中で陸上競技場の件、今回、3級で申請するというのをまた2級に上げて、国際スポーツができる2級で申請してくれたということで、陸連の会長から大変ありがたい処置をしていただいたというお礼の言葉をいただいておりますので、申し添えます。

それと、今言った誘致の分は、そうした鹿児島県の例を挙げてましたけど、それは当然、佐伯も、そういったもので対応していく必要があるのかなと思ってます。ぜひ検討して予算計上なりしていただければ、我々は応援したいと思えます。

それと、韓国のプロ野球チームの件も、今どういうふうな対応するかということは検討しているということですが、これに、先日、宮脇議員もちらっと言ってましたけど、10年契約とか、そういったものを前提に、私が聞いたこととちょっと違うんですけど、仲介してくれるスポーツ振興財団の方は、まず10年契約を取りつけるから、それからでいいから、次の雨天練習場なんかは、設備はそれからでもいいんですよというような話でもあったしね、これは物すごくいい条件であろう。そして、その話の中では、佐伯は物すごくいい場所らしいんですよ。その話をオフレコでちょっとしたときに、津久見も実は韓国がずっと何年間もあれしよって、今度、おらんことになったんですよ。それはどういった原因かなということで聞いたら、やっぱりあれも契約が終了したというような形だったらしいんですね。

詳しくは内容は、私が聞いた人は知らなかったんですけど、そういった契約によってそういうことになるわけだから、それはそれでいいんでしょうと思うけど、要するに次の関連の施設のことにかかわってきますけど、野球に関しては、条件の中に雨天練習場というのが必ず含まれてくるんですよ。今、弥生のゲートボール場、あそこは全天候型のものがありますよね。先般、福祉の運動会があったところです。あそこなんかを、昨年、桜美林も利用しとるわけだけど、あれはもう少し柱が上に上がればいいということで、要するに雨天練習場の建設、これは市長の考えというか、この間、ちらっと話したときに、日向にできたあれですよ、あれ10億ほどかかるとるんですよ。あの辺を想定しておるのかなと思うんですけどね。



こういった仲介してくれる方々に言わしたら、ほんのテントでいいんだと。雨が防げればいいんだと。キャパシティは30メートル四方、30メートル、30メートル、できれば奥行きは60メートルぐらいあればいいかなというようなことで、それ、あちこち調べてみると、今、軽量鉄骨、テント張ったやつなんかも、そういったものを専門につくるところもあるわけですね。見ると、数千万の単位でできるというようなことで、場所は競技場の横に。レフトの後ろ側が、関係者によると、あそこが一番いいのではないかな。今、雨天練習場が下の段の駐車場のところに、ピッチングの練習場ができてますよね。あの横でもいいけど。場所はふんだんにあるわけで、そういった雨天練習場の建設、これを提言したいと思いますが、見解を伺いたい。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 雨天練習場につきましては、過去にキャンプを実施した駒沢大学の野球部、現在までキャンプに来ております杏林大学の硬式野球部、また、来年3月に予定されている桜美林大学の硬式野球部ともに練習場が欲しいなということでの希望はいただいております。現在は、ゲートボール場ですね、先ほどお話がございましたスパーク弥生をネットを張って対応させていただいておるという状況です。また、野球のキャンプ以外にも、そういった雨天練習場があれば利用価値はあるだろうというふうには考えています。

しかし、今、議員がおっしゃったように、雨天練習場の建設というのは、長さが35メートル、幅35メートル、高さが一番高いところで約10メートル、低いところで6メートルというぐらいのそういった施設ということになります。それは柱と天井のみでの約1億2,000万ということで、私も見積もりをいただいの中で、それだけの経費がかかる。そのほかに柱を立てるときの地盤調査、あるいはグラウンドや照明設備あるいは防護ネット等の附帯設備がかかります。そういったことを含めると、多額の費用になってしまうということで、硬式のキャンプのみの屋外練習場ということでは非常にもったいないこともありますんで、ほかのスポーツ団体等の意見というものを当然参考にしたいし、雨天練習場のある他市の状況等も利用状況等を探っていきたいなど。費用対効果を検討しながら、関係部局等で検討する必要があるかなと考えております。

先般、宮脇議員から総合計画の中での人員計画の検証といったものがございましたが、スポーツ振興という観点からいけば、キャンプ誘致という部分も含めて、窓口というものも当然考えていく必要があるかなというふうには考えています。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 確かに、キャンプ誘致等で窓口を考えていく必要があると思います。それはぜひ窓口をつくっていただきたいということでありませう。

雨天練習場は、1億数千万かかるんでというようなことで、何とも歯切れが悪いんですけど。これ、プロ野球チーム来たときに大体120人ぐらい来るらしいんですね。韓国の、例えば、現代とか三星が、そういったチーム、仲介してくれる人は自信を持って言ってくれよるわけですよ。誘致できますよと、10年契約しますと伝えてくれてますよね。同じ話聞いとるんだから、市長、そうなんですよ。ということは、彼が言うには、前もって雨天練習場をつくるという必要はないんだと。契約してから付随してつくればいいんじゃないか。そこまで言えば、恐らくそういった韓国にしる、どこにしる、そこまで雨天練習場を整えれば、日本のプロ野球チームだって放っておかんというふうな話なんですよ。当然じゃろうと思うんだけど。

そこまで先を見たら、さっき言った費用対効果からいったら、大きく効果を期待できると私は踏んどうるんですね。どうでしょうか、市長。1億ちょっとやけど、ここでつくる方向に、もし10年契約、先にすればどうなんでしょうか。するということを前提にどうでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） ただいまの10年契約の話が出ましたが、この話も、産業創造機構のほうで紹介して、私のほうにお見えになったときに、その話はなかったんですけど、雨天練習場があればなという話は聞いております。特に、いろんなことがあるわけですが、私どももこうした雨天練習場、本当はあればいい。だけど、どうするかと。いろんなまだ模索をしなければいけないと。

もう一つは、さっき日向市のお話があったと思いますが、あそこは雨天練習場が、下が芝生が人工芝なんです。現在、プロ野球が雨天練習場を予定しているのが、みんな人工芝を予定しておると。ほとんどの球場が、神宮と広島以外は人工芝でやっているんで、内野練習にならないというのを聞いております。

また、当初したときに、私、宮崎県の話をしたときに、宮崎県の場合は県産材利用ということで、県が建設費の半分を補助するんですね。そうした国との補助をすると、大体9億かかって、実質出すのが1億ちょっとぐらいですね。そうした中で広い球場をつくって、ソフトボールとか軟式野球して、広く市民が使うということで作っております。私どもも、今回、一応ちょっと調べさせたんですが、大体1億2,000万ということですので、いろんな検討をまたしながら、即答はなかなかしにくいんですけど、運動公園のほうも駐車とかいろんなお話があるんで、いろんなスポーツの中での使い道がどうできるかということを検討して、ただ、チームが来るからということだけでなく、市民のスポーツの場が総合運動公園ですので、広く、特に梅雨時期、いろんなスポーツがそこで対応できるかとか、どういうスポーツが対応かと、それすれば広さがどうなんだ、そういういろんな意味で、一応さっき言いました費用効果というのはそういうところに出てきますので、プロ野球が来るからつくるんじゃなくて、そうした広い意味での協議をして、これからも必要性は私は思っておりますし、そうした中での検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 若干期待を持てるんかなと。歯切れ悪いけど、市長、必要性は認めるということなんで。ぜひそういった意味で検討して、我々もこういった部分に関して言えば、議会も恐らく両輪となって動くであろうというふうに思います。

大きい二つの質問を取り上げましたが、真珠湾攻撃に比べるとなかなか成果も得られんで。次から、内田総務部長、歯切れがいいから、次からの質問は内田総務部長に行くような格好を考えて質問を構成したいかなというところで、私の質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で河野議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。

午後は1時より会議を再開いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に25番、清家好文君。

25番（清家好文） こんにちは。25番議員の市民の会の清家好文であります。

皆さん、大変お疲れさまでございます。特に執行部の皆様には、連日の御答弁、御苦労さまでございます。

ところで、一般質問も余すところ、私を含めて3名となりましたが、長丁場と昼食のこの時間帯は睡魔が襲ってくるころ合いとなります。小走りにやっていきたいと思っておりますので、もう少し我慢のほど、お願いいたします。

それでは、通告に基づきまして、一問一答方式による一般質問を行います。私の一般質問も佐藤議員、清家儀太郎議員、そして、宮脇議員、先ほどの三浦議員の一般質問で、ほぼ終わったかなという感があります。重複するところは省きますので、執行部の皆さんも重複する答弁は割愛していただければよいと思います。

それでは、今回の一般質問は大項目1といたしまして、地域医療についてであります。そして、大項目2といたしまして、離島等へき地地域の救急搬送についてであります。第1項目1と2は大変密接な関係となっております。そして、今回の一般質問の答えは、ただ一つであります。それは住民の声なき声を聞き、住民の声を行政に反映させるということが答えになります。そして、その結論を1秒でも早くもらえれば睡魔が襲ってくる前に私の今回の一般質問も睡魔に襲われまして、数分で終わってしまいます。そこで、執行部の皆様にも睡魔に立ち向かって、簡潔で明瞭な答弁をお願いいたします。

さて、第1回目の議会報告会で、市民の方々からいただいた御意見、要望を受けまして、当市も人口減少と少子・高齢化が進行する中、当市の課題の一つといたします地域医療のあり方について、調査研究するために、今回、所管事務を担当する教育民生常任委員会は、去る10月17日から10月19日までの間、管外行政視察を行いました。まず、10月17日は岐阜県郡上市において、郡上市地域医療センターの取り組みについて、そして、続く10月18日は、群馬県高崎市の高崎健康福祉大学において、遠隔医療の現状と今後の活用についての説明と講義を約半日ほど拝聴してまいりました。

これを受けまして、11月1日・2日・4日と開催いたしました第2回議会報告会、私が参加・担当した地区は、八幡地区と米水津の色利浦地区、そして、大入島の地区でありました。そこで地域住民の皆様からいただいた課題の一つとして、今回は地域医療について一般質問をするわけであります。

まず、第1点目は、当市の地域医療について、大項目1のアといたしまして、当市の地域はどのような現状になっているのか、以上、お尋ねいたします。これをもちまして、1回目の質問を終わります。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 福祉保健部の部長の清家でございます。

ただいま清家好文議員の地域医療の現状という御質問でございます。

地域医療ということで、大分県の、先ほど三浦議員さんからはへき地医療という、いろいろあるんですが、佐伯市のみというところではなくて、豊肥南部地域も踏まえてという統計資料はありますので、それを中心にお答えさせていただきたいと思っております。

県下、平成20年度の医療従事医師数2,839人で、人口10万当たりで見ますと236人でありま

す。全国平均は212.9人、要するに上回っておりますが、しかしながら、医療圏別に見ますと、大分・別府を含む医療圏では上回っておりますが、佐伯市を含む医療圏では、全国平均を下回っておるような状況であります。

一方、本市において、平成16年から平成20年の間に、人口10万人当たりの医師数が増加していますが、これは県内の人口が減少したこと等によるものであります。依然、医師の地域偏在という状況は続いております。全国的にも医師数は増加傾向にありますが、厚労省の推計では、2017年に医師の供給が需要を上回るのではないかとという予測もされております。

しかしながら、医師の増加が本当に地域偏在を解決に導くかという問題で、たとえ医師がふえたとしても、地域医療の重要性を学び、地域に定着する医師が育たない限り、根本的な解決にはならないという感じもいたしております。

以上であります。

議長（小野宗司） 清家好文議員。

25番（清家好文） 部長、地域医療の、今、私とこです、診療所のやり方というのは、二通りの方法があるんですね。オープン方式とクローズ方式、自己完結型というのがあるんですけど、その辺はどのように考えていますか。

要は、どういうことかと言うと、オープン方式というのは軽装備、いわゆる診療所に患者さんが来ました。急患になったと。このタイプは搬送で中核病院、佐伯市の場合は市内何ぼかの中核病院があるんで、搬送して応じるという方式です。さっきのクローズ方式というのは、自己完結型というか、例えば、軍隊ですね、重装備を構えておるわけですよ。重装備でその診療所で急患があれば手術もすべてやるという方式なんです。どっちかいうたら、私とこはオープン方式ですわね、とらえ方としては。現状は、こういう方式であるからというとらえ方なんか、その辺をちょっと。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 大変申しわけございません。今、そういう名称ということも私も勉強しておりませんでした。

議員御案内のとおり、オープン式に値すると思っております。ただ、完結方式ということであれば、やはり総合病院のような重装備をしなければいけない。要するに医療機器というのは非常に高価ということ、伺っております。保健診療所の中で八つのところで、器材をそろえるのは恐らく困難だということで、今後の問題に続くんですが、やはり三大拠点病院が、今度認可されましたので、へき地医療の拠点病院を中心に展開していくような形が一番望ましいんじゃないかと思うし、また、そうしなければ、今の診療所開設そのものをなかなかできにくいんじゃないかと考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長ね、現状というのも、この前、一緒に議会が始まる前に管内ちょっと回ったんで、現状、オープン方式でやるというのは理解できました。

それで、西野浦もそうなんですけど、米水津もそうなんですけど、医師の確保という問題が出てきたんですね。

議長、2番目行きます。医師の確保の取り組みについては、どのようなやり方をやっているのかというのを、その辺をお願いします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 昨日もある議員にお答えしたんですが、診療所というのは医師確保が第一義的に一番重要ということ認識しておるのは御案内のとおりでございます。

大分県では、平成19年度から大分大学と連携して、医学部入学定員に県内出身者枠を設定し、卒業後の一定期間、へき地医療拠点病院で勤務した場合に返還を免除するという、そういう修学資金を貸与する制度を設けています。市は医師確保に対する県の支援策として、拠点病院にへき地医療に従事する医師を集約化し、国保診療所にローテーションで出務する方式の導入を呼びかけております。

また、その受け皿となる、先ほども説明させていただきましたへき地医療拠点病院の指定申請を市内病院に働きかけ、おかげさまで、ことしの4月から今までの大きな1病院でしたが、二つの病院が新しく拠点病院に指定されたところであります。

以上であります。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、医師確保は自信があるということなんですか。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） とんでもございません。次の質問につながるんですけどね、やはり手法というのがいろいろ、私たちがどうしても、逆立ちしてもどうすることもできないことがあると思います。また、医学の道というのは、非常に先生方もへき地に来ていただく方が少ないということを伺っております。そういう県の制度を利用し、また、もう次に触れたいと思いますが、そういう運営形態を駆使して、できるだけ今の診療所が今までどおり継続して診療ができる体制を望むところであります。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、医師は全国的に多いんですよ。アンケートとると、へき地医療に行きたいという人もおるんですよ。その中で、いろいろ条件、家族のことを考えて、なかなか最後には条件が合わないということが多いんですけど、この辺が詳しいのは副市長のほう詳しいんじゃないかと。副市長、ちょっと説明をお願いしましょうかね。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 医師の確保には、私も非常に苦労した経験があります。確かに、議員御指摘のように、全国的には、もうすぐに医師の数も落ちつくんじゃないかといいますが、保険制度等々がありまして、なかなか差が埋まってこないんです。患者の数が足りないということもありまして、なかなか難しい面がありまけども、やはり医師の確保となりますと、三浦議員の御質問にありましたように、給料の問題、待遇の問題、そして、医療機器の充実、こういうものをしっかりしておれば、いい意味で、友達同士であそこの診療所は非常に待遇がいいと。そして、患者を診る力もできると、そういうことも私は必要だと思います。

そういうことを繰り返し、繰り返ししているうちに、私は力が加わってくると思います。一番苦労したのは、経済的なバックアップと診療所の機器、待遇の問題だったと思います。それをしっかりしないと、私は厳しいと思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 先ほど、我々が郡上市の地域医療センターの視察に行ったというので、その中の医師確保というので、ここがうまくやっているということで行ったんですけど、ここ

は1,000平方キロメートル、私とこよりちょっと広いし、それと国保診療所が2カ所と歯科があったんですね。その中で、どういうことを取り組みやっているのかなど。当然、医療もそうなんですけど、医師確保も当然兼ねているわけですね。その中の地域医療センターの基本理念というのをちょっと読み上げますけれど、地域医療は医師が定期的に診察すればよいというものではなく、その地域の資源を考え、その資源を最大に利用して、保健・医療・福祉を包括的に展開することが、その定義です。したがって、地域医療は循環器内科、消化器内科、外科、整形外科、産婦人科などの専門医療といいます。だから、今までの感覚ととらえ方は違うんですね。地域医療という自体が専門医療なんだという考えのもとで、ここの郡上市はやっているわけですね。

それで、この話の中で言えば、当センターのある郡上市は約1,000平方キロメートルという広大な市であり、このため交通事情などによりへき地が存在し、市長の方針でもある市民にとって、公平、平等、弱者に優しい地域、保健・医療・福祉の一体化といったことを政策展開するために、こうしたへき地における保健・医療・福祉システムの構築が必要となります。ある意味で、ただ診療所というだけでなく、保健・医療まで踏み込んで、ここでやっているのは、それぞれ診療所に1人ずつ先生はおるんですけど、ローテーションを組んでいます。先ほど言われたローテーションを組んでやっています。

そうすれば医者に無理がいかないということで、そういうやり方をするとともに、研修医の受け入れ、学生さんを入れたりなんてしてやっているんですね、うまく。こういうのも一つの医師確保の方策というんか、我が市の場合は、今の場合は診療所なんて、ぼんぼんとあって、単品はこういう組織だったものはできてないですね。これも今後の課題かなと私は思っているんですけど、次のとも関連しますので、次の医師確保というんじゃなくて、今後は地域医療の体制はどうするのかということに入りますので、その辺をひとつ。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいまの御質問のウのほうで、地域医療体制をどのようにするか。今、議員もおっしゃいましたように、へき地医療の制度というのはローテーションもさることながら、例えば、診療所の今のドクターが、ちょっと休みがないから、休診したいときに、代替のドクターがいてくれるということもうたわれておりますし、そういうことを今後やろうということで、大分県のほうも、そういう地域の医療機関をへき地医療拠点病院ということ指定していただきましたので、この病院等を踏まえまして、そういうローテーションが可能かというのは定かでないんですが、やはりへき地のほうにいろんな診療科目、とりわけ旧郡部のほうでは、整形外科とかいうのが非常にニーズが多いということも過去のデータからありますし、総合診療が可能で限りのできるのが一番望ましいと思っています。

先ほど、議員の御紹介がありましたように、そういうローテーションが組めて、なおかつ皆さんにいろんな診療科目が提供できればいいと考えておりますので、ぜひそういう方向で、今後そういう医療体制を充実させたいと願っておるような状況であります。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 今後の地域医療体制についてということなんですけれど、今、ローテーションを組みますというんで、先ほどの郡上市の場合は、老健を組み込んでいるんですよ。老健施設を診療所の組織体の中で組み込んでいるんです。我が市でやるのであれば、特老しか

ないね、体制で組み込んでいかそうと思うんであればですね。先ほど、私が言ったクローズ方式とオープン方式という方式を言ったんですけど、オープン方式、仮に大入島とか、大島とか、本匠でもいいんですよ。本匠で山崩れがあって道路が通らない、台風とかにも。このときにはどうするんですかね、どうなるんですか。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 災害時の対応という非常に難易度があると思います。災害時まで、医療体制が充実ということは、非常にありがたいと思っております。御案内のとおり、私も島の出身でございます、今の島の置かれている状況というのは十分把握しておるつもりであります、万が一のときにはどうするかということは、なかなかこれ妙案というのはないんですが、やはり医療スタッフ、搬送も踏まえて、そういうスクラムを組んで、うまいぐあいにやっぱりビジョンを描いておかなければ、万が一のとき、風水害のときなんか、危機管理体制の充実というのが、やはり必要だと思っておりますが、具体的には、だからどこをどのようにすればいいかということは、なかなか、今、私の中では明確なお答えはできないような状況であります。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、先ほど言った、オープン方式で、そういう事態が始まったときには、診療所はあるんです、目の前に。診療所は目の前にあるけど、患者さんが来たときに、緊急に手術せないけんということができないとなれば、診療所の意味がないんですね。その辺はどう思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） なかなか具体的な御質問であります。今、聞くところによりますと、市内でも遠隔で手術まではいってないという状況かも知れませんが、拠点病院との診療所がうまくつなげれば良いと思うんですが、なかなか診療所にそういう施設、横の連絡、拠点病院とリンクされるシステムが構築できるかというのは、予算的にも私も全くできないし、できればそういう制度を各診療所八つのほうにできれば設置したいと思うんですが、これは経費も莫大にかかるだろうし、今後の懸案事項として残さなければいけないと考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 今言われた、私に言わせれば、オープン方式だったら、あなた死ぬよということなんですよ。診療所の意味がないんですね、それであれば。それで何かいい方法はないのかなということで、高崎まで行ってきたわけですよ。それが遠隔医療なんですよ。宮脇議員も、たしか、これについて多少うちの基本構想に載っておるのにどうなってるんかという話なんですけれど、これは金かからないんですよ。これの一番得意中の得意中は市長でしょう。タブレットでやれば、これは十分対応できると思うんですよ。

それと、今、医師法の改正が緩和して、看護師さんがある程度お医者さんの指示に従って、それこそ、今さっき言ったタブレットで、患者を診もって注射を打ったりということもできるような方向性に今行きよるんですけど、これは医師法の改正が大きな問題になるんやなと思うんですけど、これは市長、何かできるんじゃないですか。当然、うちだけではできないんですけど、診療所の先生と、あるいは医師会かどっかで連絡してのシステムを構築できると思うんですよ。それはどうですかね。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） こうしたIT機器を使った診療方針ということで、私の記憶では、旧佐伯市はそれを1回取り組んだことがあるんです。国や県がやっているのは、ハイパーネットワークを使って、大入島の診療所にその機器を設置して、中継施設に南海病院を中継し、そして、アルメイダまでしたというシステムを構築したんですけど、あんまり発揮されずに、そのまま宙に浮いたというようになって、どこまで発揮したかというのは、ほとんど実績がないような状態です。大入島にケーブルテレビを入れるときに、そうした体制をしたと聞いておりますが、私は、成果というのは、そういう状況の中で、あと聞いておりません。

また、議員が言われる、これ耶馬溪のほうの診療所で、お医者さんのほうが、そうした専門の機器を持って診察、血圧等について、ネットで、お医者さんの指示で看護師さんが動くというのもしてるということをテレビで見たことあります。そうしたことについては、これからの診療所と、また、そこにある看護師、また、医師、そして拠点病院ということの連携を研究すれば、ある程度、可能性な面が見えてくるんじゃないかなと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 市長、これが一番発達しているというか、瀬戸内なんですよ。瀬戸内は島が多いですからね。今、WiFiがあるやないですか、タブレットで。あれを持ち運べば、簡単にいくわけですよ。あれ、タブレット端末は何万ですよ。数万です。だから、そういうのを取り組んでいただければ、市長の得意中の得意というんだから、これやっていただきたいとは思うんですけどね、私は。

それと、この機器を使って、保健師さんの数、今、人数がかなり少なくなってきよるから、保健師さんの場合は医療行為やらんから、保健師さんが本部におって、現場に行く人は違う人でいいわけですよ。血圧はかたりなんかはできるわけですからね。医療行為というのは限られてますので、保健師さんは十分これでいけると思います。

それを市長、将来的にというんじゃなくて、やっていただきたい。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） WiFiの件というのは、ちょっと佐伯市内では、中心地以外はほとんど使えてない状況ですので、これは議員が言われるように、携帯電話をそうしたことでの併用ができると思っていますので、特に家庭の中で、今、私どもはケーブルが全部つながって、本来、それに接続されるのが一番できるんであって、そうした医療機器というのは非常に進歩しておりますので、私も最近よく見ておりませんが、これはどういう方向になるかということで、また1年に1回診療所の先生と話してそういう経過もありますが、ひとつ検討をする課題だと思っておりますので、すぐといっても、私もちょっと自信がありませんので、機器、その他をもう一回確認しないとイケませんので、もう少し研究させてください。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） じゃあ、それはお願いというか、そういう方向で。

それとですね、部長は大入島出身ですわね。大入島出身の清家でございますね。私は蒲江出身の清家ですから、きょうは入れかわらないけないことがあると思いますんで、私は蒲江出身ですけど、ちょっと蒲江のことを厳しく言うつもりでおりますので、部長が蒲江の人間になってください。

これからどのようにするわけですか、診療所のやり方というのは、今後の医療体制。旧蒲



江診療所は今現在どうなっておりますか。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） これは合併前から休診をしておるということで聞いております。

今後、あそこを再開する予定は、まだ今のところ、私個人的な話ですが、旧町内にほかの病院もありますので、診療所等で活用する予定は今のところ、しておりません。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） もう蒲江の診療所はしないということですね。中止するということですね。休止じゃなくて中止ですね。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） これはまだ市長とも正式には協議してないんですが、合併、もう6年も7年も使っていないような状況でございますから、今さら、この地区の方に、じゃあ、どうしましょうかという計画もありませんし、使っていないということであれば、恐らく中止というのが望ましいんじゃないかと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 中止はいいんですけど、中止の理由は何ですか。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 理由というのは、もう使っていないから、要するにあそこで診療所、あの地域の、道の駅の周りの方は、本当であればそれは利便性なんか講じた場合、それはいいかもわかりません。ただ、先ほど申しましたように、診療所を確保するということになれば、医師確保をまずしなければいけない。ほかの病院から曜日を指定して診察へ行くというのも可能でしょうけれど、今のところ、今、条例に九つあるんですが、落とすのが望ましいんじゃないかと考えておるような状況であります。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 蒲江診療所は、既にもう診療所としての役割は終わったということですね。歴史的に終わったということでしょう、要は。それで、米水津は指定管理いたしました。今回、また議案に出ています蒲江の西野浦と名護屋ですか、私が先ほど入れかわりましようと言ったけど、私がこういうこと言ったら蒲江人から怒られるんですよ、私は蒲江人ですから。でもね、今の西野浦の診療所、この前通って見たでしょう。あれは、昔は旧蒲江から行くと、今の診療所のあるところ、旧蒲江から行くと、一山、二山、三山越えて、トンネル抜けて行ってたんですよ。だから、あそこにあったわけですよ。部長、この間、一緒に同行して車で回ったと思いますから、トンネルは竹野浦河内から抜けて、旧蒲江から行きましよう。旧蒲江のトンネル一つ抜けてますよね。今度、新しい庁舎を建てましようというところ、あれからおりて、また、竹野浦河内のトンネルを抜けて、西野浦まで河内に二つ入ったわけですね。それだけ時代が変わっておるわけですよ。それで、あれから蒲江の中心に行くまで何分かかかりました。五、六分でしょう。五、六分かかったら、先ほど、私は蒲江人じゃけどと言うけど、厳しいこと言うけどと。もう診療所としての役目は終わったんじゃないかと思うんですよ。

旧蒲江には病院が3棟あります。だから、今回は指定管理でどの方向性で行くんか知らないんですけど、何が目的でやったのかようわからないんですけど、私もいろいろ見ていると、なかなか難しいんですね。医師法の改正がありまして、細かいこと言ったら、言葉がわ

からんと言われたりするけど、これ続けるつもりなんですか、それとも、今回は指定管理でやるのか、出してますから。将来的にはどう考えておるのか。私は個人的に、副市長は西野浦だから、私は当然質問いたしませんけれど、悪もんは私だけで結構でございますので。

今回は指定管理に出してます。将来的にはどうします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） これも市長と協議したわけではありませんので、私の私案という形で考えを述べさせていただきたいと思います。

今度、御提案申し上げている地域というのは、どうしても高齢化率が非常に高いです。旧町村の方はどこも一緒なんですが、どうしても車の運転される方とそうでない方という、そういうデータも拾った経過はありません。ことしの今の先生が3月まででやめたいという申し出をいただきまして、それから、じゃあ、地域のために廃止しましょうかというのを私の今の段階では、前、蒲江におりました関係で、蒲江をおらんことになったら何か厳しいのうとって言われなくなったということもあるんですが、時期的に、そこまで来年の4月に継続して診療所を運営していくという時間がございませんでしたので、議案に御提案申し上げておりますが、5年間ということで、一応候補者が決まりましたので、その範囲内で一応今後どうするかというのを行革プランの中で、やはりそういう行政コストの削減というのは、第一義的にうたわれてますので、そういう絡みもあります。インフラ整備も議員が御指摘のとおり、されましたので、そこらを総合的に勘案しまして、今後の方策を見出していきたいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、もう時間がないんで、その件は切るというたらあれやけど、とめておきます。とめておきますというか、老人が多くなった。あそこから、今度、小学校が統合するわけですね。むしろ、診療所云々、確保するよりは足の確保のほうが大事じゃないかなと私は思っています、基本的にはね。それはそれで結構でございます。終わります。

2番目として、離島等へき地地域の救急搬送の現状と課題について、消防長に。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） こんにちは。清家議員からの救急搬送時の現状と課題についてですが、離島大入島にあっては、受信時、発生場所、患者の状態を確認、同時に自船もしくは荒吉丸等で自力搬送ができるかを確認しています。自力搬送が困難であれば、大入島フェリーを要請して、救急隊がフェリーで渡航して搬送しています。大島にあっては、瀬渡船で葛港あるいは丹賀港まで船で搬送してもらって、救急車で病院まで搬送しています。深島・屋形島にあっては、エバーグリーンあるいは自船、瀬渡船で蒲江港まで搬送して、救急車で病院まで搬送しています。また、山間部にあっては、救急車の行けない場所は、救助隊による人力搬送あるいは防災ヘリへの要請をして搬送しています。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 時間がないので、次に行きます。

今後の取り組みと地域住民の行政に対する信頼度についてということでございます。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 清家議員からのこの今後の取り組みと地域住民の行政に対する信頼度についてですが、応急処置等を考えれば、医療機関の設置が望ましいと思われませんが、大入島においては、フェリーで救急車が渡航できるが、大島・深島・屋形島にあっては、船での搬送になるため所要時間がかかり過ぎるので、重症患者には負担が大であり、日中であれば場外離発着場を利用した防災ヘリ搬送も考えています。

山間部にあっては、常に防災ヘリには要請のための一報を入れています。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 先ほど言いましたが、第2回目の議会報告会の私の参加した地区が八幡、米水津、大入島やったんですね。そこで、私が教民関係の担当でして、米水津では、診療所は指定管理で終わってた。この件は終わりです。それと、八幡の場合は中心部に近いということで、別に問題なかったんですけど、大入島は、予想していたとおり、この問題が出たわけですよ。それで何が言いたいかといったら、私、一つ、きょうの成果と言ったら悪いけど、地元の人はどう言ってるかといったら、夜間の救急搬送について、夜間になるとフェリーでは通えない。昼間より夜間のほうが現地到着までに時間がかかる。島に車を1台置き、定期便などで先に救急隊員が島に行き、その車で現場に行かせるという体制はできないかという、議会報告会のときに要望があったわけですよ。これできないんですか。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 夜間の救急搬送の件ですが、本署から受信時、大入島フェリーへ臨時便を出してもらって出動しております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） そこがね、消防長が言ってるのと違うんですよ。フェリーが出るときはいいですよ。出ないときの話なんですよ、これは。出ないときだから、島に車1台置いて、救急隊員2人、先に船で渡って、その体制をとってくれないかと言いますよ。これ、とれるか、とれないかということ、これだけです。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 清家議員からの回答で、できます。ドック入りするときがあるんですね。そのときに大入島に必要資機材を積んだ車両を配置して、要請があれば、救急隊が船で出航しております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） ドック入りのときはしてくれましたよと言ってるんですよ。そのときやないんですよ。ふだんもそういう体制とれませんかと言いますよ。お金の問題ですか、消防署の人数の問題なんですか。消防長、言ったら悪いけど、先ほど、私、蒲江と言ったけど、私の自宅から1軒、2軒、3軒、3軒目、消防署ですよ。それが、その向こう、小向というところがある、火事あったでしょう。消防車が走れば、五、六分ですよ。この近年見てみますと、丸焼けなんですよ。しかも、今回は死者を出しておるわけですよ。消防署がそこまで弱体化しておるのか。人がいなくて弱体化しているのかということなのか。市長とも一緒ですけどね。大手前、火事やったとき、丸焼け、あんだけやったんですから、同じですから、そんだけ消防署の体制が弱くなっているのかということですよ、人数が足りなくて。もし、人数が足りないであれば、物をはっきり言う総務部長にちょっとお尋ねし

ますけれど、つるみの山荘、今回、廃止するわけですよ。あれ、どれくらい費用かかったんですか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） つるみ山荘の建設、土地を含めて、3億ちょっとの金額だったと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、現在、維持費が幾らですかということなんですよ。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 済みません。維持費が、全体で決算が1,100万くらいだったと思います。市の負担としては500万から600万くらいと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 消防長、先ほどの問題なんですけど、人員の問題なんです、それをちょっと。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 受信時の状況をお知らせします。受信時、各署所に予告指令を出しています。その時点で隊員は準備にかかります。受信後、場所、状況等、ファクスにて送信、直ちに乗車し、車両端末装置、場所、状況、水利等、表示する装置ですが、設置されていますので、それを見ながら出動しますので、おくれるとは言えません。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 私は言ってるのは、そういうのじゃなくて、消防体制は人員がそろっているんですか、足りないんですかということなんです。大入島もそういうのを制度として取り入れたときに、足るんですかと言いたいんです。足るんですか。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） この人員で頑張るしかないと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） じゃあ、大入島の住民の皆さんが要求していることを、消防長はあしたから実行してくれるわけですね。

議長（小野宗司） 安部消防署長。

次長兼消防署長（安部幸二） こんにちは。署長の安部です。よろしく申し上げます。

現状は足りない状態にあります。しかしながら、先ほど言われました大入島に車を常時配置するというお言葉ありましたが、常時配置いたしましても、こちらから救急隊が、もしフェリーが行けなければ、救急隊が荒吉丸等を使って近くまで行って、そこから搬送していったほうが、結局、車を使って現地に行くよりも、時間等余り変わりはないということでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） それは、あなたが現場にいないからですよ。昨年まで、ここに執行部おった。しかも、消防の経験者が現地におるわけですよ、今、大入島で。知っとるでしょう、それは、わかっているでしょう。その人は現地を見てきて、朝晩、毎日、渡ってますから、そこで現場100回という言葉あるでしょう。現場おるから、この方法がいいんだろうと言ってるんですよ、私たちに、議会報告会で。その声を議員に、元職員もそうですよ。住民の方がそ

う言ってるわけですよ。何でそういう言葉を実際やってみなくて、早いですよ、早くないと言うんですか、人の命にかかわることですよ。だから、人が足らんなら足らんでという話を私はしたはずでしょう。体制できるんだったら、あしたからやってくださいよ。その答えください。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 私の考えを言います。人数が足りません。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） そこまでこころろ変わってくれたら大変ですよ。財政部長、金の問題だったら、大蔵省だから、スクラップばかりやなくて、ここにある人の生命の危機に対するお金ですよ。思い切って出してくださいよ、消防署が要るんであれば。その辺の答え。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 先ほど、消防長が言いましたように、現場としては人的な部分が足りないということだと認識しておりますし、今後の行政の中で、安全・安心という面で、当然、予算につきましても、要求があれば、めり張りのある予算要求があればですね、精査しながら対応していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 今、財政部長が言ってくれたから、早速予算要求していただきたい。

いいですか。市長、やっぱり声なき声を聞いて、市民の声を行政に反映するということが、これが行政に対する市民の一番の信頼度ですよ。これなんですよ。市長、決断ですよ。人の命にかかっているんですよ。市長、やると言ったら、できんことないです。市長、言ってください。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 消防署の職員数については、議員も監査しているので、御存じのとおり、行革の中の指針の中で、現在足りないというのは120名を超した職員を要しているわけです。私も同じような広域体の中で、玖珠・日田地域は人口が約10万人、面積が1,300平方キロ、その中で100名の人員ということでやっております。私も市長になりまして、消防については、大体100人体制を維持するというので、退職その他があるので、ことしが、一応入れかわりがあったもんですから、でこぼこあるもんですから、大体120人体制に近い形をずっととってきております。ただ、一般職員については、ほとんどの行革の中の対象としております。特に、これだけ高度医療化するとき、大入島にかかわらず、全体的な中で、そうした範囲の中でやっていくということになれば、緊急体制に応じた職員をするということになれば、行革全体のものをどうするかということ踏まえていかなきゃならないと。それぞれがやはり消防の救急体制、特にそれ以上かかるところは上浦なんかは救急車はありません。一番先の大浜、多分来るのに1時間ぐらいかかると思います。そうしたところもどうするかと。大入島と同じような状況が考えられますし、また、議員にあります波当津、また、梶寄、いろんな陸路もあるんですけど、それぞれが時間帯を見れば、全部を配置することは非常に難しいと。

そうした中で、さっき議員が言われたやりくりの関係ですね。それは、やはり職員の中でどうやりくりするかということをもう一回、消防のほうで考えていただき、それでどうしてもということになったときに、私どもも、そうした対応をするしかないと思っております。そ

これは消防のこれからの運営の中で、先般、本署をあちらに移しまして、弥生の消防署も併合しましたので、そうした出張所も併合しながら、全体的な体制をとらしていただいているというのが現状です。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 私はね、基本的に、市長、ほかの市町村どうでもいいんですよ。市長は、佐伯市の市長でトップですから、ここの住民の生命・財産を守ればいいですわ。だから、今上がってきておる。ここにある危機です。私が言うのは大入島ですけど、大入島はここにある危機だから、これやってくださいと言うんですから、声なき声を行政に取り上げて、市長、やると。あっちもやり、こっちもやりというんじゃないで、ここには、今、私が言っていることで、やると言ってくれりゃいいんですよ。

財政部長は、それで要求があれば考えますよと言っているわけでしょう。財政のもんですよ。財政的なことですよ。だから、市長の決断だけですよ。これは市長も来てね、大入島ですよ、私が言いよりませんで、今言いよることは。大入島の人が、市長も来てそう言ったけど、一向に変わりませんと、この前言ったんですよ。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今、私の答弁は、一応、消防署の中、先ほど、フェリーが休便になったときに、こういう体制しとると。そうした体制が、平常時でも、また夜間でもとれるかということ、もう一回調べなさいと。どうしても方法論が見つからんときには、一回、私のほうで検討しましょうと言ってることで、また、大入島についても、診療所の問題も、いろいろ私もあります、この場でいろいろ言っても時間がありませんので、いろんな中で聞いておりますので、また、コミュニティバスも走らせとって、一部時間しか受け入れてくれないと。全体的な中の安全対策も地域としてのいろんな諸事情を持っている。そうしたいろんな問題ありますので、今回については、消防署のほうと協議して、どうした形がベターであるのかと。さっき言った一つの案としては、フェリーがないときに、こうした方法をとってますと。これと同じような方法をとってくださいというのが、今回の議員の質問だと思っておりますので、この点については消防と協議していきたいと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） ぜひとも島民のと言ったら悪いけどね、声を酌み上げていただきたい。

今言う、診療所の件に関しても、先ほど言った遠隔医療とか、ドクターヘリの新しいものが、先日、市長も言ってましたからね、それに対応できると思いますので、私は、今ここにある危機を市長さんが声を聞いて、してあげれば、信頼度が上がりますよと。これやってみて、先ほど言ったように、効果ないよと言うんであればいいじゃないですか。せっかくそういうことを私が言いよるようになっても、言ってくれよと。私が言いよりやせんです。背中、私に言わせるだけなんですよ、大入島の人。そこをわかってほしい。

以上、終わります。

議長（小野宗司） 以上で清家議員の一般質問を終わります。

次に26番、高司政文君。

26番（高司政文） 26番議員、日本共産党の高司政文です。

先ほどもありましたけど、きょうは12月8日ということで、太平洋戦争の始まった日でもあります。日本国民が300万人、アジアで2,000万人が犠牲になったことを考えますと、二度と侵略戦争は起こさないという気持ちを込めまして一般質問を始めたいと思います。

きょうは、4項目ありまして、非常に時間が厳しいようにありますので、答弁は簡潔にお願いします。

まず、大きな1項目めに、教職員の広域異動及び臨時・嘱託教員の状況について、お伺いします。

小項目アとして、教職員の広域異動についてですが、新聞の報道等で御存じだと思いますけど、今年度、大分県が教職員の人事異動を行ったんですが、非常に広域異動ということで大きな異動がされました。校長と教頭が同時に異動するという学校もかなりありますし、それから、津久見市なんかでは、学校によっては教員の半分以上が異動になったというふうなことを聞いております。学校現場が、そういうことで一時混乱をしたというふうなことで、新聞見たら、裁判になるような話も聞きましたが、とにかくこういうことについて、市教委の見解をお聞きします。

それから、2点目に、来年度、今度、異動に関しては、子どもや保護者に不安を与えないように、また学校現場に混乱が生じないように、市の教育委員会は指導できないかということで、ことしの11月8日に大分県の教育委員会が来年度の大分県公立学校教職員定期人事異動方針というものをつくっております。これ見ると、ここの第1の基本方針の第3項に、全県的な教育水準の向上と教職員の意識改革を図るため、校長や市町村教育委員会の意見を尊重しながら、広域人事を一層促進するというふうにありますので、そういう意味で市の教育委員会の意向がどの程度働くかというふうなことを含めて、答弁をお願いしたいと思います。議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 教職員の人事異動につきまして、答弁をいたしたいと思います。簡潔な答弁になるかどうかわかりませんが。

教職員の人事異動につきましては、議員も御存じのとおり、県の教育委員会が所管するところでございます。昨年、平成22年に人事異動方針を抜本的に見直して、人事を昨年度末の人事から始めているんですけど、その内容として、1点目が、教職員評価システムによる人事評価結果の活用と、それから、二つ目に、希望重視の人事配置から、教育課題解決に向けた適材適所の人事配置と、それから、三つ目に、全県的な教育水準の向上と教職員の意識改革を図るということを目的として、広域人事を始めているところであります。

佐伯におきましては、3月末の人事異動で佐伯管内に他の管内から異動してきた職員が36人、そして、異動していった職員が36人、合計72名が動いていると。そのうち管理職が30人、42%に当たります。

議員御指摘のように、校長・教頭が同時に異動するということで、若干、特に他の地区から来られた管理職によりましては、知らない地域でのスタートということで、大変であったろうというふうに思いますが、ただ、同時に異動したことによって、それほど大きな混乱が起きたというふうにはとらえておりません。

それから、2点目でございますが、市教委のほうで主導できないかということでございますけれども、混乱が起きたりしないように、また人事が適正に行われるように、校長の人事ヒアリングを年が明けてから早速始めるようになっていきます。その人事ヒアリングをもとに

人事を行っていくわけでございますけれども、市教委といたしましても、服務監督権者として、教職員人事に関する県への内申権を持っておりますので、そういった人事を主体的に行うように努めてまいりたいというふうに思っております。

人事異動というのは最大の研修であるという言葉がございますので、そのことを踏まえた上での人事異動を進めてまいりたいというふうに考えます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 異動そのものとして悪いというわけではありませんけど、大体わかりました。

ちょっと時間がありませんのでね、一つだけ聞いておきます。

先生の今環境がそういう児童生徒、保護者、校長、いろんな関係もありますし、県が今人事評価の結果を非常に重視したりとか、そういうことで研修で借り出されたり、いろいろある中で子どもとゆっくり向き合えないというのが非常に今の実情じゃないかと思うんですよ。それで、ちょっとさっきの要綱、人事異動方針の中で第3に副校長、主幹教諭、指導教員の配置というところがあって、校長がその指導力を発揮するとともに、組織運営体制・指導体制の充実や学校組織の活性化を図るため引き続き必要と認める学校に配置するというふうに書いてますけど、必要と認める学校というのは何かというのが聞きたいんですね。というのは、組織運営体制・指導体制の充実って、昨年要綱にはなかったんですよ、指導方針にね。それが加わってるので、ちょっと気になったので、それを聞きます。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えします。教育課題の解決に向けて、学校現場が一丸となって取り組んでいくという必要が今の時代、非常に大事になってきております。ともすると、教職員は一人一人個性に応じて、一人一人が考え方が違うものですから、なかなか一つにまとまりにくいという傾向がございます。そういった部分を廃して、職員全体で一つの一定のベクトルに向かって頑張っていくと、そういった組織づくりを特に進めていこうということでございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） わかりました。とにかく異動については、先ほども言いましたけれども、先生はもちろんですけど、子どもたちに混乱とか動揺、不安ですね、そういうものを与えない感じをお願いしたいと思います。

次にいきます。

イとして、臨時・嘱託教員の状況についてということで、臨時と嘱託教員、これ、後で話を聞いたら、特別支援教育の関係の支援員が嘱託ということですので、そういうことで聞きますので、その採用状況と現場でどのように活用されているのかということと、それから問題点が何かないかですね、その辺をお聞きします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 臨時と嘱託職員のことについてお答えをいたします。

臨時講師につきましては、県の教育委員会が採用するということでありまして、資質の高い人物から順に採用していただいております。佐伯市教委としましても優秀な人物を県教委に対して内申する目的から、候補者全員に面接を実施しております。

臨時講師の配置の活用状況であります。臨時講師と一口にいってもさまざまな形態



がございまして、定員内の臨時講師であれば、ほぼ1年の勤務と。それから、産前産後休暇とか病気休暇の代替の職員であれば数カ月、初任者研修に伴う代替の非常勤講師であれば週め1日程度の勤務というふうになっております。そういうふうにはばらばらの状況ではございますが、教員免許を持っているということが前提でございますので、教員としての職務に従事をするということが本務であります。授業を担当したり、学級担任になったりとか、非常勤の場合はできないわけでございますけれども、正規の職員と基本的に差異はございません。

それから、市教委のほうで非常勤講師を採用しております。これは、小・中一貫教育に取り組んでいる学校の図画工作あるいは美術科の授業を担当している職員でございます。それから、特別支援教育の支援員は教員ではなくて、市の嘱託職員の身分でございます。現在30人を採用して、23校に配置をしております。職務内容は、発達障害など特別な教育的支援を必要とする子どもの教育の補助・支援を担当しておるところです。

それから、問題点としては、一つは佐伯管内の問題点でございますが、臨時講師の全教員に対する比率が17.5%というふうに非常に高いところにありまして、この問題は臨時講師と正規職員の力量の差ということではなくて、原則1年ということで異動・交代する臨時講師でございますので、継続的な教育活動や学校経営に見通しが持ちにくいということから起こる問題点であります。

それから、二つ目が人員の確保が非常に難しくなっているということがございます。これは佐伯だけではなくて、県下全域的な傾向であります。

それから、三つ目に優秀な臨時講師にぜひ本採用になってもらいたいというところでありまして、採用試験の大きな壁がございまして、なかなか採用してもらえなくて、長いこと臨時講師で勤めているという職員がございまして、できるだけ県教委には校長意見を採用しながら、そういった優秀な臨時講師を採用していくよう要望しているところでございます。

それから、市の特別支援教育の支援員につきましては、嘱託職員ということで3年という期限がございまして、学校現場では非常に教育者として、免許を持っていなくても非常に子どもたちと友好的な人間関係を築いて、教育的な効果を上げている支援員もたくさんおります。現場からは3年で変えてくれるなという要望がございまして、そこに壁があるというところでございます。そのあたりをどういうふうに関後条件整備していくかという問題、以上でございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） こっちもちょっと言いたいことが、今教育長に伝えていただいたのでいいですので、3年で打ち切られるのをどうかうまく継続して雇用できないかという方法を考えてください。それで一応大きな項目は終わります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それでは、2番目の子どもたちのインフルエンザ予防接種の補助をということでお聞きします。

これ、私、以前、2年前も一般質問をしまして、そのときは高校生までのインフルエンザ予防接種、特に季節性という意味であれしたんですけど、ちょうど新型インフルエンザがはやりまして、話がごちゃごちゃになったんですけどね。いずれにしても、一昨年は国を挙げて助成をして取り組んだんですが、ことしは何か季節性と新型と混合したワクチンがもうできてるといようなことで聞いてます。助成がなくなったわけですが、依然この時期になり

ますと、保護者のほうから何とか補助していただけるのか、助成していただけないかというふうな要望が上がってますので、来年度に向けて実施できないかをお聞きします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 高司議員の子どもたちにインフルエンザの予防接種の助成ができないかということの御質問でございます。

平成21年6月に、私、過去の記録見たんですが、同様の御質問を今、議員さんがおっしゃるとおりされておりまして。現在、高齢者については、肺炎等重症化しやすい状況もありまして、予防接種法の中で定期の予防接種と位置づけて、市から1人2,500円の助成をしております。しかし、御質問の子どもたちの予防接種につきましては任意の予防接種であります。昨年度から子宮頸がん・ヒブ・肺炎球菌と補助対象ワクチンを拡大してきましたし、今のところ子どもたちのインフルエンザの助成については、前回同様で考えております。

以上でございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） そういう答弁になりますが、金額はちょっと考えたときに、前回もちょっと言ったんですけど、今回は18歳未満全部合わせたときの金額ちょっと言いますけど、1万3,000人ぐらいです、大体ね。それから、2回目を接種した場合、1回でもいいんですが、2回接種した場合で、接種率が大体いろんな調査見ると、半分ぐらいなんですよ、40数%が多いんです。だから、半分と計算して、1回1,000円を補助した場合としたときに、2回で1,300万円なんですよ。それで、1回なら650万円と。私も決算のときに言いましたけど、佐伯市では50億近く赤字が出せるのであれば、650万が1,300万ぐらいは出して当たり前かなというふうに私は思ってます。これは、もう財務部の問題の部分もあるんですよ。というのは、これは聞いた話ですけどね、健康増進課がワクチンのいろんな予算を上げると、財政が何ぼでやってくれというふうにぼんとはじくというのを小耳に挟んだことがあるんですよ。だから、せっかく現場がこういうワクチン接種をしたいというふうに上げて、財政のほうでぼんと頭をけられたらもうどうしようもないので、そうすると思切った施策をうてないということになりますよね。これ、財務部長、1回だけでいいですから、そういうふうなことをちょっと聞いたことあるんですけど、そんなやり方してるんでしょうかね。それとも、ちゃんと福祉保健のほうから予算を上げれば、きちんと検証して予算の段取りというのかな、やってるのかどうか、その辺をお聞きします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） お答えいたします。予算につきましては、御承知のとおり、各部・課からそれぞれの要求が、当初予算ベースでいいますと、まさに今の時期に出てくるわけでありまして、その内容、財政の査定につきましては、あくまでもまず担当がヒアリングを行いまして、その予算の必要性等を多面的に精査しながら、最終的に、先ほど議員さんがおっしゃったように、何も聞かなくてじゃなくて、精査しながら、その必要性は十分検討しながら結果を出していくという形をとっております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） じゃあ、私は十分必要性があるというふうに思いますので、現場のほうでそういうふうなことも、部長、ぜひ考えていただいてよろしくをお願いします。

これで一応二つ目終わります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 大きな3点目が、佐伯市地域避難訓練を受けてということで、これも何人もの議員さんが質問をしてますので、非常に重複するところはまだ省いていきますけど、まず最初にアとして、避難路にかかる橋の耐震性について伺います。

先日、私も塩屋区に住んでますけど、一緒に避難訓練して、途中で塩屋橋を渡るんですが、橋は大丈夫かというような声がやはり聞かれて、ほかの地域もそういう声があるというふうに聞いてますので、要は地震で崩落しないかという心配ですね、その辺はどうなのかということをお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 議員御質問の橋の耐震性についてですが、現在かけられている市内の橋梁は、ほとんどが20年以上前にかけられた橋梁となりますので、これらの橋梁の耐震性についてお答えいたしたいと思います。

通常、橋梁を建設する場合は、建設当時の耐震基準により設計されておりますけども、その耐震強度につきましては、大正12年に発生した関東大震災をもとにつくられたものとされております。その後、耐震に対する考え方は、それ以降に発生した地震の震度や土木技術の進歩によりまして幾度となく見直されております。近年では、平成7年に発生しました兵庫県南部地震、いわゆる阪神淡路大震災になりますけども、この震災後、免震構造や落橋防止構造等、設計方法についても耐震基準が見直されております。つまり、非難する際に使用する御質問の各橋梁につきましては、建設当時の基準により建設されたものでありまして、それぞれの橋梁の建設年度により橋の強度は違うということになります。先ほど申し上げましたけども、現在かけられております市内の橋梁につきましては、20年以上前にかけられた橋梁となりますので、現在の耐震基準に照らし合わせた安全基準から考えますと、基準値内には入らないこととなります。ただ、各橋梁とも建設当時のその都度見直されてきました耐震基準で設計されておりますので、地震ですぐにすべて崩壊してしまうとは考えておりません。しかしながら、昨年度開通しました国道217号佐伯弥生バイパスから市道臼坪女島線にかけましては、著しく交通量も増大しましたので、臼坪女島線にかけられております来島橋、それから長島橋につきましては、現在の基準に合うように落橋防止装置とあわせて補修工事を行っております。

古い橋梁に関しましては、危険度が増すと考えられますので、議員も御承知のとおり、現在橋梁の長寿命化を図るために、市道に係る全橋梁について調査を行っております。この調査は、22、23の2年間で終わる予定でしたが、それは全橋梁ではありませんでしたので、追加しまして、今年度全橋梁の調査を完了させまして、来年度長寿命化修繕計画を立てるようになります。この中で、耐震補強についても検討していかなければならないと考えておりますけれども、費用が多大にかかりますので十分な検討が必要になると、そのように考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 補修はですね、これはあくまでも耐震補強ではありませんから、耐震補強については重要度、利用人数とか考えてお願いをしたいと思います。

それで、一つ避難路の関係で、内田総務部長ですね、この何人かの答弁等を聞いてて、避難路整備を市のほうが今行ってますけど、ちょっと何か単価が低くて、業者がなかなか受け

られないというようなことをちょろっと耳にしたんですけど。例えば、狭くて重機が入らないから人件費がかさむと、だけど市のほうの設定金額が低いとか、そういうことはないのかということと、それから依然建設業協会が避難路を整備するのに協力してほしいということで話がありましたよね。1回総務部長にちゃんと返事したんか、話はしたかということを知りたいら、いや、今からです、返事も今からですと言ってましたけど、その辺がどうなったかですね、簡単でいいですから教えてください。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 避難路のことについてお答えします。

私のところへはまだ、防災危機管理課を含めて直接はそういう声は届いておりません。

それと、建設業協会さんのほうが、自分たちが先にでも実施するという声をいただきました。そして、市のほうで5月以降、地域におろして協議をしようということで進めてまいりました。その中で、建設業協会の役員の方と自治委員連合会の会長を含めて一緒にお話をさせていただきました。それで現在、130万以下の部分については地域において実施をしていただいて、その部分の100%を補助しますよという形を確認をしているところであります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） じゃあ、建設業協会佐伯支部とはちゃんと話ができてるということですよね。

それと、じゃあ次にイですね、要援護者の避難対策についてお聞きします。

これは、幾つか提案をしていきたいというふうに思っていますが、取っかかりとして二つ上げてるんですけどね、1項目めは、これはこの間、河原議員の質問で答えもらってますので省きます、カットします。

2番目のひとり暮らしの高齢者宅等についで緊急通報システムですね、今1,000世帯ぐらいついてると思いますけど、一斉通報できないかどうかまずお聞きします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいま高司議員の緊急時の場合、緊急通報システムで利用できないかという御質問でございます。

このシステムは、緊急時に利用者宅に設置した御案内のとおり、端末機器のボタンを押すことにより、市が契約したコールセンターが受信をいたします。受信したセンターは利用者、そしてあらかじめ登録をしている近隣協力員に折り返し電話することにより、救護、援助、安否確認を行うシステムになっております。よって、コールセンターからの発信は利用者宅の固定電話であり、緊急通報システムの端末機器を介して、この災害時の緊急時の対応、要するに双方でやるのではなくて、一方的に対応するということは、この機器のシステム上、不可能ということでございます。

以上であります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それでは、河原議員の質問に、市がどういうふうな、要援護者に対してできるかということで、一つ情報伝達、避難誘導の整備と言っていましたし、それから後藤勇人議員の答弁には、福祉と対応する、これは総務部長が言ったのかな、5から10世帯の世帯で何か考えてくれと、いずれにしたって自主防災組織のほうでやってくれというような言い方をしたと思います。それで、私もちょっといろいろ考えて、そうは言っても、要援護者とい

うのはなかなか把握自体できてないから難しい。把握と、とにかく、特に私が言いたいのは旧市街地ですね。やっぱり車の活用が何かでないと、もう難しいと思うんです、これね。一つなんですけど、例えば裏山がある地域は、今総務部長が言われたようなリヤカーでもいいんですけど、今言った佐伯東校区、それから渡町、鶴岡なんかでは要援護者を運ぶのが大変だということで、まず各班ごとにやっぱり要援護者を把握すると、その世帯と人数を確認をして、それから複数班ですね、1班1台じゃなくていいと思いますけど、二、三班で1台指定車両を私、するべきだと思うんです。第3候補ぐらいまで設けて、そこにそのときにいるかどうかわかりませんから、2番目の候補、3番目の候補をして、津波避難使用許可証というのかな、何かそんなので、とにかく幾つかの班で要援護者をその車に乗せて、とにかく安全なところまで運ぶということでない、あと方法がないんじゃないかと思ってるんですよ。それで、ちょっと見たらね、鶴岡はちょっと離れてるので、佐伯東、渡町校区だけで見たときに916班あります。2班に1台、仮にしたときに500台、車がね。500台が一遍にばっと走ったときにどうかと思って、城山三の丸とか、渡町台とか、それからやまばと公園とか、臼坪の217バイパスの上とか、それから火葬場のところとか、今考えられる、それから造成してもいいと思うんですけどね、ところに振り分けていくと。この地域の何班はどこに逃げるといふうなことでやらないと、何か方法がないんじゃないかというような気がするんですよ。それもやっぱり班とか区でそれをやろうと思ってもできません、これはね。市全体の話になるので、だからここは公助として、市のほうがちょっと音頭を、これは一つの例ですからね、音頭をとってやらないと、幾ら口で市がこう考えてますと言われても、やりようがないんです、実際のところね。だから、やっぱり具体的な提案ということで市の側もやっぱり考えて、こういう方法はどうかとかいうことをやるべきだと思いますので、その辺ちょっとお聞きします。私は、一例として言ってますけど。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 高司議員の今、事例は私も全くそのとおりだと思います。ちなみに、要援護者ということで、福祉保健部のほうで今把握しておるのは4,500名程度です。ただ、要援護者の中に、要するに災害弱者と申しますか、乳飲み子等は入っておりません。また、外国人で日本語が達者でない方というのも恐らく要援護者になるのではないかという位置づけもありますので、今民生委員さんが把握していただいている状況の中で、約4,500人ぐらいということでございます。ただ、今、昨日の河原議員にもお答えしましたが、民生委員、児童委員のお力をおかりしつつ、そういう一人一人の支援台帳というのをつくっております。これができまして、きのうでしたか、総務部長が170地区ですかね、防災組織も構築できたということでありますので、これは私が言う答弁ではないと思いますが、やはり要援護者というのは福祉保健部に課せられた責務だと思っておりますので、防災危機管理課を中心に、今後この資料をどのように活用して、いかに生命を守るかというのを早目にそういうデータを拾い上げて整備したいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） じゃあ、それはそれでお願いします。

もう1点、要援護者ですね、それから例えば津波の浸水地域の、急に来たときに逃げられないような場所にある学校とか福祉施設にライフジャケットですね、救命胴衣を常備したら

どうかというのを一つ思うんですよ。これは例えば、1枚5,000円ぐらいするんですね。大体1,000人で500万、2,000人で1,000万ぐらいなんですが、非常にぽっと聞いて、荒唐無稽かというふうに考えるかもしれませんが、ライフジャケットつけとったら、仮に津波に流されても助かる可能性が高いんですよ。それと、現実には和歌山県では、実は県がもう沿岸の浸水地域の学校、それから福祉施設に常備することを決めてます。だから、自治体ももうそういうふうな動きが始まっていますので、可能性というのかな、考え方としてあると思うんですよ。その辺はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 前回のこの種の、高司議員から施設、病院等、保育所等、るる御質問いただきました。学校につきましては、要援護者という立場の福祉保健部が答えていいのかというのは定かではございませんので。

26番（高司政文） もう要援護者だけの話でいいですから。

福祉保健部長（清家保賀） 個人的にはやはり、あれば本当に1枚5,000円ぐらいで生命が守れりゃそれにこしたことはないと思うんですが、ああいう大津波でライフジャケットはどれだけするかというやっぱり検証も必要、要するにこれだけ高い波が来るわけですから、ライフジャケットで可能かというのは十分精査して、ここから先の答弁は教育委員会のほうに預けたいと思います。お願いします。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それと、音が聞こえない問題ですね。これは総務のほうですかね。あとは個別受信機にするか、それか防災スピーカーをもっとふやすか、もうそれぐらいしかなかなか根本的には難しいと思いますので、それは総務のほうでまた補助事業いろいろあると思いますから、お願いしたいと思います。

次にいきます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 次、ウで避難タワーの建設についてということでお聞きします。

市街地、特に新女島とか中の島、城南、長島、来島、この辺もそうかもしれません。近くに高層ビルとか山がない地域ですね、個々には一次避難場所として避難タワーを建設したらどうかと思いますので、お願いします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） それでは、避難タワーの建設についてということでお答えいたします。

津波避難タワーですが、津波避難タワーは地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、安全な高台への避難が困難な場合において、緊急に一次避難をする施設です。構造ですけど、3本から4本の鉄骨製の柱で、上部にステージと呼ばれる避難するデッキを備えたものです。太平洋沿岸の自治体で約20基程度が設置されていると聞いております。設置につきましては、用地が必要になります。設置工事費につきましても、今旧佐伯市のほうで避難の目安を11メートルとしてますが、高さが12メートル以上で、ステージの広さが100平方メートルの場合で、概算でも6,200万程度必要になります。また、佐伯市では液化化現象が予想されますので、その対策のための別途経費も必要になるともなっています。収容人員は、100平方メートルということであれば、1平方メートル1人という計算でいきますと100人、無理をして入っても150人程度ということを考えてます。この避難タワーも多

く問題を抱えていると思います。まず、津波によりまして漂流物がタワーの柱を倒壊させる危険があるのではないかとことです。これにつきまして、国や県の指針や設置基準が待たれているところであります。

次に、避難するには高齢者、幼児などが12メートル以上の高さまで階段をのぼる必要が出てきます。また、設置後の管理につきましては、転落等の危険があるために、通常時には立ち入ることができないようにドアの設置も必要でないかと考えてます。かなり制限する必要がありますし、仮に展望台的なところになるかと思いますが、それで利用するにしましても、近隣住民への今度プライバシーの問題ですね、そういう部分も発生する可能性を含んでおります。いずれにいたしましても、今後中央防災会議のほうで検討結果と県のほうから浸水予想等が出されますので、それが出た段階で十分今後考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） わかりました。私、これ、数年前に要望したことあるんですよね、避難タワーをつくったらどうか。そのときは、総務省が補助事業があって、3分の1か2分の1か忘れましたが、あったんです。今はもうなくなって、この間、港湾労働者については2分の1、国交省ですか、補助するということが出てましたけど、今全国で38基ありますね。おっしゃったように、いろいろ問題がありますけど、自治体によって、高知県は補強して続けると言うし、和歌山県はもう一回見直すというようなことを言ってますから、自治体によって違いますので、いずれにしてもこれはこれで研究して、お願いしたいと思えます。

ある地域に、地主さんの中には自分の土地を提供してもいいよという方もおられますので、その辺言っておきます。

次にいきます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） エとして古文書や地質調査の活用についてということで、過去の文献ですね、温故知新録等を見ますと、佐伯の城下まで3メートルの津波が押し寄せたというような記事がありますが、国の当初の被害想定を見ると、中心部のほうは一、二メートルというようなことで、何かそういうふうな過去の歴史が活用されてないと、生かされてなかったなというふうなことがあります。東北でも、もちろんそういうことですね。米水津のように古文書の活用とか、それから地質調査しましたね、間越で。そういうようなことをするとかして、過去の歴史から教訓を引き出してもらいたいと思えますけど、見解をお聞きます。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 古文書の活用ということについてお答えいたします。

大分県では、東日本大震災を教訓といたしまして、迅速に防災計画を再検討するために、県と市町村で構成いたします大分県地域防災計画再検討委員会を立ち上げております。国の中央防災会議の地震・津波の想定が出るまでの間に、緊急対応暫定想定が必要ということで、有識者会議を設けまして、検討を求めています。その有識者会議は、各委員会の研究成果と中央防災会議専門調査会等の検討状況を踏まえまして、現時点で公表されている研究報告・資料を参照して科学的な推計を行い、あわせて米水津の養福寺の津波高11.5メートルとする歴史的な古文書などと米水津間越の龍神池の津波堆積物の研究結果と比較検証した上で

地震・津波の緊急対応暫定想定を平成16年の津波浸水予測調査の津波高の2倍から3倍とする提言を行いました。

佐伯市では、震災前の平成19年11月に、米水津におきまして、大分大学の千田教授や高知大学の岡村教授をお招きをいたしまして、「古文書から見た宝永・安政南海地震による津波」や「間越・龍神池にねむる南海地震を掘る。」などをテーマにシンポジウムを開催しており、過去の歴史について注目をしてまいりました。

国の中央防災会議におきましては、東日本大震災で従前の想定をはるかに超えて甚大な被害が発生したことを重く受けとめまして、これまでの想定を考え方を基本的に改めることとしまして、今後の地震・津波の想定に当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討することとし、古文書等の分析、津波堆積物、海岸地形等の調査などの科学的見地に基づき想定することとしておりますので、過去の歴史が生かされた想定が出るものと期待しております。

ちなみに、これはお知らせでありますけど、現在まな美の市民ギャラリーにおきまして、市内文化協会展が開かれておりますので、米水津の地震調査結果も展示しておりますので、12月27日までですので、ぜひごらんになっていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） もう時間がありません。あと大手前の問題もありますので、最後、この関係の問題ですけど、さっき建設業協会の話も出ましたけど、避難路ですね、早くやってほしいという声が本当にいっぱい寄せられてまして、協会のほうの話を聞くと、打ち合わせはしたけど結論は出てないよというような話もちよっと聞いたので、もう一回それも改めて確認をして、きちんとですね、せっかく申し入れがあったので話をしておいてもらいたいと思っております。

次いきます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 大項目四つ目が、大手前開発事業の見通しについてお聞きします。

まず、保留床の処分が未定とか、事業参加者が少ないというような見通しが立ってないという状況で推進すると。ちょっと聞き方悪いですが、推進をするといったら、もう当然都市計画決定してるので、するんでしょうけど、できるですね、そういう根拠をお聞きしたいと思います。

それから、これは市長にですけど、万が一事業が途中で破綻したとき、任期中ですね、1年4カ月しかもうお互いありませんから、もしその間にもう事業が進められなくなって、破綻したというようなことになったときには、市長は辞職する覚悟があるかどうかというその辺お聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 大手前の開発事業につきましては、国の認定を受けました中心市街地活性化基本計画の各事業として、個々に五つの機能を持たせるということで、市民が集う交流の場をつくり、にぎわいの創出を図ろうとするものでございます。すなわち、本事業は、中活事業、まちづくり事業全体に大きな影響を与えるものだと考えております。特に、市の負担という面では、この計画に大手前再開発・土地区画整理事業を組み込んだことによりまして、国の認定を受け、中心市街地活性化基本計画の各事業につきましては、社会資本整備



総合交付金の対象事業となりまして、45%の補助が可能となっております。

仮に補助金なし、市の単独事業となれば、実現不可能なものだと考えております。

現在、各事業は着々と進んでおります。

大手前開発には、議員御指摘の課題もありますけども、準備組合は基本設計に着手し、各課題に対しまして調査研究をしておるところでございます。何とぞ御理解のほどよろしくお願いたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 何とも答弁がしにくいことですが、これ、破綻を1年4カ月ということであれば、ちょうど選挙がありますので、むしろ市民の方から判断をいただくのが本来だと思ってます。私自身は、この事業は当市にとっても負担も非常に少なく、また地域にとってもすばらしい事業だということで、これについては破綻をするということは考えてなく、より強力的に推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 市長、政治家としての姿勢を聞いてるんですね。市長の公約、ちょっときょう持ってくるの忘れたんですけど、中心市街地ね。当時、大手前が余り詳しくなかったから、中心市街地として公約の中に入ってますけど、そのとき知心剣というね、知心剣といえば西嶋市長というふうに言われてましたが、今知心剣と言ったら、もうしょうちゅうの名前にちょっとなってしまうんですけど、とにかくそういう、私は政治家としてそのぐらいの重みを持って、市長、50億ですからね。さっきも言いましたけど、決算で50億の黒字を出せるから、そんなのはへでもないと思ってるかもしれないけど、私たちから見たら、50億というのはやっぱり大きな事業だと思ってます。だから、市長がやっぱりこれは自信を持って、自分が責任をとるから、職員に対してしっかりやってくれというふうなことの気持ちを持ってるかどうかという意味で聞いてますので、今破綻をするような考えはない、市民に判断してもらおうという程度ですので、これはもうこれでわかりました。

破綻をするか、しないかという問題ですけど、一つは権利者があともう判断をしなきゃいけないけど、権利者に本当にすべての問題点を伝えてるのかということですね。3月議会、私、何回もこういう問題があると幾つも言いました。とにかく自分の土地が消えてしまう問題とか権利だけ残るんですよという問題、それから権利変換率ですね、これは等価交換じゃないから、自分の占有する面積とかが減ってくるという問題とか、将来の建てかえ費用を自分たちで積み立てなきゃいけないとか、もちろん保留床の処分もあります。それができないと解散できない、組合がね。それから、店舗や住宅の必要経費を賄うだけの商売ができるかと、こういう問題とか、転出が多かったら、その分組合が負担しなきゃいけないよと、こういう問題等をきっちりやってるかということなんです。4月のヒアリングのときにちゃんと伝えましてね、亀山市長が答えてましたけど、何かちょっとその辺がはっきりしたのかなというのはちょっと疑問です。もしわかれば、教えてください。

それと、店舗の価格、住宅の価格の問題ですね。確定はしてないとよく答弁をしていますが、推定は可能なんですよ。前も私言いました。全国の再開発のビルの平均とか、それから具体的に横浜の例とか出して、一度私、数百万ということを数字に、そのときに高瀬部長は、佐伯じゃそんな月に数百万売り上げられるようなところ聞いたことないとおっしゃってましたけど、市長はどうなんですかね。数百万を売り上げないと維持管理、必要経費賄えな

いという計算をざっとですけどもしてるんですよ。何しろ価格というと、1平米当たり28万ぐらいかかりますので、いろんな1店舗が80平米で計算すると、大体私の計算で言えば、店舗の場合が260万程度かかると。だから、それを割ると、七、八百万売り上げないと厳しいよと。ただ、これは人件費と管理費の問題があるから上下しますが、そういうふうなものが佐伯市で市長自身、商売考えたときに、商売成り立つのかなと。その辺、どうですか。市長、こういう商売、二十何店舗成り立つ商売ありますよというのか、その辺ちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 仮定の話ということでの答弁ですが、業種にはいろいろさまざまありまして、単なる売上高じゃなくて、その利益率によって売り上げ金額が変わると思います。業種によれば、売価の3分の1で仕入れるものもあれば、通常売価に対して大体3割が今の経常利益ですが、またこれについては、新規で加入したときにそういう形になるので、現在既存の店舗を持ってる方、また土地を持ってる方というのは、投資的経費というのは、ほぼペイになりますので、あとは運用とっております。だから、そうした業態、業態によっていろんな考え方もあるだろうとっておりますので、その業種によっては、非常に運営よくいくのもあるし、またそうした効率を考えないときには、非常に厳しい経営になるということもあるとっております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 次、ちょっと行きますね。

市民合意の問題で、後藤議員とかなんかの質問に答えてましたけど、区長さん相手の説明会ですね、市長、そういう話出ましたけど、50億のうち、1億円ぐらいですかね、負担しなくていいというような言い方しましたけど、それは初期投資は確かに1億4,300万ですね。ですけど、合併特例債の償還時とか考えれば、24億3,700万からが合併特例債ですから、その3割の7億3,110万は一般財源要ります。それに金利とか合わせれば、さっきの1億4,300万と合わせれば、9億近くあるいは10億近く要るんじゃないかと思っておりますけど、建設部長でも市長でもいいですけど、その辺の事実関係だけはっきりしとってほしいんですが。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） これについては、資料等、一部の人にも区長会でも出してあります。これは事実関係、金利関係ということじゃなくて、大手前再開発そのものを見れば、約9億4,000万要ります。でも、それが現在、既存されているこの社会資本総合整備交付金が対象となってる事業がいわゆる大手前再開発を除いたものが30億7,000万ということでありまして、そうした部分でやっていった金額でしております。

また、金利等についても同じような割合で入ってきますので、あくまでも概算ということで、一つの見方でやらせていただいておりますので、その事業をとるのではなくて、全体事業費としてもそのような形で推移するというので、ひとつの予算の考え方、概算の考え方とやっておりますので、それは計算すれば、十分出ると思っております。12億あっても、金利関係が今非常に低いものですから、そうした中での考え方をとらせていただいております。

以上です。

26番（高司政文） とにかく、最終的には1億4,300万ぐらいじゃないということは間違いな

いと思います。

それから、市長、兒玉議員の質問ですね、民間、民間という話よくされてました、ほかの方にも言っていましたかね。組合施行にしたというのは、確かに民間という側面あるんですよ。資金、施行は組合でやるからね、認可関係は県だから、ある意味では市はもう財源措置とか、そういう周りのことだけでいいという部分があると思いますが、ちょっと確認ときますけど、破綻をもししたときには、市が税金投入するかという問題なんですね。実はこれ、岡山県津山市とかいっぱいあるんです、これはね、各地で破綻をした例が。例えば、岡山県津山市は、これはある人の話、ちょっとブログ紹介するのも悪いんですけど、市債をね、市費を、結局破綻したもんだから、62億投じたということで、結局、要は賄えなかったわけですね。テナントが出て行ったりとか、地元の、ここでいう保留床の処分がうまくいかなかったとかということで、税金を投入したと。本当に市民がこういうことを知ってるんだろうかというようなことも書いてますし、それから裁判を起こされてるんです、組合員の中で。準備組合じゃなくて、本部組合ですよ。組合員の中で、途中で破綻したもんだから、それを残りをどういうふうに清算するかということで組合の中でもめて、結局裁判ざたになってるような問題もあるんですよ。私はそれを心配してるわけです。だから、破綻することのないようにと言いますが、そういうことが全国で起こってるから、そういう可能性がないのかと心配してるんです。だから、その場合に、もし万が一そういうときには、市長、税金投入するんですかね。そこ、はっきりしとってほしいんです。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） このまちづくり三法を、そうした津山市の例とかいろんな形の中で、基本的にまちづくり会社を設立していたということが基本になっています。このまちづくり会社そのものが、もともと官主体のまちづくり会社だったと。そうしたことで、今で言う官での責任が問われてると思っております。今やっているまちづくり会社と中心市街地活性化の法の中には、官は一步退いて、民間の責任の持ったまちづくり会社をつくり、それをもとにして中心市街地活性化すると。また、当市におけるこの大手前区画整理、また、もう1個は再開発事業ということですけど、区画整理については、これは市が主体ですので、これは市のほうでちゃんと責任持ちます。また、今の再開発事業の中で、公共棟と民間棟ということではっきり振り分けをしております。そうした中で、公共棟については、これは行政が責任を持つということで、またそうした中では、民間棟については民間が責任を持ってもらうということが私は必要だと思っておりますので、民間部分については、兒玉議員のときにも答弁いたしました。民間の地権者、権利者が身の丈に合った施設をつくっていくことが必要ではないかと。過大に、先ほど言いました大きな施設をつくれれば、そうした組合の中でも責任問題が発生しますので、そうしたことも十分周知をしながら、この再開発はやっていただければと思っております。

それで、市といたしましてはそうした中で、民間については、市費の投入ということはそうした二つの再開発事業ですので、公共棟と民間棟ですので、公共棟については市が責任持ちますが、民間棟については市費の投入は考えておりません。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ちょっと時間がなくなっただんですけど、公共棟と民間棟おっしゃってるんですけどね、これ、事業は全部組合が施行して、確かに市の権利部分ね、市の公共棟でも市

の権利部分については、さっきだれかの質問で言ったように、指定管理にするとか、市が責任持てるんですけど、これ、商工会議所の保留床どうするかという問題もあって、公共棟と民間棟と全部合わせて組合施行でやってるから、市だけがどうのこうのというのはできないんですよ。全部権利で分けてやるんなら、私、1回提案したことありますけど、全部それぞれ公共棟とこれを分けて、完全に佐伯市のこっちが持ち分だと、所有も所有関係権利分だと言うのならできるんですけど、今一体施行ですから、それできないと思います。市がこれだけを責任持つというんじゃなくて、組合が全部を責任持たないとだめと私は思ってます。

ちょっと済みません、時間がないので。

それから、事業協力者の問題ですね。今、戸田建設が名乗りを上げていただいて、ですけど、市民の中にはちょっとやっぱり戸田建設に食いにされるのではないかというふうなことを言われる方もおられます。今、準備組合との協定で8,000万円まで立てかえができるとしてますが、これに保留床処分とか加えて、責任持ってもらおうと。特定業務代行なんかになった場合には、民間で買ってもらおう保留床が4億2,000万円、商工会議所1億2,900万円、権利者が3億4,000万円、権利者が減れば、これまた負担ふえるわけで、これをもし戸田建設なりどこかがカバーしようと思ったら、大きな事業を受注がないとメリットがないと思うんですよ。そうすると、大手前はもちろんですけど、新庁舎とかこういうものに対して受注をかけてくるということが大いに考えられます。そういうときに、こういった大手前の世話になったから便宜を図るとか、そういうことは絶対ないですかね。そこ、確認します。

随意契約の話も出たり、入札で要件設定を変えて特定の会社がとるということも可能なんですね、やり方としては。東京都でも問題になってますけど、そういうことがないかどうか、そこをまず確認します。

とれなかった場合には、やっぱり今度は企業はどうするかといったら、管理費、例えば管理運営を任せてもらって、管理費でとるとか、そういうふうな形でないと、メリットがなければやらないんですよ。そこをちょっとはっきりしとってほしいんですけど。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今、議員がおっしゃられた戸田建設さんにつきましては、今おっしゃられた部分は特定業務代行という部分のことだと思います。現在、その方向性といいますか、特定業務代行ではございませんので、これは今後生じてくる問題だと認識しております。

それから、先ほど後段の部分につきましては、私が言っても重みはないと思いますけども、そんなことは絶対ないと信じております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） じゃあ、もう時間がありませんので。私はいつも大手前については、白壁のそうした建物、まちの魅力で呼ぶという大手前、それから特産品の販売で市民の全体所得向上につながる、こういうものを私提案してますけど、ぜひその辺を検討していただいて、もう一度白紙の、撤回して、もう一度見直していただくということをお願いして、一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

3時15分より再開いたします。

午後2時58分 休憩

午後 3 時 15 分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3 番、浅利美知子さん。

3 番（浅利美知子） 3 番議員、公明党の浅利美知子でございます。

12 月定例会、最後の質問者となりました。最後まで元気いっぱいやっていきたいと思えます。皆様、大変お疲れのことと思えますけれども、よろしく願いをいたします。

また、執行部の皆様におかれましては、明快な御答弁をいただけることを御期待いたしまして、早速質問に入らせていただきます。

今回、私は、大きく 3 点について御質問させていただきます。

まず初めに、不育症への支援についてお伺いをいたします。

小項目のアといたしまして、不育症の周知と相談体制についてお伺いをいたします。

不妊症は、妊娠すること自体が困難な状態であることを言い、不育症は、妊娠はしても流産や死産を 2 回以上繰り返し、結果として子どもが持てないことを言います。これまで流産についてはよくあることとして関心が払われず、実態が解明されておりましたが、近年になって不育症としてクローズアップをされております。

昨年、厚生労働省研究班がまとめた調査によりますと、不育症患者は妊娠経験者の 4.2% にのぼり、2007 年度の人口統計をもとに推計いたしますと、毎年 3 万人から 4 万人が発症し、現在の患者数は 140 万人と見られております。

不育症の半数以上は、自然現象として 1 割程度で発生する胎児の染色体異常が原因とされ、このほか抗リン脂質抗体症候群、また夫婦の染色体異常、また子宮の形の異常があり、診断には血液検査や夫婦の染色体検査、子宮奇形などの検査が必要となります。検査と治療によって、85% の不育症患者が出産にたどりつくと言われております。しかし、不妊治療と違い、医師も含め認知度が低い上に、保険診療適用外で高額な検査費用と治療費を必要とするため、出産をあきらめる方も少なくありません。流産や死産を経験することにより本人は精神的に傷つき、絶望感、また無念さ、悲しさ、また自分を責めてしまう、また家族や職場などの周りの人からのプレッシャーに人知れず悩んでいる方がいらっしゃいます。

そこで、まずは不育症の周知と相談できる窓口が必要だと思えます。市のお考えをお伺いをいたします。

これで最初の質問を終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいま浅利議員から女性ならではの御質問をいただきました。

不育症について周知と相談体制という御質問についてお答えさせていただきます。

この症状についての相談につきまして、大分大学附属病院内にあります大分県不妊専門相談センターにお聞きしたところ、昨年度、22 年度の相談状況は、全相談件数 722 名で、そのうち 16 名が御質問の不育症の相談だった模様であります。

現在のところ、本市では相談件数はありませんが、今後も南部保健所や市健康増進課では、保健相談の中で相談には応じたいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 今の部長の御答弁では、保健所におかれるということですかね。相談体制、できる場所をですね。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 健康相談は保健所もさることながら、うち、御案内のとおり、いろんな健康相談を市報等でお知らせしております。そういうことでありまして、いつどういうプライバシーということで議員さんもおっしゃってありましたから、増進課も保健師もいらっしゃいますので、そういう一角の中で相談があれば、やはり関係団体と協議して、改善できるかというのは協議が必要と思っております。要するに、市の健康増進課でも対応・相談の受け付けは可能であります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） では、市のほうでも窓口で相談体制ができるようにして下さるということでした。

それで、まずこの不育症という言葉ですけれども、私自身もこの言葉を知りましたのが1年前でした。それで、まずはこの不育症自体が皆様に周知をされていないということが一番の大きな問題ではないかと思えます。それで、先ほど私が一番に言いましたように、本当に人知れず悩んでいらっしゃる、また御本人さんも不育症という言葉を知らない現状がたくさんあるかと思えます。そこで、本当に悩んでいらっしゃる方、どこに相談していいかわからない、そういう方がいらっしゃいます、確かに。数は、もしかすると少ないかもしれませんが、ですけれども、1人でもそういう方がいらっしゃるのであれば、何とか助けていかなきゃならない、相談に乗っていただかなきゃならない、そういうことが本当に必要だと思っておりますが、まずは周知ですね、まずその部分をしっかりしていただきたい。私の知ってる中でも流産を経験したとか、死産を経験したとか、確かにいらっしゃいます。そのときには、そういう話は聞いても、実際不育症ということは知りませんでしたので、確かによくある流産というか、本当に体質なのかなと、正直私自身もそういうあれしかありませんでしたけれども、この不育症という言葉がある以上、本当にこの言葉を知っていただきたい、本人だけではなく、本当に周りの方たちに知っていただきたい、それが必要だと思っておりますので、ぜひ周知をしていただきたいと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 健康診断の一角で、私が思うに、もしかしたらあなたは不育症というようなキャッチフレーズなんかサブタイトルつけて、周知は可能と考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） でしたら、まずは本当に知っていただくことですね。御本人はともかく、周りの方々ですね、知っていただくことで御本人の精神的な負担、大変違ってくると思しますので、ぜひよろしく願いをいたします。

周知の方法ですけれども、まずは市報に掲載する。そしてまた、今の若い方たちはホームページ等で、この不育症もホームページで知ったという方もいらっしゃいますので、ぜひ市のホームページ等も利用して掲載をしていただきたいと思えます。

そして、今この不育症ですね、割と今回の議会でも取り上げてるところが全国的にあるんじゃないかと思えますけれども、母子手帳にこういうのを掲載してるところもありますが、そういう周知はどのように考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。方法ですね。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 周知のメディアということでございます。先ほど、市報ということで一例を挙げさせていただきました。そういうホームページ等も含めまして、どのようなメディアを使って周知するかというのは、もう現場のほうに任せさせていただきたいと思っております。可能な限り、あらゆる手段を使います。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） ありがとうございます。では、周知のほうよろしく願いいたします。それでは、イに入ります。検査、治療の助成についてということでお伺いさせていただきます。

この検査を受けることによって、検査費だけでも10万円近くかかると聞いております。先ほど言いましたように、保険適用がないために多額の個人負担が必要となります。不育症患者に対しても、不妊治療への助成と分け隔てなく検査や治療の助成の実施をすべきだと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

今現在、佐伯市では、不妊治療に対しての助成、大分県でもございますけれども、不育症に対しての助成というのはまだありませんので、ぜひ不妊治療と同じように助成をしていただけないだろうか、お伺いをいたします。

に入ります。

それでは、この不育症への治療の助成が実施されるよう国や県への働きかけをぜひ市としてもしていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいまの御質問は、この治療に対しての助成と上部団体等の働きかけという御質問でございます。

不育症患者の治療は保険給付が、先ほど議員さんもおっしゃっていましたが、適用されないものが多いということをお伺いしております。経済的負担が大きく、治療を断念せざるを得ない人もいると聞いております。また、治療の成功率、これが一番重要だと思いますが、80%から85%の成功が期待できるという報告もあるようであります。少子化対策の一環として、不育症治療に要する費用に対して助成する必要は非常に重要だと認識しております。今後、国や県の動向を踏まえた上で、前向きに検討させていただきたいと思っております。この公費助成については、国や県へ機会を見つけて働きかけは行いたいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 今、国や県の動向を見て前向きにという御答弁がありました。確かに前向きにさせていただきたい、本当に思っております。少子化対策の一環にもなります。ぜひよろしく願いしたいと思います。

それでは、実際不育症の治療に対しての助成をされてる自治体が、今全国で広まりつつあります。一番最初に全国で始められましたのが岡山県の真庭市というところです。こちらが平成22年4月から実際に助成を始められまして、助成金額が1年間に30万円、上限ですね、されております。それで、現在かなりの箇所がされております。石川県や和歌山県とか、栃木県とか、本当に今実際ふえつつあるんですが、岡山県の真庭市をちょっと例にとりますと、実際平成22年4月から始めてらっしゃいますので、どのぐらいの方がいらっしゃるのかとお

聞きしましたら、実際は先ほど部長言われました、相談は722名、不育症の対象者は16名というふうに言われましたけれども、実際は、数は本当に正直なところ少ないのではないかと思います。ですが、真庭市も1年通してみても3人か4人だったというふうにお聞きしております。財政的な面をいいますと、お金ではないなという部分はありますけれども、1人上限30万充てた場合に、もし真庭市が5万1,000人の人口であるようでありますので、それからすると佐伯市も同じような人数的にはなるんじゃないかなと思います。財政的には決して、正直なところ無理じゃないんじゃないかなと思います。実際5人としても150万、上限を30万とした場合ですね、その程度といたら大変失礼な言い方になるかもしれませんが、ぜひこれは佐伯市も取り組んでいただきたい、そういう思いであります。1人でもいいから救える命というか、本当に産みたいけれども、経済的な負担がかかりどうしようもない、あきらめなきゃならない、そういう方が1人でもなくなるように、ぜひ市としても本当に、先ほど部長は国、県の動向を見て前向きにと言われましたので、本当にいい方向になっていくんじゃないかなと考えはしますけれども、市としてはどうなのかというのをもう一回お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 先ほども若干お答えしましたが、非常に重要な制度と個人的には思います。ただ、金額の要る、要らないというのは別問題として、これだけ少子高齢化ということであつたわけですし、本市におかれましては、不妊の方の子宝支援事業条例というのもあります。それを乗り越えて妊娠した後の制度でございますが、関連性は十分あると思います。日本全国の方が佐伯にはこういういい制度があるから、あそこはいいなと言ってもらえるような制度が前向きという言葉に代えさせていただきました。ぜひ、もう一度言いますが、前向きに検討します。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 再度、部長のほうから前向きにと御答弁いただきましたが、部長の御答弁は市長のだと思いますが、あえて市長にもお尋ねをしたいと思います。

神奈川県の大和市がことしの10月からこの助成を、先ほど言いました岡山県の真庭市と同じように、上限30万でということで始められました。この中で、大和市は150万、今年度ですね、早速9月定例会に補正を提出いたしまして、10月から早速始められましたけれども、この担当課の方は、出生後の子育て支援だけではなくて、出生前の不妊や不育症に悩む夫婦への支援も少子化対策として重要であるからこそ、補正予算をまた新たに組んでもやっていきたいと、それだけ前向きにしてらっしゃいます。部長から今、本当前向きな答弁いただいたんですが、改めてまた市長にもお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私からの答弁でございますけれども、部長権限も非常に強いものを持っておりますので、部長が答弁すれば、そうしたつもりで私もおりますので。また子宝条例、非常にそうした中でも別枠をつくってやらせていただいておりますし、また議員が言われておりました医療の無料化、今回条例をあげさせていただいておりますので、そうした少子高齢化に対する対応、やはり私どもの福祉保健部もそうした中で熱心にやっております。こういうことで、市長が出なくても、部長で十分それだけ力を持っていると思いますので、安心していただ



きたいと思います。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） さらに安心させていただきました。

それで、私たち公明党の女性局といたしまして、毎年11月、12月の時期に県庁を訪問いたしまして、県知事に直接予算要望というのをしております。ことしも11月17日に県知事をお尋ねいたしまして、9項目の予算要望をしまいいりました。その中で、不育症の周知と経済的支援ということで知事にもお願いをしまいいりました。その中で、知事も不育症という言葉自体は本当にまだ聞きなれないとか、耳なれない感じの言葉でありましたけれども、とにかく知事としても周知が大切であると。そしてまた大分医大に不妊の専門の相談があるので、こちらのほうに相談体制を充実させていきたいと。そして、治療の助成に対しては、こういう治療法が定着できれば、これがはっきりすれば、また経済的支援も考えていきたいというような、はっきり、しますというような返事はなかったんですけども、このように私たちも知事からはお言葉をいただいております。

そして、国会におきましても、我が党の参議院が国会の中でも、保険適用されておられないので、保険適用するべきだということも訴えておりますので、ぜひ市としても、本当に前向きな御答弁いただきましたので、本当に1人でも産むことをあきらめない女性がいらっしゃることを十分知っていただいて、やっていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） それでは、次に入らせていただきます。

女性の視点を生かした防災対策についてお伺いをいたします。

それでは、小項目のアに入ります。地域防災計画委員についてと題して通告をいたしましたが、地域防災会議の委員ということで御答弁いただきたいと思っております。

東日本大震災におきまして、全国各地で防災対策を見直す動きが活発化をしております。大震災では、避難所で女性の着がえる場所がないなど、既存の防災対策に女性の視点が決定的に欠落していた実態が浮き彫りになっております。地域の防災対策の見直しでは、女性の視点を積極的に取り入れなければならないと考えます。生活に密着した女性ならではの視点で見詰めれば、女性だけではなく、子どもやお年寄りにとっても何が必要かなど、きめ細かな対応にも気づくことができます。それは、避難所の環境改善などを初め、あらゆる場面の防災対策につながることは間違いのないと思っております日本の防災対策の根幹となる防災基本計画には、2005年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には政策決定過程における女性の参加が明記をされております。

そこで、地域防災会議の構成員と女性委員の状況をお伺いをいたします。

次に、公明党はことしの8月、女性防災会議を設置し、女性の視点を生かした防災対策の充実へ取り組み第一弾といたしまして、各自治体の防災担当部局に聞き取り調査を行いました。防災行政総点検を実施をいたしました。佐伯市におきましても、調査に御協力いただきまして大変ありがとうございます。

そこで、佐伯市地域防災計画には、女性の視点はどのように生かされているのかをお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 浅利議長の女性委員の状況と、女性の視点は生かされているのかという2点についてお答えいたします。佐伯市地域防災計画につきましては、佐伯市防災会議条例に基づきまして、佐伯市防災会議委員を組織し作成しております。委員につきましては、指定地方行政機関の職員、大分県の職員、大分県の警察官、市長の補助機関の職員、教育長、消防長及び連合消防団長、指定公共機関または指定公共機関の職員、その他市長が認める者で組織し、会長である佐伯市長及び35名の委員で構成されております。そのうち4名が女性委員となっております。

次に、地域防災計画の防災活動の基本を佐伯市防災会議によって策定しております。また、本計画は防災活動に関する大綱的な内容であることから、今の計画では女性の視点等の具体的な内容を盛り込んだものにはなっていないというふうに思っております。しかしながら、3月11日に発生しました東日本大震災を受けまして、当市といたしましてもさまざまな計画や防災対策の見直しを行っていくこととなりますので、この見直しの内容につきまして、女性の視点を初め、高齢者や障がい者、災害時の要援護者の方などの意見をさまざまな内容を盛り込みながら、計画や防災体制の見直しを行ってまいりたいと考えています。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） ただいまの御答弁の中で、現在の防災会議には35名中4人が佐伯市の防災の委員になっていらっしゃいます。その中で、今部長が言われました、例えば県の職員であったり、例えば教育長も入っていらっしゃいますよね、そしてまた消防長入っていらっしゃいます。これの方が30人指定されたというか、こういう方を30人、この30人中、現在佐伯市はこの中に1人女性がいらっしゃいます。そして、また市長がその他必要と認める方の中に5人いらっしゃいますね。その中に3人女性がいらっしゃいます。今、部長が言われましたように、今回の大震災を受けて見直しが必要であると。そしてまた女性などの意見、またいろんな高齢者、子育ての方たちのいろんな意見もまた取り入れていきたいというような御答弁がありました。実際この4人いらっしゃいますけれども、まだまだ私は数的には、男女共同参画の推進条例も佐伯市もできておりますが、そういう意味からでも、まだまだ少ないのではないかなと思われませんが、女性委員ですね、できれば3割程度ぐらいはふやしていただきたいという思いではありますが、そういう点はいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 今の防災会議の委員の中では、職で決められた部分というのが30名ほどおります。私が、この防災会議の委員が35名限定だったかどうかというのを今ちょっと資料を持ってないんですが、市長が認める者という中で、先ほども申しました3名が該当しております。今後、この防災会議とは別に、防災会議の中のメンバーで組み合わせた部分が大きな大綱の部分になると思います。実際には、この下につくる部分の内容のほうが、実は避難所の指定とか運営管理、それとか食糧・物資の供給、そしてボランティアとの連絡、そういう部分でどうしてもことしの3月11日の部分を考えると、女性の視点ということが最重要になってくると思います。先ほども議員が申されましたように、プライバシーの問題とか、そういうことが大きな問題で起きてます。できれば、今これが職になつとるものですから、個々の人数をどうこうということよりは、そちらの考えに入るときに十分、佐伯市におきまして3月11日の震災以来、職員の派遣も現地にしています。消防団員も現地のほうに行っていたいでます。議員の方も含まれてですね、そういう経験をされた方も多くありますし、

職員については看護師のほうも一緒に行っておりますので、そういう部分の意見を十分吸い上げながら対応していければいいなというふうに考えています。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 今の、現在の佐伯市の防災会議の委員が実際女性が4名、その中であて職というか、そういう方たちが実際、現在30人いらっしゃるようであります。先ほど言いましたように、市長が認める者の中に、今部長が言われました、今の防災会議の計画は大綱であるから、ある程度細かいところまではしてないんだというような御答弁がありましたけれども、そういう大綱ではないから、ほかの部分で吸い上げることができるというふうに言われましたけれども、やはり防災会議も条例でも制定されておりますので、やはり私は4名ではなく35名の中に、ぜひ市長が認める者の中に、数字が限定でないのであれば、女性の方をこの中に入れてほしいという思いがあります。吸い上げてくるのは十分だと思うんですけど、まずこの会議の中に入れてくださることを望みたいと思いますけども、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 人数のほうの限定がどういうふうになっとるかを確認いたしまして、女性の目線というのはもう重要であるということは十分承知しておりますので、考えてまいりたいと思います。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） ぜひ、その部分をちょっと調査していただきまして、少しでも女性の委員がこの会議の中におれるように、できれば、先ほど言いましたように3割程度必要ではないかなと思っておりますので、ぜひその点をお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、イに移らせていただきます。

現在、佐伯市では、防災担当課は6名ですかね、実際の担当者は6名、男性の方がいらっしゃると思いますが、女性の防災危機管理課ですね、担当はできないのかということをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 女性の担当はということでお答えいたします。

現在の防災危機管理課の職員につきましては、風水害時とか警報の発令を初め、火災時の緊急出勤など、夜間や休日を問わず出勤をして業務に従事しております。そういった面から、これまで男性職員というふうに配置されているものだと思います。人員の関係もあります、今後、適材適所の人員配置を行っていきたいと考えます。

なお、より細かな対応ということにつきましても、防災計画の中でも女性の視点を十分取り入れながら進めてまいりたいと思います。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） ぜひ防災、危機管理となりますと、男性というイメージがありますがけれども、やはりここに女性を配置することによって、またいろんな対策というか、女性でも防災に関する知識、そういうのを学べるのではないかと思いますし、夜間であったり、緊急の出勤があったりということはあるかもしれませんが、少しでも女性のリーダーを育てるという意味でも、私は配置してもいいのではないかなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それで、先ほど言いました調査を行いました。全国的にですね、私たち公明党が行いましたが、全国の68の自治体に調査を行いました。その中で、実際防災部局に女性職員がいるかということを探ねましたところ、51.5%の自治体で女性職員がいないということがわかりました。今、部長が言われましたように、緊急な出動があったり、夜間があったりとか、いろんな部分があるということで、実際こういうふうに女性の職員配置がなされていないんじゃないかなと思っておりますが、先ほど言いましたように、女性の視点という意味からも、そしてまた女性のリーダーを育てる意味、そういう意味でも、やはり常日ごろそういう防災、また災害にかかわっていることで、いろんな意味での知恵だとか、知識だとか、いろんな部分がつくと思います。そういう意味で、女性のリーダーを育てる意味でも、佐伯市としてもぜひ女性の防災危機管理課への配置をお願いしたいと思いますが、もう一回必要性というか、女性が配置できないだろうかという意味でお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 女性の配置ができないということではないと思います。ただ、今第2次行革プランの中でも人員削減という形であらゆることを考えながら、26年度には今からまだ100人ほど減員の必要もあります。それに向かっていくところで、防災危機管理課の体制をどうするかという部分は、今津波対策ということで避難路、避難地、真剣にやっておりますが、その中で今後どういう方向に事業を展開していくかということを考えまして、十分考えていきたいと思います。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 必要性は部長も感じてらっしゃると思いますが、ぜひ本当に、先ほどから何度も言います。防災対策における女性のリーダーを育成する意味でも、ぜひ御検討していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

これで終わります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） それでは、最後の質問をさせていただきます。

教育現場の暑さ対策についてお伺いをさせていただきます。

私は、平成21年6月にこの教育現場の暑さ対策ということで、扇風機の設置はできないかということをお伺いさせていただきました。それから後に、ほかの議員さんからエアコンの設置ということも質問の中にもありました。現在、佐伯市におきまして、扇風機の設置がされてるところ、されてないところ、実際あると思います。そしてまた、それがどの程度使用されているのか、その点もお聞きしたいと思いますが、私もそうですけれども、児童生徒の学校の保護者の方から暑さ対策についても要望が非常に多いということがあります。ここ近年、温暖化で非常に暑い夏が続いております。私たち大人にとっても、本当に夏を乗り切るというか、それも大変な時期なんですけれども、ぜひ子どもたちの健康を配慮した学習環境を整える対策として、扇風機なりの設置の必要があるのではないかと考えておりますが、まず扇風機の設置はできないのかをお伺いさせていただきます。

そしてまた、もし扇風機や、例えばエアコンを設置した場合、それぞれどのぐらいの費用がかかるのかをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、学校現場の暑さ対策についてお答えいたします。

これまでの議会の一般質問などにおきまして、多くの方々から質問をいただきました。また、学校現場からも要望として寄せられているところであります。

御承知のとおり、エアコンにつきましては、現在学校の保健室や職員室などに設置をしておりますが、生徒児童の普通教室には設置されていないところであります。しかし、今日の温暖化現象による夏場の気温上昇を考えると、学校の暑さ対策についても何らかの対応が必要と考えております。現在、来年度の予算において、24年度及び25年度、2カ年計画で市内小・中学校の普通教室、約300ですけれど、各2台で、合わせて全部で600台になりますが、扇風機を設置するための予算の要求作業を始めております。

なお、普通教室にエアコンまたは扇風機を設置したら幾ら費用がかかるかということですが、扇風機の場合は、想定で600万円を予定しております。また、エアコンの場合は、3億ぐらいかかるだろうというふうに試算をしております。

以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） P T Aのほうからもこういう要望があるということで、平成24年、来年度ですね、それと25年度、2年にかけて設置をしていきたいという御答弁でありました。

それで、今、扇風機の場合であれば600万ぐらい、そしてエアコンであれば3億はかかるだろうと、そういう見込みだということですが、この600万なんですけれども、平成24年、25年にかけて、2年にかけて600万ということによろしいのでしょうか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 1台約1万円ということで考えてまして、2カ年で600万円というふうに考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 2カ年で600万ということですね。でしたら、先ほどの河野議員さん、教育予算をもっと、そしてまた教育に十分かけてほしい、私も本当に正直同じ思いです。教育にはお金をかけてほしいというか、十分に未来の子どもたちのためにやっていただきたいという思いです。そして、実際学力の低下であったりとか、そしてまたそういう面におきまして、今いろいろ特色がある学校づくりなど、いろんな部分は教育委員会としてもされておりますので、十分その点は評価していきたいとは思っておりますが、この環境整備の部分で、今2カ年で600万ですよ。2年にわたってされるわけですけれども、じゃあどこを優先していくのかということになると、非常に難しいのではないかなと正直思います。でしたら、600万であれば、じゃあ1カ年でできないだろうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 教育委員会としては、そういった方向もあるだろうということで臨んでおりましたが、市の全体計画で、公共事業整備実施計画ということにのっとった中で対応していこうということになってますので、この600万に関しては、やっぱり2カ年で実施するという方向になっています。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） ぜひですね、子どもたちの教育のことを考えれば、2カ年ではなく、本当は1カ年でしていただきたいというのが本当の思いです。財政的なことを考えると、非常

に大変だなと、きついのかなと思う部分もあるんですけども、佐伯市の財政がこのようであれば仕方ないのかなと思いますけれども、じゃあどのような感じで、2カ年に分けてされるわけですけども、どういう優先というか、どういう感じでされていくんでしょうか。どこをまずしていくというような感じで、そういうところは考えてらっしゃるんでしょうか。要望の強いところでしょうか、どうなんでしょうか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 浅利議員の質問を受けて、資料をお渡しをさせていただいております。学校によっては、いわゆる学校の需用費関係とかいうことで整備をされているところもあります。ですから、特に学校の事務的部分を支援していただきます学校事務支援室という部署がございまして、そこと連携をとりながら調整を図っていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） じゃあ私が平成21年度に一般質問をしましてから、やっとといいますか、2年ちょっとたちましたけれども、平成24年、25年と2カ年に分けて扇風機を設置していただけるということですので、ぜひ来年の夏は、本当に涼しい環境の中で子どもたちが勉強できる体制をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、これはもう通告にはしておりませんが、他市の事例がありましたので、ちょっと御紹介をさせていただきたいと思います。

ミストシャワーというのがあります。これが人工の霧で涼しくということで、これは愛知県の一宮市なんですけれども、熱中症の対策として、市内の全19の中学校にこのミストシャワーを設置されたそうです。そして、まずは実験的に、中学校の1校でこれを試験的に実施されましたところ、非常に評判がよくて、早速全中学校に広げられたということなんです。実際、水道の蛇口に直結するだけですので、もちろん電気代とかも不要ですし、設置の費用も、標準のキットで約数千円、2,000円ぐらいというふうに、低コストでできるというふうに聞いております。それで、この中学校で設置したところ、特に本当に部活を終えた生徒さんだとか、運動会ちょうどありますよね。そういう時期に、練習を終えた生徒さんから非常に涼しいと、本当に笑顔で霧のシャワーを浴びている現状があるそうです。それで、佐伯市も本当に部活をされてる方たち、中学生です、特にですね、もう本当に一生懸命毎日放課後にやってらっしゃる方たち、そういう方たちのためにもぜひ、これも低コストです。先ほど言いましたように、2,000円ぐらいではないかと思っておりますが、ぜひこの人工の霧というミストシャワーですね、これを設置してみたらどうかと思います。急に今お尋ねしましたので、部長もあれかと思っておりますけれども、こういうものがあるんだということをまずは知っていただきたいなと思っておりますが、どうでしょうか。早速来年の夏からでも思っておりますが。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 議員おっしゃるように、その情報自体は私どものほうも情報としては持っております。確かに、学校でそういった環境というものも設置してる状況もあるように聞いてますので、そこについては、改めてまたいろんな情報をとりながら考えていきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） それでは、これで終わらせていただきますが、本当に子どもたちがいい環境で学習に、そしてまたスポーツできる環境をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

## 日程第2 委員会提出議案の上程（提案理由説明、質疑）

議長（小野宗司） 日程第2、委員会提出議案の上程を行います。

委員会提出議案第9号、佐伯市議会議員定数条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会改革等調査特別委員長、宮脇保芳君。

議会改革等調査特別委員長（宮脇保芳） 皆さん、お疲れさまです。

議会改革等調査特別委員長の宮脇保芳でございます。

ただいま本定例会に上程されました議案について、議会改革等調査特別委員会を代表して御説明申し上げますが、その前に若干、これまでの検討の経過を御報告いたします。

佐伯市議会では、平成21年9月定例会において議会改革等調査特別委員会を設置し、市民に対し開かれた活力のある議会の構築、あわせて議会の活性化を図るための調査・研究を開始いたしました。去る平成22年9月定例会では、本特別委員会の提案による佐伯市議会基本条例が可決され、同年10月1日から施行されております。この基本条例は、本市議会における最高規範として、議会の基本理念を初め、議会・議員の使命、活動原則、その他議会運営に関する基本的な事項を定めたものです。この基本条例第14条において議員定数の見直しについては、議員・委員会が自発的に提案することを規定しており、本特別委員会では今年3月24日に開いた会議以降、議員定数の検討に入っております。

まず、特別委員会では、県内の市議会、九州管内や全国レベルでの類似団体、これらの都市ごとの人口、面積、議員定数、予算などの各種状況を把握し、本市との比較により研究を進めました。また、財政状況の把握においては、一般会計予算における議会費の額、その構成割合、経常収支比率、財政力指数等を確認いたしました。

研究を進める中、議員定数を削減することで経費の縮減が図れるが、その一方で、行政に対する監視機能の低下、議会として市民の意見を聴取し市政に反映させる能力の低下、議会としての思想信条・考え方が偏ってしまい幅広い意見が通らなくなる恐れがある。さらには新人議員が減少する懸念など、議会活性化に対するデメリット要素も多数あることを確認いたしました。

また、議論の中では、市民の立場から見ると定例会以外の時に議員が何をしているのか見えていない。議員としての役割・活動が十分になされているのか、日ごろの活動の周知も重要であることを確認いたしました。

さらに、本市と予算規模で類似する全国74市議会に調査依頼し、回答のあった68市議会からの調査結果をもとに各種比較検討を行っております。調査結果からは全国的に議員改選時にあわせて定数を削減している傾向にあり、委員会の構成、付託される議案件数などの状況を分析しましたが、議案件数としては、全国的に見ても本市の各常任委員会に付託される件数は、

非常に多いことが確認できました。

本市議会では提出される議案に対し詳細な審査を行うため、各常任委員会に付託し審査する委員会中心主義をとっております。この常任委員会の数を4から3に減らすことができるのか、否か。委員会の委員定数は何人必要かについて議論いたしました。三つの常任委員会でもよいという意見や、議案数等を考慮すると委員会数は減らすべきでないとする意見があり、活発に議論されましたが、各分野ごとに専門的な審査をするためには現行の4常任委員会の設置が必要である、また委員会で討議を行うことができる最少人数として1委員会6人以上の委員は必要であると判断いたしました。また、他都市の事例として1議員が複数の常任委員会に所属する制度を採用している議会があり、本市議会での導入について議論いたしました。現在でも委員外議員として他の委員会の審査過程において意見を述べることは可能である。議員は本来、1委員会に専属し、議案の審査に当たるべきである。議会活動を充実させようとしている中、常任委員会の役割を考えたときに複数所属は考えられないなど意見が交わされ、委員会複数所属制度は採用しないことにいたしました。

先ほど申し上げたように本市議会では、委員会中心主義を採用しており、これまでの議論をもとに常任委員会を構成する委員数の違いにより六つのたたき台の案を作成し、全議員での議論を行っています。ここで出された意見をもとに6案から3案に絞り込み、これを10月3日から11月2日の31日間にわたって公表し、パブリックコメントとして市民の皆様から御意見の募集をいたしました。その結果、提出していただいた御意見は9件と件数的には少数ではありますが、貴重な御意見を伺うことができました。その内容としては、おおむね次の二通りです。

まず、一つは、県内の他都市の事例を掲げ同程度に削減するべきである、議員定数が多いことが市の財政負担になっている、議員は十分な活動を行っておらず現行の定数は必要ないなど、定数を削減すべきであるというものです。もう一つは、議員数が減れば周辺地域住民の声が行政に届かなくなる、九州一広大な面積を持つ佐伯市で活動するには現行定数30でも少ないくらいだ、という議員定数を維持すべきだというものです。

これらの意見に対する議会としての考え方は、市議会の公式ホームページや窓口でも公表しておりますが、簡潔に申し上げますと、議員定数の検討をする際、必ずしも類似団体比較や人口比だけでは本市の状況を把握することはできません。本市は、九州一広大な面積を有するため、この広い市域の中でいかに効率的・効果的に住民ニーズを把握し、議会運営を行うことができるのか検討することも必要です。また、全国各地での議員定数見直しの動きは、定数の削減を前提としたものであり、これは財政負担の軽減を重要視するがための議論となっています。この根源は、各議員の日ごろの活動が市民の皆様から御理解をいただけていないことが大きな理由であると考えております。本市議会では、今年度から議会報告会を開催しています。この議会報告会や各議員の議員活動を通じて、各地域の皆さんと意見交換や情報の共有を図り、こうした取り組みを一つ一つ積み重ねることで、市民の皆様から議会・議員の活動を御理解していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

なお、このパブリックコメントを実施する前段では、議会モニターの皆さんから意見を伺う意見聴取会を開催。また、先ほど申し上げたように11月上旬に第2回目の議会報告会を市内15会場で開催しており、各会場でも市民の皆様から多数の御意見を伺っています。

市民の皆様からいただいたこれらの意見等を参考に、再度、特別委員会で議論を加え、議員定数見直しの最終案を次のように決定いたしました。



議員定数の見直し案として、定数を26人とすることを提案いたします。

議会の使命の重要性を考えると、議員定数は削減するべきではないと考えますが、しかし、市民の意見や県内外の状況等を勘案する中、現状定数の維持では市民の皆様の御理解が得られないことも事実であるとの判断に至り、委員会において討議することが可能な最少人数6人で常任委員会を構成することを基本とし、これまでの委員会での審査状況にかんがみ、総務常任委員会及び教育民生常任委員会には各1人増員する内容としたものです。

以上、これまでの検討経過の報告といたします。

それでは、以上の経過を踏まえて簡潔に、提案理由を申し上げます。

委員会提出議案第9号、佐伯市議会議員定数条例の制定につきましては、地方自治法第91条第1項及び佐伯市議会基本条例第14条第3項の規定により、次の一般選挙から適用する本市議会議員の定数を定めるために新たに条例を制定し、あわせて各常任委員会の委員定数の改正を行おうとするものです。

なお、本議案につきましては、これまでも特別委員会及び全員協議会において議員の皆様十分に検討をしていただき、今回提出に至った重要議案であります。

議員の皆様のお賛同を賜りますよう、切にお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

#### 平成23年第7回佐伯市議会定例会追加上程議案等一覧表

##### 委員会提出議案

番 号	件 名
第 9 号	佐伯市議会議員定数条例の制定について

議長（小野宗司） これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

これにて議案質疑を終結いたします。

委員会提出の議案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しない扱いとなっておりますので、念のため申し添えます。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、あすからは各常任委員会を開いていただき、16日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時12分 散会

平成23年 第7回

# 佐伯市議会定例会会議録

第6号 12月16日

# 第7回 佐伯市議会定例会会議録（第6号）

平成23年12月16日（金曜日） 午前10時00分 開 議

## 出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榎田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
29番	御手洗秀光	30番	清家儀太郎

## 欠席議員の氏名

28番 上田 徹

## 説明のため出席した者の職氏名

市 長	西嶋泰義	副 市 長	山本清一郎
副 市 長	塩月厚信	教 育 長	分藤高嗣
総 務 部 長	内田昇二	財 務 部 長	井上勇
企画商工観光部長	浜野芳弘	市民生活部長	染矢隆則
福祉保健部長	清家保賀	建設部長	高瀬精市
上下水道部長	笠村由喜	農林水産部長	坪根大吉
教 育 部 長	福泉慶一郎	消 防 長	平井栄治
総務部次長兼上浦振興局長	川野好明	総務部次長兼弥生振興局長	山野内真人
総務部次長兼本匠振興局長	高野隆正	総務部次長兼宇目振興局長	柴田勝徳
総務部次長兼直川振興局長	矢野幸正	総務部次長兼鶴見振興局長	清家文明
総務部次長兼米水津振興局長	箕河原 司	総務部次長兼蒲江振興局長	渡邊熊義

## 出席した事務局職員の職氏名

局長	東 正 博	次長	岩 崎 眞佐美
係長	稗 田 辰 朗	書記	祖 田 勝 也

議事日程第6号

平成23年12月16日（金曜日） 午前10時00分 開 議

- 第1 委員長報告（質疑）
- 第2 討論、採決
- 第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 第4 農業委員会委員の推薦の件
- 第5 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告（質疑）
- 日程第2 討論、採決
- 日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 日程第4 農業委員会委員の推薦の件
- 日程第5 会議録署名議員の指名

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） 本日の平成23年第7回佐伯市議会定例会第18日目は成立いたしました。  
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第1、委員長報告を行います。

これより、休会中審査として各委員会に付託されました予算議案10件、予算外議案37件、専決処分の報告1件及び請願1件、計49件を一括して議題とし、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） おはようございます。総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案2件、予算外議案5件及び請願1件、計8件につきまして、去る12月12日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

30分ほどかかります。

まず、請願第12号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願を議題とし、審査いたしました。

本案については、請願者から委員会において願意を陳述したいとの申し出があったため、これを許可し、請願者のうち代表1人を参考人として招致し、その願意を聴取いたしました。

まず、請願者である参考人からは、現在、国の指導で地域主権改革が進められており、この地域主権改革は、条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲や国の出先機関の原則廃止などを行おうとするものであり、そのスケジュールとしては平成26年度に完了する行程が示されている。国の公開している資料によると地域主権改革の柱の一つである道州制に係る記述の中で、建設国債の債務や赤字国債の残高も地方に移管するべきと示されており、道州制の実施にあわせて国の借金も地方が支払うことになってしまう。この建設国債の債務が約

250兆円あり、これを振り分けると九州では約26兆円、大分県では約3兆円の負担が見込まれている。

また、「義務づけ・枠づけの見直し」では、国の基準をなくし自治体で基準を設け事業を実施するとあるが、従来は自治体の予算が足りない部分は国からの補助金で実施することができたが、これを自治体のみで予算で行うことになる、その裏づけとして税金を自治体に移譲することになっているが、現在の佐伯市では自主財源が約2割、国庫等の補助が約7割弱、人口比等を考慮して仮にこの補助金のうちの2割が税収として市に移譲されたとして、これに現在と同規模の市債を加えても、今現在の4割程度しか歳入を確保できないという状況になる。これでは義務的経費さえ賄えないことになる。東京・大阪・名古屋などの大都市では現在でも8割程度の自主財源を有し、人口が多い大都市ほど税収がふえ予算がふえる仕組みになっており、大分県や佐伯市が疲弊するのは明らかであるとの願意が述べられました。

質疑に入り、一委員から、大分県内の議会での本請願に対する状況をただしたのに対して、参考人から、これまでに県内の12市町村議会に請願を提出し、中津市、宇佐市、由布市及び九重町の4議会では既に採択されており、残りの6市議会は3月議会に向けて要請していくとの答弁がありました。

また、一委員から、地方分権が進むと交付税が大幅に減るような説明がされたが、その分は一括交付金としてほぼ現在の地方交付税と似たような金額が交付されると聞いているが、どのように考えているのかとただしたのに対して、参考人からは、今までは国の基準で行政サービスをしていたが、今後は各自治体で基準を決めるため、国がその基準に責任を持つ必要がなくなり、わざわざ借金をしてまで地方に金をおろすということはありません、そのため予算は減ると考えているとの答弁がありました。

また、一委員から、地域主権改革で地方に税の財源を移行すると示されており地方税の増額を図ること、そして地方交付税も中期財政計画の中では上乗せをしていくと示されている、これらをどのように考えるのかとただしたのに対して、参考人からは、三位一体改革のとき市町村合併により予算が上がることも言われたが、実際は国の補助負担金は減額され、その分市町村の負担がふえており、今回も同様になると考えているとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁が交わされた後、紹介議員からは、先ほど委員が指摘した地方交付税は、確かに平成22年度は増額になっているが、将来的には地方交付税は減らしていき、それにかわるものとして地方税をみずから考えてもらうということであり、そのため財源を確保するには当然、住民に増税を強いる仕組みになっているとの補足説明があり、その後執行部からの意見を聴取いたしました。

討論に入り、一委員から、地域主権改革は行わないという点では若干の疑問もあるが、地域主権改革に対する財源が明示されていないこと、人材も確保されていないという状況から本請願に賛成するとの意見が述べられました。

また、一委員から、賛成の立場で、地域主権の移譲について、あり方が明確でなく、国に対し各地から請願し考えてもらうことは、大変意義があるとの意見が述べられました。

討論終結後、挙手による採決の結果、全会一致で、請願第12号は採択すべきものと決しました。

また、本案は、関係省庁等への意見書の提出を求めることを願意としており、引き続き、本請願の採択に伴う意見書案の提出について諮り、挙手採決の結果、全会一致で、意見書案

を委員会提出議案として提出することを決定いたしました。

次に、議案第120号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会所管の部分についてを議題とし、款を追って審査いたしました。

歳入では、一委員から、14款、2項、1目、総務費県補助金のコミュニティバス補助金の減額の経緯をただしたのに対して、執行部からは、今年度から地方公共交通に対して、新たな国庫補助金制度が創設され、その事業に振りかえたため減額したものである、国庫事業に変更し補助金は増額になるとの答弁がありました。

歳出に入り、12款、1項、1目、公債費において、一委員から、市債繰上償還に関し、その件数及び借入れの利率をただしたのに対して、執行部からは、件数は18件であり、その利率は1.4から3.46%である、借入れ年度で利率に違いがあるとの答弁がありました。

給与費明細書に入り、一委員から、今回、各課の職員給与費を補正しているが、人事異動に伴う人員の関係であれば6月や9月でも補正できるが12月に行う理由は何かただしたのに対して、執行部からは6月に予算の補正は通常行っておらず、また例年、人事院勧告が10月末から11月に出されるため、それによる給料改定に合わせて職員給与費を補正しているとの答弁がありました。

また、同委員から、消防費職員給与費に関連して、今年度、新規採用した消防職員が半年間の研修後に退職したことについてただしたのに対して、執行部からは、新規採用職員が1名退職したため、その欠員補充として10月採用職員を1名多く採用し、対応しているとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第120号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第125号、平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第2号）について、審査いたしました。

歳入では質疑はなく、歳出に入り、一委員から、民間委託の話はどうなっているのかただしたのに対して、執行部からは、以前、大島出身者が委託を受ける話があったが、それが頓挫した経過がある。市としては民間委託する方向づけはできているが、地元は公営での運営を希望しており調整が取れておらず、中座した状況であるとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第130号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正については、執行部から、旧鶴見町が平成3年3月に現在の由布市に設置した「つるみ山荘」に関し、年々利用者数が減少し、このため恒常的な収支不足が見込まれることから、平成24年4月1日をもって同施設を廃止することとし、当該公の施設の設置条例を廃止するものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、当該施設の設置目的は研修施設であり、恒常的な収支不足を廃止理由とすることは正当な理由に当たらないとただしたのに対して、執行部からは、施設の利用者の多くは市外の方であり、利用者のうち佐伯市民の占める割合は3割に不足、監査委員からも公の施設の見直しを指摘される中、庁内で検討した結果、指定管理期間の終了に合わせて廃止することにしたとの答弁がありました。

これに対し、同委員から、利用者が少ないのは市のPR不足が原因であり、ほとんどの佐

伯市民は「つるみ山荘」のことを知らない、また、旧鶴見町が3億4,800万円もの一般財源を投入し設置した施設を合併後10年もたたないこの時期に売却することは早計過ぎるとただしたのに対して、執行部からは、PRに関しては、新市になり、パンフレットを作成し配布している。また、市報やケーブルテレビで施設の紹介を行っているとの答弁がありました。

また、一委員から、由布市の観光案内所の地図には「つるみ山荘」の表示がされていない、施設案内の対応は、また、同施設には温泉の源泉がないが、これまで掘削調査など行ったのかとただしたのに対して、執行部からは、温泉掘削は旧鶴見町が750万円をかけて調査したが、適温の源泉を探り当てることができず、源泉を持つ業者との契約により温泉を引いている状況である。また、宣伝については、現指定管理者がホームページを立ち上げ、施設の情報発信をしているとの答弁がありました。

これに対して同委員から、これまでもっと努力をしていけば違った方向に進んだのではないかとただしたのに対して、執行部からは、市民の研修施設という部分もあり、これまで積極的に観光的なPRはしていない、広報は確かに薄かったとの答弁がありました。

また、一委員から、利用者数が減少しているが利用者に対しアンケート調査を行ったことはあるのか、また同施設では夕食を提供していない、このことが要因とも考えられないかとただしたのに対して、執行部からは、アンケートの実施はわからないが、夕食は仕出しを注文することができる、おふろの利用時間なども影響していると思っているとの答弁がありました。

また、一委員から、佐伯市にはほかにいろんな施設があり、今後の影響も心配される、収支状況がどうなると売却するか、利用者が何人を割るとなど、市としての明確な判断基準を示してほしいとただしたのに対して、執行部からは、毎年550万から700万円ぐらいを単費で要している、施設は20年が経過し今後も修繕費が見込まれる状況である、また収支を合わせるためには、倍の利用者数が必要と思っているとの答弁がありました。

また、一委員から、平成15年に鑑定評価をとっているが地価は安くなっている、損をしても売却するのか、また、佐伯市の食をPRするのであれば、この施設で海の幸・山の幸を提供して売り出す考えはなかったのかとただしたのに対して、執行部から、庁内でも観光課も入れて協議しているが、この施設を利用しての食観光は考えにくいと考えているとの答弁がありました。

そのほか活発な質疑、答弁が交わされた後、討論に入り、一委員から、反対の立場で、湯布院は東京や東北でも有名な温泉地である、施設のリニューアルや宣伝の方法をいろいろ考えるなど施設を上手に使う方法を考えるべきだと意見が述べられました。

また、一委員から、市の努力が足りない、湯布院のネームバリューがあり、佐伯市の海の幸・山の幸を味わえる施設にすれば全国から観光客を呼ぶことができる、また現在の指定管理者もやる意思があり、こうしたことを考えて反対をするとの意見が述べられました。

また、一委員から、反対の立場で、まだ余地があるのなら努力して施設の有効活用をするのが本来の姿である、施設廃止については、ほかの施設にも今後かかわってくるので一つのめどをつくってほしいとの意見が述べられました。

討論を終結し、挙手により採決の結果、挙手した者はなく、議案第130号については、原案を否決すべきものと決しました。

次に、議案第131号、佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正については、執行部が

ら、平成23年11月2日に行われた大分県人事委員会の勧告にかんがみ、本市職員の給料月額  
の改定を行う措置を講じようとするものであり、内容としては、平成24年3月1日から、50  
歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いて、平均0.28%減額した新給料表を適用し、これによ  
り平均年齢43.6歳の給料月額は1,023円減額されることになる。また、平成18年度の給料表  
改正の際、経過措置として現給保障され、平成24年2月29日時点において、なお、その対象  
となる者には、その給料月額に100分の99.1を乗じた額とするものであるとの説明がありま  
した。

質疑に入り、一委員から、日田市長は4年間で職員の総人件費を2割カットするという話  
を聞いている、佐伯市では思い切った職員の数と総人件費の抑制は考えていないのかとただ  
したのに対して、執行部からは、今回の改定は大分県と同様の内容で改定するものである、  
佐伯市では既に職員の給料を一律5%削減している、また行革の中、職員数を平成26年度末  
で920人まで減らすよう取り組んでいるとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑、答弁が交わされた後、討論、採決の結果、議案第131号については、  
原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第132号、佐伯市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制  
定については、執行部から、本市において債務負担行為を設定することなく長期継続契約を  
締結できる契約について、地方自治法に規定するもののほか、新たに電子計算機そのほかの  
事務用機器を借り入れる契約、庁舎そのほかの施設の管理業務委託契約等についても締結で  
きるようにするために、新たに条例を制定するものであり、これにより良質なサービスを安  
定的に受けられ、さらなる経費削減が期待されとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、競争性を損なうことはないか、サービス向上のためにも継続し  
てやっていいのかとただしたのに対して、執行部からは、最初に契約をするときに5年や3  
年という期間を決めて入札を実施するので競争性は働く、また、経費的には単年度契約より  
長期契約の方が安くなり、サービスの提供も安定的になるとの答弁がありました。

また、一委員から、3年・5年で契約を結ぶ際に議会の議決を経るのかとただしたのに対  
して、執行部からは、この長期継続契約については、債務負担行為予算として予算書には表  
示されず、債務負担行為として議会の議決を得る必要がなくなるとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑、答弁が交わされた後、討論、採決の結果、議案第132号については、  
原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号、佐伯市税条例の一部改正については、執行部から、地方税法の一部  
改正に伴い、東日本大震災に係る雑損控除等の特例措置及び住宅借入金等特別税額控除の適  
用期限の特例措置を講じようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第  
133号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第134号、佐伯ヘリポートの指定管理者の指定については、執行部から、佐伯  
ヘリポートの管理を行う指定管理者を指定しようとするもので、指定期間は平成24年4月1  
日から平成29年3月31日まで、株式会社イワモトを指定しようとするものであるとの説明が  
ありました。

慎重審査の結果、議案第134号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明を  
お願いいたします。



議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） なければ、次に、建設常任委員長、井上清三君。

建設常任委員長（井上清三） おはようございます。建設常任委員長の井上清三でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案6件、予算外議案3件、専決処分の報告1件の計10件につきまして、去る12月12日、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第120号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会所管の部分についてを議題とし、款を追って審査いたしました。

歳入では、13款、2項、7目、土木費国庫補助金において、公営住宅ストック総合改善事業の補助対象についてただしたのに対し、執行部からは、アスベスト気中石綿濃度測定の検査委託料が100%、アスベスト改修工事に伴う実施設計書の業務委託及び地松浦団地の改修工事に係る設計委託料のそれぞれ45%が補助事業になるとの答弁がありました。

歳出に入り、8款、8項、2目、住宅建設費において、一委員から、公営住宅ストック総合改善事業の補正内容について、健康診断を予定している対象入居者数をただしたのに対し、執行部からは、今回の補正は、アスベストの含有が確認された16棟178戸に対して、気中飛散濃度が確認された場合を想定し、計上したものであり、対象となる入居者数は350人である。しかし、気中石綿濃度測定の結果、飛散はなかったため、今後は入居者説明会での要望も含め検討していくとの答弁がありました。

一委員から、関連して、議案質疑の答弁の中で、入居者説明会において、入居者から室内に飛散していなければ、工事の必要はないとの意見があったと聞いているが、改修工事に対する考え方についてただしたのに対し、執行部からは、飛散防止という観点から、178戸、全戸に対して工事を行う考えであるとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第120号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号、平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第126号、平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第127号、平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審査いたしました。

一委員から、漁業集落排水施設建設費（浪太地区）の繰り越し理由についてただしたのに対し、執行部からは、工事作業用スペースの確保に日数を要したため、発注時期がおくれたことによるものであるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、議案第127号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第128号、平成23年度佐伯市水道事業会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第129号、平成23年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審査いたしました。

予算基礎資料のうち資本的収入及び支出に関し、一委員から、処理場建設費において減額補正となっている理由をただしたのに対し、執行部からは、終末処理場の機械設備と電気設

備の一般競争入札結果による減額補正であるとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第129号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第135号、佐伯市特定環境保全公共下水道事業条例の一部改正については、執行部から、下水道法の一部改正により、公共下水道を設置する際の国土交通大臣の認可が不要となったため、上浦特定環境保全公共下水道及び鶴見特定環境保全公共下水道の区域の表示形式を「事業認可区域内」から「事業計画区域」に改め、また、蒲江特定環境保全公共下水道事業の供用開始に伴い、新たに当該下水道の名称を「蒲江特定環境保全公共下水道」、その区域を「蒲江特定環境保全公共下水道事業計画区域」とし、終末処理施設の名称を「蒲江浄化センター」、その位置を「佐伯市蒲江大字蒲江浦字鷺谷」と定めようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第135号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第136号、市道路線の認定及び廃止については、執行部から、旧市町村にまたがる市道を一本化する案件9路線については、去年の地方交付税検査の際、旧市町村間にまたがる道路は一つの路線としてまとめるよう指導されたことによるもの、県道の改良工事に伴う案件3路線については、市道路線の起点または終点の変更されるため一たん路線の廃止をし、新たな起点または終点で再認定するもの、国道の払い下げに伴う案件1路線については、国道388号線の改良工事に伴い、旧国道を市道路線に移管するため、新たに市道路線として認定するもの、市道改良工事に伴う1路線については、市道春日通り坂ノ浦線の交差点改良工事に伴い、新たな路線として認定するものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、国道の払い下げについては、現状のままの払い下げとなるのかただしたのに対し、執行部からは、路面の補修、ガードレールの新設、トンネル出入口の落石防止またトンネル内の防水工事等の補修工事の条件がすべて完了したので引き受けることにしたとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第136号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第137号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定については、執行部から、平成22年11月23日午前4時ごろ、佐伯市鶴見大字地松浦945番地先の市道地松浦大西東線で発生した交通事故に係る損害賠償事件について和解し、損害賠償の額を決定したいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、事故防止の対応についてただしたのに対し、執行部から、道路パトロール員を初め我々職員も十分注意し、点検は慎重に行っていく。また、地区とも連携を図りながら安全対策には万全を期したいとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第137号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告、第19号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定については、執行部から佐伯市長島町3丁目19番付近の市道長島角石線において発生した車両後部ガラス破損事故に係る損害賠償事件において、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、議会の承認を求めたいとの説明がありました。

慎重審査の結果、報告第19号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 次に、教育民生常任委員長、矢野哲丸君。

教育民生常任委員長（矢野哲丸） 教育民生常任委員長の矢野哲丸でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案4件、予算外議案11件、計15件につきまして、去る12月9日、委員1名欠席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第120号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳入では、一委員から、19款、5項、3目、雑入のうち、高齢者福祉施設雑入の内容についてただしたのに対し、執行部から、デイサービス等の協定書に基づく納付金で、利益の中から市に納付するものであるとの答弁がありました。

歳出に入り、一委員から、3款、1項、3目、老人福祉費のうち高齢者等地域支え合い体制づくり支援事業について、緊急通報システム機器の増設数と、緊急医療情報キットの具体的な内容をただしたのに対し、執行部から、緊急通報システム機器は、150器の増設を予定している。緊急医療情報キットは、高齢者の方に、緊急連絡先、かかりつけ医、既往症など本人の情報をシールに記入してもらい筒の中に入れ、冷蔵庫で保管する。高齢者が倒れられたりした場合等の緊急時に、どういう病気があったかなどの情報を得て対応するためのシステムであるとの答弁がありました。

次に、一委員から、10款、6項、4目、総合運動公園費について、総合運動公園は指定管理を行っているのに、需用費等を支出する理由をただしたのに対し、執行部から、10万円以上の修繕料は市の負担となっており、総合体育館の防火シャッター、陸上競技場玄関の天井、プールシャワー室の水洗、管理棟のタイル等の修繕を行うものであるとの答弁がありました。

次に、一委員から、債務負担行為の支出額等に関する調書のうち、塵芥中間処理事業コークス購入費について、購入するコークスを船舶輸送すれば、大量購入することにより単価の抑制と、また新しくできる水深14メートル岸壁の利用促進にもつながるのではないかとただしたのに対し、執行部から、現在は商社を経由し購入しており、船舶輸送で直接購入すると、直接の取引が可能か、小ぶりの均一サイズの購入が可能か、輸送手段の確保等課題は多いが検討を行うとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第120号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第121号、平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について審査いたしました。

主な質疑として、債務負担行為の支出額等に関する調書について、佐伯市西野浦診療所及び名護屋出張診療所指定管理委託料の年間委託料をただしたのに対し、執行部から、委託料は、年間2,100万円で、期間は5年間であるとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第121号については、原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号、平成23年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第123号、平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）について審査いたしました。

一委員から、施設介護サービス給付事業3,000万円の減額と、地域密着型介護サービス給付事業3,000万円の増額は、関連したものなのかとただしたのに対し、執行部から、豊寿苑が地域密着型施設に指定されたので予算を組み替えたものであるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、議案第123号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第138号、佐伯市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、執行部から、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、支給する遺族の範囲を拡大しようとするものである。災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合に限り、死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹を加えるものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、兄弟姉妹が同居または生計を同じくしていたことの確認方法についてただしたのに対し、執行部から、住民票の提出や現地調査を行い確認するとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第138号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第139号、佐伯市さいきっ子医療費の助成に関する条例の一部改正については、執行部から、通院に係る子どもの医療費の助成について、その対象を中学生まで拡大しようとするものである。施行期日は、平成24年4月1日を予定しているとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、対象者数と予算見込み額についてただしたのに対し、執行部から、中学生の対象者数は2,062人前後で、予算については、国民健康保険被保険者のデータから2,795万6,803円と推計しており、その程度を予定しているとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第139号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第140号、佐伯市国民健康保険条例の一部改正については、執行部から、健康世帯の表彰に係る保険事業を行わないこととするほか、条文について所要の整備を行おうとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第140号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第141号、佐伯市立学校施設の開放に関する条例の一部改正については、執行部から、佐伯市立学校施設開放運営審議会を置かないこととしようとするもので、学校施設の開放事業は、同審議会の意見がなくても円滑に実施されており、同審議会の必要性がないことから廃止することとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第141号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第142号、佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正については、執行部から、下堅田小学校に放課後児童クラブを新たに設置することに伴い、その名称及び位置を定めようとするものである。新たな放課後児童クラブの名称を下堅田児童クラブとし、その位置を

佐伯市大字堅田5954番地とするとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第142号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第143号、ひがしなかよしクラブの指定管理者の指定については、執行部から、ひがしなかよしクラブを管理する指定管理者を指定しようとするもので、指定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日まで、ひがしなかよしクラブ運営委員会会長 勝田徳真を指定しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第143号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第144号、星の子児童クラブの指定管理者の指定については、執行部から、星の子クラブを管理する指定管理者を指定しようとするもので、指定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日まで、星の子児童クラブ運営委員会会長 吉田節治を指定しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第144号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第145号、下堅田児童クラブの指定管理者の指定については、執行部から、下堅田児童クラブを管理する指定管理者を指定しようとするもので、指定期間は平成24年1月1日から平成29年3月31日まで、下堅田児童クラブ運営委員会会長 清松一生を指定しようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、各クラブで会費等が違う、市の指導により統一はできないのかとただしたのに対し、執行部から、児童クラブ連絡協議会の中でも協議したが、各クラブの運営にはそれぞれ特徴があり会費等を統一するのは難しいとの答弁がありました。

また、一委員から、運営する団体は、子どもの安全、衛生等を担保しながら団体の努力により切り詰めた目いっぱいの運営を行っているように感じる。市としても運営する職員の方々の福利厚生等にも十分配慮すべきと考えたとの意見が述べられました。

その他若干の質疑答弁の後、討論、採決の結果、議案第145号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第146号、佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（介護老人福祉施設）及び佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（地域密着型介護老人福祉施設）を併せて管理する指定管理者の指定については、執行部から、指定管理期間の満了に伴い、新たにこれまで運営している、社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会会長、恒松芳洋を指定しようとするものである。指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とするとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、任意指定とした理由についてただしたのに対し、執行部から、この施設は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行っており、入所者との強い信頼関係が必要である。信頼関係を構築するためには相当程度の時間を要し、その関係を継続させ長期的に安定したサービスの提供が求められること。高齢者介護支援について、専門的知識、資格を有した職員を配置した同一の指定管理者を継続して選定することにより事業の継続性や安定性が発揮され、より高い効果が期待でき利用者サービスが向上すると見込まれること。佐伯市社会福祉協議会は、平成19年度から指定管理者として良好な実績があり、平成23年3月には福祉サービス評価センター大分が実施した、福祉サービス第三者評価により高い評価を受けていること。入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家族との結びつきを重視した運営や、市との密接な連携に努めることが求められ

ること。以上のことから、安定的なサービスの提供により入所者の利益を守るため、社会福祉協議会を継続により選定するということを基本にし、今回の任意指定に至ったとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第146号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第147号、佐伯市国民健康保険西野浦診療所及び佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所を併せて管理する指定管理者の指定については、執行部から、二つの診療所を管理する指定管理者に、医療法人長門莫記念会理事長、長門和子を公募にて指定しようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、医師は常駐するのかとただしたのに対し、執行部から、医師の確保を基本に公募を行い候補者を選定した。医師の常駐については条件としていないとの答弁がありました。

これに対し、同委員から、医師が常駐しないのであれば、医師住宅の処分も早急に検討すべきではないかとただしたのに対し、執行部から、医師が常駐しないとなれば早急に検討するとの答弁がありました。

また一委員から、交通事情等もよくなり診療所も一定の役目を終えた感がある。この指定管理期間中に、これからの方向性等十分な検討を行うよう意見が述べられました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第147号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第148号、工事請負契約の締結について（社会資本整備総合交付金事業 駅前・港地域交流センター新築（建築主体）工事）は、執行部から、駅前・港地域交流センター新築（建築主体）工事に係る工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるもので、契約の相手方は佐伯市長島町1丁目8番20号、菅政・佐々木特定建設工事共同企業体、契約金額は1億7,459万4,000円であるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、JVが組めないということで業者が要件変更を申し出た際、執行部は、A級同士でのJVの場合は3JVしか組めず競争性が確保できないとのことで要件を変更しなかったが、結果として3JVしか応札がなかった。これで競争性は確保できたのかとただしたのに対し、執行部から、現在指名競争入札の場合、入札の競争性を確保するため最低5社の指名を行う。今回の入札も指名同様に5社以上の参加可能な業者が必要と考え、A級6社とB級、C級のJVという要件を設定した。入札に参加するしないは業者の判断と考えているとの答弁がありました。

これに対し、同委員から、5社以上の指名とのことだが、結局3JVしか組めなかった、これでは5社以上ということにならないのではないのかとただしたのに対し、執行部から、入札に参加可能な業者が5社以上という判断で、入札に参加するしないは業者の判断であるとの答弁がありました。

次に、一委員から、入札に参加しなかった業者にペナルティーを科すのかとただしたのに対し、執行部から、ペナルティーはないとの答弁がありました。

次に、一委員から、地元業者を優先するというのであれば、地元業者が公平に参加できるよう要件を設定するのが市の立場じゃないのかとただしたのに対し、執行部から、要件の設定をし、2JVから届け出があった、それ以降に要件を変えるのは公平性が保てないとの答

弁がありました。

また、同委員から、最低制限価格の算出方法を変更し、同パーセンテージが整数になるとは限らないよう改善したとのことだったが、今回85%ちょうどとなっている、なぜ整数とならないようにしなかったのかとただしたのに対し、執行部から、最低制限価格のパーセンテージに上限値と下限値を設けており、その範囲内で算出している。上限値と下限値については整数となっているとの答弁がありました。

また、同委員から、建築主体工事に造成工事をあわせて発注したのは、L型擁壁が近いからだということだったが、これまでは建築と土木工事は分けて発注していたのか、それとも一体で発注していたのかとただしたのに対し、執行部から、今回の工事は、敷地の形状と新築する建物の関係から、造成工事のうちL型擁壁工事を先行して施工した場合、建物基礎工事の施工時にL型擁壁が支障となる。よって、建物基礎工事とL型擁壁工事は互いの工程を見ながら同時施工となることが予想され、施工性、経済性から総合的に判断し、本体工事と密接に関連する附帯工事として造成工事の一部を建築主体工事とあわせて発注した。また、通常は土木、建築、電気、機械等の工事種別に応じて設計、発注するとの答弁がありました。

これに対し、同委員から、造成工事をあわせて発注しなければ設計金額は2億円以下となり指名競争入札となっていた。造成工事を別に発注することは技術的に不可能なのかとただしたのに対し、執行部から、本体工事と密接に関連するので、あわせて発注しなければ難しいという判断で積み上げた結果の金額である。受注した施工業者がどのような施工をするかにもよるので可能、不可能は言えないが、設計者として同時に発注した方が経済性・施工性において合理的な発注方法だと判断したとの答弁がありました。

また、同委員から、工期的なことも含め、A級6社が公平に入札参加できるよう再度入札することは可能かとただしたのに対し、執行部から、現在の計画では、平成25年度から新しい館での活動を始める予定で、平成24年10月までに建物が完成し、その後、外構工事を行うこととなっている。契約の締結が遅くなればそれだけ開所時期も延びる。また、この事業は補助事業なので補助のやりとりに若干影響があると考えるとの答弁がありました。

次に、委員外議員から、代表構成員6社に対して、その他の構成員が技術者不足により5社しかJVを組める状況になかったことについて市の見解をただしたのに対し、執行部から、その他構成員の技術者は、申請書等提出日以前に雇用された者であることと要件を緩和しているとの答弁がありました。

また、同委員外議員から、L型擁壁工事は、L型で角をとめ、その中に盛り土をする。その後、基礎工事を行うのでL型擁壁工事と基礎工事は並行して施工することはなく、L型擁壁が支障となることもないのではないかとただしたのに対し、執行部から、今回の建物基礎工事は、最初に28メートルから30メートルのくいを約30本、現地盤から2メートルほど下まで打ち込み、その後、くい頭の上に基礎をつくるため、2メートル地盤を掘り下げる。このときL型擁壁工事が先行していると擁壁工事の基礎も掘る形となるので、建物基礎工事が終わり埋め戻す際にL型擁壁工事を行うよう同時発注したとの答弁がありました。

また、同委員外議員から、技術者について要件緩和している根拠をただしたのに対し、執行部から、国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルに、監理技術者等は、所属の建設業者と恒常的な雇用関係にあることが必要とあり、この恒常的な雇用関係とは、入札の申し込みのあった日以前に3カ月以上の雇用関係にあることをいうものである。大分県は、この3

カ月要件を使っている。市が行っている要件緩和については、この中に、緊急の必要、その他やむを得ない事情がある場合についてはこの限りではないとのただし書きがあり、この、その他やむを得ない事情とは、発注機関の裁量であると確認している。また、北海道庁も同様の要件緩和を行っているとの答弁がありました。

また、同委員外議員から、くいを先に打ちL型擁壁工事を行うのはわかるが別工事でもできると考える。また、カラー舗装も同時発注しているが、なぜこれを今回の工事に入れなければならなかったのか、設計金額が2億円を超えるよう設計したのではないかとただしたのに対し、執行部から、建築主体工事にあわせて発注した造成工事の概要として、L型擁壁工事が約97メートル、自由勾配側溝が56メートル、排水のボックスカルバートが45.9メートル、それとカラー舗装が約282平方メートルである。同時発注した経緯としては、ボックスカルバートは、現在の水路が工事区域を通過しているためつけかえが必要となる。また、カラー舗装については、今回の工事区域に当たる部分のみ同時発注した。今回の工事が終了後、駐車場や水路の工事が残るが、その分は新年度に発注するよう計画しているとの答弁がありました。

また、同委員外議員から、造成工事を別発注すれば、建築主体工事は、建築A級の単独で、造成工事は、土木B、C級に発注することができたのではないかとただしたのに対し、執行部から、建物基礎工事とL型擁壁工事の施工については、同一の工事管理者の下で実施した方が、安全、円滑かつ適切な施工の確保ができると判断し、今回の工事については、本体工事と密接に関係する附帯工事という判断で同時発注したとの答弁がありました。

また、同委員外議員から、残りの舗装やボックスカルバートの上のフェンス工事などもA級であれば施工できる。なぜこれは一括発注しなかったのか。また市内業者の指導、育成を行うのであれば建築は建築のA級、土木は土木のB、C級に発注すべきではないのかとただしたのに対し、執行部から、この事業の予算は2カ年にわたる債務負担行為を組んでおり、今年度の予算内で、建築主体工事とそれに含めた方がよいと判断した造成工事の一部を発注して、残った外構工事については、来年度に施工するよう計画しているとの答弁がありました。

次に、一委員から、設計金額が2億円を超えたら必ずJVを組まなければならないのかとただしたのに対し、執行部から、設計金額2億円以上は、原則として一般競争入札を行うと公表しており、また建築A級は、6社しかないのが通常であれば指名競争入札という形になるが、一般競争入札の場合はJVを組むしかないとの答弁がありました。

次に、一委員から、設計金額を2億円未満にし、A級6社が平等に入札参加できるようになぜしなかったのかとただしたのに対し、執行部から、工事検査課に設計書が回ってきて入札の手続を行う。分離発注ということも指導しているが、最終的には設計者、担当課の意向であるとの答弁がありました。

これに対し、同委員から、地元業者への配慮というものはないのかとただしたのに対し、執行部から、通常建築でJVを組むときは、県内大手もしくは県外業者と市内A級のJVという設定をしていたが、この工事は予定価格が2億500万円で、2億円未満はA級単独でもできることから、市内A級を代表構成員に、その他の構成員に市内B、C級でJVを組むよう要件設定をしたとの答弁がありました。

これに対し、同委員から、内部協議し、分離発注をするという権限はないのかとただした



のに対し、執行部から、協議の中でできると考えているが、今回は行っていないとの答弁がありました。

次に、一委員から、6社のうち3社しか応札しなかったのでは競争原理がなくなっている。入札を中止すべきではなかったのかとただしたのに対し、執行部から、1社しか応札しない場合であっても、他の入札者がいることを予想し、これと競争する意思を持って入札参加しているのであれば競争性は確保されていると言われている。今回も競争する意思を持って入札に参加していると判断しているとの答弁がありました。

これに対し、同委員から、競争性を確保するため最低でも5社指名するという事なら、5社がそろって入札参加しなければ自由競争にならないではないかとただしたのに対し、執行部から、入札を公告して公平、平等に行っており、A級は、B、C級のどこと組むかも自由であった。業者は努力してJVを組み、既に2JVの届け出があっていた。市の示した要件の中でJVを組んできた業者がある中、それを無視し、最終的には幾つのJVが参加するかわからないが、最低でも2JVは参加するであろう入札を途中で中止することはできないとの答弁がありました。

そのほか活発な質疑、答弁の後、討論に入り、委員から、反対の立場で、この議案については疑惑が先行してすんなりと認められないので反対するとの意見が述べられました。

また、委員から、反対の立場で、執行部は5社ないと3社では競争性が確保できないと言っているにもかかわらず、当初2社しか参加できないという状況で要件を変更しなかったのは矛盾していると考え。地元企業の優先や振興を考えるのであれば、A級すべてが参加できるような要件設定をすべきである。また、市みずからが入札金額と最低制限価格が一致することを問題視して改善策を決めておきながら改善できていない現状があり、これは改善できる仕組みにすべきだと考える。以上の理由により、反対するとの意見が述べられました。

また、委員から、反対の立場で、競争原理で行うのであれば、あくまでも競争に基づき実施すべきであると考え反対するとの意見が述べられました。

また、委員から、賛成の立場で、質疑・応答を聞き若干問題点もあるかと思うが、答弁の内容から賛成するとの意見が述べられました。

また、委員から、賛成の立場で、質疑・応答を聞き、不正はなかったとの執行部の答弁を信じ、賛成するとの意見が述べられました。

挙手による採決の結果、挙手少数により、議案第148号については、原案を否決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ、次に、経済産業常任委員長、井野上準君。

経済産業常任委員長（井野上準） 経済産業常任委員長の井野上準でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案1件、予算外議案18件、計19件につきまして、去る12月9日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

なお、本委員会において、指定管理者の指定議案が17件付託されておりますが、この議案

に係る指定の期間については、いずれも今年度で満了するため、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間を指定するものであることをあらかじめ申し添えます。

まず、議案第151号、佐伯市木浦地区ふれあい施設（木浦名水館）の指定管理者の指定については、執行部から、公募の結果、木浦鉦山区ふれあい施設管理委員会委員長、植木健一を選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

若干の質疑の後、討論、採決の結果、議案第151号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第152号、佐伯市小半ふれあい広場及び佐伯市小半森林公園キャンプ場を併せて管理する指定管理者の指定については、執行部から、公募の結果、なのはな会代表者、磯川りえこを選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、夏場に多くの来訪者がごみを川辺に放置している問題について市の考えをただしたのに対し、執行部から、基本的にはごみの持ち帰りが基本と考えている。現指定管理者も思うように周知はできていないのが現状であるが、引き続き、来訪者に対しては協力を求めていきたいとの答弁がありました。

これに対し、同委員から、ごみの持ち帰りが基本と考えるが、心ない人がいる現状に堪がみ、行政として何かしらの指導することはできないのかとただしたのに対し、執行部からは、バンガローの使用者については徹底されているが、川遊びに来る方に対しては徹底されていない。本匠の方々が愛する溪流でもあり、何らかの対応策を今後十分検討を重ねていくとの答弁がありました。

次に、一委員から、バンガロー等の施設が老朽化していることについて、今後修繕または解体するのか、その方向性をただしたのに対し、執行部から、昨年度から今年度にかけて、指定管理施設台帳を作成している。その中でこの施設については、大規模な修繕を行わず施設を維持するとの位置づけになっている。夏場はフルに稼働していることもあり、この地域の観光面においては、必要不可欠な施設であるとの答弁がありました。

次に、一委員から、指定管理委託料の算出根拠についてただしたのに対し、執行部から、これまで5年間の委託料については、以前の収支決算書をもとに、基準額として190万を指定管理委託料と定めていたが、今回の選定内容において、前回の190万での管理・運営では経営が厳しいとのことから、200万円の基準価格いっぱい応募されており、選定委員会において了承した経緯があるとの答弁がありました。

また、一委員から、当該施設の使用料などの設定については、各施設条例で規定されているが、利用実態にあわせ弾力的に運用してはどうかとただしたのに対し、執行部から、観光施設だけではなく、指定管理施設全体にかかわることから、今後協議していくとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第152号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第153号、佐伯市藤河内渓谷観光施設等の指定管理者の指定については、執行部から、公募の結果、藤河内観光組合組合長、矢野貴子を選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、当該施設については、渓谷の美しい藤河内にあることから、自然豊かな背後地等を十分生かした誘客の必要性についてただしたのに対し、執行部から、景

観あつての施設と考え、自然を守る努力はしていきたいと思っているが、具体策は持ち合わせていないとの答弁がありました。

また、一委員から、溪流沿いにはトイレなども設置されているが、これらの管理についても環境に配慮しながら行ってほしいとの意見が出されました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第153号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第154号、佐伯市高平キャンプ場の指定管理者の指定については、執行部から、公募の結果、特定非営利活動法人かまえブルーーツーリズム研究会理事長、橋本正恵を選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、野路菊が有名であるが、シカの食害から守るだけでも費用がかかると思われるが、この件で指定管理者との協議などはしてきたのかとただしたのに対し、執行部から、地域の支援もある中で野路菊による誘客も大きいことから、指定管理者とともに検討していくとの答弁がありました。

また、委員外議員からは、ブルーーツーリズム研究会の事務所等の体制についてただしたのに対し、執行部からは、蒲江大字竹野浦河内に事務所を開設し、4人体制で業務を行っている。マリンスポーツや写真撮影などのノウハウを持ち、PRできる方を採用しているとの答弁がありました。

同委員外議員からは、当該施設を維持管理するためには、地域の協力も不可欠であることから、指定管理者においては引き続き地域の方との協力体制を構築してほしいとの意見が出されました。

その他若干の質疑の後、討論、採決の結果、議案第154号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第156号、佐伯市上浦活性化センター「しおさいの里」及び佐伯市上浦農村公園を併せて管理する指定管理者の指定については、執行部から、公募の結果、しおさいの里代表者、森崎満を選定し、議会の議決を得ようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、過去3カ年の収支決算書を比較したときに、平成20年度の収支決算書において役員報酬額が137万円、平成21年度、22年度は30万円となっている理由をただしたのに対し、執行部から、平成20年度については、経理の知識が不足していたため、役員報酬の科目から、研修費及び各種イベントに係る役員賃金として充てていたもので、今後、十分内容を精査する中で指導していくとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第156号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第157号、佐伯市本匠農林産物直売所の指定管理者の指定については、執行部から、公募の結果、有限会社きらり代表取締役、染矢宣幸を選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第157号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会所管の部分についてを議題とし、款を追って審査いたしました。

歳入において、若干の質疑の後、歳出に入り、一委員から、6款、3項、2目、水産業振興費の250万円の内容についてただしたのに対し、執行部から、フィレ加工のために、魚の

腹部を割って内蔵物等を取り出すガッターマシンを購入し、生産量をアップさせ、経営の安定を図ろうとするものであるとの答弁がありました。

引き続き、同委員から、当初からこのような計画があったのかただしたのに対し、執行部から、当初、加工賃をキ口当たり260円と設定していたが、現在では200円を割り込むようになったことから、生産量のアップを図り、価格を維持しようとするものであるとの答弁がありました。

次に、一委員から、7款、1項、5目、観光費のうち、工事請負費3,040万円の内容についてただしたのに対し、執行部から、平成22年度に整備した小半森林公園駐車場について、今年5月末の大雨の影響で、のり面等の保護工事を実施したが、9月の台風に伴う記録的な大雨の影響により土砂崩れが発生したため、その修復費用として計上している。工法については、メッキかご砕工法による修復であるとの答弁がありました。

また、一委員から、当初駐車場造成時からこれまで要した経費と合わせ災害復旧費による予算措置は検討したのかとただしたのに対し、執行部から、平成22年度に784万6,650円をきめ細かな交付金での事業で造成し、平成23年度に240万1,350円を補助交付金事業で実施した。今回は財政課等と協議する中で、災害復旧費としては該当しないとの結論に至ったとの答弁がありました。

同委員から、駐車場の修繕費として、今回、単費で3,040万円を投入するとしているが、老朽化したバンガローなどの修繕に十分回せる金額でもあり、駐車場建設時に地質・地形などよく精査すべきではなかったのかとただしたのに対し、執行部から、シーズンになると駐車場がいっぱいの状態になることから、9月の大雨により、崩れてしまったことは遺憾であるが、指定管理者等の強い要望もあったことも理解していただきたいとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁の後、一委員から、駐車場の復旧費3,040万円を単費で充てることの妥当性について、自由討議を行いたいとの申し出があり、一委員から、12月2日に管内視察の際、指定管理者のほうから、川遊びのシーズンになると来訪者が公道に自動車を駐車しているケースが多々見受けられるとのことから、駐車場は必要との意見が述べられました。

自由討議の途中、一委員から、災害復旧費に該当しない詳細理由について、執行部の見解をただしたのに対し、執行部からは、山林の保護、県道に隣接している観点から検討を行ったが、当該駐車場は自然林ではなく、山林を一部切り土し、造成していること、また当初から経済対策として、補助金を全額投入していることなどから、再度補助金を充当できないため、単費という形をとらざるを得ない旨の答弁がありました。

自由討議を経て、討論に入り、一委員から、賛成の立場で、各観光施設等維持補修が恒常的に発生する中で、今回、駐車場の修復費として、単費で支出することについてはやむを得ないと考えるが、今後、十分検討を重ねた上で予算執行に留意することを要望し、賛成するとの意見が述べられました。

討論の後、採決の結果、議案第120号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第149号、佐伯市営第2駐車場の指定管理者の指定については、執行部から、公募の結果、中部地区開発協議会、代表者宮智一郎を選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第149号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第150号、佐伯市宇目商業団地関連施設の指定管理者の指定については、執行部から、任意指定により引き続き、佐伯市宇目商業団地出店組合、組合長矢野剛将を選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第150号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第155号、大入島食彩館の指定管理者の指定については、執行部から、公募の結果、有限会社大入島代表取締役、森崎セツ子を選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第155号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第158号、佐伯市本匠農産加工施設の指定管理者の指定については、執行部から、公募の結果、有限会社きらり代表取締役、染矢宣幸を選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、当該施設を現在、生活改善グループが利用している経緯についてただしたのに対し、執行部から、現在利用している同グループについては、指定管理の申請手続、審査会での答弁、ヒアリング等を行う旨等伝え、高齢でもあり事務手続等厳しいことから、当該法人が農業祭などイベント実施時における車の手配等、側面から支援いただいている経緯があり申請を見送ったとの答弁がありました。

さらに、一委員から、施設管理における運用等のあり方についてただしたのに対し、執行部からは当該施設については監査委員からの指摘を受けている。これまで旧町村からの流れとはいえ、その他林業研修施設や集会所など地域が限定された施設に対する指定管理者制度の導入について疑問視する見解もあることを踏まえ、農林水産部内においても検討していくとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第158号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第159号、佐伯市本匠釜茶加工施設の指定管理者の指定については、執行部から、公募の結果、有限会社きらり代表取締役、染矢宣幸を選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、収支計画書によると、施設利用料収入として、平成24年度が575万円、平成28年度が975万円となっている理由をただしたのに対し、執行部から、本匠を含め佐伯管内のほうが生葉の持ち込みが増加すること、及び施設の処理能力については余裕があることなどから、将来的にこの製茶工場の担う役割が大きくなると考えているとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第159号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第160号、佐伯市本匠堆肥化施設の指定管理者の指定については、執行部から、公募の結果、有限会社きらり代表取締役、染矢宣幸を選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員外議員から、2者の公募があったと聞くが、採点結果についてただしたのに対し、執行部から、有限会社きらりは681点、A社は586点という結果であるとの答弁がありました。

引き続き、同委員外議員から、旧町村時代からの流れという発言にも触れ、指定管理者の

選定に際し、選定委員に対して、どの程度情報提供しているのかただしたのに対し、執行部から、8月26日に開催した選定委員会において、選定方法を決定し、指定申請書等の提出期限である10月12日以降に、選定委員の方へ当該施設にかかわる資料等を手渡し、同月24日のヒアリング前までに提出された計画書等の内容の精査及び質問事項の洗い出しをお願いしているとの答弁がありました。

その他若干の質疑の後、討論に入り、一委員から、賛成の立場で、当該地域の振興、雇用の確保としての設置目的等にかんがみ、地元で熱意、受け皿のなくなった施設については、廃止も検討すべきである。一方で、意欲のある団体等もあることも事実であることから、施設の必要性を十分精査した上で、施設の維持管理を行う必要がある。選定委員会の結果を尊重し、賛成するとの意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、議案第160号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第161号、佐伯市重岡ライスセンターの指定管理者の指定については、執行部から、公募の結果、財団法人さいき農林公社理事長、塩月厚信を選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、当該施設に係る利益処分計画の中に掲げている公益性についてただしたのに対し、執行部から、耕作放棄地の拡大を防ぐ観点からも米等の管理耕作を受けるなど、十分公益性を保ち、事業展開を図っていくものであるとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第161号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第162号、佐伯市宇目農林産物等直売所の指定管理者の指定については、公募の結果、財団法人さいき農林公社理事長、塩月厚信を選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第162号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第163号、佐伯市直川農林産物加工直売所の指定管理者の指定については、執行部から、公募の結果、直川まるごと市場会長、平野八重子を選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第163号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第164号、佐伯市本匠三股人工ほだ場、佐伯市本匠小川人工ほだ場、佐伯市本匠因尾人工ほだ場及び佐伯市本匠山部人工ほだ場を併せて管理する指定管理者の指定については、執行部から、公募の結果、有限会社さきり代表取締役、染矢宣幸を選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第164号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第165号、佐伯市本匠林産物加工施設の指定管理者の指定については、執行部から、公募の結果、本匠生活改善グループ「愛の里」代表、高橋文子を選定し、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

一委員から、過去の決算書において、繰越金が発生した場合、翌年度にその記載がないなど不明確な部分が見受けられることから、今後、きちんと指導すべきであるとの意見が述べられました。

討論、採決の結果、議案第165号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第166号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（上浦大字最勝海浦）は、執行部から、本市区域内における工事の完了に伴い新たに生じた公有水面埋立地を確認し、字の区域に編入することについて議会の議決を求めるもので、新たに生じた土地は上浦大字最勝海浦字納ヶ内179の1の地先の公有水面埋立地1,325.48平方メートル、編入する字は上浦大字最勝海浦字納ヶ内であるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第166号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

本会議の途中でございますが、これより昼食のため休憩いたします。午後は1時より会議を開きます。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第2 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第120号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号、平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、第122号、平成23年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、第123号、平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）、第124号、平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、第125号、平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第2号）、第126号、平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、第127号、平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、第128号、平成23年度佐伯市水道事業会計補正予算（第1号）、第129号、平成23年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、以上9件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務、建設、教育民生、各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上9件はそれぞれ原案のとおり補正しました。

次に、議案第130号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

22番、玉田茂君。

22番(玉田茂) 22番、玉田茂です。

議案第130号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、佐伯市つるみ山荘条例の廃止について、反対討論をいたします。

佐伯市つるみ山荘は、平成3年3月22日に条例制定し、鶴見町総合研修センターとして、鶴見町と湯布院町との姉妹町交流拠点として建設し、温泉浴場あり、テニス、パットゴルフ、ゲートボールができる研修・宿泊施設です。建設から20年しかたってなく、この間、改修工事をし、まだまだ利活用できます。

佐伯市つるみ山荘の設置目的は、第1条に規定されております。読み上げます。

第1条 本市は、市民の研修、レクリエーション、憩の場として健康づくりに努め、福祉の向上を図るとともに交流の拠点として、市の活性化の活力を促進するため、つるみ山荘を設置する。

要するに、つるみ山荘は、営利目的の施設ではなく、健康づくりと福祉の向上の目的であります。廃止の理由は、利用者の減少により、恒常的な収支不足が見込まれると説明しております。研修施設は営利目的であるという廃止の理由は、設置目的から逸脱しております。しかし、営利目的を優先するならば、つるみ山荘条例の目的、内容を改定すればよく、施設廃止する必要はないと考えます。

湯布院は、全国的に名の知れた観光地であり、この地に2,000坪以上の土地と2階建ての研修・宿泊施設があることは、佐伯市の大切な財産及び観光の拠点でもあります。この施設を7万7,000佐伯市民は余り知らないと思います。佐伯ケーブルテレビで周知することから始め、サービスの向上を図れば改善できます。利用者数は、平成18年から22年まで5年間で1万648人、年間平均2,130人です。利用料金収入が567万9,558円、支出617万7,922円です。収支に大差はありません。利用料金収入が指定管理者の収入になり、収支不足が見込まれると説明しておりますが、具体的な改善策として、利用者サービスの向上、夕食・朝食も準備すれば利用者の増加は図れ、料金の改定をすれば収支不足は解消できる計算です。

売却先も決まっておらず、平成24年4月1日以降から、施設管理をしなければ老朽化の一途をたどることになります。この施設には債務残はなく、佐伯市の貴重な正味財産です。売り急ぐことなく、指定管理者との条件改正、民間委託及び公営管理等、改善策を模索して、住民福祉の向上のために有効活用すべきと考えます。

よって、議案第130号、佐伯市つるみ山荘条例の廃止に反対をいたします。

議員皆様方の良識ある御判断をお願いをいたします。

議長(小野宗司) 次に、反対討論の通告がありますので、発言を許します。



17番、井上清三君。

17番（井上清三） こんにちは。17番議員、井上清三でございます。

議案第130号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正についてを反対の立場で討論をいたします。

この条例は、佐伯市つるみ山荘の施設を廃止することに伴うものと判断いたします。つまり、つるみ山荘の存続を願う、そういった立場で申し上げたいと思います。さて、最近のつるみ山荘の利用状況は、平成19年の2,774人を最高に、20、21、22年と減少しております。このことは十分わかっておりますが、これはただ単に時流の流れや、あるいは指定管理者だけの問題とは考えられません。佐伯市として、指定管理制度に移行をどれだけの施設利用促進に支援をされたのだろうか。一部ケーブルテレビ等で報じたような記憶はありますが、私を知る範囲では余力を入れた様子はいかがかえないように感じております。

これはこういった施設に限らず、施設管理を出したら、事故あるいはトラブルがあったときなどは、苦情そういったことは申しますものの、申し上げたように、利用者増員あるいは施設管理支援にはほとんど関知しない。言葉を少し悪く申せば無視あるいは無関心と、そういったことが思える様な部分がうかがえます。そして、もう少し踏み込んだ利用者増加につながる支援をすべきだと思わずにはられません。

例えば、つるみ山荘については、先ほども玉田議員が申しておりましたが、利用料の申し込みはできなかったのか。見直しは行わなかったのか。今どき、全国的に観光地で有名なあの湯布院で、佐伯市民が2,500円、市外の方が3,000円と格安過ぎる賃金形態、こういった部分を見直す会議はなく、そのまま推移している現状とも思われます。

また、指定管理者では金額を上げることも下げることも条例という鎖で締めつけているため、門をあけようにも手が出さない領域である、そのようにも感じております。本来なら、指定管理委託をした状況で、利用料等については柔軟に対応し、市民3割、市外の方7割の利用状況等を考慮し、例えば、市民を3,000円、あるいは市外者は5,000円程度の適切な料金に上げ、そういった部分の措置するなど、また佐伯市あるいは観光協会、施設管理者が協力し、PR等に努力したならば、今よりかなりの利用客がふえることも予測され、200万あるいは300万以上、私は増加する、そのように考えております。すなわち市の負担軽減につながる、そのようにも確信しております。なぜこの辺の対応に取り組まれなかったのか、疑問が持たれてなりません。

御承知のように、この施設は、合併以前の平成3年だったと思いますが、鶴見町は3億4,820万円をかけて、住民の福祉、サービス、憩い、安らぎを醸し出し、ある意味では保養所あるいは研修的な活用を重視した人間復活あるいは形成のためにつくられたと拝察しております。

したがって、利益追求を主として設置されたものではなく、こういった背景を無視するかのごとく、ある意味では、あたかも観光施設というような形で位置づけし、維持経費が、今後恒久的に負担になるので売却するということは、当初の設立趣旨に違反し、鶴見地区の人に申しわけなさが残る断腸の思いでございます。

いま一度、原点に戻り、見直す、そういった必要性があるように思えてなりません。また、仮に売却しても独自の源泉施設もなく、もらい湯、さらに現代の景気状況を勘案してみると、私の考えでは売却しても七、八千万程度ということを考えております。

このような大切な施設を十分な努力もせず、施設管理者任せして、利用者が少なくなったら売却してしまうという手段には到底納得できないものがございます。市民の安らぎの場として、また市民が誇れる場所として、一層の施設面の充実を図り、気軽に日帰り入浴客や若者向けのオートキャンプ場等の開設などに取り組みられるなど、必ず活性化すると確信をしております。このつるみ山荘の存続を願いたいという思いで、改めて強調した思いでございます。

以上をもって、議案第130号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、反対の討論といたします。議員各位の御理解を心よりお願い申し上げます、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は否決でありますので、原案について、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（小野宗司） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第131号、佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について、第132号、佐伯市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、第133号、佐伯市税条例の一部改正について、第134号、佐伯ヘリポートの指定管理者の指定について、以上4件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上4件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第135号、佐伯市特定環境保全公共下水道事業条例の一部改正について、第136号、市道路線の認定及び廃止について、第137号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、以上3件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上3件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第138号、佐伯市災害甲慰金の支給等に関する条例の一部改正について、第139号、佐伯市さいきっ子医療費の助成に関する条例の一部改正について、第140号、佐伯市国民健康保険条例の一部改正について、第141号、佐伯市立学校施設の開放に関する条例の一部の改正について、第142号、佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について、第143号、ひがしなかよしクラブの指定管理者の指定について、第144号、星の子児童クラブの指定管理者の指定について、第145号、下堅田児童クラブの指定管理者の指定について、第146号、

佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（介護老人福祉施設）及び佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（地域密着型介護老人福祉施設）を併せて管理する指定管理者の指定について、第147号、佐伯市国民健康保険西野浦診療所及び佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所を併せて管理する指定管理者の指定について、以上10件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上10件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第148号、工事請負契約の締結について（社会資本整備総合交付金事業 駅前・港地域交流センター新築（建築主体）工事）を議題といたします。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

15番、矢野精幸君。

15番（矢野精幸） 15番議員の平成会所属の矢野精幸でございます。

本議会に上程されました議案第148号、工事請負契約の締結について（社会資本整備総合交付金事業 駅前・港地域交流センター新築（建築主体）工事）ですが、私は賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

先日の9日の教育民生常任委員会で審議をし、その結果は先ほどの委員長報告のとおりでありましたが、その中で各委員の指摘した問題点、疑問点、それに対する執行部の答弁を聞いたとき、その主たるものは入札の仕方に不備があったのではないかとのことだったかと思われま

す。執行部の答弁によりますと、この入札方式は市内の業者に指定をし、要件設定型一般競争入札である。今回は、A級6社だけでJVを組むと3JVしか参加できない。公平性・競争性を尊重するならば、5社以上が望ましいのではとの思いで、A級6社とB・C等を組めば6社になるとの判断のもとに入札を行った。しかし、結果を見ると、3社しか応札しなかったということですが、別に問題はなかったとのことでありま

す。私の手元にある資料を見ますと、過去においても、当市の発注した工事の入札結果を見ると、この件と同じような事例は何度もあります。また、県発注工事においても、これと類似した事例も幾つもあります。中には入札参加業者が2社あったのだが、途中で1社が辞退し、入札には、結果的に1社だけしか参加をしなかったという事例もあります。その他最低制限価格の設定等も問題視をされていたようですが、私は執行部の答弁で疑義を生じるようなことはなかったと思っております。

この議案は、東校区の公民館の建設についてであります。校区民は、10年以上も前から要望事項であったかと思われま

す。これまでに適当な用地がなかなか見つからず、今まで延び延びになっていましたが、今回、消防署の移転と九電の跡地の利用ができるということで、ようやく建設の運びとなったわけでありま

議長（小野宗司） 次に、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番、佐藤元君。

8番（佐藤元） 8番議員の佐藤元です。

議案第148号、工事請負契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。

理由として、この社会資本整備総合交付金事業 駅前・港地域交流センター新築（建築主体）工事の入札については、公平性・公正性・透明性に欠けていると思われるからであります。

先般の議案質疑で、佐伯市内同士のJVの組み合わせのほうが、市内業者の受注の確保につながるという発注者側の答弁がありました。それであるなら、A級とB級、A級とC級という共同企業体の要件を代表構成員、その他の構成員は、全構成員が佐伯市内に本店があること等の要件の緩和を行い、公告していたら、さらに競争性・公平性も確保することができ、より多くの佐伯市内業者の参加が可能であったと思います。

また、この工事内容というのは、直接工事費単価1億5,500万ぐらいの建築工事であるにもかかわらず、造成工事を含めて1億9,559万5,000円で発注をしております。分割発注を行えば、建築部分をA級単独入札が可能であり、造成工事へ単独入札、舗装工事は舗装工事へ単独入札が行われたと思われま

す。坂本課長の答弁では、L型よう壁が建物に非常に接近したため、一緒に発注したということでありましたが、建築工事、いわゆる建物を建てる工事と坂本課長の言うL型よう壁の部分である造成工事は、建物の用地の工事であります。建物は、この造成工事が完了した後にしか工事はできません。同時に工事を進める必要は全くないと考えておるところであります。このことから、L型よう壁が建物に接近しているという理由はこじつけにしかならないと考えるところであります。

単純に建築一式工事をA等級6社、また造成工事を土木工事としてB等級、C等級で、舗装工事は舗装工事とし、十分に佐伯市内業者の受注の確保につながる発注ができると思います。

ちなみに、本年10月13日と10月20日に行われました上浦浪太地区の漁集排浪太地区終末処理施設築造工事については、土木、建築、電気と3件に分け、分離分割発注を実行しております。

また、この社会資本整備総合交付金事業 駅前・港地域交流センター新築（建築主体）工事については、数社の業者がこの要件について、副市長、課長、係長に相談に行っております。部長答弁では10月31日と言われておりますが、実際は10月18日公告後、10月21日から10月26日まで何度も足を運んでおります。そして、部長は、公告期間中に2JVから協定書の提出があり、競争性・公正性は確保されていることから、報告どおりの入札を行ったという答弁をされております。しかし、部長は、A級・A級の企業体の組み合わせは3組となるので、一般競争入札の要件の件から、競争性が確保できないという判断をしたとも答弁しております。実際に応札したのは3JVであります。3社応札では競争性が確保できないという判断をしておきながら、また、3社なら入札辞退を取り消すとも言われており、さらに代表構成員の6社のうち4社がこの入札について発注者に要件の緩和や期日の延期、入札の中止を求めたにもかかわらず、最初から聞く耳を持たず強行突破をしております。

井上部長の答弁の中に、業者が雇用している技術者数は、入札参加資格申請したときのも

のであり、入札開札日、現在の技術者数は必ずしも一致しないと言われましたが、県の許可、国の許可の業者は技術者の変更増減については、速やかに届け出をしなければならず、入札に際しての技術者は、雇用後3カ月を経て、主任もしくは管理技術者になれることは、大分県庁入札管理室長にも確認をとっておるところであります。

県庁入札管理室長は、業法に基づき、入札参加資格申請後に、各社の変更に伴う事項については、その都度、報告の義務づけがなされていることを発注者、また受注者ともに業法にのっとり行っていくよう指導されているということもあわせて報告をされております。

しかし、この入札の技術者の資格要件については、時期によって市内業者の技術者の確保が厳しかったり、やむを得ない事情と緊急雇用等を考慮して、そして、利便性を考慮して、市独自で判断して要件を設定したものと答弁されております。このやむを得ない事情というのは何を指して言ったのか全く理解できないものであります。また、利便性を考慮してというのは、佐伯市にとって都合のよいものとなり、その時々発注で考え方が異なるようでは、何か不自然さを覚えるものであります。

部長が、佐伯市の業者の受注確保のためにと答弁しておりましたが、そこまで業者のことを思っただけなのであれば、幾ら公告時の技術者、そして各業者の受注状況の把握、ともにしなくてもよいことになっていても、発注者側の佐伯市であれば、いつが繁忙時期、忙しい時期であるかということも十分に把握できていたはずであろうかと思われま

す。また、今回の入札結果は、予定価格事後公表で1億9,559万5,000円を1億6,628万円で落札しており、最低制限価格は1億6,625万5,750円で、落札額とわずか2万4,250円の差であります。落札率で言いますと、85%を85.01という近似値で落札をしております。

議員の皆さん方もまだまだ記憶に新しいと思いますが、先般、平成22年に実施された要件設定型一般競争入札において、公共工事入札事務の監査請求がなされました。このときの理由は、事前に公表されない最低制限価格と同額での落札が相次いでおり、積算の制度が向上したとはいえ、不自然さを覚えるというものであります。

この決議案についても、今、審議中であり、何ら結論も出ていない現状で、この決議案に賛成された議員の皆様方が、この議案第148号について、どのようにとらえられるのかは不確かではありますが、この議案第148号の建築一式工事については、今回が初めての入札であります。類似工事も行われていない。前年度から継続して行われている工事でもございません。ですから、設計金額を積算するのめかなり難しいものであると考えられます。といいますが、残り参加者2JVについては、最低制限価格からかなりかけ離れた金額で応札をしておられます。

この落札について、今回一度限りの工事で、継続性のない工事であり、最低制限価格の近似値で落札したことは不自然さを覚える。公共工事入札事務の監査請求は、20年、21年、22年と、3回から4回にわたり継続的な工事で発注をされたことであります。このことについては、業者の積算能力の向上は図られたと思うものであり、何を不自然さと感じられて監査請求をしたのか不思議に思うところあります。

今、私が御説明申し上げたとおりであり、私はこの議案第148号の入札について、不自然さを払拭できないものであります。22年度の入札については、大分合同新聞社が掲載しておりましたが、この議案第148号が可決された場合も同様に問題視するのではないかとと思われるところであります。また、メディアとしての責任を考えたとき、一つの問題を提起された

場合、最後まで取り扱うべきではないかと思うところであります。

私は、今回の工事請負契約の締結について、工事請負契約はもちろん、発注の仕方にも疑問を感じております。また、公正・公平・競争性から見ても、この入札は佐伯市内業者に対し分離分割し、やり直すべきと考え、私は議案第148号に反対をいたします。議員の皆さんのそれぞれのお考え、いま一度よく考えていただき、議案を確認していただくことをお願いし、私の反対討論といたします。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

議案第148号につきましては、会議規則第72条の規定により、記名投票をもって採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（小野宗司） ただいまの出席議員数は27人であります。

投票札を配付させます。

（投票札配付）

議長（小野宗司） 投票札の配付漏れはありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（小野宗司） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は所定の白票を、否とする諸君は所定の青票を、点呼に応じて順次投票願います。

（点呼、投票）

議長（小野宗司） 投票漏れはありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（小野宗司） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井上清三君、河野豊君、以上の2人を指名いたします。

よって、2人の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

議長（小野宗司） 投票結果を報告いたします。

投票総数27票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票。

反対 8 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで投票札を回収いたします。

(投票札回収)

議長(小野宗司) 次に、議案第149号、佐伯市営第2駐車場の指定管理者の指定について、第150号、佐伯市宇目商業団地関連施設の指定管理者の指定について、第151号、佐伯市木浦地区ふれあい施設(木浦名水館)の指定管理者の指定について、第152号、佐伯市小半ふれあい広場及び佐伯市小半森林公園キャンプ場を併せて管理する指定管理者の指定について、第153号、佐伯市藤河内溪谷観光施設等の指定管理者の指定について、第154号、佐伯市高平キャンプ場の指定管理者の指定について、第155号、大入島食彩館の指定管理者の指定について、第156号、佐伯市上浦活性化センター「しおさいの里」及び佐伯市上浦農村公園を併せて管理する指定管理者の指定について、以上8件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上8件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第157号、佐伯市本匠農林産物直売所の指定管理者の指定について、第158号、佐伯市本匠農産加工施設の指定管理者の指定について、第159号、佐伯市本匠釜茶加工施設の指定管理者の指定について、以上3件を一括して議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、16番、三浦渉君の退席を求めます。

(三浦渉議員退席)

議長(小野宗司) 討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上3件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第160号、佐伯市本匠堆肥化施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

16番、三浦渉君の復席を求めます。

(三浦渉議員復席)

議長(小野宗司) 次に、議案第161号、佐伯市重岡ライスセンターの指定管理者の指定について、議案第162号、佐伯市宇目農林産物等直売所の指定管理者の指定について、以上2件

を一括して議題といたします。

ここで副市長、塩月厚信君から退席の申し出がありますので、これを許可いたします。

(塩月厚信副市長退席)

議長(小野宗司) 討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

副市長、塩月厚信君の復席を求めます。

(塩月厚信副市長復席)

議長(小野宗司) 次に、議案第163号、佐伯市直川農林産物加工直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第164号、佐伯市本匠三股人工ほだ場、佐伯市本匠小川人工ほだ場、佐伯市本匠因尾人工ほだ場及び佐伯市本匠山部人工ほだ場を併せて管理する指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、16番、三浦涉君の退席を求めます。

(三浦涉議員退席)

議長(小野宗司) 討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

16番、三浦涉君の復席を求めます。

(三浦涉議員復席)

議長(小野宗司) 次に、議案第165号、佐伯市本匠林産物加工施設の指定管理者の指定について、議案第166号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(上浦大字最勝海浦)、以上2件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者谷口ふく子)を議題とい



たします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第4号は原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者山田豊和)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第5号は原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者上木奏徳)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第6号は原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第7号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者矢野静司)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第7号は原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、専決処分の報告第19号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、請願第12号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

3番、浅利美知子さん。

3番(浅利美知子) 3番議員、公明党の浅利美知子でございます。

請願第12号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願に対し、反対の立場が

ら討論をいたします。

国の形を大きく変え、地方自治体が独自性を発揮し、住民本位の地域づくりを進めていく効率的な行政が今求められております。閉塞状態の我が国の打破は地域の活力であり、そこが本旨ではないでしょうか。特に行政の無駄を排し、地域住民ニーズに柔軟に対応していく効率的な行政サービスの見直しは避けて通れない課題であります。国においても重たい足取りではありますが、地方分権改革の流れが進んできております。地方分権改革推進委員会の勧告を受け、自治体の権限移譲や義務づけ・枠づけの見直し、国の出先機関の見直しなど、ことし4月に第1次、8月に第2次の地域主権一括法が、民主・自民・公明各党の与野党の賛成多数で相次いで成立をしております。

今後の課題は、国家公務員の大きな抵抗は予想されますが、国の出先機関の廃止、縮小や地方への財源移譲の問題であります。また二重行政の解消のため、都構想で自治体のあり方を変えようとしている大阪府などの議論も視野に、広域連合や道州制も踏まえた幅広い議論も重要になってまいります。その場合、自治体の意思を決定し、行政を監視する地方議会の役割はより重くなってくるものと考えます。

本請願に国民の安全と安心を確保するために、今まさに国と地方自治体の役割が重要となっております。国民・住民の要求にこたえるためにも、国・地方の行政体制を拡充することが求められておりとあります。

請願の趣旨は、地域主権に背を向け、二重行政の無駄からも目を背け、公務員を増員させようということでもあります。このことは到底、佐伯市民を初め国民の理解と納得が得られるものではありません。

これまでは地方自治に関することは、国が一方向的に決めてきました。これに対して、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めていく、このことが地域主権改革であり、私たちが切望してきたことでもあります。この地域主権改革の流れを真正面からとらえていく政治姿勢と見識こそが、今最も求められているのではないのでしょうか。

行政体制の拡充につきましても、国の出先機関を整理・統合し、住民に身近な行政は自治体に移譲していくことこそ、住民サービスにまさに対応することになり、二重行政の無駄を省き、地域住民ニーズに柔軟に対応する行政体制になるのではないのでしょうか。その立場から、佐伯河川国道事務所や番匠川を引き続き国の管理にすることも議論しなければなりません。現状に甘んじ、既得権益にしがみつくことだけでは地域主権は勝ち取れません。

地域の視点から、時代の大きな変化を察知し、そのことを真摯に受けとめ、地域主権改革のエネルギーを燃やしていく政治姿勢こそ、私たち地方議員に求められている役割ではないのでしょうか。そのことを強く訴え、請願第12号に対する反対討論といたします。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いをいたします。

議長（小野宗司） 次に、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、高司政文君。

26番（高司政文） 26番議員、日本共産党の高司政文です。

私は、請願第12号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願に賛成の意見を述べたいと思います。

この請願は、昨年6月22日、政府が閣議決定した地域主権戦略大綱が実施されると、補助金の一括交付金化や国の出先機関の原則廃止など、住民への行政サービスの責任が果たせな

くなるとの立場で、地方に犠牲を強いるような地域主権改革を行わず、国土交通省佐伯河川国道事務所を存続し、番匠川を引き続き国の管理とすることに対して、国や県に意見書を上げてほしいというものです。

地域主権戦略大綱は、目指すべき国の形として、国の役割は、軍事、外交など限られたものにして、教育、福祉を初め、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねることを示したものです。地域主権改革が進展すれば、おのずと地方公共団体間で行政サービスに差異が生じてくるもので、地方公共団体の市長や議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重大になると書いてあり、地域住民がみずからの住む地域をみずからの責任でつくっていくという責任の改革だと述べています。

聞こえはいいのですが、要は国民全体を守るさまざまな基準や財政措置など、現在、国の責任で行っているものはなくし、つまり権限移譲し、補助金の一括交付金化など、少ない財源で財政運営を含め、すべてを地方自治体に押しつけてくるものになっています。地方交付税などの財源が地方に移譲されてよくなるのではという疑問があります。

しかし、大綱では、今後の課題と進め方として、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築するとしており、地方交付税に偏っている今の状況から、市民税や地方消費税など、市民が負担する財源に変えていくということであります。これを裏づけるように、財務省のホームページでは、知事、市町村長、総務省など、それぞれの立場で都合のよい解釈をしている。税による財源確保が地方自治の基本、地方分権を進めれば必ず格差が出てくると説明し、地方自治の基本は、地域住民がみずからの負担と比較で、行政サービスを自分たちで選んでいくということ、財政移転ではなく、税による財源確保、もしくは歳出削減が基本となると書かれており、税源移譲が伴わないことは明らかです。

このため、現在、主に地方交付税や補助金、公債などで財政運営している佐伯市のような地方自治体にとっては、一括交付金化で財源を失うことで、公共事業をストップし、市民は増税という形で負担がふえることになりかねません。

地域主権戦略大綱の大きな柱の一つが、国の出先機関の廃止です。佐伯市では、国土交通省佐伯河川国道事務所が該当します。ここが廃止されたら、佐伯市にどういう影響があるでしょうか。佐伯河川国道事務所は、年間100億円前後の予算を持ち、東九州自動車道の延伸や番匠川、国道10号線の改修、維持管理等を行っています。これがなくなれば、防災面を初め地元業者の仕事、雇用などに大きな影響があると考えます。番匠川では、国が管理する部分と県が管理する部分とを比較すると、堤防の草刈りなどの日常的な維持管理の違いが一目瞭然です。国道10号線も道路の草刈り、側溝の清掃、巡回パトロールの頻度、万一災害で国道がふさがれたら、24時間以内に、最低片側通行を含め、工事完了するという方針です。県や市の道路ではこうはいかないのではないのでしょうか。また、津波や集中豪雨等による災害を考えたとき、国の出先機関があるとないのとでは市民の安心・安全面で大きな違いがあると考えます。

最後になりますが、議員の皆さんの御賛同をお願い申し上げ、賛成討論とします。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、請願第12号を採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(小野宗司) 起立多数であります。

よって、請願第12号は採択とすることに決定いたしました。

次に、委員会提出議案第9号、佐伯市議会議員定数条例の制定についてを議題といたしません。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、高司政文君。

26番(高司政文) 26番議員、日本共産党の高司政文です。

私は、委員会提出議案第9号、佐伯市議会議員定数条例の制定について、定数は削減すべきでないという立場から反対の意見を述べたいと思います。

本議案は、現在の議員定数30を4削減して26とし、次回の選挙から実施しようとするものです。現在、地方議会は二代表制のもと、住民の意思を代弁する唯一の議事機関として、市政全般に対する責任を持つことが求められています。その権限は、提出された議案に対する議決権のほか、政策立案し、条例の制定や改廃することや予算の決定や修正、決算の認定、地方税の徴収、使用料・手数料などの契約、執行機関の事務に関する調査権、監査請求権、国や県に意見書を提出すること、それから、住民の生活に関することなど、多数あります。つまり行政に対する住民の監視機関としての役割を十分に果たし、地方自治体の本旨である住民福祉の向上が図られるようにすることが、議会の役割であるということです。このように重要なこれらを果たす議員を考えれば、単に経費の削減等の観点から見るとは妥当ではないと考えます。

自治委員会連合会などが議員削減を求める理由として、財政面の削減を上げています。平成22年度決算を見ると、議会費は一般会計予算の0.6%にすぎず、総額で2億8,000万円となっており、4人削減しても3,000万円弱程度と思われます。では、その経費削減が市民の暮らしと福祉、教育の充実などに活かされるでしょうか。

佐伯市は行財政改革の名のもと、火葬場、給食センターなどの施設の統廃合、公立保育所の民営化、指定管理者制度の導入、国保税や介護保険料などの引き上げ、敬老年金の廃止、職員削減などを行い、その結果、住民サービスの低下など市民生活に大きな影響を与えています。

ところが、その一方で、新庁舎を含め、100億円を超える中心市街地の活性化事業、とりわけ市民の反対が根強い大手前開発など、大型開発を推進しているのが現状です。こうしたときに経費削減になるからと定員削減を進めれば、議員が減った分だけさまざまな住民の声を議会に反映させ、市政に届ける上で大きな障害になるとともに、無駄使いなど、お金の使い方をチェックする機能を弱めてしまいます。議員削減によって節減できるという金額は、結局、大型開発を進めるための債務の返済や基金の積み立てに使われるだけで、市民の暮らしに回されるという保障はどこにもありません。

次に、今回の定数削減が民意の反映、政策立案、行政に対する監視という議会が果たすべき役割にどのような影響を与えるかという問題です。行政の専門家も地域の民主主義を代表する議員の定数が減り、これで本当に足りない点を調整していくことが可能なのか、少数者

の意見はだれが代表するのかと懸念を表明しています。

佐伯市は合併によって、人口は8万人、面積は903平方キロメートルと、九州一広くなる一方、議員定数は合併前の合計121から、現在30に、4分の1になりました。こうした中で、さらに減少して26になれば、民意の反映、政策の立案、行政に対する監視機能がさらに弱まるのは明らかです。都市行政問題研究会がまとめた調査研究報告書では、分権の時代であり、議会の執行機能に対する監視の役割が一層重くなり、議会の構成も都市全体を見渡すことのできる議員を多く構成されるようになることが求められる。また、執行部に負けないほどの政策論争を重ねることが必要であり、監視・政策・立案機能の向上を果たす上においても、相応の議員数が必要であると述べています。

また、行政のほうからは、議員が減ったほうがやりやすいという声が聞こえます。逆に考えれば執行部に対抗するには一定の議員が必要だということです。地方分権は自分たちの市は自分たちで決めるのが基本で、他市が減らしたから減らせば、その考えは逆行するものと言えます。また、佐伯市議会では定数を考える上で、常任委員会の人数を根拠としましたが、先日の教育民生常任委員会出席者6名で、委員長を除き5名で採決しました。人数が少ないと十分に議論されないおそれがあり、反対・賛成がわずか3人で決まってしまう点から見ても問題があるのではないかと感じました。やはり七、八人で審議することが必要だと感じます。とはいえ、市民が定数を減らせと主張する背景に、佐伯市議会が市民の期待にこたえ切れてないという問題があります。

現在、佐伯市議会では、議会基本条例を制定し、市民に開かれた議会、市民に信頼される議会を目指して議会改革を進めています。議会報告会でも議会の取り組みを評価する声も多くなってきており。定数は減らさなくてもいいのではないかという意見も、パブリックコメントを含め多数寄せられています。今回、最終的に定数26と統一した形で提案されたことは仕方がないと思いますが、定数を減らさなくてもよいという声を代表して、反対討論を終わります。

議長（小野宗司） 次に、賛成討論の通告がありますので発言を許します。

27番、吉良栄三君。

27番（吉良栄三） 27番、吉良でございます。

委員会提出議案第9号について、賛成の立場で討論をいたします。

おまえは違うやろと言われるかもしれませんが、かねてから少数精鋭議会を目指すのが私のスタンスで、以前から議員数が多いとか少ないとかの視点ではなく、佐伯市には何人が適正なのかという視点で模索し、佐伯市の人口規模など本市の状況、他市の状況等を調べ、実際に話をお聞きする中で、佐伯市議会の定数は24人が最大公約数であろうと考え、特別委員会の中でも主張をしてきました。

議会改革等調査特別委員会も議論を重ねる中で、定数案のたたき台として素案を支持の高いものから25人、26人、30人と三つにまとめ、自治委員会からの意見も踏まえ、議会モニターさんの意見聴取、パブリックコメントの実施、議会報告会での意見を聞き、議員をもっと減らすべきだとの声や余り多く減らせば民意が反映されにくい、議会として機能するのかなど、たくさんの意見をいただいたと思っております。

そして、特別委員会も12回に及ぶ委員会の開催により議論を重ね、市民の皆さんから寄せられた意見も踏まえ、全員協議会での意向も踏まえて、今回、提案に至っております。議案

を提案する直前の全員協議会でも自分の意思を示させていただきましたが、これまで何度も何度も重ねてきた経緯の中での方針であり、提案でありますので、特別委員会一員としても、私は尊重しなければいけないなと思っております。

ただ、今回の定数条例の改正や議会基本条例の制定が議会改革の終わりではなく、これからはさらなる佐伯市議会のスキルアップが求められていると思います。

議会基本条例の制定や今回の定数の見直しがこれからの佐伯市議会にとって、少数精鋭で機能するクオリティーの高い政策集団議会の一翼を担うことを期待し、賛成の意見としたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

委員会提出議案第9号につきましては、会議規則第72条の規定により、記名投票をもって採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（小野宗司） ただいまの出席議員数は27人であります。

投票札を配付させます。

（投票札配付）

議長（小野宗司） 投票札の配付漏れはありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（小野宗司） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は所定の白票を、否とする諸君は所定の青票を、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

議長（小野宗司） 投票漏れはありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（小野宗司） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井上清三君、河野豊君、以上の2人を指名いたします。

よって、2人の立ち会いを願います。

（開票）

議長（小野宗司） 投票の結果を報告いたします。

投票総数27票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成25票。

反対2票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

審議結果  
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第120号	平成23年度佐伯市一般会計補正予算(第2号)	分 割	原案可決
第121号	平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	教育民生	原案可決
第122号	平成23年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	教育民生	原案可決
第123号	平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第2号)	教育民生	原案可決
第124号	平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第125号	平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総 務	原案可決
第126号	平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第127号	平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第128号	平成23年度佐伯市水道事業会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第129号	平成23年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第130号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	総 務	原案否決
第131号	佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について	総 務	原案可決
第132号	佐伯市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	総 務	原案可決
第133号	佐伯市税条例の一部改正について	総 務	原案可決
第134号	佐伯ヘリポートの指定管理者の指定について	総 務	原案可決
第135号	佐伯市特定環境保全公共下水道事業条例の一部改正について	建 設	原案可決
第136号	市道路線の認定及び廃止について	建 設	原案可決
第137号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	建 設	原案可決
第138号	佐伯市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決

第139号	佐伯市さいきっ子医療費の助成に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第140号	佐伯市国民健康保険条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第141号	佐伯市立学校施設の開放に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第142号	佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第143号	ひがしなかよしクラブの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第144号	星の子児童クラブの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第145号	下堅田児童クラブの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第146号	佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑(介護老人福祉施設)及び佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑(地域密着型介護老人福祉施設)を併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第147号	佐伯市国民健康保険西野浦診療所及び佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所を併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第148号	工事請負契約の締結について(社会資本整備総合交付金事業 駅前・港地域交流センター新築(建築主体)工事)	教育民生	原案可決
第149号	佐伯市営第2駐車場の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第150号	佐伯市宇目商業団地関連施設の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第151号	佐伯市木浦地区ふれあい施設(木浦名水館)の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第152号	佐伯市小半ふれあい広場及び佐伯市小半森林公園キャンプ場を併せて管理する指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第153号	佐伯市藤河内溪谷観光施設等の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第154号	佐伯市高平キャンプ場の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第155号	大入島食彩館の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第156号	佐伯市上浦活性化センター「しおさいの里」及び佐伯市上浦農村公園を併せて管理する指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第157号	佐伯市本匠農林産物直売所の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第158号	佐伯市本匠農産加工施設の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第159号	佐伯市本匠釜茶加工施設の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第160号	佐伯市本匠堆肥化施設の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第161号	佐伯市重岡ライスセンターの指定管理者の指定について	経済産業	原案可決



第162号	佐伯市宇目農林産物等直売所の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第163号	佐伯市直川農林産物加工直売所の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第164号	佐伯市本匠三股人工ほだ場、佐伯市本匠小川人工ほだ場、佐伯市本匠因尾人工ほだ場及び佐伯市本匠山部人工ほだ場を併せて管理する指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第165号	佐伯市本匠林産物加工施設の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第166号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について (上浦大字最勝海浦)	経済産業	原案可決

諮 問

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者谷口ふく子)		異議がない
第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者山田豊和)		異議がない
第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者上木奏徳)		異議がない
第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者矢野静司)		異議がない

専決処分の報告

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 9 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	建 設	原案承認

請 願

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 2 号	国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願	総 務	採 択

委員会提出議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 9 号	佐伯市議会議員定数条例の制定について		原案可決

日程第3 議案の上程(提案理由説明、質疑、討論、採決)

議長(小野宗司) 日程第3、議案の上程を行います。

意見書案第24号、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する意見書、第25号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書、第26号、原子力発電所の安全対策の強化とエネルギー政策の転換を求める意見書、第27号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書、以上4件を一括して議題といたします。

まず、意見書案第24号につきまして、提案者の説明を求めます。

14番、日高嘉己君。

14番(日高嘉己) 14番議員、日高です。案文を朗読して説明といたします。

意見書案第24号

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する意見書

昨今の漁業をとりまく状況は、コストに占める燃料費のウエイトが極めて大きい漁業にとって、燃油価格の高騰によるコストの上昇に加えて、構造的な魚価の低迷のなかで収入面においても厳しい状況にあり、漁業経営は深刻な状況に陥っている。

さらに、燃料として主に軽油を使用している沿岸漁業地域においては、零細漁業者も多く、軽油引取税の免税措置が廃止されると漁業経営は一段と圧迫され、漁業者は廃業に追い込まれかねない。

国会及び政府におかれては、水産物の安定供給とともに、漁業者の経営安定を図るため、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置について恒久化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

大分県佐伯市議会

以上であります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（小野宗司） 次に、意見書案第25号及び第26号、以上2件につきまして提案者の説明を求めます。

24番、渡邊一晴君。

24番（渡邊一晴） 24番、新風会所属の渡邊一晴でございます。

意見書案第25号につきまして、文案を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

意見書案第25号

#### 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

我が国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人もおり、その大半は、集団予防接種における針・筒の使い回しなどによる感染、国の責任による医原病とされている。

平成20年1月、一定の要件を満たす薬害C型肝炎被害者にのみ裁判手続を経て、国が給付金を支払う「薬害肝炎救済特別措置法」が制定されたが、被害者の多くがカルテの保存義務の5年が過ぎて発症するため、救済特措法の対象から除外されており、手術記録、母子手帳等の書面などにより、広く救済する枠組にしないと救済されないのが実態である。

こうした中、B型・C型肝炎感染は国の責任であると明記し、肝炎患者の救済、肝炎対策を国の責務と定めた「肝炎対策基本法」が平成21年12月に制定されたが、その後発表された「基本指針（案）」では全ての肝炎患者を救済する対策は具体化されなかった。

については、肝炎対策基本法に基づく救済を図り、また、救済特措法に基づいて救済枠を広げるため、次の事項について強く要望する。

記

- 1 肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。
- 2 「救済特措法」の延長と同時に救済の枠組を広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに、特定血液製剤を使用した可能性のあるC型肝炎患者も救済すること。
- 3 集団予防接種が原因とされる全てのB型肝炎感染被害者の救済策を等しく講じること。
- 4 肝臓薬、検査費用、通院費の助成をはじめ、肝炎治療費の支援、生活保障を行うこと。基本法が定めた肝硬変・肝がん患者の支援策を進めること。
- 5 ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治療の迅速化などを図ること。
- 6 医原病であるウイルス性肝炎の発症者・死亡者に一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
- 7 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

大分県佐伯市議会

引き続き、意見書案第26号を読み上げて説明とします。

意見書案第26号

#### 原子力発電所の安全対策の強化とエネルギー政策の転換を求める意見書

2011年3月に東北・関東地方を襲った巨大地震とそれに続く大津波は、東北地方を中心に数多くの尊い命を奪い、沿岸地方に壊滅的な被害をもたらした。

特に東京電力福島第一原子力発電所では、全電源が失われた後に、冷却水の喪失から炉心溶融、そして大量の放射性物質が放出されるなど、史上最悪の事態に陥っている。

この原発事故によって我が国で初めて原子力災害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令されたのをはじめ、「国際原子力事象評価尺度（INES）」による暫定評

価では原発事故の深刻度が「レベル7」とされ、大地震から8か月経った今もなお収束していない。

また、周辺地域では広範囲な避難指示のもと、多くの住民が避難生活を余儀なくされているほか、農産物の汚染や風評被害も深刻化している。

とりわけ今回の原発事故は、原発立地地域住民のみならず、隣接する県などを含めると、日本全国どこでもひとたび原発事故が起きれば放射性物質による被害の危険性があることを示しており、国民の不安は高まると同時に、現在のエネルギー政策を見直し自然エネルギーに転換すべきとの声も広がっている。

この状況を踏まえ、原発の徹底した安全対策を早急に構築するとともに、今後のエネルギー需給の変化や経済・雇用への影響、低炭素社会への対応など、多面的に分析・検証したうえで国民合意に基づく新たな政策を策定し、国民の不安を払拭させることは国の責務である。よって、国において次の事項について特段の措置を講じることを強く求めるものである。

## 記

- 1 今回の事故原因の詳細な調査を踏まえ、原発の抜本的な安全対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること。
- 2 原発の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること。
- 3 国の防災基本計画や原子力防災指針等の見直しを早急に行うこと。
- 4 今回の事故による風評被害を防止し、特に輸出品や観光などへの海外からの懸念を払拭するよう万全の対策を行うこと。
- 5 現在のエネルギー基本計画については一旦凍結し、国民的合意に基づく新たな計画を策定すること。
- 6 国は、自然エネルギーへの開発投資を拡大させ、コスト負担の国民的合意形成を図りながら、法整備も含めた普及・促進策を早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

大分県佐伯市議会

以上、よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 次に、意見書案第27号につきまして、提案者の説明を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） 総務常任委員長の後藤幸吉です。

本定例会に上程されました意見書案第27号について、総務常任委員会を代表して提案いたします。案文を読み上げて提案に代えさせていただきます。

## 意見書案第27号

### 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書

東日本大震災は、かつて経験したことがない甚大な被害をもたらしました。今、被災者の救援や原子力発電所の事故対策、被災地の復旧・復興に向けた取組が懸命に進められ、支援は全国各地に広がっています。そうした中、国や地方自治体の職員は大震災発生直後から懸命の救援活動に当たり、燃料確保やインフラ復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の生命を支えています。今回の大震災では、各地域において国が果たすべき責任と役割や公務・公共サービスの重要性が改めて明らかになりました。

国の機関では大震災からの復旧・復興に当たり、被災地への応援派遣を始め、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮しています。しかし、政府は「地域主権改革」を声高に主張し、昨年6月22日に、国の義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、地方交付金の一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とする地域主権戦略大綱を閣議決定しました。本年4月28日には地域主権改革関連3法案を成立させ、第2次一括法案の審議を粛々と進めています。また、閣議決定された地域主権戦略大綱の「アクション・プラン」に基づき、来年の通常国会に「国の出先機関原則廃止」する法案を提出するとしています。さらには、大震災から復興を機に、財界自らが「究極の構造改革」と称する道州制導入や広域合併を推進しようとしています。

今後も東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視され、東北地方太平洋沖地震の発生により地震活動が活発化する危険性も指摘される中で国に求められることは、防災対策などで地方自治体と一体となって国民・住民の生命を守り安全・安心を確保する責任と役割を發揮することです。

日本国憲法に基づく国民・住民の人権保障は、国・地方自治体としての現行法律でも十分に行えるものであり、地域主権を實行するための確実な財源の根拠もないまま国の出先機関を地方自治体に移譲することは、地方自治体の貧困が深刻化し、自治体間の格差拡大、医療や年金、雇用問題など様々な社会不安が増大するだけです。

国民の安全と安心を確保するために、今まさに、国と地方自治体の役割が重要となっています。国民・住民の要求に応えるためにも、国・地方の行政体制を拡充することが求められており、公務員の果たすべき役割は拡大しています。

現在、国が進めている「地域主権改革」により、国の出先機関の廃止・地方移譲や広域行政組織が進めば、地方における行政サービスが大幅に低下し、国民・住民の生活に支障を来すばかりか、地域間格差の拡大が懸念され、行政の効率化によって、国民の利便性や権利保障の後退を招き、住民や地方自治に犠牲を強いるものです。

国民・住民の生活を保障するための行政サービス等の拡充に向け、以下の事項の実現を強く求めるものです。

- 1 地方に犠牲を強いる「地域主権改革」は行わないこと。
- 2 行政サービスの低下を招く国の地方出先機関を統廃合しないこと。
- 3 佐伯河川国道事務所を存続し、番匠川を引き続き国の管理とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

大分県佐伯市議会

議員の皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いたします。

平成23年第7回佐伯市議会定例会追加上程議案等一覧表

意見書案

番 号	件 名
第 2 4 号	漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する意見書
第 2 5 号	350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書
第 2 6 号	原子力発電所の安全対策の強化とエネルギー政策の転換を求める意見書
第 2 7 号	国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書

議長（小野宗司） これより質疑を行います。

意見書案第24号、第25号、第26号及び第27号、以上4件を一括して議題といたします。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第24号、第25号及び第26号、以上3件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第24号、第25号及び第26号、以上3件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

なお、委員会提出の議案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しない扱いとなっておりますので、念のため申し添えます。

これより討論、採決を行います。

まず、意見書案第24号、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する意見書、第25号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書、第26号、原子力発電所の安全対策の強化とエネルギー政策の転換を求める意見書、以上3件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより3件を一括して採決いたします。

意見書案第24号、第25号及び第26号、以上3件をそれぞれ原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第24号、第25号及び第26号、以上3件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第27号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書を議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

意見書案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、意見書案第27号は原案のとおり可決されました。

#### 審議結果

#### 意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 2 4 号	漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する意見書		原案可決
第 2 5 号	350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書		原案可決
第 2 6 号	原子力発電所の安全対策の強化とエネルギー政策の転換を求める意見書		原案可決
第 2 7 号	国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書		原案可決

#### 日程第4 農業委員会委員の推薦の件

議長（小野宗司） 日程第4、農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員が辞任したことに伴い、その後任の委員の推薦については、議長において指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

農業委員会委員に黒岩眞由美さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました黒岩眞由美さんを農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、農業委員会委員に黒岩眞由美さんを推薦することに決定いたしました。

#### 日程第5 会議録署名議員の指名

議長(小野宗司) 日程第5、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番、河野豊君、8番、佐藤元君、以上の2人を指名いたします。

以上で本日の議事はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、平成23年第7回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後2時39分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年12月16日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

署 名 議 員 河 野 豊

署 名 議 員 佐 藤 元